

令和3年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和3年2月25日（第1日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	地 域 振 興 課 長	小野 正彦君
総 務 課 長	池田 馨君	住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君
介 護 長 寿 課 長	山本 智春君	健 康 増 進 課 長	杉山 則行君
商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
農 林 課 長	前田 修君	都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君
建 設 課 長	山口 幸治君	上 下 水 道 課 長	遠山 洋行君
こども育成課長	大庭 和広君	生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	
散 会	午後3時51分		

(議 事 日 程)

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	発議第 1 号	小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 4		町長提案説明
日程第 5	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度小山町一般会計補正予算 (第11号))
日程第 6	議案第 2 号	工事請負契約の締結について (町道2416号線他 1 路線橋梁整備工事)
日程第 7	議案第 3 号	工事請負契約 (変更) の締結について (緊急自然災害防止対策事業)
日程第 8	議案第 4 号	工事請負契約 (変更) の締結について (河川災害復旧事業)
日程第 9	議案第 5 号	令和 2 年度小山町一般会計補正予算 (第12号)
日程第10	議案第 6 号	令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第11	議案第 7 号	令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第12	議案第 8 号	令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第13	議案第 9 号	令和 2 年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第14	議案第10号	令和 2 年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第15	議案第11号	令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第16	議案第12号	令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第17	議案第13号	令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第18	議案第14号	令和 2 年度小山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第19	議案第15号	町有財産の譲与について
日程第20	議案第16号	町道路線の認定について
日程第21	議案第17号	町道路線の変更について
日程第22	議案第18号	第 5 次小山町総合計画について
日程第23	議案第19号	小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を廃止する条例について
日程第24	議案第20号	小山町足柄駅周辺整備事業基金条例を廃止する条例について
日程第25	議案第21号	小山町文化芸術振興条例の制定について
日程第26	議案第22号	小山町スポーツ振興条例の制定について
日程第27	議案第23号	小山町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について
日程第28	議案第24号	御殿場小山広域都市計画地区計画富士山麓フロンティアパーク小山地区計

画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第29 | 議案第25号 | 小山町須走多目的広場の管理に関する条例の制定について |
| 日程第30 | 議案第26号 | 小山町誓いの丘公園の管理に関する条例の制定について |
| 日程第31 | 議案第27号 | 小山町豊門公園の管理に関する条例の制定について |
| 日程第32 | 議案第28号 | 小山町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について |
| 日程第33 | 議案第29号 | 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第34 | 議案第30号 | 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第35 | 議案第31号 | 小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第36 | 議案第32号 | 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第37 | 議案第33号 | 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第38 | 議案第34号 | 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第39 | 議案第35号 | 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第40 | 議案第36号 | 令和3年度小山町一般会計予算 |
| 日程第41 | 議案第37号 | 令和3年度小山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第42 | 議案第38号 | 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計予算 |
| 日程第43 | 議案第39号 | 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第44 | 議案第40号 | 令和3年度小山町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第45 | 議案第41号 | 令和3年度小山町土地取得特別会計予算 |
| 日程第46 | 議案第42号 | 令和3年度小山町介護保険特別会計予算 |
| 日程第47 | 議案第43号 | 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計予算 |
| 日程第48 | 議案第44号 | 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第49 | 議案第45号 | 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算 |
| 日程第50 | 議案第46号 | 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算 |
| 日程第51 | 議案第47号 | 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計予算 |
| 日程第52 | 議案第48号 | 令和3年度小山町水道事業会計予算 |

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局並びに議員の発言の際は、マスクを着用することとします。

また、小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、報告します。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和3年第2回小山町議会3月定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの21日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの21日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第3 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。9番 岩田君。

○9番（岩田治和君） ただいま議題となりました発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております条例は、第1条として、令和3年4月1日からの小山町部等設置条例の一部改正に伴い、議会、常任委員会のショカツ事項を変更するものであります。

内容は、総務建設委員会の所管事項に「理事」を加えるものであります。

第2条として、令和3年6月1日から、これまで特別委員会で活動しておりました議会広報対策特別委員会について、これからは広聴機能も備えた常任委員会とすることで、議会広報の充実等、町民の意見をより広く収集する機能を整えるための体制をするものであります。

内容は、広報広聴委員会を定数6人とし、所管事項として、議会報告会及び議会広報広聴に関する事項とし、常任委員会に新たに加えるものであります。

提出者、岩田治和。賛成者、室伏辰彦、鈴木 豊、佐藤省三、池谷 弘、渡辺悦郎。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

岩田治和君提出の発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第4 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第1号から議案第35号までの35議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。議員の皆様には大変御苦勞さまでございます。令和3年第2回小山町議会3月定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席を賜りありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、専決処分の承認1件、工事請負契約の締結1件、工事請負契約（変更）の締結2件、令和2年度補正予算10件、町有財産の譲与1件、町道路線の認定1件、町

道路線の変更1件、第5次小山町総合計画1件、条例の廃止・制定・一部改正17件、令和3年度当初予算13件の合計48件であります。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町一般会計補正予算（第11号））についてであります。

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築に着手するため、また、普通河川湯船排水路河川災害復旧事業の復旧工法変更に当たり、国の承認が得られ、早急に着手するため、既定の予算総額に1億1,691万7,000円を追加し、予算の総額を148億4,889万2,000円とする、令和2年度小山町一般会計補正予算（第11号）を地方自治法の規定により、令和3年2月5日に専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第2号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和2年度町道2416号線他1路線橋梁整備工事の工事請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和2年度緊急自然災害防止対策事業 普通河川湯船排水路河川改修工事において、変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和元年度普通河川湯船排水路元年河川災害復旧工事元年災査定第20号において、変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うもの、また、今年度最終の補正予算となる見込みから、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理が主なもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億1,300万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を154億6,189万9,000円とするものであります。また、併せて、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第6号から議案第14号までについても、決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理に伴うもので、8の特別会計と一つの事業会計の補正予算であります。

初めに、議案第6号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ603万3,000円を追加し、歳入歳出総額を20億4,463万6,000円とするものであります。

次に、議案第7号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ30万1,000円を追加し、歳入歳出総額を589万7,000円とするものであります。

次に、議案第8号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ478万4,000円を追加し、歳入歳出総額を2億4,922万6,000円とするものであります。

次に、議案第9号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ116万円を減額し、歳入歳出総額を2億2,223万7,000円とするものであります。

次に、議案第10号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,976万7,000円を減額し、歳入歳出総額を20億9,159万2,000円とするものであります。

次に、議案第11号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今年度着手しております大胡田地区宅地整備事業について、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費の補正をするものであります。

次に、議案第12号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,687万7,000円を追加し、歳入歳出総額を9,637万3,000円とするものであります。また、併せて、繰越明許費の補正をするものであります。

次に、議案第13号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億3,560万円を減額し、歳入歳出総額を1億174万円とするものであります。また、併せて、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第14号 令和2年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入を1,711万円減額し、収益的支出を1,315万円減額するものと、資本的支出を1,000万円減額するものであります。また、併せて、継続費の補正をするものであります。

次に、議案第15号 町有財産の譲与についてであります。

本案は、町立棚頭区コミュニティセンターを棚頭区に譲与することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号 町道路線の認定についてであります。

本案は、駿河小山駅周辺再開発計画に伴い、小山地先に新設する予定の道路の認定及び用沢・

棚頭地先の新東名高速道路整備事業に伴い設置される道路を町道に認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 町道路線の変更についてであります。

本案は、桑木地先のふじのくにのフロンティアを拓く取組の事業に関わります道路整備及び大御神地先のラウンドアバウト交差点整備事業の実施に伴い、既存の町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号 第5次小山町総合計画についてであります。

本町では、平成22年度に、平成23年度からの10年間を計画期間とする第4次小山町総合計画を策定し、「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち・おやま」を将来像として、町民との協働によるまちづくりを進めてまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、激甚化、頻発化する自然災害の発生、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大など、社会環境は大きく変化し、また、町民ニーズの多様化・高度化への対応に加え、地方創生に向けた積極的な取組が求められてきました。

一方、三来拠点事業の着実な進展に加え、新東名高速道路の全線開通と（仮称）小山PA・スマートインターチェンジの開設が間近に控えており、さらには、来年度、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技が町内で開催されるなど、今後の経済活動や交流人口の拡大に期待が持たれています。

こうした状況を踏まえ、町民が安心して幸せの毎日を送ることができるまちづくりを目指して、第5次小山町総合計画を策定いたしました。

総合計画は、まちづくりの指針となるべき重要な計画でありますことから、町民・有識者・その他多くの方々からの御意見を参考に、次の八つの考え方を基本として策定をいたしました。

- 1、“住み続けたい”と思えるまちづくりを推進する計画。
- 2、行政の取組が見える計画。
- 3、様々な人たちと連携する計画。
- 4、多角的な視点から考える計画。
- 5、情勢の変化に柔軟に対応できる計画。
- 6、オリンピック・パラリンピックのレガシーを見据えた計画。
- 7、町民の目線に立ったわかりやすい計画。
- 8、世界遺産富士山と、その恩恵を未来に継承する計画。

以上の八つを計画策定における基本的な考え方として、副町長、教育長以下、役場の全部課長で構成する策定委員会における協議、そして町民企画委員の方々や役場の若手職員などで構成する企画委員会における協議などを経て、最終的には総合計画審議会委員の皆様方に御審議いただき、本案の完成に至っております。

本計画を定めるに当たり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関

する条例第2条第1項の規定に基づき、本案につきまして議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を廃止する条例についてであります。

本案は、小山町新産業集積エリア造成事業について、造成工事及び土地の引渡しが完了したことから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第20号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例を廃止する条例についてであります。

本案は、足柄駅前交流センターの建築など、一連の足柄駅周辺整備事業が完了したことから、本条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第21号 小山町文化芸術振興条例の制定についてであります。

本案は、本町における文化芸術の振興についての基本理念をはじめ、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項などを定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第22号 小山町スポーツ振興条例の制定についてであります。

本案は、本町におけるスポーツの振興についての基本理念をはじめ、スポーツの振興に関する施策の基本となる事項などを定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第23号 小山町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定についてであります。

本案は、小山町を拠点として事業を実施する社会福祉法人に対する助成の手續に関し、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第24号 御殿場小山広域都市計画地区計画富士山麓フロンティアパーク小山地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてであります。

本案は、富士山麓フロンティアパーク小山の地区計画の区域内における建築物の制限につきまして必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第25号 小山町須走多目的広場の管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、須走多目的広場の管理につきまして必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第26号 小山町誓いの丘公園の管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、誓いの丘公園の管理につきまして必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第27号 小山町豊門公園の管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、豊門公園の管理につきまして必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第28号 小山町地域優良賃貸住宅基金条例の制定についてであります。

本案は、小山町地域優良賃貸住宅「グランファミリア落合」において、住宅及び共同施設の修繕等の実施に要する経費に充てるため基金条例を制定するものであります。

次に、議案第29号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険制度改革により、県内の保険料水準の統一を目指す中で、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の課税区分のうち、資産割及び介護分の平等割の段階的な廃止に向けて税率改正を行うものであります。

次に、議案第30号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町立棚頭区コミュニティセンターの譲与に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号 小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布されたことに伴い、小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険法施行規則による保険料に係る基準所得金額の改定及び第8期介護保険事業計画に基づく、令和3年度から令和5年度までの3年間の第1号被保険者の保険料の制定、そして新型インフルエンザ等対策特別措置法の「新型コロナウイルス感染症」の定義の改正を受け、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町民いこいの家の使用料を改正することから、条例の一部を改正するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、須走多目的広場等一部の都市公園の管理に関する条例を新たに制定するため、有料の公園施設の使用許可の申請等に関する条例の規定を削除するなど、都市公園条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、湯船地内の町営住宅湯船団地の一部を用途廃止するのに伴い、小山町営住宅条例第3条第2項に規定する戸数を改正するものであります。

以上、承認第1号から議案第35号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第11号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

予算（第11号）

○議長（池谷洋子君） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築に着手するため、また、普通河川湯船排水路河川災害復旧事業の復旧工法変更に当たり、国の了承が得られ、早急に着手するため、令和2年度小山町一般会計補正予算（第11号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,691万7,000円を追加し、予算の総額を148億4,889万2,000円とするものであります。

初めに、5ページ、繰越明許費の補正であります。

湯船排水路河川災害復旧事業の復旧に当たり、年度をまたがった事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、6ページ、地方債の補正であります。湯船排水路緊急自然災害防止対策事業分において、河川整備事業債を追加するものと、災害復旧分について事業額の増加に伴い限度額を変更するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

16款1項2目災害復旧費国庫負担金を2,358万4,000円増額しますのは、湯船排水路河川災害復旧事業の復旧工法変更に当たり、国庫負担金の増額を見込むものであります。

次に、同じく2項3目衛生費国庫補助金を1,153万3,000円増額しますのは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金を見込むものであります。

次に、23款1項2目土木債を7,010万円増額、同じく4目災害復旧債1,170万円を増額しますのは、湯船排水路の復旧事業の変更に当たり、その財源として借入れをするものであります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

10ページ、2款1項9目諸費を12万2,000円増額しますのは、ワクチン接種実施に当たり任用する、会計年度任用職員の社会保険料であります。

次に、11ページにかけまして、4款1項2目予防費を1,140万6,000円増額しますのは、ワクチン接種の実施に当たり、接種券の作成328万5,000円のほか、会計年度任用職員報酬、消耗品、電算システムの改修、消耗品、備品購入などが主なものであります。

次に、11ページ、7款3項1目河川費を7,013万6,000円増額しますのは、湯船排水路河川改修事業の工法変更に当たり、増額となる設計業務と工事請負費及び用地費であります。

次に、12ページ、10款2項1目公共土木施設災害復旧費を3,535万9,000円増額しますのは、湯船排水路河川災害復旧事業の工法変更に当たり増額となる、設計業務委託、工事請負費及び用地費であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第1号はこれを承認することに決定しました。

日程第6 議案第2号 工事請負契約の締結について（町道2416号線他1路線橋梁整備工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第6 議案第2号 工事請負契約の締結について（町道2416号線他1路線橋梁整備工事）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第2号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は6ページからとなります。

本案は、令和2年度町道2416号線他1路線橋梁整備の工事請負契約の締結案件であります。

本工事は、足柄サービスエリア周辺地区開発事業に伴い、開発事業者から町が受託事業として整備を行う町道整備のうち、町道足柄三保線をまたぐ延長52メートル、有効幅員12メートルの橋梁整備工事を実施するものであります。

主な工事の内容につきましては、上部工として鋼単純合成鈹桁橋一式、下部工として逆T式橋台2基。うち1基は直接基礎、もう1基は基礎くい工で、直径1メートルのくい基礎を深さ7.5メートルで12本施工するものであります。

工事入札は、去る2月17日、町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が3億5,200万円で落札決定し、消費税相当額3,520万円を加え、3億8,720万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、完成日は令和4年8月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 工事請負契約（変更）の締結について（緊急自然災害防止対策事業）

○議長（池谷洋子君） 日程第7 議案第3号 工事請負契約（変更）の締結について（緊急自然災害防止対策事業）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第3号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は8ページからとなります。

本案は、令和2年4月臨時会において議決をいただきました、令和2年度緊急自然災害防止対策事業 普通河川湯船排水路河川改修工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の主な内容は、倒木除去後の現地の地形、地質を基に復旧工法を精査し、当初計画した現場打のり枠工、面積4,206平方メートルを794平方メートル追加し、5,000平方メートルに変更するものと、また、鉄筋挿入工は、長さ5メートルの鉄筋を683本施工する計画を、のり面の安定計算結果に基づき、鉄筋の長さを設置位置に応じて2.5メートルから7メートルに変更し、500本に変更するものが主なものでございます。

変更による増額は7,007万円で、総額2億6,257万円となり、うち消費税相当額は2,387万円であります。

なお、工事完成日は、令和3年7月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 工事請負契約(変更)の締結について(河川災害復旧事業)

○議長(池谷洋子君) 日程第8 議案第4号 工事請負契約(変更)の締結について(河川災害復旧事業)を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長(高村良文君) 議案第4号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。議案書は10ページからとなります。

本案は、令和2年2月臨時会において議決をいただきました令和元年度普通河川湯船排水路元年河川災害復旧工事元年災査定第20号について、設計の一部変更に伴う工事請負契約(変更)の締結案件であります。

変更の主な内容は、倒木除去後の現地の地形、地質を基に、国及び県と復旧工法について協議した結果、当初計画した管渠工、延長41.4メートル及び現場打水路工、延長107メートルを、布製型枠水路工、延長148メートル、面積1,400平方メートルに変更することになりました。また、のり面の安定計算に基づき、現場打のり枠工の面積を477平方メートル追加し、1,657平方メートルに追加変更することが主なものであります。

変更による増額は2,274万8,000円で、総額1億4,154万8,000円となり、うち消費税相当額は1,286万8,000円であります。

なお、工事完成日は、令和3年7月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第12号)

○議長（池谷洋子君） 日程第9 議案第5号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第5号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うもの、また、今年度最終の補正予算となる見込みから、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、事業の執行見込み等を精査した結果による補正となっております。

初めに、7ページの継続費の補正であります、1事業の変更であります。

土木費、道路橋梁費の町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）につきましては、新東名の工事進捗に合わせ、年割額を変更するものであります。

次に、8ページの繰越明許費の補正であります、13事業の追加であります。

総務費、広報広聴費の東京2020大会小山町開催記録映像制作は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されたことにより、年度内の完了ができないため、繰越しをするものであります。

次に、農林水産業費、農業費の産地生産基盤パワーアップ事業は、国の令和2年度補正予算（第3号）において交付されることとなり、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、商工労働費、商工費、地域振興臨時給付金交付事業は、感染症の長期化により売上が落ち込んだ事業者への経済支援として、国及び県の補助金・交付金を活用し実施するものですが、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、同じく観光費、町民いきいの家設備修繕事業及び改修事業は、町民いきいの家直営移行後、早急に工事に着手するもので、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費、町道整備事業は、町道小山白岩線外1路線設計・地質調査業務委託における土地の境界確定に不測の期間を要し、また、町道1626号線道路改良舗装工事において、工程調整や通行規制等に不測の期間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、同じく公共道路整備事業は、町道用沢大御神線における用地交渉に不測の期間を要し、また、町道大胡田用沢線道路改良舗装工事において、工程調整や通行規制等に不測の期間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、同じく道路構造物長寿命化事業は、町道1181号線（坪入橋）橋梁ほか3橋梁の3補修工事における河川管理者との協議、部材の工場製作などに不測の期間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、同じく工業団地アクセス道路整備事業は、国道246号視距改良工事における新設交差点に係る事業調整により、今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰越しをするものであります。

次に、同じく無電柱化整備事業は、地元との協議及び工程調整などにより、今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰越しをするものであります。

次に、同じく計画調査費、都市計画道路整備事業は、大胡田用沢線境界くい打設において、隣接のほ場整備工事との事業調整により、今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰越しをするものであります。

次に、教育費、中学校費、北郷中学校空調設備改修事業は、事業費への国の補助金が本年1月の国の令和2年度補正予算において交付される見込みとなり、年度をまたがった事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、林道施設災害復旧事業は、令和2年7月の豪雨災害により被災した林道施設復旧工事について、資材の調達に不測の期間を要したことから、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、9ページの債務負担行為の補正であります。

町民いこいの家管理運営事業は、現在の町民いこいの家の直営移行に当たり、施設設備の管理運営を4月1日から円滑に実施するため、3月中に契約する必要があることから、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、10ページの地方債の補正であります。

追加の中学校施設整備事業は、北郷中学校空調設備改修事業において、国庫補助残の事業費へ起債をするものであります。

減収補填債は、新型コロナウイルスの影響により、景気変動に伴う通常の増減収を超える減収が生じる税目について、減収補填債の対象税目となったことから、地方消費税交付金、たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税の減収見込みについて、起債をするものであります。

変更の4事業につきましては、国の補正に伴う事業費の増額及び本年度の予算執行見込みから、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

2款2項1目地方揮発油譲与税を150万円、7款1項1目地方消費税交付金を900万円、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金を300万円それぞれ減額しますのは、新型コロナウイルスの影響による景気変動に伴う減収を見込むものであります。

13ページ、14款1項1目農林水産業費分担金を1,692万5,000円増額しますのは、国の第3次補正により増額となった中山間地域総合整備事業と畑地帯総合整備事業に対する分担金を増額するものであります。

14ページ、15款1項6目土木使用料を523万1,000円減額しますのは、地域優良賃貸住宅使用料

528万円を減額するものが主なものであります。

15ページ、16款2項1目総務費国庫補助金を835万6,000円増額しますのは、個人番号カード交付事業費等の国庫補助決定に伴い増額するものであります。

16ページ、同じく7目教育費国庫補助金147万4,000円増額しますのは、国の令和2年度補正予算（第3号）による北郷中学校空調設備に係る学校施設環境改善交付金435万1,000円の増額が主なものであります。

17ページ、同じく8目災害復旧費国庫補助金273万7,000円を増額しますのは、令和2年7月の豪雨災害により被災した林道施設復旧工事の補助率の増高によるものであります。

次に、同じく9目特定防衛施設周辺整備調整交付金を5,344万6,000円増額しますのは、今年度分の交付額が確定したことにより増額するものであります。

次に、同じく10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,848万4,000円増額しますのは、国の第3次補正により増額するものであります。

次に、19ページ、17款2項4目農林水産業費県補助金を4億3,326万2,000円増額しますのは、国の第3次補正において交付されることとなった、産地生産基盤パワーアップ事業補助金4億3,320万3,000円増額するものが主なものであります。

次に、同じく5目商工労働費県補助金を2,357万6,000円増額しますのは、地域振興臨時交付金の実施における県地域振興交付金2,367万5,000円増額するものが主なものであります。

次に、21ページの19款1項2目総務費寄附金を4,800万円増額しますのは、須走地域振興のため須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、22ページ、20款2項2目須走地域振興事業基金繰入金を113万6,000円増額しますのは、繰入金を財源とする各事業費の確定による減額と、新たに須走多目的広場照明緊急修繕の財源として繰入れするものであります。

次に、同じく4目総合計画推進基金繰入金を675万8,000円増額しますのは、繰入金を財源とする各事業費の確定による減額と、町民いこいの家改修に係る財源として繰入れをするものであります。

次に、同じく5目教育振興基金繰入金を3,485万円減額しますのは、繰入金を財源とする学校施設整備費などの減額によるものであります。

次に、23ページ、22款5項4目商工労働費受託事業収入を3,000万円増額しますのは、足柄SA周辺地区用地事務受託事業の事業進捗により増額するものであります。

次に、同じく5目土木費受託事業収入を4,000万円減額しますのは、足柄SA周辺地区開発道路整備における社会資本整備総合交付金の確定に伴う受託事業収入の減額によるものであります。

次に、24ページにかけまして、22款6項1目雑入を568万2,000円減額しますのは、ミニポートピア富士おやま環境整備協力費を700万円減額するものが主なものであります。

次に、23款1項1目農林水産業債を1,670万円増額しますのは、国の第3次補正予算で増額にな

る中山間地域総合整備及び経営体育成基盤整備事業の財源として借入れするものであります。

次に、同じく3目消防債を960万円減額しますのは、第7分団車庫・詰所建設工事の事業費確定に伴う減額であります。

次に、同じく4目災害復旧債を220万円減額しますのは、林道施設災害復旧における補助率の増高により減額するものであります。

次に、25ページ、6目教育債を5,370万円増額しますのは、北郷中学校空調設備の財源として借入れするものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

29ページをお願いします。

2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を1億623万7,000円増額しますのは、特定防衛施設周辺整備調整交付金を基金に積立てする5,824万6,000円、先ほど歳入で御説明いたしました須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てる4,800万円のほか、ふるさと寄附の使い道要望の状況に合わせ、教育振興基金、総合計画推進基金及び新型コロナウイルス感染症対策基金の積立額を調整するものであります。

次に、32ページ、同じく3項1目戸籍住民基本台帳費のうち説明欄(3)個人番号カード関連事務費を643万4,000円増額しますのは、マイナンバーカードの交付に伴う、地方公共団体情報システム機構に対する通知カード・番号カード事務委託交付金の増額によるものが主なものであります。

次に、45ページ、4款1項1目保健衛生総務費、説明欄(3)救急医療対策事業費を786万円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症の影響による、御殿場市救急医療センター負担金の増額によるものであります。

次に、46ページ、同じく2目予防費、説明欄(3)新型コロナウイルス感染症対策事業費を350万9,000円増額しますのは、御殿場市救急医療センターにおける感染症予防体制整備のための負担金170万9,000円が主なものであります。

次に、48ページ、同じく3項2目塵芥処理費、説明欄(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金を867万円増額しますのは、新型コロナウイルスの影響により、事業系ごみの搬入量減少による手数料の減、また発電事業における売電価格が下落したことにより、組合の歳入が減少し、市町の負担金を増額するものであります。

次に、49ページ、5款1項3目土地改良事業費、説明欄(5)中山間地域総合整備事業費を257万円増額しますのは、国の3次補正により中山間地域総合整備事業費が増額となったことに対する、県への負担金を307万円増額するものが主なものであります。

同じく説明欄(6)経営体育成基盤整備事業費を3,234万円増額しますのは、国の3次補正により畑地帯総合整備事業費が増額となったことに対する、県への負担金の増額3,100万円が主なものであります。

次に、50ページから51ページにかけまして、6款1項1目商工業振興費、説明欄（2）商工業振興費を5,940万3,000円増額しますのは、感染症の長期化により売上が落ち込んだ事業者への経済支援として実施する、地域振興臨時交付金6,000万円が主なものであります。

次に、52ページ、同じく1項2目企業立地推進費、説明欄（4）上野工業団地造成事業特別会計繰出金を1,252万6,000円減額しますのは、上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）に伴うものであります。

次に、54ページ、6款2項2目、説明欄（2）町民いこいの家管理費を3,399万8,000円増額しますのは、町民いこいの家の老朽化に伴う施設及び設備の改修が主なものであります。

次に、56ページから57ページにかけまして、7款5項1目住宅管理費のうち説明欄（2）町営住宅維持管理費を2,246万6,000円減額しますのは、解体事業の執行見込みに合わせて減額するものが主なものであります。

次に、58ページ、8款1項2目非常備消防費のうち説明欄（5）消防団施設整備事業費を832万5,000円減額しますのは、第7分団車庫・詰所建設事業の執行見込みに合わせて減額するものであります。

次に、64ページ、9款3項1目学校管理費、説明欄（5）中学校施設整備費を3,604万円増額しますのは、北郷中学校空調設備の改修事業が主なものであります。

最後に、68ページ、12款1項1目予備費を7,351万4,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど補足説明が終了いたしましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（室伏 勉君） 3点ほど質問させてください。

17ページ、国庫支出金ですけれども、16款2項10目、新型コロナウイルス感染症対策の地方債、地方創生臨時交付金が1,848万4,000円となっております。2月5日の新聞報道では、7,388万3,000円でした。この差額は何でしょうか。ちなみに、県よりの補助金、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金は、報道のとおり、2,367万5,000円が計上されています。

2点目ですけれども、54ページ、6款2項2目（2）町民いこいの家の管理費、18、感染症対策助成金が400万円、これは全体の説明がありましたけれども、個別に見ますと、この助成金400万円が減額されています。これは9月の定例会で、一般会計補正予算（第6号）で、対策費として2,134万2,000円を計上していると思います。今般の補正で400万円減額となりますと、この対策

費は1,734万2,000円となります。この減額の理由を教えてください。

最後にもう1点であります。57ページ、7款5項1目（2）町営住宅維持管理費、これも先ほど御説明いただきましたけれども、その中で、14節町営住宅解体事業費が1,871万4,000円減額されています。当初予算は4,500万円で計上されておりまして、執行率は58%。2月10日の全員協議会においては、用途廃止する町営住宅の湯船団地3棟12戸のうち1棟4戸の解体をしたとの説明を受けました。もう1棟解体できたのではと思いますけれども、減額の理由を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 室伏 勉議員の御質問の1点目にお答えいたします。

地方創生臨時交付金ですけれども、今年度につきましては、第1次、第2次、第3次配分ということで、3回にわたって補助金、交付金の方を受け入れている状況でございます。

御指摘の第3次補正分の受入額は確かに7,388万3,000円でしたが、これにつきましては、令和2年度の事業執行分に充当する分と、令和3年度以降、翌年度に充当する分ということで、令和2年と令和3年度の2か年にわたってこの3次補正分を執行するという予定になっておりまして、今回の補正の金額につきましては、令和2年度執行分についての増額分、受け入れた増額分を補正で計上したという状況でございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 室伏 勉議員の御質問にお答えいたします。

町民いこいの家の管理費のうち、負担金及び交付金の400万円の減でございますけれども、こちらにつきましては、施設が実施した感染症対策に対しまして請求額に基づき助成金を毎月支払っているところでございますが、これまでの支払額に対しまして余剰金が発生する見通しとなりましたので、ここで400万円を減額するというものでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏 勉議員の最後の質問にお答えいたします。

この金額は、湯船町営住宅ではなくて、今年度行いました須走の滝の台の町営住宅の解体工事の入札差金が主なものであります。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 1点御質問させていただきます。

19ページですけれども、19とですね、歳出の方でいきますと49ページ、5款1項2目ですけれども、18節の産地生産基盤パワーアップ事業補助金、非常に大きな4億3,320万円余かと思うんですけれども、この内容と、それから2目農業振興費でいきますと、当初予算が1億9,000万円ですか。これに4億3,000万円の補正がつきまして6億2,500万円ということになっていまして、一

一般的に考えますと、補正というのは、いわゆる補助的なものなので、当初をあまり上回るということは、ケースによってはあるかもしれませんが、あまり考えられないんですけれども。当初の予算でこの補助金の、国の方も補正だったようなんですけれども、予想見込みができなかったかどうか、その2点お伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 遠藤 豪議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初に、産地生産基盤パワーアップ事業でございますけれども、まず最初に概要を御説明させていただきたいと思います。

そもそもこの事業自体が、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、高性能な機械、施設の導入や栽培体験、転換等に補助金を支出するものでございます。

補助率としましては、国から事業費の2分の1以内ということで、実質、国、県、町経由で町の負担はございませんけれども、一応町から経由して事業者を支払われる仕組みでございます。

令和2年度の補正で、この支出先でございますけれども、面整備がおおむね今完了しております湯船原のアグリーンドアストリーエリアに、現在サンファーム富士小山がございますが、その北西側に新たにサンファームレイワという事業主体ができますので、そちらへ支出するもので、主な施設としましては、低コスト型の耐候性ハウス——ビニールハウスということで、約3.4町歩のものを造るということで、事業費11億強のうちの4億5,836万円、今年度既に、別に産地パワーアップ事業で補助残がございましたものですから、それと合わせて合計が4億3,320万3,000円というふうになっております。

それから、もう一つの御質問でございますけれども、当初の予算よりも何でこの補正の方が大きいかというところでございますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、これは基本的には町の負担がなく、そのまま経由してくるというもののの中で、当初見込みの方でも、これは令和3年度の予算で今計上させていただいておりましたが、県の方もこういった大きい事業を早期に終わらせたいという意味もありまして、早めにつけていただいたということになっておりますので、一応その辺御了承いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 2点ほどお伺いいたします。

41ページの3款3項2目19節です。児童手当が993万9,000円減額になっているんですが、その理由を教えてください。

もう1点が、46ページ、4款1項2目17節新型コロナウイルス感染症対策事業のうちの骨密度計というのが書いてあるんですが、どのような関係があるのか教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 室伏辰彦議員の御質問にお答えをいたします。

41ページの児童手当993万9,000円の減額の理由でございます。

こちらにつきましては、当初の計算では、年間の受給者数を延べ2万36人で計上しておりました。これを、実績に伴いまして、延べ人数を1万9,398人という見込みを出しまして、人数が減ったということによりまして減額したというものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 骨密度計について御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛、または運動不足等により骨密度の低下が危惧されますので、骨密度計を購入することとしました。この骨密度を測定することによりまして、若い方との比較ですとか、同年代の比較を行い、その結果により、食事指導ですとか、運動指導により骨折のリスクを低減させるために購入するものであります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 3点伺わせていただきたいと思います。初め2点は、少し自分の不勉強をさらすようで恥ずかしいところもあるんですが、14ページ、15款1項6目、説明欄の3、これは何と読むんでしょうか。地優賃使用料は528万円減となっていますが、この地優賃というのは何でしょうか。分かりやすく教えていただけるとありがたいなと思います。

それから、もう1点、言葉では、43ページ、3款3項3目、説明欄の（3）、13、HOICT使用料、これも読み方が分からないですし、内容はどんなんでしょうか。

この二つの言葉について教えていただきたいということがあります。

それから、全体を通してこの補正予算をずっと見させていただいた中で自分が聞きたいと思ったことは、例えば16ページ、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金705万3,000円減、これは始まって減額ばかりなんです。今年度はコロナが大変だというふうなことになるかと思うわけですが、本当に減額補正がたくさん目につきます。これの主な理由をどのように捉えているのか。また、本来、予算は各自治体による住民への約束、公約のようなものと言われておりますけれども、特別な減額の理由がない限り、予算に基づいた執行が大切と考えるんですけれども、どのようにお考えなんですか伺います。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 佐藤議員の1点目の質問についてお答えいたします。

大変分かりにくい表現で、本当に申し訳ありませんでした。地優賃というのは、地域優良賃貸住宅の略です。昨年8月に供用開始しました「グランファミリア落合」の家賃の減額補正ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 佐藤議員の２点目の質問にお答えをいたします。

43ページ、説明欄13にございますHOICT使用料でございます。こちらは保育等使用料になります。こちらにつきましては、令和元年度末に導入をいたしましたこども園の登降園等々を管理するシステムの名称となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 佐藤議員の３点目の御質問にお答えをさせていただきます。

補助金、交付金等が軒並み減額になっているということでございますが、先ほどの部長の説明にもありましたとおり、３月議会ということで、最終の補正ということで、事業執行に合わせまして補助金等が交付されますので、それに伴いまして減額という結果になってございます。

事業等につきましては、予定していた事業を軒並み実施できたと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 佐藤議員、再質問はありますか。

○６番（佐藤省三君） 再質問をします。

ただいまの３点目の件ですけれども、歳入の関係で、補助金とか交付金というようなことについては分かりましたけれども、歳出の方もやっぱり減額が非常に多いわけですね。

例えば、35ページの２款７項３目、説明欄（２）18、移住・就業支援金220万円の減、同じく（３）12、結婚支援事業407万円の減、18、結婚新生活支援補助金60万円減。それから、38ページは、高齢者の福祉推進委員が301万1,000円の減。41ページ、児童手当、19、993万9,000円、これは室伏辰彦議員からも質問がありました。それから、46ページでは、若年がん患者等支援事業73万円減。これは歳出の方も結構減額がされているわけですけれども、先ほどのお答えでは、歳入のことについて伺いました。歳出の方はいかがなものでしょうか。ちゃんと初めに計画したとおりのことができたかどうかということについて伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

歳出の部の減額につきましても、この時期に事業費が確定するという要素が多いものですから、歳出につきましても、この時期での補正をさせていただくということがあります。

それと、先ほどの総務課長の答弁の補足になりますが、事業は大体執行できたというものにつきましては、コロナウイルスの影響を受けずに予算計上をしていたものについて、計画どおりに実施できたということであります。

一方で、コロナウイルスの影響を受けて事業が実行できなかったという予算も多々ありますので、それらを反映させた予算ということになったということで御理解いただければと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（池谷洋子君） 日程第10 議案第6号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第6号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ603万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億4,463万6,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税を115万1,000円増額するのは、3節介護納付金分現年課税分の増額で、決算見込みによるものであります。

次に、その下、2目退職被保険者等国民健康保険税を25万円減額するのは、同じく決算見込みに基づく補正であり、退職被保険者の人数の減少が要因であります。

次のページにかけて、4款国庫支出金の補正額139万8,000円の増額は、1項2目災害等臨時特例補助金の増額で、新型コロナウイルスの感染拡大により、収入の減少した方を対象として国保税の減免及び傷病手当金を支給するための特例補助金であります。

次に、5款1項1目県支出金の保険給付費等交付金367万2,000円の増額は、保険者努力支援分の増額が主なもので、国保税の収納率向上や特定健康診査の受診率向上のための取組に対する交付金の決定を受けたものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金1,035万7,000円の減額は、いずれも決算見込みによる補正増減であります。

次に、11ページの5 款保険事業費1,063万3,000円の減額の主なものは、1 項1 目特定健康診査等事業費、説明欄（2）12節特定健康診査事業580万6,000円の減額と、二つ下の未受診者対策事業355万4,000円の減額です。

これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、健診受診率が当初の見込数よりも少なかったことと、新規に計画した未受診者対策の事業実施を見送ったことに起因します。

また、12ページの2 項2 目疾病予防費、説明欄（2）19節脳ドック検診49万9,000円の減額につきましても、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、当初見込んだ受診件数に達しないため減額としております。

最後に、9 款1 項1 目予備費を2,702万3,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第6 号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7 号 令和2 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2 号）

○議長（池谷洋子君） 日程第11 議案第7 号 令和2 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2 号）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第7 号 令和2 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2 号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ30万1,000円を追加し、予算の総額を589万7,000円とするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

補正予算書の6 ページをお開きください。

4 款1 項1 目貸付元金収入を30万1,000円増額しますのは、本年度の決算見込みに合わせ増額

するものであります。

次に、7ページ、歳出についてであります。

1款1項1目貸付事業費を144万円減額しますのは、当初、貸付者を10人と見込んでおりましたが、実績では6人に減少することによるものであります。

次に、2款1項1目基金積立金を200万円増額しますのは、決算見込みの収支及び繰越しの状況から基金への積立てをするものであります。

最後に、次のページ、3款1項1目予備費を25万9,000円減額しますのは、今回の補正に合わせ歳入歳出の調整をするものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（池谷洋子君） 日程第12 議案第8号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第8号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ478万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,922万6,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款1項2目普通徴収保険料を399万3,000円増額いたしますのは、決算見込みに合わせ補正するものであります。

次に、2款1項1目保険基盤安定繰入金を79万1,000円増額いたしますのは、保険料軽減分及び社保被扶養者軽減分に係る一般会計からの繰入額に合わせ補正するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金を478万4,000円増額いたしますのは、説明欄(2) 18節後期高齢者医療保険料を399万3,000円増額し、併せて、保険基盤安定拠出金を一般会計からの繰入額に合わせ79万1,000円増額するものです。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(池谷洋子君) 日程第13 議案第9号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(湯山博一君) 議案第9号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ116万円を減額し、予算の総額を2億2,223万7,000円とするものであります。

それでは、補正予算書の6ページを御覧ください。

初めに、歳入について御説明をいたします。

4款1項1目一般会計繰入金、説明欄1、一般会計繰入金を116万円減額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出の差額を調整するものであります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目下水道総務費、説明欄(2)下水道施設維持管理費、26節消費税納付金を100万円減額いたしますのは、令和元年度決算により令和2年度の間申告額が決定したことによるものであります。

次に、7ページ下段から8ページにかけまして、2款1項1目元金、説明欄(2)公債費(元

金)、22節償還金元金を7万円増額及び2目利子、説明欄(2)公債費(利子)、22節償還金利子を23万円減額いたしますのは、令和元年度借入れ分の利率の決定等により償還額が確定したことによるものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第10号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(池谷洋子君) 日程第14 議案第10号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第10号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,976万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億9,159万2,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

最初に、2款国庫支出金関係で、補正額は1,283万5,000円の減額であり、いずれも決算見込みに基づく補正増減であります。

内訳は、1項1目介護給付費負担金1,950万円の減額は歳出の減に伴い減額するもので、その下、2項3目保険者機能強化推進交付金334万7,000円増額は保険者として地域支援事業の介護給付の

適正化等の各種事業の取組状況により交付される交付金であります。

また、その下、4目保険者努力支援交付金331万8,000円の増額は、今年度から創設されたインセンティブ交付金として介護予防・健康づくりへの取組により保険者に交付されるものであり、それぞれ国の内示額であります。

次に、3款支払基金交付金の2,106万円の減額及び次の7ページの4款県支出金の975万円の減額につきましては、歳出側の減額に合わせ、それぞれの負担割合により減額としております。

次に、6款繰入金の612万2,000円の減額の内訳は、1項1目介護給付費繰入金975万円の減額。こちらは、町の負担分の減額及び4目低所得者保険料軽減繰入金477万2,000円の増額は、低所得者に対して実施した保険料軽減分に対する繰入れであり、8ページの5目その他一般会計繰入金114万4,000円の減額は、認定調査費の減額に対する事務費の減が主なものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお願いします。

初めに、1款総務費114万4,000円の減額は、歳入で御説明いたしました認定調査費にかかる120万円の減額が主なものです。

次に、2款保険給付費7,800万円の減額の主なものは、次のページ、1項1目居宅介護サービス給付費の4,000万円の減額、3目地域密着型介護サービス給付費の4,000万円の減額であります。いずれも決算見込みに合わせた減であります。

最後に、11ページの6款予備費を2,925万6,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（池谷洋子君） 日程第15 議案第11号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（池谷洋子君） 日程第16 議案第12号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第12号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

予算書は別冊となります。

予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,687万7,000円を増額し、予算の総額を9,637万3,000円にするとともに、繰越明許費を設定するものであります。

初めに、繰越明許費について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

2款1項事業費として記載してあります4本の委託料を1,876万円繰越いたしますのは、対象区域内の埋設物調査に時間を要し、造成工事の当初設定していた工事進捗が図れず、この進捗に合わせ測量作業を実施するため、外周境界確定測量、相続等登記業務、分合筆登記業務、工事監理の事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金を1,252万6,000円減額いたしますのは、造成に伴い伐採した立木の売払金が確定したことと、歳出予算に計上しております事業費の決算見込みに合わせて減額するものでございます。

4款1項1目不動産売払収入を2,940万3,000円増額いたしますのは、先ほど御説明いたしました、造成に伴い伐採いたしました立木の売払金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

8 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費を51万4,000円減額いたしますのは、職員手当等及び旅費を決算見込みに合わせて補正するものでございます。

2 款 1 項 1 目事業費を1,739万1,000円増額いたしますのは、造成工事の進捗により新産業集積エリアから上野工業団地の間に、口径150ミリ、延長500メートルの配水管を布設する工事を年度内に実施するものでございます。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（池谷洋子君） 日程第17 議案第13号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第13号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

予算書は別冊となります。

2 ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,560万円を減額し、予算の総額を1億174万円にするとともに、繰越明許費を設定し、既定の地方債を変更するものでございます。

初めに、繰越明許費について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

1 款 1 項事業費のうち、許認可協議・申請531万8,000円及び工事監理1,000万円を繰越しいたしますのは、第2工区の用地買収・物件移転補償の遅れにより、当初想定していた設計業務が完了できず、この進捗に合わせ実施する委託業務について、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

併せて、物件移転補償費1,785万8,000円を繰越いたしますのは、物件所有者との交渉に時間を要し、年度内に移転完了まで至らない補償費について繰越明許費を設定するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

3款1項1目用地取得等事業債を3億3,560万円減額いたしますのは、歳出予算に計上しております事業費の決算見込みに合わせて減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款1項1目事業費を3億3,560万円減額いたしますのは、事業の進捗に伴い、本年度内に契約締結に至らなかった用地費について減額するものでございます。

次に、地方債の補正について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

先ほど御説明いたしました歳入の用地取得等事業債の補正に合わせ、限度額を8,990万円に減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 質問させていただきます。

9ページですけれども、事業費が、要は用地費で、これが買収できなかったということで減額になると思うんですけれども、来年度以降、非常にこの話を聞きますと、用地の取得が難しいと聞いております。なかなか理解が得られないんじゃないかというような話もちまたにはあるわけですけれども、来年度以降も、何というんですか、用地費の方を何とか頑張って取得するのか。もし駄目だった場合に、非常に難しかった場合に、事業計画の変更もあり得るんじゃないかと思うんですけれども、その辺の見通しをお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 遠藤議員の御質問にお答えします。

2工区の事業につきまして、用地取得等の御心配をされたという御意見を今伺ったわけでございますけれども、小山町としましては、引き続きこの事業用地を取得するに当たりまして、先方と交渉を続けてまいりたいという考えでおります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 14 号 令和 2 年度小山町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（池谷洋子君） 日程第18 議案第14号 令和 2 年度小山町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第14号 令和 2 年度小山町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてであります。

補正予算書の 2 ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から収益的収入を1,711万円及び収益的支出を1,315万円それぞれ減額し、収益的収入の予算総額を 3 億1,255万3,000円に、収益的支出の予算総額を 3 億776万3,000円に、また、資本的支出を1,000万円減額し、資本的支出の予算総額を 3 億2,423万円にするとともに継続費の補正をするものであります。

次に、予算書の 3 ページを御覧ください。

初めに、継続費の補正ですが、年割額の変更であります。

須走低区配水場整備事業の財源であります防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、いわゆる防衛 8 条補助金の交付決定によりまして、本年度から 3 か年にわたる国庫債務負担行為の年度ごとの金額が決定をしたことにより、令和 3 年度の年割額を 1 億7,000万円減額し、同額を令和 4 年度に振り分けるものであります。

それでは、続きまして、4 ページを御覧ください。

収益的収入についてであります。

1 款 1 項 1 目備考欄、1 節水道料金を1,942万円減額いたしますのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業活動の縮小等を要因とした料金の減収によるものであります。

次に、3 目備考欄、2 節手数料を231万円増額いたしますのは、新規加入件数の増加による加入分担金の増額であります。

次に、収益的支出の主なものについて御説明をいたします。

4 ページ下段を御覧ください。

1 款 1 項 1 目備考欄、18 節動力費を970万円及び19 節薬品費を120万円それぞれ減額いたしますのは、各施設の電気料及び滅菌用塩素使用量の実績に合わせるものであります。

次に、6 目備考欄、31 節有形固定資産減価償却費を199万9,000円減額いたしますのは、令和元年度決算により本年度の減価償却費が確定したことによるものであります。

次に、資本的支出について御説明をいたします。

5 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目備考欄、41 節工事請負費を700万円減額いたしますのは、一色水源改修工事の落札差金によるものであります。

次に、2 目備考欄、13 節委託料を300万円減額いたしますのは、老朽管布設替え等、実施設計業務 4 件の落札差金によるものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

日程第19 議案第15号 町有財産の譲与について

○議長（池谷洋子君） 日程第19 議案第15号 町有財産の譲与についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第15号 町有財産の譲与についてであります。

小山町立棚頭区コミュニティセンターは、区のコミュニティ活動の拠点として、昭和62年に建設され、平成18年度から所在する棚頭区が指定管理者となり施設の管理運営を行っております。

このたび、棚頭区が当該施設の所有を目的として認可地縁団体となり、令和3年2月1日付で譲与申請書が提出されましたので、譲与を行うものであります。

なお、譲与の日は令和3年4月1日としております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第16号 町道路線の認定について

○議長（池谷洋子君） 日程第20 議案第16号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第16号 町道路線の認定についてであります。

議案書は13ページからであります。

本案は、道路法第8条第1項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定する路線は2路線であります。

初めに、町道1689号線についてであります。

議案書の14ページを御覧ください。

現在策定を進めております駿河小山駅周辺活性化ビジョン等により、当該地区の町道1550号線と町道小山白岩線を結ぶ新設路線の構想があり、今後、路線の一部において詳細設計等の業務に着手をすることから、町道1689号線として認定しようとするものであります。

道路延長は、約1,120メートルであります。

次に、町道5053号線についてであります。

15ページを御覧ください。

当該道路は、新東名高速道路の整備に伴い新設をされる道路であります。東名高速道路の整備による道路で、町に移管が予定されている道路はほかにもありますが、当該路線の隣接地で開発行為による土地利用計画があり、当該道路が既存町道廃止の機能回復の役割を担うことから、他の路線に先行して認定をしようとするものであります。

道路延長は、約1,216メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第17号 町道路線の変更について

○議長（池谷洋子君） 日程第21 議案第17号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第17号 町道路線の変更についてであります。

議案書は16ページからであります。

本案は、道路法第10条第2項に規定する町道路線の変更をしようとするため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更する路線は4路線であります。

初めに、町道2415号線についてであります。

17ページを御覧ください。

本町道路線は、桑木地内で進められております、ふじのくにのフロンティアを拓く取組に関わる事業の開発道路であり、道路改良計画に合わせて終点の変更を行うものであります。

次に、町道3663号線、3676号線及び3678号線についてであります。

18ページを御覧ください。

これらの3路線は、大御神地内の町道上野大御神線などが接続をしますラウンドアバウト交差点整備事業及び町道3975号線整備事業に伴い、起点及び終点の変更を行うものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第18号 第5次小山町総合計画について

○議長（池谷洋子君） 日程第22 議案第18号 第5次小山町総合計画についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第18号 第5次小山町総合計画についてであります。

初めに、本計画の策定におきましては、昨年度、第4次小山町総合計画後期基本計画の計画期間の延長や総合計画審議会条例の一部改正など、議員の皆様におかれましては、今回の策定作業が本格化する前から、さらには、策定作業の終盤では二度にわたり勉強会を開催していただくなど、多岐にわたり御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、本計画でございますが、2月10日に開催させていただきました2回目の議員勉強会の後、総合計画審議会からの答申及び策定委員会における原案の決定を経て、本定例会に提出をさせていただいたところであります。

先ほどの町長提案説明でもありましたとおり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件の適用となる基本構想と基本計画について説明をいたします。

初めに、基本構想についてであります。

別冊となります、第5次小山町総合計画（案）の22ページを御覧ください。

最初に、まちづくりの基本理念ですが、こちらは平成27年12月に制定した小山町自治基本条例における「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの基本原則」の考え方を踏襲して、今後も町民・行政・議会が一体となってまちづくりを推進していくこととしています。

次に、23ページをお開きください。

まちづくりの目標、目指す将来像です。

第5次小山町総合計画における新しい将来像は、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」であります。この三つのキーワードについて、23ページにそれぞれ補足説明がありますが、この将来像には、その策定作業に関わった多くの町民の方々や、町民アンケートをはじめとする様々な調査に協力してくださった方々の思いが、この将来像に集約されているものと言えます。

次に、24ページから28ページをお開きください。

施策の大綱ですが、七つの基本目標、「安全・安心なまち」「健康で笑顔あふれるまち」「文化の薫るまち」「活力あふれるまち」「富士山と共に生きるまち」「便利で快適なまち」「計画を推進するために」の下に34の基本施策を設定し、それぞれ具体的な事業の展開を図っていくこととしています。

次に、29ページをお開きください。

将来人口につきましては、昨今の急激な社会情勢の変化を受け、国や県もその人口ビジョンを見直していることから、本町におきましても、これまでの将来人口を見直し、第5次小山町総合計画の終期に当たる2030年、つまり10年後の将来人口を1万6,500人と設定いたしました。

次に、31ページをお開きください。

土地利用の基本方針としましては、環境への影響や町の将来の見通しなどを勘案し、1、豊かな自然と調和した土地利用、2、安全で安心できる土地利用、3、地域の特性を活かした土地利用を三つの基本方針としています。

32ページ目からの土地利用構想におけるゾーニングや、37ページ目からの地域別の方針等については、現行の第2次小山町国土利用計画や町の都市計画マスタープランにおける全体構想・地域別構想などと整合を図りつつ、本町における最新の情報や方針を盛り込んだ内容となっております。

ここまでの基本構想であり、これを総合的かつ体系的に明らかにしたものが、次に説明をいたします基本計画となります。

それでは、42ページをお開きください。

前期基本計画の概要としまして、その構成と体系図を示しております。先ほど、基本構想の中の「施策の大綱」で説明いたしましたが、御覧のとおり、七つの基本目標と34の基本施策で構成されています。

次に、46ページをお開きください。

今回の前期基本計画は、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を含めて一体的な策定をしていることから、次の47ページで、それぞれの基本施策を総合戦略の各分野にひもづけた対応表を掲載しております。

次に、48ページから51ページにかけましては、SDG s と第5次小山町総合計画との関係について説明しています。

SDG s が目指す17のゴールは、人口減少や地域経済の縮小といった本町が抱える課題解決に当てはまるものが多く、今後、SDG s を原動力とした地方創生の推進に積極的に取り組む必要があることから、今回の総合計画から新しく項目として付け加えております。

そして、最後になりますが、53ページから34の基本施策のそれぞれについて、現状と課題、目標（指標）、施策の方向（主な取組）などを掲載してございます。

今後、この第5次小山町総合計画基本構想及び前期基本計画に基づき、また、本計画の最初のページに示しております小山町民憲章を大切に、目指す将来像「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現に向けて、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 1点質問させていただきます。

第5次総合計画が示されましたけれども、その中で目指す将来像としまして、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」を標榜しています。すばらしい将来像と思いますし、ぜひとも実現させていただきたいと思います。

ただ、この将来像を目指すに当たり、よく企業では「人、物、金」と言いますが、町でも同様だと感じています。今後10年間というより、少なくとも5年間の本町の人材、施設・設備、財政に見合った、整合性の取れた計画なのでしょうか。

特に「育てる、暮らす」の政策は大変重要で、町民の暮らしの根本ですが、育児、福祉にはかなりの財政的な余裕が必要と考えます。

一方で、2月21日の新聞報道では、財政健全化チームが発足され、未来を見据えた財政運営が必要とされています。この将来像の達成には「第7章、計画を推進するために」の町政、財政運

営が極めて大切であると思いますけれども、考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 室伏 勉議員にお答えいたします。

まず、総合計画の実現に向けての取組方としまして、この計画に基づいた実施計画を策定いたします。それは3年先までの計画を示しておりますが、この実施計画につきまして毎年ローリングを行ってまいります。そのローリングを行った結果は議会にもお示しするわけですが、それに基づいた予算づけということになりますので、総合計画に沿った予算の執行をしていくということが言えると考えております。

財政的な運営に関しましては、中期財政計画というものの、これもやはり毎年見直しをしておりますので、基本的にはその部分を踏襲しながら進めていくことになると考えています。

近年、財政的には基金等が将来的に枯渇するという前提の下、そういった考えの下、財政運営をしていかなければならないといった考えも一方でありますので、それらを総合的に勘案しながら予算を組み立て、執行していくべきものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第19号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を廃止する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第23 議案第19号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第19号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を廃止する条例についてであります。

議案書は20ページとなります。

本案は、平成27年度から本町が実施してまいりました小山町新産業集積エリア造成事業につきまして、用地取得業務、造成工事が完了し、事業協力者である大和ハウス工業株式会社との清算が完了したことから、条例を廃止するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第20号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例を廃止する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第24 議案第20号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第20号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例を廃止する条例についてであります。

本案は、ＪＲ足柄駅舎と役場足柄支所機能を集約した複合施設の建設や、足柄駅前広場など足柄駅周辺の整備等を行う事業の経費に充てるため、平成28年6月に制定した小山町足柄駅周辺整備事業基金条例について、関連する事業が完了したことに伴い廃止しようとするものであります。

なお、現在1,520円の残高につきましては、一般会計に繰入れをいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第21号 小山町文化芸術振興条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第25 議案第21号 小山町文化芸術振興条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第21号 小山町文化芸術振興条例の制定についてであります。

議案書は22ページからになります。

本案は、文化芸術基本法の規定に基づき、本町における文化芸術の振興についての基本理念や、振興に関する施策の基本となる事項などを定めるために、新たに条例を制定するものであります。

本条例は、16か条から成り立っております。

条文の主な内容について説明いたします。

次のページをお開きください。

第1条では、条例の目的を定め、第2条では、用語の定義を、第3条では、文化芸術活動を行う者の自主性の尊重や環境の整備、人材の育成、文化の交流を図ることを基本理念として定めております。

次のページ、第4条では町の責務を、続いて、第5条から第8条までは、文化芸術を推進する町民等、地域、文化芸術団体、事業者のそれぞれの役割について明らかにしています。

第9条では、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小山町文化芸術振興基本計画について定めております。

第10条から、次のページ、第13条まででは、町民等や子ども、若者に対する施策や、伝統文化及び文化財等に対する施策、地域交流の推進を図るための施策、それぞれの施策を町が取り組んでいくことを定めております。

第14条では、生涯学習推進委員会を意見を聴く機関として定め、第15条では、活動等により成果を収めたものなどへの顕彰、振興に寄与するものへの助成について定めております。

なお、附則では、本条例の施行を公布の日からと定めております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第22号 小山町スポーツ振興条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第26 議案第22号 小山町スポーツ振興条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第22号 小山町スポーツ振興条例の制定についてであります。

議案書は26ページからになります。

本案は、スポーツ基本法の規定に基づき、本町におけるスポーツの振興についての基本理念や、振興に関する施策の基本となる事項などを定めるために、新たに条例を制定するものであります。

本条例は、16か条から成り立っております。

条文の主な内容について説明いたします。

次のページをお開きください。

第1条では、条例の目的を定め、第2条では、用語の定義を、第3条では、スポーツ振興に当たって町民等の町との協働や健康の保持増進、機会の確保、スポーツ交流人口の拡大などを基本理念として定めております。

第4条では町の責務を、続いて、次のページ、第5条から第8条までは、スポーツ活動を振興する町民等、地域、スポーツ団体、事業者のそれぞれの役割について明らかにしております。

第9条では、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小山町スポーツ振興基本計画について定めています。

第10条から、次のページ、第13条まででは、町民等や子ども、障害者、高齢者に対する施策や、スポーツ指導者の養成に対する施策、スポーツ施設の整備に対する施策、スポーツ選手の育成に対する施策、それぞれの施策を町が取り組んでいくことを定めております。

第14条では、小山町スポーツ振興審議会を新たに設置して、意見を聴く機関として定めています。

第15条では、活動等により成果を収めたものなどへの顕彰、振興に寄与するものへの助成について定めています。

なお、附則では、本条例の施行を公布の日からと定めております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第23号 小山町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第27 議案第23号 小山町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第23号 小山町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定についてであります。

本条例は、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき、社会福祉法人に対する助成に関し、助成の根拠を明確にするとともに、必要な事項を定めるものであります。

本条例においては、助成の範囲、助成の条件、申請の手続、使用制限並びに決定の取消し等を条例で定め、施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

なお、附則により、令和3年4月1日施行としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第24号 御殿場小山広域都市計画地区計画富士山麓フロンティアパーク小山地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第28 議案第24号 御殿場小山広域都市計画地区計画富士山麓フロンティアパーク小山地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第24号 御殿場小山広域都市計画地区計画富士山麓フロンティアパーク小山地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてであります。

議案書は33ページからであります。

これまで本町では、都市計画法第12条の4の規定に基づきまして、富士山麓フロンティアパーク小山の区域につきまして地区計画の決定の手続を進めてまいりました。今月10日に、最後の手続であります地区計画決定の告示をしたところであります。

しかし、地区計画の運用のみでは、いわゆる法律の限界というものがございまして、当該地区計画の内容に適合しない建築物でも、建築基準法による建築確認の審査を通過してしまうことになります。

したがいまして、当該地区計画の実効性を担保する目的で、本条例案を制定しようとするものであります。

それでは、内容について順次説明をいたします。

議案書の34ページを御覧ください。

本条例は14か条から構成され、第1条で目的を、第2条で本条例の適用区域をそれぞれ定めております。

第3条で建築物の用途制限、第4条で容積率の最高限度、第5条で建蔽率の最高限度をそれぞれ定めております。

続いて、第6条では敷地面積の最低限度、第7条で建築物の壁面の位置をそれぞれ定めております。

第8条で建築物の高さの最高限度、第9条で垣や柵の構造の制限をそれぞれ定めております。

第10条及び第11条は、今のところ該当するものは考えられませんが、区域をまたぐ敷地の扱い及び既存建築物に対する制限の緩和を定めております。

第12条では、既に町が設けました上水道排水施設のように、この条例の規定をそのまま適用することが適当ではない建築物に対する特例を定めております。

第13条では、規則に委任する規定を定めております。

最後に、第14条で、罰則規定を設けることといたしました。罰則規定を定めることにより、本条例の実効性を担保したいと考えております。

なお、条例の施行期日は、令和3年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（遠藤 豪君） 1点だけ質問させてもらいます。

ページ37の建築物の用途の制限の中の（5）、（1）、（2）、（3）、（4）、それから裏の（6）、（7）、（8）、（9）ですか。これは妥当だと思うんですけども、5番に寄宿舍を用途しておるわけですけども、事業を営む企業のものというふうには限定してありますけれども、本来やはりここは形からいうと、いわゆる工業団地としての開発ではないのかなというふうに考えますので、寄宿舍をなぜこの許可に入れてあるのか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 遠藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、寄宿舍につきましては、先ほどのとおり、この地区計画の都市計画決定を行っているところでございます。その中で企業誘致を行っている際に、ここの部分につきまして、契約時に、土地の重要事項の中でこちらの寄宿舍の設定をしております。その後、こちらの地区計画の決定にこの用途を定めたところがございますので、都市計画法の34-10ということで、それ相当の受

合いでこちらの方を対応しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○5番（遠藤 豪君） 条項の関係は理解はいたしますけれども、本来はやはり住宅地は、こういうものから、地域からはやはり外していただいて、やはり皆さんが居住しているところに造っていただくというのが一番望ましいんじゃないかと思うんですね。

そういう観点、それから今小山町が置かれています人口の減少問題等を考えて、ここに造っても人数は変わらないのかもしれませんが、やはりコミュニティ関係を考えますと、工業団地とかこういう中に寄宿舍だけを造っちゃうと、ほかとの兼ね合いが取れないんですよ。そういう観点から、やはり従業員の方は、この工業団地から外へ、住宅地はいっぱいあると思うものですから、そちらをぜひ活用していただきたいということから、私はこの点については除外すべきじゃないかというふうに考えております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 遠藤 豪議員にお答えをいたします。

寄宿舍がふさわしくないんじゃないかという御意見なんですけれども、先ほどの都市整備課長の答弁にありましたように、今回の地区計画は、そもそも企業局がそれぞれの企業の誘致をする中で、契約をした内容に準じて関係各所と調整をしてつくってきたということで。

一番の大きな目的は、この地区計画を立てることによって、最初の今建っている工場とかは当然土地利用指導要綱等で全てチェックができるんですけれども、例えば、建物の建築行為を伴わないで誰か所有者が変わってしまって、そこで建物用途が全然想定外のことで使われるということを防ぐというのが、一番の大きな目的が地区計画の設定です。それに準じた条例によって実効性をより強めようということで、この後これの答えになるかどうか分かりませんが、今回の企業局のフロンティアパークについては、寄宿舍は認めますと。今後、議会等でも説明していきますように、新産業集積エリア、それから上野工業団地、恐らく企業局の地区計画とは内容が若干異なってくると思います。それは、現実的に新産業集積エリアに立地する企業が、細かい固有名詞は言えませんが、単純に工場としてくれないものもあると思いますので、やはり地区計画は今後の土地の、何ていうんでしょうね、法令に沿わないような建築にはならないようにということでやっていますので、今回の件は、寄宿舍はそういう理由で設定をしたということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時08分 休憩

午後2時19分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29 議案第25号 小山町須走多目的広場の管理に関する条例の制定について

○議長(池谷洋子君) 日程第29 議案第25号 小山町須走多目的広場の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(湯山博一君) 議案第25号 小山町須走多目的広場の管理に関する条例の制定についてであります。

議案書は42ページからであります。

初めに、本条例制定の背景につきまして説明をいたします。

これまで小山町の都市公園は、小山町都市公園条例により全ての都市公園を管理してまいりましたが、須走多目的広場及びこの後に説明をいたします、誓いの丘公園、豊門公園につきましては、有料で使用する特定の施設があり、都市公園条例で全てを網羅すると都市公園条例そのものが非常に煩雑で分かりにくくなります。

したがいまして、本案をはじめ、これらの三つの公園につきましては、それぞれ個別の条例を制定することといたしました。

それでは、内容について順次説明をいたします。

議案書の43ページを御覧ください。

本条例は、5か条から構成をされております。

初めに、第1条では、先ほど説明をしました趣旨を定めております。

次に、第2条で、使用料を定めております。使用料の金額につきましては、これまでと同じ金額といたしました。

第3条では、施設の管理を指定管理者により管理できる規定を定め、第4条では、指定管理者の行うべき業務を明示いたしました。

最後に、第5条では、指定管理者による管理になったときの使用料に代わる利用料金について定めております。

なお、条例の施行期日は、令和3年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第26号 小山町誓いの丘公園の管理に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第30 議案第26号 小山町誓いの丘公園の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第26号 小山町誓いの丘公園の管理に関する条例の制定についてであります。

議案書は47ページからであります。

本条例案の制定の背景につきましては、先ほど議案第25号で説明をいたしましたので、内容について順次説明をいたします。

48ページを御覧ください。

本条例は、6か条から構成をされております。

初めに、第1条では、趣旨を定めております。

次に、第2条で、使用料を定めております。使用料につきましては、一般的な利用許可に関わるものに加えて、トイレの使用料につきましても規定することといたしました。

第3条では、施設の管理を指定管理者により管理できる規定を、第4条では、指定管理者の行うべき業務を、第5条では、指定管理者による管理になったときの使用料に代わる利用料金について、それぞれ定めております。

最後に、第6条では、開園時間を定めることといたしました。これまでは公園内の施設の利用許可における利用時間を除いて時間の規定はありませんでしたが、誓いの丘公園は付近に民家等がなく、人目につかない場所にあることから、不測の事態が生じたときに備えて規定をすることといたしました。

なお、条例の施行期日は、令和3年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） トイレ等の、男子トイレ、女子トイレ、または多目的トイレを利用するときは、各トイレ1回の利用につき100円の使用料を納付しなければならないと明記されておりますが、この多目的トイレの処理費用、これが幾らぐらいかかっていらっしゃるのか。

また、主に利用者がどれほどいらっしゃるのかで、またこの100円という金額を定められたかと思いますが、この100円と定められたいきさつをお伺いいたします。

もう1点としましては、時間ですね。閉園時間の方、開園時間の方は午前8時から午後8時までと定められておりますけれども、これは指定管理の方が見つかるまではどなたに依頼をされる御予定でいらっしゃるのか、これも併せてお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 小林議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、多目的トイレの使用料等につきまして、実際の保守業務とか点検なんですけれども、男子トイレ、女子トイレと多目的トイレは、やはり一体型となっておりまして、その中で業務委託の方をお願いしております。

あちらの方はネポン式のトイレということで、保守点検業務の方が15万8,400円、トイレ清掃につきましては、今年度は11月から契約を行いましたので、71万5,000円、あと便槽のやはり清掃業務とかがございまして、こちらの方が4回行っておりまして、25万5,816円ということになっております。

あと、細かいところの点検業務なんですけれども、町職員もそちらの方へ出向いたり、先ほどのとおり、トイレにつきましては、単価委託等で、業務等で契約も行っておりますので、業者の方にもお願いさせていただいているところでございます。

詳しい8時から20時の件につきましては、部長から説明させていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 小林議員にお答えいたします。

トイレの100円の根拠なんですけれども、近隣で有料のところがあるかなということでもいろいろ探してみたんですけれども、明確な根拠というのは実はございませんが、先ほど都市整備課長が申しあげましたように、非常に管理にお金がかかるということと、もっと言いますと、当初はもっとがっちり閉じれるような状況にして、中でいろいろということの懸念がありましたのでやろうと思ったんですけれども、工事費が非常にかかってしまうということがありましたので、取りあえず100円は、使用料と言いながらも使う方の善意をお願いをして入れてもらうということでしばらく運用しようかなと思っております。

また、この後も、誓いの丘公園は非常に景色がいいところですので、人もたくさん訪れますので、どんなことが起こるか分かりませんから、そこに応じてまたいろいろ対応していかなければ

ならないのかなと思っております。

それから、開園時間につきましては、やはりこれも初めて決めた項目です。現実的に、先日も車が車止めを壊しちゃったなんていう事案もありまして、やはりすぐになかなか行けないですし、人目にもつかないということもありますので、取りあえずは開園時間を決めますけれども、物理的に閉めようということは今のところ考えておりません。それから、常時8時になって人がいるかないかというチェックをするかということも、しようとは思っておりません。

ただ、隈研吾さんの設計ということもあって非常にたくさん訪れますし、夜景もきれいですので、この後、誓いの丘公園でどういうことが起こってしまうのかなという若干心配もありますので、取りあえずは開園時間ということを決めてスタートをしてみようかなと考えている次第です。以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第27号 小山町豊門公園の管理に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第31 議案第27号 小山町豊門公園の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第27号 小山町豊門公園の管理に関する条例の制定についてであります。

議案書は51ページからであります。

本条例案の制定の背景につきましては、議案第25号で説明をいたしましたので、内容について順次説明をいたします。

議案書の52ページを御覧ください。

本条例は、5か条から構成をされております。

初めに、第1条では、趣旨を定めております。

次に、第2条で、使用料を定めております。使用料につきましては、全面的に見直しをいたしました。数億円をかけて整備をいたしました豊門会館、西洋館をそれぞれ独立した施設とし、業として行う、つまり営業行為に関する使用料を中心に引き上げることいたしました。

次に、第3条では、施設の管理を指定管理者により管理できる規定を定め、第4条では、指定

管理者の行うべき業務を明示いたしました。

最後に、第5条では、指定管理者による管理になったときの使用料に代わる利用料金について定めております。

なお、条例の施行期日は、令和3年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第28号 小山町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第32 議案第28号 小山町地域優良賃貸住宅基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第28号 小山町地域優良賃貸住宅基金条例の制定についてであります。

議案書は55ページからであります。

本案は、昨年8月に供用を開始した地域優良賃貸住宅「グランファミリア落合」の管理運営につきまして、将来的な大規模修繕や不可抗力等による費用負担などに備えるために、基金を設立し条例を制定するものであります。

グランファミリア落合は、4月から入居募集を始め、一時応募が低迷した時期もありましたが、年が明けて好調となり、現在40戸中35戸の入居が確定しているところであります。残りの5戸につきましても、現在入居手続中であり、40戸全てが契約できる見込みとなりました。

これにより、本年度の収支状況を試算したところ、100万円余の黒字が見込まれることとなりましたので、本定例会におきまして基金条例の制定をお願いすることといたしました。

それでは、内容について順次説明をいたします。

56ページを御覧ください。

本条例は7か条から構成をされており、第1条で設置目的を、第2条で積立ての額を、第3条で基金の管理方法を、第4条で運用益金の処理を、第5条から第7条で、繰替え運用方法、基金の処分、委任等に関する事項をそれぞれ定めております。

グランファミリア落合につきましては、今後30年の長きにわたりPFI事業として運営をしてまいります、毎年度の黒字金額を予算に計上して本基金に積み立てていくことといたします。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） PFI事業ですけれども、PFI事業主が建物を利用しながら新たな事業の創出も行ってよいとされておりますが、町はこの事業者へ事業の創出に関し何かお伺いをされておりますでしょうか。もしくは、事業創出を促し、実用的な優良賃貸住宅のにぎわい創出を高めるような働きかけをされたりしているのかどうか、この点をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 小林議員にお答えをいたします。

新たな事業の創出というところで、実はこの事業を始める際に、いろんな企画提案の募集のときに、新たな事業もということでいろいろ募集をしたんですけれども、現実的なことを申し上げますと、なかなか代わる事業というのはございませんでした。

ですので、結論から申し上げますと、今の住宅の管理運営、家賃徴収等々の一般的な住宅の管理の範囲にとどまっているというのが正直なところです。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第33 議案第29号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第33 議案第29号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第29号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は57ページとなります。

国民健康保険の制度改革により、平成30年度から静岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体

となりました。これに伴い、県は静岡県国民健康保険運営方針を策定し、方針において、県内の保険料水準の統一を目指す中、国保税の資産割と介護分の平等割を廃止するとしております。

本案は、これを受け、小山町国民健康保険税の税率を改定するものであります。

資産割は、固定資産税に課税するため、住宅用の資産のみ所有する年金生活者や低所得者の負担が大きいこと、また、介護分は40歳から64歳までの被保険者のいる世帯のみ平等割を課税する変則的な課税であることから、県内市町の課税方式統一に向けて改定いたします。

平成30年度に決定した本町の税率改定の方針は、急激な国民健康保険税額の変動を緩和するため、資産割及び介護分の平等割の廃止、並びに応能割と応益割の比率を50対50に近づける改定を、平成31年度、令和3年度、令和5年度の3回で段階的に実施するとしており、今回の税率改定は県内市町の賦課方式統一に向けた改定の第二段階となります。

条例改正資料、新旧対照表の2ページをお開きください。

条文の改正におきまして、第3条から第9条の3にかけまして、税率の改定に併せ、後期高齢者医療への移行者のいる世帯を対象とする平等割の軽減策として、移行後5年経過するまでを特定世帯として、平等割額を一般世帯の2分の1に、また5年経過後から8年までを特定継続世帯として4分の3に軽減しております。

また、23条において、低所得の世帯を対象とする軽減策として、7割、5割、2割軽減世帯における均等割、平等割の軽減額についても改正しております。

なお、附則において、条例施行日を令和3年4月1日とすること、経過措置として、令和2年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとすると定めております。

先ほども申し上げましたが、今回の税率改定は、賦課方式統一に向けた2回目の改定であります。被保険者世帯の所得及び固定資産の所有状況は様々であり、賦課割合の変更により、税額が増額となる世帯と減額となる世帯を生じます。

今後、町としましては、被保険者の皆様に対し、丁寧な説明を行ってまいります。

なお、本案件につきまして、小山町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、承認され、答申を受けておりますことを報告いたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第34 議案第30号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第34 議案第30号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第30号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は60ページとなります。

現在、町内に8か所ある町立コミュニティセンターは、所在区が指定管理者となり、本条例に基づいて施設の管理運営を行っています。

このほど、町立棚頭区コミュニティセンターを区に譲与することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

なお、施行日は、令和3年4月1日としております。

また、棚頭区コミュニティセンターの指定期間は、平成18年4月1日から令和8年3月31日となっておりますが、一部改正に伴い指定管理者の指定も消滅となります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第35 議案第31号 小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第35 議案第31号 小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第31号 小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は61ページからとなります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、新型コロナウイルス感染症を定義していた新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項が削除されました。

本案はこれを受け、特措法第1条の2第1項の規定を引用していた「新型コロナウイルス感染症」の定義を、具体的に書き下ろす形で改正するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第36 議案第32号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第36 議案第32号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第32号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は63ページとなります。

本案は、介護保険法施行規則による保険料に係る基準所得金額の改定及び第8期介護保険事業計画に基づく、令和3年度から令和5年度までの3年間の第1号被保険者の保険料を制定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の新型コロナウイルス感染症の定義の改正を受け、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

保険料につきましては、第2条第1項から第4項、また、新型コロナウイルス感染症の定義の改正につきましては、附則の第8条第1項を改定しております。

保険料の算定については、計画策定の中で、高齢者の現状や介護・福祉に関する将来的な動向を踏まえて、要介護認定者数や介護サービスの利用料を推計しており、その推計値を基に介護保険事業に係る総事業費を見込み、必要な保険料を算定いたしました。

その結果、第8期介護保険事業計画の介護保険料基準額は、第7期と同額の年額7万4,400円といたしました。さらに、この基準額を基に、所得等により10区分の段階に分けて、それぞれ標準割合を乗じた額を保険料の額としております。

また、介護保険法施行規則の改正による基準所得金額の改定に伴い、保険料の第8区分の所得上限を300万円未満から320万円未満、第9区分の所得下限を300万円以上から320万円以上にそれぞれ引き上げております。

そして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の「新型コロナウイルス感染症」の定義の改正を受け、附則の第8条第1項第1号を改正いたしました。

最後に、附則において、本条例の施行日を令和3年4月1日からとし、附則の第8条第1項第1号の改定規定は公布の日から、第2条関係の保険料の適用を令和3年度分からとすることを規定しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第37 議案第33号 小山町町民いきいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第37 議案第33号 小山町町民いきいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第33号 小山町町民いきいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は65ページからとなります。

本案は、平成17年の開館以来16年が経過し、施設の老朽化により施設改修が急務であること、燃料費の高騰に伴う維持管理経費の増大に加え、コロナ禍における入場制限等による減収を鑑み、施設使用料の改定が必須となったことから、条例の一部を改正するものでございます。

今回の主な使用料改正の内容でございます。

大人1人に関しまして、現在一律500円としているところを、町民の方の利用につきましては、

全日600円とし、町民以外の方の利用につきましては平日700円、土曜日、日曜日、休日につきましては800円とするものであります。また、子どもにつきましては、その半額としております。

なお、条例の施行日は、料金改正の周知期間を必要とすることから、令和3年7月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 1点質問をさせていただきます。

当定例会の議案第36号になりますけれども、令和3年度小山町一般会計予算の28ページの歳入、15款1項5目1節の町民いこいの家使用料は4,620万円。同予算の155ページ、歳出、6款2項2目（2）の町民いこいの家管理費が6,798万2,000円。差引きで、2,178万2,000円の赤字の予算となっています。

4月から町の直営で運営、営業いたしまして、7月1日から料金改定がなされた場合に、この赤字は解消されるのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 室伏 勉議員の御質問にお答えいたします。

率直に言いまして、赤字が解消されるかどうかというところでございますけれども、恐らく難しいというふうには考えてございます。

というのが、先ほどの補正予算の部分でございましたけれども、修繕料1,000万円、工事費2,800万円弱というものがございます。この辺も含んで来年度の収支というふうに考えてございますので、なかなか難しいのかなと。あと6月に、この修繕と工事に伴いまして1か月間休業、休館するという計画も示したとおり、やはり営業期間が短いというところで、なかなか採算が取れるところまではいかないというふうに現在のところ判断してございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（池谷洋子君） 日程第38 議案第34号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第34号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議案第25号から第27号において説明をいたしましたように、有料の公園施設を持つ三つの公園につきまして新たに条例を制定するため、本条例の関係する規定を削除すること及び使用料等を明確に定めようとすることから、一部改正を行うものであります。

それでは、一部改正の内容について順次説明をいたします。

議案附属資料、新旧対照表の26ページ、27ページを御覧ください。

初めに、第2条の改正は、公園内における行為のうち許可が必要なものについて、文言の整理など見直しをしたものであります。

次に、第4条の改正は、火気の使用について禁止するものであります。

第5条の2の改正は、有料の公園施設に関する規定を削除するものであります。

続きまして、28ページ、29ページを御覧ください。

第8条から第13条までの改正は、公園の使用料と占用料を明確に規定するため、所要の整理をするものであります。

一部改正の主な改正内容は以上でございますけれども、最後に、40ページ及び41ページを御覧ください。

別表第1におきまして、都市公園法第5条の土地、施設の管理の占用料、別表第2において、同法6条による占用許可の占用料、別表第3において、使用料を明示しているところであります。

なお、条例の施行期日は、令和3年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第39 議案第35号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第39 議案第35号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第35号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてで
あります。

議案書は72ページであります。

本案は、公営住宅法に定められた耐用年数を経過した町営湯船団地、鉄筋コンクリート造り2
階建て3棟12戸を小山町営住宅等長寿命化計画に基づき解体をいたしますので、本条例を改正し
ようとするものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅の団地数は9団地、管理戸数は384戸となります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総
務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、会議規則第39条第1項
の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後3時05分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- | | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第40 | 議案第36号 | 令和3年度小山町一般会計予算 |
| 日程第41 | 議案第37号 | 令和3年度小山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第42 | 議案第38号 | 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計予算 |
| 日程第43 | 議案第39号 | 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第44 | 議案第40号 | 令和3年度小山町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第45 | 議案第41号 | 令和3年度小山町土地取得特別会計予算 |
| 日程第46 | 議案第42号 | 令和3年度小山町介護保険特別会計予算 |
| 日程第47 | 議案第43号 | 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計予算 |
| 日程第48 | 議案第44号 | 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算 |

日程第49 議案第45号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第50 議案第46号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第51 議案第47号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第52 議案第48号 令和3年度小山町水道事業会計予算

○議長（池谷洋子君） 次に、日程第40 議案第36号から日程第52 議案第48号までの令和3年度予算13件を一括議題とします。

町長から当初予算の施政方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 議案第36号 令和3年度小山町一般会計予算を中心に、施政方針と主要な施策について御説明申し上げます。

令和3年度は、本定例会に御提案申し上げております、第5次小山町総合計画の初年度であり、新たな将来像として掲げられる「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の達成に向けた第一歩となる重要な年であります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業などの感染症対策を確実に実施するとともに、テレワーク、サテライトオフィス、ワーケーションといったポストコロナ社会における新たな働き方・暮らし方に対応した取組を進める必要があります。

さらに、延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技ロードの開催と、そのレガシーの構築・継承に向け、万全の体制で臨む必要があります。

これらを踏まえ、小山町の令和3年度当初予算編成に当たりましたが、歳入では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで増収を続けていた町税をはじめ、地方消費税交付金など、歳入の根幹となる財源の減額を見込むこととなりました。

また、歳出では、一連の大規模投資事業がおおむね終了したことにより、普通建設事業費が減額となりますが、老朽化が進む公共施設・インフラの維持補修費及び長寿命化対策に取り組む必要があります。さらに人件費・扶助費などの経常経費の増加により、大変厳しい予算編成となりました。

そのような中ではありますが、企業誘致及び小山町総合計画の基本施策を推進していくとともに、私の選挙公約であります「住民幸福度日本一の町」の実現に向けた予算編成といたしました。

それでは、施策につきまして、新規事業、主要事業を中心に、第5次小山町総合計画の体系別に説明いたします。

最初に、総合計画基本目標の一つ目、「安全・安心なまち」に掲げている施策についてであります。

自然災害への対策を推進するため、防災士養成講座を実施し、地域の防災力向上を図ります。また、竹之下地区の治山事業、菅沼急傾斜地崩壊防止事業など、治山治水対策及び土砂災害防止対策を推進します。

感染症対策を推進するため、新型コロナウイルスワクチン接種事業に万全の体制で取り組むと

ともに、危機管理体制の強化を図るため、同報系防災行政無線のデジタル化に伴う戸別受信機の購入を進め、順次各世帯への配付を進めます。

消防・救護対策の推進のため、老朽化した小山消防署の建て替えに向け、消防庁舎用地の取得を進めます。

交通事故・犯罪のないまちづくりを進めるため、防犯カメラ設置事業を推進するとともに、高齢ドライバーの交通事故防止対策として、急発進抑制装置設置助成を新たに創設します。

次に、基本目標の二つ目、「健康で笑顔あふれるまち」に掲げている施策についてであります。

子ども・子育て支援の充実のため、令和4年度に新園舎の開園を予定しているすがぬまこども園の備品購入と、すばしりこども園の施設一体化に向け、実施設計を進めます。

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、包括的支援体制構築事業により、複合化した課題などに対し横断的に対応できるよう、役場、社会福祉協議会、地域包括支援センターが連携した体制づくりに引き続き取り組みます。

健康寿命の延伸と包括的支援の充実を推進するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などにより、一人一人の特性に応じた健康づくり、フレイル予防、疾病予防・重症化予防及び介護予防・重度化防止の取組を展開します。

次に、基本目標の三つ目、「文化の薫るまち」についてであります。

生きる力を育む学校教育の充実では、引き続き、児童生徒一人一人に適切な教育を行うため、低学年支援員、特別支援員、英語支援員、町単独講師などを配置します。

また、老朽化した学校施設を計画的に整備するため、明倫小学校の修繕のほか、北郷小学校改修工事基本設計を進め、信頼ある安心な学びの場の整備を促進します。

魅力ある学校給食と食育を推進し、保護者の負担を軽減するため、引き続き給食費の無償化を実施します。

心豊かな生涯学習の推進のため、学びの場である生涯学習施設の適切な維持管理と、効果的な修繕を進めます。

文化芸術活動の振興を推進するため、文化芸術振興基本計画の策定、文化財保存活用地域計画の策定に取り組みます。また、文化芸術を身近に感じるまちづくりを推進するため、おやまアートビレッジを開催します。

スポーツ・レクリエーション活動の振興を推進するため、スポーツ振興基本計画の策定に取り組みます。また、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを推進していくため、小山町多目的広場の改修を進めます。また、トップアスリート等による講話の開催など、スポーツ振興事業に取り組みます。

地域間交流・国際交流の推進のため、小山町国際友好協会との連携により、交流活動の拡充と多文化共生を推進します。

基本目標の四つ目、「活力あふれるまち」についてであります。

三来拠点事業の推進のため、立地企業6社に対し、地域産業立地事業費補助を実施し、雇用の創出と経済活動を促進します。

地域資源を活用した観光交流の振興を推進するため、東京オリンピック・パラリンピックを成功させるとともに、そのレガシーとして、コースを活用した自転車競技大会の開催や、自転車による観光振興を推進します。

また、ポストコロナ社会を見据えた新たな観光の在り方の一つとして、観光地ワーケーション受入れに取り組みます。

活力ある農業の振興と継承を進めるため、中山間地域総合整備事業、経営体育成基盤整備事業、施設の維持改修などにより、農業の持続的な発展に取り組みます。

適切な森林整備を通じた林業の活性化を推進するため、森林経営管理事業、ナラ枯れ対策などに取り組むほか、森林整備の基盤となる路網整備を推進します。

にぎわいと活気があふれる商工業の振興を推進するため、ふるさと納税に伴う返礼品事業により、町内商工業の活性化を図ります。また、感染症拡大の影響を受けた商工業を活性化するため、地域活性化対策助成を実施します。

雇用のマッチングを進めるため、町内事業所を紹介するホームページを作成します。また、町内における新たな働き方を推進するため、サテライトオフィス設置支援やテレワーク環境整備に取り組みます。

地域特性を活かした移住定住を促進するため、移住・就業支援や結婚支援に取り組むほか、新たにベビーカーやおむつ等の子育て支援助成、大学生等への遠距離通学助成などの少子化対策事業に新たに取り組むことにより、人口の自然増と社会減の抑制を目指します。

次に、基本目標の五つ目、「富士山と共に生きるまち」についてであります。

恵まれた環境の保全を推進するため、環境基本調査を実施するほか、地球温暖化対策環境学習による環境への意識の醸成を図ります。

地球温暖化対策の推進を図るため、太陽光発電システム等機器の設置を促進し、再生可能エネルギーへの転換を推進します。

資源循環型社会の構築への取組として、資源リサイクル活動奨励事業を促進し、リサイクルを推進します。

次に、基本目標の六つ目、「便利で快適なまち」についてであります。

公共交通の維持・活性化を進めるため、デマンドバスの運行のほか、単独維持が困難な路線バスの支援により、まちづくりと一体となった公共交通の活性化を図ります。

安全な水の安定供給と適切な下水処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置を促進するほか、下水道事業では、下水道処理施設の長寿命化と適正な維持管理を行います。

水道事業では、引き続き一般会計からの繰入れが生じないよう、健全な水道事業の運営に努め、水道施設の更新と耐震化事業を推進し、水の安定供給を図ります。

安全で快適な道路網の整備を推進するため、町道の維持補修など町道整備事業を進めるほか、新東名関連町道、町道用沢大御神線、足柄サービスエリア周辺地区開発道路などの幹線道路の整備を推進します。また、橋梁及び道路構造物の長寿命化を推進し、安全なインフラ整備を促進します。

活力ある土地利用の推進を図るため、建物用途現況調査や用途地域変更基礎調査などを実施し、計画的、合理的な土地利用を推進します。

良好な景観の形成と住環境の整備を推進するため、南藤曲団地の改修など町営住宅の長寿命化を推進するとともに、地域優良賃貸住宅の適正運用を図ります。

公園・緑地整備の推進を図るため、豊門公園、金時公園、誓いの丘公園などの維持管理を推進します。

以上、令和３年度当初予算の予算編成において、第５次総合計画の基本目標に沿った施策について御説明させていただきました。

最後に、予算の状況について説明いたします。

先ほど概要で説明いたしましたが、特別会計を含めた令和３年度当初予算総額は、171億1,474万2,000円であり、このうち、一般会計は114億6,000万円、前年度当初予算109億4,000万円と比べ、5億2,000万円、4.8%の増であります。

しかし、歳入の根幹であります町税収入は37億8,740万円で、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べて1億1,341万円の減となっております。

また、地方譲与税などの財源につきましても、感染症の影響による減少を見込んでおり、これら歳入の財源不足により財政調整基金からの繰入れを行います。

特別会計予算も合わせました令和３年度当初予算の内容につきましては、企画総務部長から、また所管の補足説明につきましては、各担当部長等から御説明申し上げます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について、内容説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第36号 令和３年度小山町一般会計予算から議案第48号 令和３年度小山町水道事業会計予算までの13件について、一括して内容の御説明をいたします。

初めに、議案第36号 令和３年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計予算書９ページをお開きください。

まず、債務負担行為の設定についてであります。

固定資産管理評価業務は、令和３年度から令和５年度までの３か年での委託に当たり、その業務委託に要する経費について、令和５年度までの債務負担行為をお願いするものであります。

文化財保存活用地域計画策定支援業務は、令和３年度から令和５年度までの３か年で事業を行うもので、その業務委託に要する経費について、令和４年度から令和５年度の債務負担行為をお

願いするものであります。

10ページの地方債であります、令和3年度事業の財源等として、総額6億5,600万円を限度額に借入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

附属資料の3ページをお開きください。

主な歳入予算の内訳であります。

1款町税は、37億8,740万円、前年度に比べ1億1,341万円、2.9%の減となっております。

次に、町税収入の内訳については、次のページを御覧ください。

町民税の個人分は10億6,700万円、前年度に比べ800万円、0.7%の減、また、法人分につきましては2億10万円、前年度に比べ1,000万円、4.8%の減となっております。

町民税につきましては、感染症の影響により、個人分、法人分とも減収を見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は、23億1,100万円、前年度に比べ8,300万円、3.5%の減となっております。

企業立地による増収が見込まれる一方、評価替えによる減及び感染症の影響に伴う事業用家屋及び償却資産の特例措置による減収を見込んでおります。

その他の税目につきましても、感染症の影響による減収を見込んでおります。

次に、附属資料の3ページへお戻りください。

2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金までについては、国が示しました令和3年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでいる市町交付金見込額、本町の決算推移、感染症の影響見込みなどから、それぞれ見込んだものであります。

11款地方特例交付金については、感染症の影響に伴う事業用家屋及び償却資産の特例措置による減収分について、補填特例交付金が新たに措置されることから、前年度と比べて9,800万円の増額となっています。

2款から13款までの増減額を合わせますと、7,503万7円の増額となっております。

次に、15款使用料及び手数料は、1億7,142万7,000円、前年度と比べ5,464万6,000円、46.8%の増であります。

町民いこいの家（あしがら温泉）の直営移行による観光使用料の増額及び地域優良賃貸住宅の家賃が1年間見込めることによる増額が主なものであります。

次に、16款国庫支出金は、13億91万8,000円、前年度に比べ2億4,928万5,000円、16.1%の減であります。

昨年度事業のすがぬまこども園新園舎の建設による東富士演習場周辺保育用施設設置事業費補助金の減額及び町道整備事業の進捗による社会資本整備総合交付金と地方道事業費補助金の減額が主なものであります。

次に、19款寄附金は、4億1,531万円、前年度に比べ4億円の増であります。令和2年に再開し

たふるさと寄附を見込むものであります。

次に、20款繰入金は、19億2,735万円、前年度に比べ1億4,567万3,000円、8.2%の増であります。

昨年度事業のすがぬまこども園新園舎建設の財源として教育振興基金繰入金からの繰入れが減額となりますが、地域産業立地事業費補助金の財源として総合計画推進基金からの繰入れをするものと、歳入の財源不足により、財政調整基金からの繰入れをすることにより増額となるものが主なものであります。

次に、22款諸収入は、3億3,632万7,000円、前年度に比べ2,831万2,000円、9.2%の増であります。

足柄SA周辺地区開発道路整備受託事業収入の増額が主なものであります。

次に、23款町債につきましては、6億5,600万円、前年度に比べ1億7,950万円、21.5%の減であります。

主なものは、公共道路整備事業等の社会資本整備総合交付金を活用する事業費の減少によるものであります。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

初めに、附属資料5ページの目的別歳出の前年度対比の大きいものについて説明をいたします。

まず、2款総務費は、20億6,530万8,000円、前年度に比べ4億410万5,000円、24.3%の増であります。

主な増額の要因は、ふるさと寄附について、返礼品などの経費の増額と、その残額を基金に積み立てることによるものであります。

次に、3款民生費は、25億6,846万5,000円、前年度に比べ7億1,156万1,000円、21.7%の減であります。

主な減額の要因は、すがぬまこども園新園舎建設事業の進捗によるものであります。

次に、4款衛生費は、9億7,569万1,000円、前年度に比べ1億7,438万7,000円の増であります。

主な増額の要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業によるものであります。

次に、6款商工労働費は、14億495万5,000円、前年度に比べ8億9,699万8,000円の増であります。

主な増額の要因は、湯船原地区に立地した企業に対する地域産業立地事業費補助金や、町民いこいの家の直営化によるものであります。

次に、7款土木費は、15億54万4,000円、前年度に比べ3億4,638万6,000円、18.8%の減であります。

主な減額の要因は、工業団地アクセス道路や新東名関連町道などの事業進捗によるものであります。

次に、8款消防費は、6億1,306万7,000円、前年度に比べ1億160万3,000円、19.9%の増であ

ります。

主な増額の要因は、御殿場市・小山町広域行政組合消防費負担金の増及び小山消防署新庁舎用地によるものであります。

続いて、附属資料 6 ページの性質別歳出予算の概要についてであります。

性質別内訳の本年度合計欄を御覧ください。

最初に、人件費は、23億8,430万8,000円、前年度と比べて6,724万円、2.9%の増であります。

主な増額の理由は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る会計年度任用職員の任用などに伴うものであります。

次に、物件費は、18億2,361万3,000円、前年度と比べて3億882万9,000円、20.4%の増であります。

主な増額の要因は、町民いきいの家の直営移行及び各施設の修繕費の増などによるものであります。

次に、補助費等は、23億6,078万6,000円、前年度と比べて10億3,758万5,000円、78.4%の増であります。

主な増額の要因は、湯船原地区に立地した企業に対し交付する地域産業立地事業費補助金及びふるさと寄附の返礼によるものであります。

次に、普通建設事業費は、15億1,812万8,000円、前年度と比べて11億7,685万8,000円、43.7%の減であります。

主な減額の要因は、(仮称)すがぬまこども園整備事業の進捗及び新東名関連町道などの道路整備事業の進捗等によるものであります。

次に、繰出金は、7億3,669万8,000円、前年度と比べて4,415万4,000円、5.7%の減であります。

主な減額の要因は、上野工業団地造成事業特別会計への繰出金の減によるものであります。

次に、その他は5億395万7,000円、前年度と比べて2億3,232万4,000円、85.5%の増であります。

主な増額の要因は、ふるさと寄附の基金への積立金の増を見込むものであります。

以上が、議案第36号 令和3年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第37号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

附属資料の8ページをお願いいたします。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ19億円、前年度に比べ4,600万円、2.4%の減となっております。予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第38号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

附属資料の9ページをお願いします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万円、前年度に比べ33万2,000円、5.9%の増であります。

令和３年度の貸付けについては、３人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸付け３人を見込んでの編成であります。

次に、議案第39号 令和３年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく、附属資料の９ページをお願いいたします。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億4,991万7,000円、前年度に比べ666万7,000円、2.7%の増であります。

次に、議案第40号 令和３年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

附属資料10ページをお願いいたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億3,408万円、前年度に比べ544万4,000円、2.4%の増となっております。

主な内容は、使用料と一般会計からの繰入れや前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を進めていくものと、国庫支出金、事業債により浄化センターの長寿命化整備等を行っていくものであります。

次に、議案第41号 令和３年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

附属資料10ページをお願いいたします。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万6,000円、前年度と同額であります。

次に、議案第42号 令和３年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

附属資料の11ページをお願いいたします。

この会計は、介護保険法第３条に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億円、前年度と同額となっております。予算の大半は、在宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費の動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第43号 令和３年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく、11ページをお願いいたします。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億9,288万2,000円、前年度に比べ3,511万8,000円、15.4%の減となっております。

主な内容は、事業収入で起債の償還を行っていくものであります。

次に、議案第44号 令和３年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

附属資料12ページをお願いいたします。

この会計は、小山町上野工業団地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,360万円、前年度に比べ1,600万円、23%の減となっております。

主な内容は、繰入金と事業債を財源に、工業団地の造成事業を行っていくものであります。

次に、議案第45号 令和３年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

同じく、12ページをお願いいたします。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,675万4,000円、前年度に比べ1,469万6,000円、35.5%の減となっています。

主な内容は、発電再開後の事業収入を財源に、木質バイオマス発電と起債の償還を行っていくものであります。

次に、議案第46号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。附属資料13ページをお願いいたします。

この会計は、小山PA周辺開発事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,980万円、前年度に比べ1億6,850万円、38.4%の減であります。

主な内容は、繰入金と事業債を財源に開発事業を行っていくものであります。

次に、議案第47号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

附属資料13ページをお願いいたします。

この会計は、温泉供給事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ245万1,000円、前年度に比べ93万円、27.5%の減であります。

主な内容は、使用料及び前年度繰越金を財源に、温泉供給施設の維持管理を行っていくものであります。

次に、議案第48号 令和3年度小山町水道事業会計予算についてであります。

附属資料16ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額3億2,898万円、前年度に比べ68万3,000円、0.2%の減となっております。

支出は、予定総額3億1,740万5,000円、前年度に比べ385万2,000円、1.2%の減となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額2億5,696万2,000円、前年度に比べ1,516万4,000円、6.3%の増となっております。

支出は、予定総額4億164万7,000円、前年度に比べ1,637万8,000円、4.3%の増となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額1億4,468万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって補填したいと考えております。

以上が、議案第36号から議案第48号までの令和3年度当初予算関係13件についての概要でございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 企画総務部長の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月26日金曜日 午前10時開議

議案第36号から議案第48号までの令和3年度予算13件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時51分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦

令和3年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和3年2月26日（第2日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	

散 会 午後2時14分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 37 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 38 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第 39 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 40 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 41 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第 42 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 43 号 令和 3 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 44 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 45 号 令和 3 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 46 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 47 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 48 号 令和 3 年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局並びに議員の発言の際はマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第 1 議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算

○議長（池谷洋子君） 日程第 1 議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長等から補足説明を求めます。

初めに、企画総務部長 野木雄次君。

○企画総務部長（野木雄次君） 令和 3 年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

予算書は 17 ページからです。まず、町税の概要を申し上げます。

1 款町税の総額は 37 億 8,740 万円で、令和 2 年度に比べ 1 億 1,341 万円、率にして 2.9%の減額としました。減額の中には、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の特例による減収分 1 億円を含んでおり、これは、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により同額の 1 億円が補填されることとなっております。

町税の内訳は、1 項町民税が 12 億 6,710 万円で町税全体の 33.5%、2 項固定資産税が 23 億 2,330 万円で町税全体の 61.3%となり、この二つの税目が町税収入の約 95%を占めております。また、3 項軽自動車税が 5,920 万円で町税全体の 1.6%、4 項町たばこ税が 1 億 3,200 万円で町税全体の 3.5%、5 項の入湯税が 580 万円を計上いたしました。

それでは、税目ごとに御説明いたします。

1 款 1 項 1 目町民税個人分の現年課税分は、前年度に比べ 800 万円、0.7%減の 10 億 6,700 万円を見込みました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で個人所得の低下を想定したものであります。

次に、その下の 2 目法人分の現年課税分であります。対象法人数は 464 社で、新型コロナウイルス感染症による不景気に伴う減額等を見込み、前年度に比べ 1,000 万円、4.8%の 2 億 10 万円を計上いたしました。

次に、18 ページを御覧ください。2 項 1 目固定資産税の現年課税分であります。令和 3 年度は 3 年に一度の評価替えの年のため、土地・家屋の課税標準額が下がることが想定されるほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し課税標準額の特例が適用されます。このため、固定資産税現年分では、前年度に比べ 1 億 1,700 万円、4.9%減の 22 億 7,300 万円を見込みました。

説明欄を御覧ください。土地につきましては、地方では依然として地価の下落が続いている一方、湯船原開発事業で新たに 5 区画が課税されることを加味し、前年度に比べ 4,731 万円増の 7 億 4,338 万 7,000 円としました。家屋につきましては、評価替えに伴い既存の家屋に対する経年減価を見込み、前年度に比べ 1,309 万円減の 8 億 1,259 万 6,000 円としました。償却資産につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で企業等の設備投資が進んでいないことから、前年度に比べ 1,888 万円、2.1%減の 8 億 6,731 万 2,000 円としました。次のページ、滞納繰越分には、令和 2 年度の納税猶予分の納付を含め 3,800 万円を計上しました。

次に、3 項 1 目軽自動車税環境性能割は、軽自動車の販売台数が減少傾向にあることなどから、前年度に比べ 140 万円減の 260 万円としました。

また、2 目種別割の現年課税分は、前年度に比べ 41 万円、0.7%減の 5,660 万円としました。

次に、20 ページを御覧ください。4 項 1 目地方たばこ税は、販売本数の減少傾向が続いていることから、前年度に比べ 100 万円、0.8%減の 1 億 3,200 万円としました。

次に、5 項 1 目入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度の実績も大幅に減少しており、若干持ち直し状況にはありますが、前年度に比べ 940 万円減の 580 万円を計上しました。

次に、21 ページの 2 款地方譲与税の 1 項自動車重量譲与税は、自動車重量税の 1000 分の 407 に相当する額が市町村に交付されるもので、交付額は町道の延長と面積により算定されます。前年度と同額の 6,800 万円を計上いたしました。

その下の 2 項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の 100 分の 42 に相当する額が市町村に交付されるもので、算定の基準は先ほどの自動車重量譲与税と同様ですが、前年度比 150 万円減の 2,650 万円を計上いたしました。

次に、23 ページを御覧ください。6 款 1 項 1 目法人事業税交付金は、法人事業税の 5.4%に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度に比べ 150 万円、5 %減の 2,850 万円を計上いたしました。

その下の 7 款 1 項 1 目地方消費税交付金は、地方消費税の 2 分の 1 に相当する額が市町村に交付されるもので、市町村の人口と従業員数に基づいて算定されます。県の算出した見込額から推計し、前年度に比べ 1,400 万円減の 4 億 4,600 万円を計上いたしました。

その下の 8 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の 10 分の 7 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度と同額の 1 億 9,000 万円を計上いたしました。

24 ページの 10 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産が対象となる交付金で、それぞれの市町村に存在する財産の価格に応じて交付されます。前年度に比べ 70 万円減の 3,230 万円を計上いたしました。

25 ページの 11 款 1 項 1 目地方特例交付金は、税制改正などによる地方公共団体の減収を補填するために交付されるもので、前年度に比べ 200 万円減の 1,500 万円を計上いたしました。

その下、11 款 2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、コロナウイルス感染症に係る固定資産税の減免分を補填するために新設されたもので、減免予定額の 1 億円を計上いたしました。

その下、12 款 1 項 1 目地方交付税は、令和 3 年度地方財政計画から推計し、前年度と同額の 4 億 5,000 万円を計上いたしました。なお、地方交付税のうち、説明欄 1 の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額に相当する額が交付されるものであり、説明欄 2 の特別交付税は、普通交付税に反映できない特別な財政需要に対して交付されるものであります。

次に、33 ページから 34 ページにかけて、16 款 2 項 8 目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が運用される基地や実弾演習が行われる演習場などを特定防衛施設として位置づけ、その所在する市町村に対して交付されるもので、いわゆる 9 条交付金と呼んでいるものであります。前年度と同額の 2 億 7,811 万円を計上いたしました。

次に、40 ページを御覧ください。18 款 1 項 1 目財産貸付収入 3 億 4,474 万 8,000 円の主なものは、1 節土地貸付収入の説明欄 1、東富士演習場貸付料 3 億 2,109 万 7,000 円で、演習場として国に貸し付けている町有地約 252.8 ヘクタールの貸付料であります。

次に、42 ページを御覧ください。19 款 1 項 2 目総務費寄附金 1,500 万円は、須走地域振興基金に積み立てる須走彰徳山林会様からの寄附金であります。

次に、43 ページ、19 款 1 項 5 目ふるさと寄附金 4 億円は、ふるさと納税による寄附金であります。

次に、20 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 2 億 4,000 万円は、不足する財源を補うため繰り入れられるものであります。

その下、2 目東富士演習場関連特定事業基金繰入金 2 億 3,200 万円は、こども園の運営や子ども医療費助成事業などの特定事業のために、特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金からそれぞれの事業の財源として繰り入れられるものであります。

次に、44 ページ、同じく 4 目総合計画推進基金繰入金 12 億 4,181 万 3,000 円は、種々の事業を執行するための財源として繰入れをするものであります。

次に、48 ページを御覧ください。22 款 6 項 1 目雑入の 2 節雑入のうち説明欄 20、ミニポートピア富士おやま環境整備協力費 2,040 万円は、協定に基づいてミニポートピア富士おやまの売上額の 1 %に相当する額を環境整備協力費として納入するものであります。

次に、51 ページを御覧ください。23 款 1 項 5 目臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源の性質を持つ地方債で、令和 3 年度地方財政計画から推計し、前年度と同額の 3 億円を計上いたしました。

以上が、主な歳入の説明であります。

なお、歳入における町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の自主財源の合計は、71 億 1,560 万円で、前年度に比べ 7.8%、金額にして 5 億 1,191 万 6,000 円の増額で、歳入全体の 62.1%でありました。

それでは次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

57 ページを御覧ください。2 款 1 項 1 目一般管理費は、職員人件費をはじめ表彰審査委員会など各審査会委員の報酬やいわゆる庶務に係る経費を計上した一般行政事務費と町長秘書費の 3 事業があり、前年度に比べ 586 万 8,000 円減の 5 億 6,744 万 2,000 円を計上いたしました。

次に、60 ページを御覧ください。2 目財政管理費は、予算編成事務などの経費を計上した財政管理費と事業進行管理や定員管理及び行政事務の I T 化推進に係る経費を計上した行財政改革推進事業費があり、前年度に比べ 31 万 4,000 円増の 921 万円を計上いたしました。

次に、62 ページを御覧ください。4 目財産管理費は、町有財産・基金の管理、また役場本庁舎や公用車の管理、入札・契約事務等に係る経費で、前年度に比べ 2 億 3,214 万 1,000 円増の 5 億 2,615 万円を計上いたしました。増額の主な要因は、基金積立金の増額によるものです。

次に、69 ページから 70 ページを御覧ください。6 目自治振興費は、区長会等に係る経費であり、前年度に比べ 1,020 万 4,000 円増の 4,936 万 7,000 円を計上いたしました。増額の主な要因は、足柄地区コミュニティセンター改修に伴う、地区コミセン改修工事実施設計、区所有の公民館等の改修に交付するコミュニティ施設整備事業補助金によるものであります。

次のページ、7 目電算管理費は、住民基本台帳や課税事務などのプラットフォームとなる総合行政システム機器、事務用パソコン、庁内イントラネット、インターネット環境などを管理運用する経費で、前年度に比べ 705 万円増の 9,948 万 4,000 円を計上いたしました。増額の主な要因は、パソコン等のウイルス対策ソフトが更新時期を迎えたことなどによるものであります。

次に、73 ページを御覧ください。8 目人事管理費は、職員の福利厚生、研修、給与、人事評価、職員採用などに係る経費で、前年度に比べ 245 万円増額の 1,292 万 8,000 円を計上いたしました。増額の主な要因は、説明欄（2）職員福利厚生費の 10 節消耗品費 350 万円で、全常勤職員の防災服を購入整備するものであります。

次に、74 ページの 9 目諸費は、会計年度任用職員の福利厚生費が主なもので、前年度に比べ 414 万 8,000 円減の 4,694 万 2,000 円を計上いたしました。減額の主な要因は、会計年度任用職員のうち、任用期間が 1 年を超えたフルタイム会計年度任用職員が静岡県市町村職員共済組合に加入するため、社会保険料が減額されるものであります。

次に、75 ページ、2 項徴税費は、町税の課税、徴収事務に要する経費で、前年度に比べ 193 万 9,000 円増の 1 億 2,279 万 4,000 円を計上いたしました。増額の主な要因は、77 ページ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人による還付増が見込まれることから、2 目 22 節 1 細節の過年度町税過誤納金還付金を 300 万円増額するものであります。

次に、83 ページの 5 項統計調査費は、前年度に比べ 532 万 5,000 円減の 845 万 9,000 円を計上いたしました。減額の主な要因は、国税調査が終了したことによるものです。

次に、85 ページを御覧ください。7 項 1 目企画渉外総務費は、まちづくりの基本施策を進めるための経費で、前年度に比べ 1,313 万 6,000 円減の 8,591 万 5,000 円を計上いたしました。

主な内容について説明をいたします。86 ページをお開きください。説明欄（3）地域公共交通活性化事業費、18 節自主運行バス負担金 7,742 万 9,000 円は、町内及び御殿場市の一部を運行エリアとするデマンドバス並びに町内を運行する定時運行バスに要する経費であります。

次に、89 から 90 ページにかけまして、3 目人口政策推進費につきましては、新たに設置した科目です。これまでの移住定住事業費等に加え、少子化対策などに取り組むこととしております。小山ライフサポート事業補助金 275 万 9,000 円などを計上しております。

次に、91 ページを御覧ください。8 項 1 目広報公聴費は、前年度に比べ 1 億 6,617 万 5,000 円増の 3 億 2,517 万 1,000 円を計上いたしました。増額の主な要因はふるさと納税に係る経費によるものです。主なものにつきて、95 ページの説明欄（5）ふるさと振興事業費は、ふるさと納税寄附に係る経費で、ふるさと納税返礼品、ポータルサイトの手数料が主なものとなっております。

最後に、208 ページを御覧ください。11 款公債費は、町債の元金と利子の償還費で、前年度に比べ 367 万 6,000 円増の 8 億 9,765 万 1,000 円を計上いたしました。1 目元金の起債の数は 206 件、利子の起債の数は 218 件であります。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、危機管理局長 遠藤正樹君。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 令和 3 年度小山町一般会計予算のうち、小山消防署と危機管理局関係について御説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

33 ページを御覧ください。16 款 2 項 5 目消防費国庫補助金、説明欄 1 の演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金 5,990 万円は、同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機購入に対する防衛 8 条の補助金であります。

次に、38 ページを御覧ください。17 款 2 項 7 目消防費県補助金、説明欄 1 の地震・津波対策等減災交付金 1,266 万 8,000 円は、県の交付金要綱に基づく、地域防災力の強化事業、緊急物資等の確保事業等に対する県の補助金であります。

以上が、歳入の主なものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

175 ページを御覧ください。8 款 1 項 2 目非常備消防費のうち主なものは、説明欄（2）消防団運営費、1 節消防団員報酬 664 万 2,000 円で、機能別団員を含む団員 173 人分の報酬であります。

同じく 8 節費用弁償 1,359 万 3,000 円は、消防団員の訓練・警戒出動などに要するものであります。

次ページを御覧ください。同じく 17 節 LED バルーン投光機 114 万 4,000 円は、災害現場で使用する LED 投光機を 2 台、備品として購入するものであります。

次に、178 ページを御覧ください。8 款 1 項 3 目消防施設費、説明欄（3）消防庁舎整備事業費、16 節小山消防署新庁舎用地 6,200 万円は、小山消防署新庁舎の用地取得費であります。

次ページを御覧ください。8 款 1 項 4 目危機管理費のうち主なものは、説明欄（2）危機対策費、10 節消耗品費 1,258 万 2,000 円で、備蓄用食料、毛布などの防災資機材を購入するものであります。

同じく 12 節防災士養成講座業務 211 万 2,000 円は、地域の防災力向上のため、防災士養成講座を実施するものであります。

次ページを御覧ください。同じく 18 節、最下段、要配慮避難者等宿泊施設利用補助金 30 万円は、コロナ禍における災害時において、高齢者等の要配慮者が民間宿泊施設に避難したときの利用料の補助金であります。

次に、181 ページにかけまして、説明欄（3）自主防災推進事業費、18 節自主防災対策事業補助金 320 万円は、各自主防災組織が行う備蓄用食料や防災資機材などの購入に対し、補助金交付要綱に基づき交付をするものであります。

次ページを御覧ください。8 款 1 項 5 目無線設備管理費のうち主なものは、説明欄（3）同報系無線設備管理費、12 節、最下段のコミュニティ FM 中継局設置調査 330 万円で、総務省の推奨に加え、災害発生時等の緊急時における情報の発信について効果的な手段である FM 放送を提供するための中継局の設置に関する調査委託料であります。

最後に、183 ページを御覧ください。説明欄（4）同報系無線設備デジタル化整備事業費、17 節戸別受信機 6,831 万円は、同報無線のデジタル化に対応する戸別受信機を各戸に配付するものであり、令和 3 年度は令和 2 年度に引き続き北郷地区に配付をいたします。

以上で、小山消防署、危機管理局関係の説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 令和 3 年度小山町一般会計予算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

まず、住民福祉部では、現在、新年度初頭から新型コロナウイルスワクチンの接種を全庁的体制により開始する準備を進めております。感染症対策に関しましては、これまで本町の最重要課

題と捉えて取り組んでまいりましたが、同時に町民の健康や生活を支える各種事業も重要であるとの意識を持って進めてまいりました。例えば、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、今年度から包括的支援体制の構築を進めております。また、高齢者のフレイル対策を図り健康寿命を延ばすために、保健事業と介護予防事業を一体的に実施する事業を実施しております。これらは、第5次小山町総合計画においても重要な基本施策として位置づけており、次年度以降も着実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、歳入の主なものについてであります。

最初に、30 ページをお開きください。16 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 1 節社会福祉費負担金、説明欄 1 の障害者自立支援給付費負担金 1 億 7,120 万 4,000 円は、障害者総合支援法に基づく障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図るため障害者介護給付費等の 2 分の 1 を、説明欄 2 の障害者自立支援医療費負担金 740 万 4,000 円は、更生医療費 4 名分と育成医療費 2 名分と療養介護費 1 名分の 2 分の 1 を、それぞれ国庫負担金として見込んだものであり、いずれも県負担分として 4 分の 1 を見込んでおります。

説明欄 3 の国民健康保険基盤安定負担金の 1,379 万 7,000 円は、国保税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて公費で補填するもので、保険者支援分として 2 分の 1 を見込みました。

その下、2 節老人福祉費負担金の説明欄 1 低所得者保険料軽減負担金 670 万 6,000 円は、消費税引上げによる介護保険料負担の影響を軽減するための国庫負担金で、負担率は 2 分の 1 であります。また、この負担金には負担率 4 分の 1 の県負担分がございます。

次に、31 ページを御覧ください。2 目衛生費国庫負担金 1 節保健衛生費負担金の説明欄 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制費負担金 5,747 万 4,000 円は、4 月に開始する予定のワクチン接種に係る費用に対する国の負担金であります。

中段の 2 項 1 目総務費国庫補助金 1 節総務管理費補助金の説明欄 1 個人番号カード交付事業費補助金 442 万 2,000 円、説明欄 2 事務費補助金 300 万円は、いずれも個人番号カードの普及促進を図るための事業費の財源としての国庫補助金であります。

下段の 2 目民生費国庫補助金の 1 節社会福祉費補助金、説明欄 1 の地域生活支援事業補助金 1,291 万 1,000 円は、障害者が地域生活を円滑に送るため、相談支援や日常生活用具給付や地域活動支援センター事業に対する補助金であり、補助率は 2 分の 1 であります。また、この補助金にも県補助分の 4 分の 1 があります。

その下、説明欄 2 の包括的支援体制構築事業費補助金 581 万 6,000 円は、本年度開始した包括的支援体制を構築することにより地域共生社会を実現するための補助金であります。

次の 32 ページ、3 目の衛生費国庫補助金の 1 節保健衛生費補助金の説明欄 1 の母子保健衛生費補助金 196 万円は、産前産後サポート事業や産婦健診、産後ケア事業に対する補助金で、説明欄 2 の感染症予防事業費等補助金 295 万 4,000 円は、風疹対策事業やがん検診の総合支援事業の補助金で、補助率はいずれも 2 分の 1 であります。

説明欄3の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,227万1,000円は、4月に開始するワクチン接種を実施するための体制確保事業の費用に対する補助金であります。

その下、2節環境保全費補助金598万7,000円は、合併処理浄化槽設置に対する補助金で、46基分を計上し生活排水処理対策を推進するものであります。

次に、35ページをお開きください。17款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の説明欄5国民健康保険基盤安定負担金3,897万8,000円は、保険者支援分の4分の1と低所得者に対する保険税軽減分の4分の3を、また、その下、2節老人福祉費負担金、説明欄1の後期高齢者保険基盤安定負担金2,374万2,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の4分の3を、それぞれ県が負担するものであります。

次に、36ページの2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金の主なものは、説明欄1の地域生活支援事業補助金645万5,000円は、国庫補助金で御説明しました地域活動支援センター事業等に対する県の補助金です。

説明欄3の重度障害者（児）医療費補助金1,765万5,000円は、医療費助成額の2分の1の県補助金であります。

その下、2節老人福祉費補助金370万1,000円のうち、説明欄1の在宅福祉事業費補助金332万6,000円は、シニアクラブの活動を支援し元気な高齢者を増やすための補助金であります。

次に、37ページの3目衛生費補助金1節の保健衛生費補助金2,280万6,000円のうち、説明欄1子ども医療費助成事業費補助金2,060万7,000円は、ゼロ歳から高校生相当世代までの入院・通院に要する医療費助成に対する県補助金であります。

次に、47ページ上段の5項2目民生費受託事業収入1節老人福祉費受託事業収入の説明欄1の健康診査受託事業1,202万3,000円は、後期高齢者のフレイル健診の費用として、説明欄2の保健事業と介護予防の一体実施受託事業980万円は、冒頭に御説明いたしました事業に従事するため、専門職を増員するための経費として、いずれも静岡県後期高齢者医療広域連合から受けるものであります。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

70ページをお開きください。2款1項6目自治振興費の説明欄（3）防犯推進費の主なものは、次のページ、13節LED防犯灯等リース料341万9,000円と、その下、14節防犯カメラ設置440万円、こちらは、今年度に引き続き町内各所へ防犯カメラの設置を継続するもので、その下、18節の一番下の防犯灯維持交付金180万円は、各地区の防犯灯の電気料の負担を軽減するための交付金であります。

77ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものは、次のページの説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費2,574万2,000円であり、次のページ、12節の電算処理402万円で、住民情報業務処理、印鑑登録管理業務等を実施いたします。

その下、13 節の戸籍総合システム使用料 950 万 4,000 円等は、電算関係システム及び機器の使用料であります。

その下、説明欄（３）個人番号カード関連事務費の主なものとして、1 節会計年度任用職員報酬 514 万円は、マイナンバーカードの普及促進を図るために窓口職員を配置するものと、次のページ、18 節通知カード・番号カード事務交付金 442 万 2,000 円は、地方公共団体情報システム機構への負担金であります。

次に、98 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の主なものとして、次のページ、説明欄（２）社会福祉総務費、12 節地域福祉包括支援業務 423 万 5,000 円は、地域共生社会の実現を目指し今年度から開始している属性を問わない相談体制をはじめとする包括的支援体制の構築事業について、次年度も継続するもので、社会福祉協議会及び地域包括支援センター平成の杜に引き続き地域福祉コーディネーター兼相談支援包括化推進員を配置するものであります。

また、その下、地域福祉包括支援システム構築事業 352 万円は、地域共生社会実現のための包括的支援ネットワーク会議等で扱う情報を関係者で共有するためのシステムを構築するための費用であります。

18 節、次のページ、上から 2 番目の地域生活支援業務交付金 292 万 8,000 円は、町民の福祉の増進、民生安定のための相談・指導及び調査等を行う民生委員・児童委員協議会の活動に対する交付金であります。

その他では、その二つ下の社会福祉協議会職員費交付金 2,600 万円は、社協職員の人件費 4 人分に係る交付金であり、次年度からは、その負担根拠を条例により明確に規定したいと考えております。

次に、下段の 3 款 1 項 2 目障害者福祉費の主なものは、101 ページの説明欄（３）重度心身障害者（児）援護費では、12 節重度心身障害者医療システム導入 764 万 2,000 円と、19 節重度障害者（児）医療費扶助 4,300 万円で、対象者の医療費の個人負担分について扶助するものであります。

続いて、102 ページの説明欄（５）自立支援給付費では、19 節障害介護給付費 3 億 3,840 万円で、身体、知的、精神に障害のある方に係る施設入所支援や、就労支援、また居宅介護、グループホームの利用などへの給付費であります。

続いて、その下、説明欄（６）自立支援医療費給付費では、19 節自立支援医療費扶助 1,480 万 8,000 円で、人工透析等の医療に対する扶助であります。

続いて、その下、説明欄（７）地域生活支援事業費では、次のページ、12 節の地域活動支援センター事業 1,358 万 9,000 円で、障害者に対し生産活動の機会の提供、社会との交流支援、また地域において就労が困難な在宅障害者に対し機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施している、施設への委託料であります。

その下、障害者相談支援事業 738 万 8,000 円は、障害者等からの相談に応じ必要な情報提供及び助言、またサービス利用支援等を行う、身体、知的、精神、それぞれの施設に対する委託料で、19 節の重度身体障害者（児）日常生活用具扶助の 490 万円は、自立支援を目的に生活用具を扶助するものであります。

下段の 3 款 1 項 3 目健康福祉会館管理費の主なものは、説明欄（2）健康福祉会館管理運営費、12 節の健康福祉会館指定管理料 2,935 万 8,000 円で、指定管理は 5 年目となります。

次に、105 ページの 3 款 2 項 1 目老人福祉総務費の主なものは、説明欄（2）高齢者福祉推進費では、次のページ、18 節の 2 番目の 2 市 1 町共通利用券負担金 720 万円、その五つ下のシルバー人材センター運営助成金 900 万円、こちらは高齢者の生きがい就労の機会の確保を図るもので、一番下の養護老人ホーム建設事業交付金 920 万円などがございます。

次の 107 ページの（3）敬老会費につきましては、今年度、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から未実施としたものを予算計上しております。今後の感染状況によっては、内容を検討し実施可能なスタイルを構築する必要があると考えております。

次の説明欄（4）老人保護措置費では、19 節の老人措置費 3,359 万 6,000 円で、町が措置した養護老人ホーム施設への入所者 13 人分の措置費であります。

次の 108 ページ、説明欄（6）成年後見制度推進費では、12 節の権利擁護支援センター事業 146 万 7,000 円は、社会福祉士を擁する社会福祉協議会にセンター事業を委託する経費であります。

次の説明欄（7）保健事業と介護予防の一体的実施事業費 400 万円は、今年度開始した事業を次年度以降も推進するもので、高齢者のフレイル対策のために、各種データを分析し抽出した個別の高齢者や通いの場などへの積極的な関与を行うもので、専門職に業務委託するものであります。

次に、109 ページの 3 款 2 項 3 目後期高齢者医療費の主なものは、説明欄（2）後期高齢者医療事業費、次のページの 12 節の健康診査業務の 1,750 万円で、フレイル健診に要する費用であります。

その下、説明欄（3）後期高齢者医療負担金では、18 節の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の 1 億 6,880 万円が主なものであり、町負担分であります。

次に、120 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の主なものは、次のページの説明欄（2）保健衛生管理費、次のページの 18 節、5 番目の看護学校運営費等負担金 658 万 1,000 円は、御殿場市医師会立看護学校の経費を御殿場市と負担するものであり、その下、19 節の精神障害者医療費扶助 400 万円は、精神障害者家族の経済的な負担の軽減と障害者の治療の促進を促すために、入院医療費に対する自己負担分の 2 分の 1 を助成するものであります。

その下、説明欄（3）救急医療対策事業費では、18 節の御殿場市救急医療センター負担金の 5,958 万 9,000 円で、運営費の不採算分を御殿場市と人口割により負担するものであります。

その下、御殿場市医師会 2 次救急医療業務負担金 912 万 6,000 円は、御殿場市医師会が実施する 2 次救急医療業務に対する負担金であります。

更にその下、公的病院等運営費補助金 5,000 万円は、特別交付税措置を受け過疎地等の不採算地区に立地する公的病院等に助成することにより、地域医療の確保を目指すものであります。

次に、123 ページの 4 款 1 項 2 目予防費の主なものとして、説明欄（2）感染症予防費、次のページ、12 節の個別接種 5,000 万円は、水痘、麻疹、風疹、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌等の予防接種に係る医療機関への委託料であります。

その下、（3）新型コロナウイルス感染症対策事業費 233 万 6,000 円は、今年度、町内医療機関や介護事業所等へ町の備蓄品から緊急放出いたしましたマスク、ガウンなどを補充いたします。

その下、（4）新型コロナウイルスワクチン接種事業費 9,909 万円は、次のページにかけまして、新年度に開始する予定のワクチン接種に要する費用を計上しております。主なものは、ワクチン予約を受ける予約センターに配置する会計年度任用職員の人件費、接種会場に配置する医療専門職への謝礼、接種会場等で使用する消耗品費、接種券及び予診票の郵送料、接種券の印刷及び封入封緘に要する委託料、医師及び看護師に対するワクチン接種業務委託料、使用済み注射針及びシリンジ等の医療廃棄物の処分費、事務機器使用料、会場使用料、車借り上げ料、事務用備品の購入などであります。これらは、基本的に国の負担金及び補助金で賄うことを予定しております。

次に、4 款 1 項 3 目健康づくり推進費の主なものは、次のページ、説明欄（3）生活習慣病予防費の 12 節の保健事業 4,300 万円は、各種がん検診等に係る医師会及び医療機関への委託料であります。

次のページ、説明欄（5）クアオルト健康ウォーキング推進事業費では、事業の実施に不可欠である実践ガイドの実践指導者資質向上研修費用や実施団体への助成金を計上しております。

次に、4 款 1 項 4 目母子保健事業費の主なものは、説明欄（2）母子保健事業費、次の 128 ページ、12 節の保健事業 1,400 万円、こちらは、妊婦健診、乳児健診及び産婦健診、産後ケア事業等に係る費用で、専門職及び医療機関への委託料であります。

次に、その下、19 節の不妊・不育症治療費助成 250 万円は、少子化対策の一環として、不妊と不育症の治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るための助成であります。

続いて、説明欄（3）子ども医療費助成費の 19 節の子ども医療費助成 8,000 万円は、ゼロ歳児から高校生相当世代までの入院・通院に係る医療費の自己負担分の全額を助成する事業であります。

次に、4 款 2 項 1 目環境保全総務費の主なものは、130 ページ、説明欄（4）ごみ減量・リサイクル推進事業費、7 節の資源リサイクル活動奨励金 200 万円で、リサイクル活動を実施する団体に交付する奨励金であります。

次の131ページ、説明欄（6）浄化槽設置推進事業費の主なものは、18節の浄化槽設置事業補助金1,796万2,000円で、46基分を計上しております。

次の説明欄（7）広域行政組合斎場費負担金につきましては、組合が管理運営する施設の負担金であります。

4款2項2目公害対策費では、説明欄（2）公害対策費の12節は、町内河川などの水質を定期的に測定し、データの推移を把握するためのものであります。

次に、132ページ、4款3項1目清掃総務費の主なものは、説明欄（2）塵芥収集事業費、12節の塵芥収集運搬6,220万3,000円であり、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬に係る経費であります。次年度以降の3年間を長期継続契約により業務委託します。

133ページ、2目塵芥処理費の主なものは、説明欄（2）塵芥処理費、12節の一般廃棄物中間処理250万円で、民間事業者へ古紙類等の処理を委託するものと、13節の一般廃棄物最終処分場用地賃借料367万6,000円は、処分場の地権者への支払い分であります。

次の説明欄（3）広域行政組合塵芥処理費負担金は、富士山エコパークの焼却施設及び再資源化施設に係る広域行政組合への負担金であります。

次に、134ページ、3目し尿処理費7,496万1,000円は、説明欄（2）広域行政組合し尿処理費負担金で、組合が管理運営する施設の負担金であります。

最後に、148ページをお開きください。6款1項3目消費者行政推進費の説明欄（2）消費者行政推進費は、相談員を配置した消費生活センターの機能強化を図り各種相談に対応するとともに、消費者教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで様々な世代に対する消費者教育を推進することにより、消費者市民社会の実現を目指すための予算であります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 令和3年度一般会計予算のうち、経済産業部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入関係でございます。

予算書の26ページを御覧ください。14款1項1目農林水産業分担金は、前年度比236万2,000円減の1,942万5,000円を計上しました。主なものは、説明欄3 県営畑地帯総合整備事業分担金1,310万円は、上野下ノ原地区で実施しております県営農地整備事業アグリふじおやま地

区の幹線農道整備等の事業費に、受益者から 10%を分担金として歳入に計上するものであります。

次に、28 ページを御覧ください。15 款 1 項 5 目商工労働使用料、説明欄 1 町民いこいの家使用料 4,620 万円につきましても、令和 3 年度から町民いこいの家の運営を町が直営で行うことから計上するものであります。

次に、37 ページを御覧ください。17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は、前年度比 1 億 203 万 2,000 円減の 3,262 万 3,000 円で、減額の主なものは、令和 3 年度予定しておりましたアグリふじおやま地区における低コスト対候性ハウスなどの園芸施設整備事業につきましても、国の補正予算に合わせ、今回、令和 2 年度第 12 号補正予算にて事業を前倒しに行うものによるものであります。

同じく 37 ページ最下段から 38 ページにかけて、17 款 2 項 5 目商工労働費県補助金は、前年度比 4 億 3,633 万 7,000 円増、5 億 1,738 万 6,000 円となります。この増額につきましては、1 節商工費補助金、説明欄 1 地域産業立地事業費補助金 5 億 1,638 万 6,000 円で、富士山麓フロンティアパーク小山及び新産業集積エリアに進出します企業 6 社の土地購入費、地元雇用に対して町が交付する補助金の 2 分の 1 につきましても、県から補助を受けるものでございます。

次に、47 ページを御覧ください。22 款 5 項 5 目土木費受託事業収入 1 節道路橋梁費受託事業費、説明欄 1 開発道路整備受託事業 1 億 6,000 万円は、足柄サービスエリア周辺地区において開発事業者から町が受託する町道整備事業に対する収入であります。

続いて、48 ページ、22 款 6 項 1 目 2 節雑入、説明欄 9 道の駅地域振興センター利用料 3,000 万円と説明欄 10 道の駅観光交流センター利用料 2,000 万円は、町内 2 か所の道の駅指定管理者から施設利用料として年間販売想定額の 5 %分を計上したものであります。

引き続き、歳出関係について御説明いたします。

135 ページを御覧ください。5 款 1 項 2 目農業振興費は、前年度比 9,629 万 2,000 円減の 9,788 万円となります。減額の主なものは、歳入でも申しましたが、令和 3 年度予定しておりましたアグリふじおやま地区における低コスト対候性ハウスなどの園芸施設整備事業について、国の補正予算に合わせて、今回、令和 2 年度補正予算にて事業を前倒ししたことによるものであります。

令和 3 年度の主な事業といたしましては、136 ページ、説明欄（2）農業振興費、18 節負担金補助及び交付金で、次のページ上から 7 行目、農業用機械購入助成金 100 万円、こちらは、令和 3 年度からの新規事業として町の認定農業者等に対し機械や施設等の購入にかかる経費を支援する事業で、50 万円を限度に購入費用の 2 分の 1 を町から助成するもので、農業経営の拡大及び経営の多角化等に取り組む認定農業者を支援し、担い手の育成を推進するものであります。

その下、説明欄（３）有害鳥獣対策事業費のうち、18 節小山町鳥獣被害対策協議会補助金 460 万 1,000 円は、地域で設置する鳥獣侵入防止柵の補助や猟友会の有害鳥獣捕獲活動に支援する補助金であります。

139 ページを御覧ください。5 款 1 項 3 目土地改良事業費のうち、140 ページ、説明欄（６）経営体育成基盤整備事業費 2,947 万 4,000 円の主なものは、18 節県営畑地帯総合整備事業負担金 2,620 万円で、フロンティア推進区域、湯舟原地区内で進めております県営農地整備事業、アグリふじおやま地区において、歳入でも御説明いたしましたが、令和 3 年度事業では、幹線農道整備事業等に対する県への事業負担金として事業費の 20%相当額を計上したものであります。

次に、141 ページを御覧ください。5 款 2 項 1 目林業総務費は、前年度比 1,979 万 9,000 円増の 3,677 万 3,000 円を計上いたしました。増額となる主な事業といたしまして、説明欄（２）林業総務費の 18 節ナラ枯れ対策事業費補助金 500 万円で、今年度に引き続き、ナラ枯れによる危険木の防除に要する経費を 20 万円を限度に伐採費用の 2 分の 1 を助成するものであります。

次のページ、説明欄（３）森林整備事業費の 12 節森林経営管理事業 940 万円は、森林環境譲与税基金の用途となる事業で、歳入でも御説明いたしましたが、手入れが行き届いていない森林を整備するため、森林経営管理法に基づき森林所有者の意向の確認や森林整備を行うものであります。

その下、5 款 2 項 2 目林道費は、前年度比 1,056 万円増の 3,546 万円を計上しております。主な事業は、説明欄（３）、次のページ、林道整備事業費の 18 節山村道路網整備事業負担金 2,100 万円で、県が実施いたします林道金時線の改良工事、延長 400 メートルに対し、町の負担金として事業費の 3 分の 1 を負担するものであります。

その下、5 款 2 項 3 目治山事業費では、前年度比 2,419 万 5,000 増の 7,092 万円を計上いたしました。増額の主な事業につきましては、説明欄（４）、14 節町単独治山事業費 5,800 万円で、一昨年台風 19 号により被災いたしました箇所におきまして谷止め工を設置するなど、地域の保全対策を実施するものであります。

次に、144 ページ、6 款 1 項 1 目商工業振興費に移ります。前年度比 805 万 6,000 円の減となります。減額の主な理由は、職員人件費であります。主な事業につきましては、下から 4 行目、説明欄（２）商工業振興費 1,486 万 3,000 円の主なものは、次のページ 3 行目、18 節小山町商工会助成金 975 万円で、商工会に対する一般振興助成金と産業祭事業費への助成金であります。また、その下、地域活性化対策助成金 420 万円も商工会事業に対する助成金で、コロナ禍の影響により地域経済が打撃を受けていることから、需要喚起対策として、プレミアム地域振興券発行事業費、住宅・店舗リフォーム助成事業費、キャッシュレス決済推進事業費等に対し、助成するものであります。

続いて、説明欄（３）中小企業振興費 871 万 4,000 円の主なものは、18 節中小企業経済変動対策貸付金利子補給交付金 792 万 8,000 円で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の令和 2 年度借入者に対し、町が利子補給をするものであります。

次に、同ページ、その下の 6 款 1 項 2 目企業立地推進費は、8 億 1,027 万 9,000 円増の 10 億 7,341 万 7,000 円で、主なものは、146 ページ、18 節負担金補助及び交付金、説明欄中段下、小山町地域産業立地事業費補助金で、先ほど歳入でも御説明したとおり、富士山麓フロンティアパーク小山及び新産業集積エリアに進出いたします企業の土地購入及び地元雇用増に対する補助金で、令和 3 年度内に操業開始が見込まれる 6 社分の 10 億 3,277 万 2,000 円を計上するものであります。

次に、149 ページを御覧ください。6 款 2 項 1 目観光費は、前年度比 2,302 万円増の 1 億 4,033 万円を計上いたしました。増額の主な理由は、駿河小山駅前交流センター及び足柄駅前交流センターの運営開始に伴うものであります。

説明欄（２）観光振興費 3,449 万 6,000 円の主なものといたしまして、次のページの説明欄中段、17 節イベント用備品購入費 159 万 5,000 円です。こちらは、顔認証型 A I サーマルカメラ 5 台の購入費で各種イベント時の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として活用するものであります。

続いて、18 節の 5 行目、観光協会助成金 1,083 万 1,000 円は、小山町観光協会の運営及び観光誘客事業に対する助成金であります。その下、おまつり助成金 1,000 万円は、富士山金太郎まつり、足柄峠笛まつり及び豊門公園もみじまつりの実施に対する助成金であります。

次に、その下、説明欄（３）富士山観光事業費 3,266 万円の主なものといたしまして、次のページ中段、12 節五合目駐車場等管理 382 万 1,000 円は、富士山須走口五合目来訪者の利便性を高めるため、駐車場及び公衆トイレの管理を委託するものであります。

次に、152 ページ中段、説明欄（４）交流人口拡大事業費 1,823 万 5,000 円は、モータースポーツ・サイクルスポーツの聖地づくりを推進するための負担金が主なものであります。

次のページを御覧ください。説明欄 2 行目、18 節モータースポーツ協力会負担金 200 万円は、富士スピードウェイで開催される 24 時間耐久レースや世界耐久選手権を地域一体となって応援し、町の活性化につなげるための事業を実施するものであります。

続きまして、説明欄 5 行目のツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ負担金 1,123 万 7,000 円は、国内外のプロ選手が参加いたしますステージ制ロードレースの開催に当たり、イベント内容や広報の充実を図り誘客を促進するものであります。なお、令和 3 年度は、コースの一部に東京 2020 オリンピック個人タイムトライアルコースを活用し、大会コースの拡張を図ることから増額となります。

続いて、その下、町内ゴルフ場利用促進助成金 100 万円は、町内のゴルフ場や小山町ゴルフ連盟との連携により、ハーフコンペの開催などゴルフ場の利用促進を図るための事業を実施するものでございます。

その下、観光地ワーケーション受入促進事業費助成金 100 万円は、新型コロナウイルス感染防止対策の一つとして、ワーケーションによる観光地への来訪を促進するため、宿泊事業者が行う受入体制の整備に係る助成を行うものであります。

続きまして、中段、説明欄（５）観光施設管理運営費 1,601 万 1,000 円の主なものは、令和 2 年度から運用を開始しました駿河小山駅前交流センター及び足柄駅前交流センター運営に係る経費を計上したものであります。

次に、154 ページ中段、説明欄（６）富士箱根トレイル等維持管理費 668 万 6,000 円の主なものは、12 節ハイキングコース維持管理業務 220 万円で、ハイカーの安全と利便性向上を図るため、地元 8 団体の協力によりコースの巡視・整備を実施するための委託費でございます。

続いて、その下、ホームページ作成等情報発信業務 100 万 1,000 円は、富士箱根トレイルコースの専用ホームページを作成し、利用者へのきめ細かな情報発信と利便性の向上により誘客を図るものであります。

続いて、18 節山のスタンプラリー YAMAS TA 負担金 136 万 4,000 円は、令和 2 年度に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、登る富士山から見る富士山を推奨することにより誘客を図り好評であったことから、更なる富士箱根トレイルコースへの利用者増大を図るため継続して実施するものであります。

次に、155 ページを御覧ください。6 款 2 項 2 目町民いこいの家管理費 6,798 万 2,000 円は、町民いこいの家の管理運営を令和 3 年度から町が直営で行うことから、その運営経費を計上したものであります。

次に、156 ページ、6 款 2 項 3 目道の駅管理費 307 万 5,000 円は、例年、道の駅ふじおやま・すばしり両施設の維持管理に必要な経費を計上したものであります。

次に、157 ページ、6 款 3 項 1 目労働諸費のうち商工観光課関係は、説明欄（２）勤労者支援費の下から 3 行目、20 節勤労者住宅建設資金貸付預託金 687 万 5,000 円では、町が静岡県労働金庫との提携により平成 23 年度まで実施していた貸付制度、こちらの利用者の借入金返済に伴う預託金でございます。

次に、説明欄（３）雇用対策事業費 442 万 2,000 円の主なものは、次のページ、12 節町内事業所紹介ホームページ作成業務 100 万円で、町内就職を推進するため、新卒者や求職者に町内事業所を紹介するホームページを作成し情報提供を強化する業務委託料であります。

次に、中段、説明欄（４）新たな働き方推進事業費 750 万円の主なものは、10 節修繕料 300 万円で、町が所有する建物にサテライトオフィスとして使用する企業を誘致し、使用者との協議により必要な施設改修を行うための修繕費用であります。

17 節テレワーク環境整備備品 40 万円は、サテライトオフィス内で使用する備品購入費、18 節サテライトオフィス設置支援助成金 300 万円は、民間所有施設のサテライトオフィス化に必要な建物改修などの費用の一部を補助するものであります。

次に、164 ページを御覧ください。7 款 2 項 3 目町道整備事業費、下から 2 行目、説明欄 (3) 足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業費 2 億 6,000 万円は、歳入でも御説明いたしましたが、足柄スマートインターチェンジに接続する町道 2416 号線ほか道路整備事業につきまして、開発事業者からの受託事業として各工事を実施するものであります。

以上、経済産業部関係の補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 令和 3 年度一般会計予算の都市基盤部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入の主な内容について御説明を申し上げます。

予算書の 28 ページを御覧ください。15 款 1 項 6 目土木使用料のうち 1 節道路橋梁・河川使用料は、町道及び普通河川の占用料で、前年度に比べ 32 万 4,000 円増の 1,176 万 8,000 円を計上いたしました。

次のページを御覧ください。2 節計画調査使用料は、町内 27 か所の都市公園及び足柄駅前広場の使用料で、前年度に比べ 39 万円減の 121 万円を計上いたしました。

次に、同じく 3 節住宅使用料は、町内 9 団地 384 戸の町営住宅家賃及び昨年 8 月に供用を始めた落合地域優良賃貸住宅の家賃で、前年度に比べ 895 万 2,000 円増の 7,543 万 2,000 円を計上いたしました。

続きまして、32 ページを御覧ください。16 款 2 項 4 目土木費国庫補助金のうち 1 節道路橋梁費補助金の主なものについて、順次説明をいたします。

説明欄 1 社会資本整備総合交付金（道路改築等）1 億 9,150 万円は、町道用沢大御神線及び桑木の開発道路であります町道 2416 号線ほか 1 路線の整備事業費に対する補助金であります。

次の行の 2 地方道事業費補助金（スマートインターチェンジアクセス道路等）660 万円は、新東名小山パーキングエリアスマートインターチェンジのアクセス道路であります町道 3628 号線の整備事業費に対する補助金であります。

次の行の 3 道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）5,940 万円は、用沢原橋など 6 橋の設計業務費、町内 32 橋の橋梁点検業務費及び中西沢橋など 3 橋の補修工事費に対する補助金であります。

次の行の 4 防災安全交付金（道路構造物点検・修繕）2,250 万円は、町内 17 路線の舗装補修、擁壁補修工事費に対する補助金であります。

次に、2 節住宅費補助金の主なものについて御説明をいたします。

説明欄 2 木造住宅補強計画一体型事業補助金 250 万円は、耐震補強計画工事に対する補助金で 5 件分を計上いたしました。

次の行の 3 社会資本整備総合交付金 743 万 8,000 円は、町営住宅南藤曲団地 M3 棟の改修事業費に対する補助金であります。2 行下の既存建築物耐震性向上事業補助金 233 万 4,000 円は、民間事業所 1 棟の耐震化事業に対する補助金であります。

続きまして、38 ページを御覧ください。17 款 2 項 6 目の土木費県補助金のうち 1 節道路橋梁費補助金 2,863 万 8,000 円は、菅沼地内茅沼町営住宅西側の急傾斜地崩壊防止事業費に対する補助金であります。

同じく 2 節の住宅費補助金のうち、説明欄 2 木造住宅補強計画一体型事業補助金 255 万円は、耐震補強計画工事に対する補助金で、国庫補助金と同様 5 件分の計上をいたしました。

以上が、歳入の主なものの説明であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。歳出につきましては、一部を除き目の金額をベースとして説明をいたしますので、御承知おきください。

それでは、159 ページを御覧ください。7 款 1 項 1 目土木総務費は、職員人件費また道路河川占用システムや工事費積算システムの使用料、各加盟団体の負担金などを計上した土木総務費及び公共用地測量登記事業費の 3 事業があり、前年度に比べ 1,599 万 2,000 円減の 1 億 535 万 2,000 円を計上いたしました。

次に、161 ページを御覧ください。2 目地籍調査事業費は、いわゆる事業費支弁の職員人件費と地籍調査事業費の 2 事業があり、前年度に比べ 49 万円減の 1,809 万 3,000 円を計上いたしました。令和 3 年度は、一色その 2 地区の調査を予定しております。

次に、162 ページ、163 ページを御覧ください。2 項 1 目道路橋梁総務費は、職員人件費、道路台帳修正業務や県道整備事業の負担金などを計上した道路橋梁総務費の 2 事業があり、前年度に比べ 1,211 万円減の 2,541 万 8,000 円を計上いたしました。

次に、2 目道路維持費は、日常の維持作業経費や除雪業務等を計上した町道維持管理費と各区からの要望事項などに対応する公共施設地区対応事業費の 2 事業があり、前年度に比べ 77 万 2,000 円増の 5,391 万 8,000 円を計上いたしました。

次に、164 ページを御覧ください。3 目町道整備事業費のうち都市基盤部建設課所管の説明欄 (2) 町道整備事業費は、町単独及びいわゆる防衛 9 条交付金の道路整備事業に係る経費であり、前年度に比べ 1 億 2,504 万 5,000 円増の 2 億 2,596 万 8,000 円を計上いたしました。

主な事業について説明をいたします。初めに、12 節委託業務であります。本定例会で承認をお願いしています町道 1689 号線及び小山白岩線の交差点橋梁詳細設計、また桑木地内の町道 2362 号線測量物件調査、町道一色中日向線物件調査及び分筆登記などを予定しております。次に、14 節工事請負費であります。9 条交付金事業であります町道原向本線及び小山犬の平線の舗装補修工事、町単独事業の生土地内の町道 1017 号線舗装補修工事を予定しております。そ

の他、町道一色中日向線交差点改良及び上野大御神線道路改良に伴う用地買収費、物件移転補償費、町道 2362 号線の電柱移転補償費などが主なものであります。

次に、165 ページを御覧ください。4 目公共道路整備事業費につきましては、説明欄の事業ごとに説明をいたします。

説明欄（2）公共道路整備事業費は、社会資本整備総合交付金道路改築分の事業費であり、前年度に比べ 4 億 7,520 万円減の 1 億 8,828 万 1,000 円を計上いたしました。

内容は、町道用沢大御神線道路改良舗装工事とその付帯工事を予定しており、令和 3 年度をもって事業の完了を予定しております。これによりまして、国道 246 号、道の駅ふじおやま交差点から、いわゆる霊園参道の入り口の交差点までの事業が完了をする予定であります。

次に、（3）新東名関連町道整備事業費は、新東名高速道路のスマートインターチェンジアkses道路整備事業費などの経費であり、前年度に比べ 5,466 万 7,000 円減の 1,799 万 7,000 円を計上いたしました。

内容は、スマートインターチェンジアkses道路である町道 3628 号線整備事業の中日本高速道路への委託業務、同じく 3628 号線の町施工の工事請負費及び社会福祉施設移転に伴う物件移転補償費が主なものであります。

続いて、166 ページの（4）道路構造物長寿命化事業費は、橋梁、のり面擁壁、路面舗装などの道路構造物の点検業務や維持補修事業費などの経費であり、前年度に比べ 4,250 万 6,000 円減の 1 億 6,691 万 8,000 円を計上いたしました。

内容について説明をいたします。初めに、委託業務ですが、用沢原橋など 6 橋の測量設計、小山白岩線など 10 路線ののり面擁壁設計、7 路線の舗装補修設計及び町内 32 橋の点検業務であります。次に、工事請負費ですが、中西沢橋、上野沢橋及び馬伏川橋の橋梁補修、町道一色大胡田線ほか 1 路線の舗装補修及び小山东の平線ほか 1 路線ののり面擁壁補修であります。

次に、167 ページにかけて、5 目急傾斜地崩壊防止事業費は、急傾斜地の測量設計や崩壊防止事業に係る経費であり、前年度に比べ 4,159 万 8,000 円増の 7,449 万 4,000 円を計上いたしました。歳入で説明をいたしました茅沼地区の崩壊防止事業費に加え、藤曲八二塚地区の測量設計業務などを予定しております。

次に、3 項 1 目河川費は、町内普通河川の維持管理に係る経費であり、前年度に比べ 3,979 万 9,000 円増の 4,595 万 7,000 円を計上いたしました。

内容であります。頓沢川など 3 河川の改修工事と静岡県が行います鮎沢川環境整備事業の負担金が主なものであります。

続きまして、168 ページを御覧ください。4 項 1 目計画調査総務費は、職員人件費と旅費や需用費などの事務費や各加盟団体の負担金などを計上した計画調査総務費の 2 事業があり、前年度に比べ 369 万 1,000 円増の 5,976 万円を計上いたしました。

次に、169 ページを御覧ください。2 目都市計画費は、都市計画法に定められた調査費や都市計画変更に向けた調査費などを計上した都市計画費と景観法に基づく景観形成計画の推進に係る経費を計上した景観形成推進事業費の 2 事業があり、前年度に比べ 65 万 7,000 円減の 495 万 8,000 円を計上いたしました。

次に、170 ページを御覧ください。3 目公園等整備費は、職員人件費と都市公園等の維持管理に要する経費を計上した都市公園維持管理費の 2 事業があり、前年度に比べ 766 万 8,000 円増の 2,910 万 7,000 円を計上いたしました。

主な内容について説明をいたします。説明欄を御覧ください。7 節謝礼は、都市公園等の維持管理業務をお願いしております集落支援員 2 名及び 1 団体への謝礼であります。次のページの 12 節委託料は、豊門会館西洋館の機械警備、トイレ清掃や浄化槽の点検費用及び草刈り、芝生管理などの経費であります。続きまして、13 節土地借り上げ料は、須走なかよし公園及び誓いの丘公園の敷地借り上げ料であります。14 節は、須走本通本町交差点付近の水の広場の改修工事費であります。17 節須走多目的広場備品購入は、須走彰徳山林会様の寄附によりまして、サッカーゴール等を購入するものであります。

次に、4 目下水道事業費の下水道事業特別会計繰出金は、下水道事業特別会計の起債償還額に合わせて繰り出すもので、前年度に比べ 283 万 1,000 円増の 9,393 万 4,000 円を計上いたしました。

次に、5 項 1 目住宅管理費は、職員人件費と町内 9 団地 384 戸の町営住宅の維持管理に要する経費を計上した町営住宅維持管理費及び 30 年の事業契約に基づく落合地域優良賃貸住宅の公有財産購入費である地域優良賃貸住宅整備事業の 3 事業があり、前年度に比べ 2,885 万 2,000 円減の 9,065 万 1,000 円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。172 ページを御覧ください。説明欄（2）町営住宅維持管理費のうち 12 節 5 行目、町営住宅管理代行は、町営住宅の管理を静岡県住宅供給公社が代行することによる委託料であります。次のページの 13 節住宅用地借り上げ料は、町営住宅 6 団地の敷地借り上げ料であります。14 節住宅整備事業は、南藤曲団地 M 3 棟の改修工事費、町営住宅解体事業は湯船団地 2 棟 8 戸の解体工事費であります。

次に、2 目建築指導費は、職員人件費と建築確認業務や町の公共建築の監督業務に係る事務経費及び住宅耐震化を促す補助金等を計上した建築指導費の 2 事業があり、前年度に比べ 633 万 4,000 円増の 2,983 万 5,000 円を計上いたしました。

174 ページを御覧ください。説明欄の 18 節 3 行目、木造住宅補強計画一体型事業補助金は、高齢者割増し 3 件を含む 5 件分を計上いたしました。

次の行の既存建築物耐震性向上事業補助金は、民間事業所 1 件分の補助金であります。

最後に、飛びますけれども、207 ページを御覧ください。10 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費は、普通河川等の災害復旧に要する経費を計上した河川施設災害復旧費と町道等の災害復旧に

要する経費を計上した道路施設災害復旧費の2事業があり、前年度に比べ510万円増の1,482万6,000円を計上いたしました。

内容について説明をいたします。説明欄(2)河川施設災害復旧費は、事業全体で災害に備えて頭出しの経費を計上したところであります。続いて、208ページを御覧ください。説明欄

(3)道路施設災害復旧費の主な内容は、14節2行目、町単独災害復旧事業に計上した須走地内の国道138号付近の旧鎌倉往還道災害復旧工事費及び竹之下地内の町道2214号線災害復旧工事費であります。

都市基盤部に関する一般会計予算の説明は、以上であります。

○議長(池谷洋子君) 次に、オリンピック・パラリンピック推進局長 池谷精市君。

○オリンピック・パラリンピック推進局長(池谷精市君) 令和3年度小山町一般会計予算のうち、オリンピック・パラリンピック推進局の補足説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となりました東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を、安全・安心な大会として開催し、小山町の歴史に刻まれる大会とするための予算を計上いたしました。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算書は49ページを御覧ください。22款6項1目雑入、説明欄27のおもてなし空間整備事業関連補助金23万円は、今年度も実施しましたが、富士小山工業団地信号交差点付近の花の装飾によるおもてなし事業に対する静岡県グリーンバンクからの補助金です。

その下、28の県市町村振興協会交付金949万6,000円のうち200万円については、機運醸成事業に対する交付金です。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書は93ページを御覧ください。2款8項1目、説明欄(3)東京オリンピック・パラリンピック推進事業費として、8,621万6,000円を計上いたしました。

主なものといたしまして、10節消耗品費254万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対策及び熱中症対策に必要な消毒液やマスク等の消耗品とボランティアとして参加いただくコースサポーターへの記念品の購入が主なものです。

同じく10節食糧費68万円は、コースサポーターに支給します飲料水と行動食の購入費であります。

12節機運醸成事業200万円は、先ほど御説明いたしました静岡県市町村振興協会の交付金を活用して、オリンピック開幕100日前イベントとして、シティドレッシングのお披露目セレモニーの実施が主なものであります。

同じく12節シティドレッシング装飾業務712万円は、令和2年度、令和3年度で債務負担行為を設定して実施いたします二つの都市装飾事業と大会終了後にその装飾を撤去する費用が主なものであります。

予算書は 94 ページを御覧ください。12 節オリンピック聖火リレー会場設営・運營業務 401 万 8,000 円は、本年 6 月 25 日に予定されていますオリンピック聖火リレー実施に要する費用であります。

その下、レガシー・銘板スタンプ設置業務 2,256 万 7,000 円は、祝祭感を演出するための大規模展示物の設置と小山町開催を後世に継承するための記念の銘板を数か所設置するものであります。

同じく 12 節観戦会場設營業務 261 万 4,000 円は、コース沿道観戦者向けに休憩所を設置する費用で、オリンピックでは 5 か所、パラリンピックでは 1 か所の設置を計画しております。

同じく 12 節コミュニティライブサイト運營業務 3,063 万 7,000 円は、オリンピック男女ロードレースの開催日に道の駅すばしりの駐車場を会場として、レースのスタートからゴールまでを大型ビジョンで観戦するライブサイトの設置・運営費であります。なお、会場内における新型コロナウイルス感染症対策の費用も含まれております。

以上で、オリンピック・パラリンピック推進局の予算補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育次長 長田忠典君。

○教育次長（長田忠典君） 教育委員会関係の補足説明を行います。

初めに、歳入についてであります。

予算書は 28 ページをお願いいたします。上段の 15 款 1 項 2 目民生使用料の 2 節児童福祉費使用料、説明欄 1 保育所保育料 1,788 万 7,000 円は、町立こども園の納付園児数を 71 人と見込み算出しております。

次に、30 ページ下段、16 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 3 節児童福祉費負担金の説明欄 1 児童手当負担金 1 億 5,135 万 8,000 円は、児童手当に対する国からの負担金であり、年 3 回の受給者延べで 2 万 47 人分で計上しております。

次の説明欄 2 子どものための教育・保育給付費負担金 8,056 万 8,000 円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、153 人分で計上しております。

次の説明欄 3 障害児施設措置費負担金 4,503 万 3,000 円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイ等に対する国からの負担金であり、71 人分利用で計上しております。

次に、31 ページ下段、16 款 2 項 2 目民生費国庫補助金の 3 節児童福祉費補助金の説明欄 1 子ども・子育て支援交付金 2,846 万 6,000 円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する国からの補助金であります。

次に、33 ページ、16 款 2 項 6 目教育費国庫補助金の 3 節社会教育費補助金の説明欄 1 文化芸術振興費補助金 175 万 4,000 円は、令和 3 年度から 5 年度までの 3 か年にわたって策定いたします小山町文化財保存活用地域計画の令和 3 年度の策定経費に対する国からの補助金であります。

次に、35 ページ中段、17 款 1 項 1 目民生費県負担金の 3 節児童福祉費負担金の説明欄 1 児童手当負担金 3,370 万円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

次の 2 子ども・子育て支援給付費負担金 3,526 万 5,000 円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。

次の 3 障害児施設措置費負担金 2,251 万 6,000 円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイ等に対する県からの負担金であります。

次に、36 ページ下段、17 款 2 項 2 目民生費県補助金の 3 節児童福祉費補助金の説明欄 2 子ども・子育て支援交付金 1,052 万 7,000 円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する県からの補助金であります。

次の 3 放課後児童クラブ補助金 1,290 万 6,000 円は、町内五つの放課後児童クラブの運営費に対する県からの補助金であります。

次に、49 ページ、22 款 6 項 1 目雑入、説明欄 39 職員等給食代 2,012 万 3,000 円は、こども園の保育教諭、小学校及び中学校の教職員などからの給食代であります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書、飛びまして 111 ページをお願いいたします。3 款 3 項 1 目児童福祉総務費 9,650 万 5,000 円の主なものは、次のページ、112 ページの説明欄上段の（５）児童発達支援事業費 9,061 万 5,000 円であり、幼児の障害児施設への通所等に係る扶助関係の経費であります。

次に、同じページ、3 款 3 項 2 目児童手当費 2 億 1,964 万 8,000 円は、ゼロ歳から 15 歳までの子どもに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ 2 万 47 人への給付分を計上しております。

次に、113 ページ、3 款 3 項 3 目こども園費 8 億 967 万 4,000 円は、町立こども園 4 園の管理運営経費、民間こども園 2 園の運営に関する扶助費等であります。本年 2 月 1 日現在の町立こども園の来年度の入園申込者数は、申し上げますと、昨年から 42 人減の 459 人となっております。

その他、内訳について主なものを順次申し上げます。

説明欄（１）職員人件費 3 億 4,209 万 8,000 円は、こども育成課こども育成班の職員及びこども園の正職員など 59 人分の人件費を計上しております。

次の説明欄（２）こども園管理運営費 2 億 6,238 万 1,000 円の主なものは、こども園で勤務する会計年度任用職員の報酬 5,694 万 8,000 円、職員給 4,607 万 7,000 円及び、次のページ、114 ページ、期末手当 2,216 万 2,000 円や、同じページ中段にあります給食に係る賄い材料費 3,421 万 6,000 円が主なものであります。

また、116 ページ、説明欄の一番下から次のページにかけての（４）民間こども園施設運営費 1 億 6,986 万 6,000 円は、町内の民間認定こども園 2 園に対する国や県の補助金・交付金に町費を加えて支出する補助金と扶助費であります。

次に、117 ページ、説明欄上段（５）こども園整備事業費 2,928 万円は、すばしりこども園の園舎建築に係る設計費 1,012 万円とすがぬまこども園新園舎の備品費 1,909 万 6,000 円が主なものであります。

次に、同じページ下段の４目子育て支援事業費 9,916 万円は、町内４こども園のペンギンランド、子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブ及び子育て支援センターきんたろうひろばに係る経費などであります。

内訳について主なものを申し上げますと、119 ページ、説明欄（３）放課後児童クラブ費 4,258 万 5,000 円は、町内五つの小学校区にある放課後児童クラブ運営に係る委託費が主なものであります。なお、令和３年度から、学区ごとの育成会組織を町内一つに統一し、事務を一括して行ってまいります。

次の説明欄（４）子育て支援センター運営費 1,559 万 2,000 円は、子育て支援センターきんたろうひろばに勤務する会計年度任用職員の報酬及び期末手当や維持管理に係る経費が主なものであります。

次に、ページ飛びまして 183 ページをお願いいたします。ここから、９款教育費関係になります。

９款１項１目教育委員会費 120 万 9,000 円は、教育委員４名の報酬が主なものであります。

次に、184 ページ、９款１項２目事務局費 1 億 890 万 3,000 円の主なものは、説明欄（１）職員人件費 9,019 万 9,000 円で、教育長、教育次長、こども育成課職員 10 人分の人件費であります。

次に、187 ページ、９款２項小学校費の１目学校管理費 2 億 9,028 万 1,000 円は、小学校５校の管理運営に係る経費であります。

内訳について主なものを順次申し上げます。

説明欄（２）小学校管理運営費 1 億 4,219 万円は、各学校に配置している事務員、用務員及び支援員等の会計年度任用職員報酬 5,144 万 4,000 円や、次のページ、説明欄上段の光熱水費 2,820 万円などの維持管理に係る経費等であります。

また、190 ページ、説明欄（４）小学校給食費 1 億 822 万 1,000 円は、給食員及び臨時栄養士の会計年度任用職員の報酬及び職員給と、同じページ下段にあります賄い材料費 5,145 万 2,000 円が主なものであります。

また、次のページ、191 ページ上段、説明欄（５）小学校施設整備費 3,493 万 5,000 円は、北郷小学校改修工事の基本設計と明倫小学校外壁等の改修工事が主なものであります。

次に、同じページ、９款２項２目教育振興費 2,061 万円の主なものは、説明欄（２）小学校教育振興費の 12 外国人英語指導員、いわゆる A L T の派遣費 950 万 4,000 円であります。

次に、192 ページ、３項中学校費の 1 目学校管理費 1 億 8,416 万 7,000 円は、中学校 3 校の管理運営に係るものであります。

内訳について主なものを順次申し上げます。

次の 193 ページ、説明欄（２）中学校管理運営費 1 億 430 万 3,000 円は、各学校に配置している事務員、用務員及び支援員等の会計年度任用職員報酬 2,393 万円や、説明欄中段の光熱水費 2,304 万円、次のページ上段の 13 土地借り上げ料 1,466 万 3,000 円など、維持管理に係る経費等であります。

また、195 ページ、説明欄中段（４）中学校給食費 5,252 万 9,000 円は、小学校費と同様、給食員の会計年度任用職員報酬及び職員給と、次のページ、説明欄上段、賄い材料費 3,113 万 4,000 円が主なものであります。

また、同じページ、説明欄中段（５）中学校施設整備費 2,181 万 2,000 円は、須走中学校の学校用地購入費 1,416 万 3,000 円が主なものであります。

次に、同じページの一番下、９款３項２目教育振興費 4,780 万 5,000 円の主なものは、説明欄（２）中学校教育振興費 4,124 万 2,000 円で、次のページ、説明欄一番上、12 外国人英語指導員 A L T の派遣 1,485 万円と、２行下の町立中学校の 3 年生を対象に補習を行う放課後学習室 2,262 万 3,000 円であります。

次に、同じページ下段、９款４項１目社会教育総務費 5,547 万 2,000 円の主なものは、説明欄（１）職員人件費 4,273 万 1,000 円の生涯学習課 5 人分の人件費と、次の 198 ページ、説明欄（２）社会教育費 1,079 万 7,000 円であります。

次に、200 ページ一番下、９款４項２目文化振興費 1,471 万 1,000 円は、次のページ、説明欄（２）文化芸術振興事業費 991 万 7,000 円と、同じページ、説明欄中段（３）文化財費 479 万 4,000 円であります。主なものは、同じページの説明欄中段、文化芸術振興基本計画策定に係る委託費 371 万 8,000 円と 5 行下のアートビレッジ実行委員会交付金 300 万円、また次のページ上段の 12 文化財保存活用地域計画策定に係る支援業務 350 万 9,000 円であります。

次に、同じページ下段、９款４項４目生涯学習センター管理費 1 億 8,454 万 1,000 円の主なものは、説明欄一番下、金太郎ホールのピンスポットライト等の修繕料 1,244 万 4,000 円と次の 203 ページ、説明欄上段、指定管理料 1 億 5,600 万円とその下、13 敷地借り上げ料 1,546 万 9,000 円であります。

次に、同じページ中段、９款５項１目保健体育総務費 2,468 万 5,000 円は、同じページ、説明欄一番下になります、12 スポーツ振興基本計画策定に係る委託費 366 万 3,000 円及び次の 204 ページ、説明欄上段、町民プール管理業務委託費 282 万円と同じページ、説明欄中段、体育協会助成金 950 万円が主なものであります。

次に、同じページ下段、9款5項2目体育施設費 1,974 万 8,000 円は、次の 205 ページ、説明欄一番上、小山球場の放送設備などの修繕料 1,034 万 8,000 円とその 2 行下、小山町生涯学習センターの多目的グラウンドにジョギングコース設置等の改修工事設計業務委託費 707 万 3,000 円が主なものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わりにします。

-
- 日程第 2 議案第 37 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第 38 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第 4 議案第 39 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第 40 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第 6 議案第 41 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計予算
日程第 7 議案第 42 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計予算
日程第 8 議案第 43 号 令和 3 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第 9 議案第 44 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第 10 議案第 45 号 令和 3 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第 11 議案第 46 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
日程第 12 議案第 47 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第 13 議案第 48 号 令和 3 年度小山町水道事業会計予算

○議長（池谷洋子君） 次に、日程第 2 議案第 37 号から日程第 13 議案第 48 号までの令和 3 年度特別会計及び水道事業会計の予算 12 件については、一括議題といたします。

なお、議案第 38 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計予算の 1 議案につきましては、2 月 25 日に詳細に町長の提案説明及び部長の内容説明がありましたので、教育次長の補足説明は省略します。

それでは、初めに、議案第 41 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計予算の 1 件について、部長の補足説明を求めます。

企画総務部長 野木雄次君。

○企画総務部長（野木雄次君） 企画総務部の特別会計 1 件について補足説明を行います。

議案第 41 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

当特別会計は、土地開発基金が保有する土地の管理、売買等に関する経費を整理する会計であります。令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き土地開発基金により新たな土地を取得する予定が未定であるため、歳入歳出予算総額は前年度と同額の 20 万 6,000 円としております。

それでは、初めに歳入について御説明いたします。

予算書 8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入 20 万 4,000 円は、土地開発基金が保有する菅沼地内の土地を新東名高速道路の建設作業員の駐車場として月額 1 万 7,000 円で貸し付けるものです。

2 款 1 項 1 目土地開発基金繰入金 1,000 円は、土地の先行取得をするために土地開発基金保有の現金を土地取得特別会計に繰り入れるものであり、先行取得が必要になった際に基金保有の現金を繰り入れるための頭出しであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

9 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目土地開発基金繰出金 20 万 6,000 円は、定額運用基金である土地開発基金に繰り出しをすることにより、基金の定額を増額させるためのものです。

以上で、土地取得特別会計の補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、議案第 37 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第 39 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 42 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計予算の 3 件について順次、部長の補足説明を求めます。

住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 住民福祉部関係の特別会計予算 3 会計について、順次御説明いたします。

初めに、議案第 37 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 3 ページをお開きください。

予算の総額は歳入歳出それぞれ 19 億円で、前年度当初予算額と比較しますと、4,600 万円の減額、率にして 2.4%の減少であります。

平成 30 年度の国保の制度改革により、県が保険者として財政運営の責任主体となりました。令和 3 年度は 4 年目となり、予算額は前年度とほぼ同額としております。ちなみに、12 月末の被保険者数は 3,655 人と、対前年同月比 58 人の減少、率にして 1.6%の減であります。

事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入についてであります。

7 ページをお開き願います。

1 款の国民健康保険税 3 億 8,150 万 3,000 円は、歳出の 3 款の県への納付金を見込んだ額としております。

次に、5 款の県支出金 13 億 2,451 万 6,000 円は、前年度と比較し僅かに減額となりました。県が負担する保険給付費等交付金が大半を占めます。

次に、7 款の繰入金 1 億 1,069 万円は、一般会計からの保険税軽減分と保険者支援分の基盤安定繰入金と職員給与費等繰入金が主なものです。

次に、8 款の繰越金 7,000 万円は、今年度の決算見込みに基づき見込んでおります。

続きまして、歳出についてであります。

8 ページをお開きください。

1 款の総務費 3,907 万 2,000 円は、職員人件費や一般管理費などを計上しております。

2 款の保険給付費 12 億 8,378 万円は、歳出全体の 67.6%を占めており、1 人当たり医療費は増加傾向であるものの被保険者数が減少傾向であることから、2.3%の減少となりました。

次に、3 款の国民健康保険事業費納付金 5 億 708 万 2,000 円は、対前年度比 1,152 万 2,000 円の減額、率にして 2.2%の減少となりました。2 款同様に減少傾向となっております。

次に、5 款の保険事業費 3,555 万 4,000 円は、対前年度比 243 万 3,000 円の減額、6.4%の減少となりましたが、内容としては、本年度と同様であり、特定健康診査、特定保健指導及び未受診者対策事業に係る予算を計上したものが主なものであります。

本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、特定健診の実施時期を遅らせ 7 月から 11 月までの 5 か月間としました。また、今年度、コロナ禍の影響を考慮し未受診者対策事業の実施を見送りましたが、次年度では実施することとし、画一的な受診勧奨通知を改め、性別、年齢等未受診者ごとの状況に合った受診勧奨通知を発送することにより、健康診査の受診につなげたいと考えております。令和 3 年度も健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策といたします。

また、医療費通知の発行やジェネリック差額通知の発行を継続することにより、医療費適正化に引き続き取り組みます。加えまして、今年度から始めております保健事業と介護予防事業の一体的実施に合わせた糖尿病性腎症重症化予防事業を継続し、データから抽出したハイリスク者へのアプローチを行うことで、被保険者の重症化予防を図りたいと考えております。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第 39 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 3 ページをお開きください。

予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 4,991 万 7,000 円で、前年度当初予算額と比較いたしますと、666 万 7,000 円の増額、率にして 2.7%の増であります。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般会計からの繰入れと 75 歳以上の後期高齢者の方からの保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

保険料率は 2 年に 1 度改定されており、被保険者数の増加傾向に加え 1 人当たり医療費の増加傾向を反映して保険料が増額となり、特別会計全体として増額となっております。ちなみに、12 月末の被保険者数は 2,812 人と、対前年同月比 38 人の増加、率にして 1.4%の増であります。

事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入についてであります。

6 ページをお開きください。

1 款の後期高齢者医療保険料 2 億 1,570 万円と 2 款の繰入金 3,165 万 7,000 円は、いずれも広域連合の試算に基づき計上したものであります。

次に、歳出についてであります。

7 ページをお願いします。

1 款の後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 4,836 万 7,000 円は、歳入で御説明いたしました保険料収入等を広域連合へ納付するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 42 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 3 ページをお開きください。

第 8 期介護保険事業計画の初年度となる令和 3 年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 20 億円で、前年度当初予算額と同額であります。ちなみに、12 月末の認定者数は 970 人であります。

事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入についてであります。

6 ページをお開きください。

1 款の保険料は 4 億 3,538 万 2,000 円を見込みました。65 歳以上の第 1 号被保険者分の保険料で、保険給付の 23%を負担するものであります。

次に、2 款の国庫支出金 4 億 2,413 万 9,000 円、3 款の支払基金交付金 4 億 8,195 万 8,000 円、4 款の県支出金 2 億 8,745 万 1,000 円につきましては、介護保険制度で定められているそれぞれの負担割合に基づく、国、社会保険診療報酬支払基金、静岡県からの収入であります。

次に、6 款の繰入金 3 億 961 万 8,000 円につきましては、国・県等と同様に負担割合に基づき、町の一般会計から繰り入れる町負担分と地域支援事業に対する繰入金であります。

次に、歳出についてであります。

7 ページをお願いします。

2 款保険給付費は、17 億 4,200 万 1,000 円で、対前年度比 8,841 万 1,000 円の減額、率にして 4.8%の減少で、第 8 期介護保険事業計画により、高齢化の進展や介護認定率の見込みから介護給付費を見込み計上したものです。歳出全体の 87.1%を構成しております。給付の内容といたしましては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅介護サービス、グループホーム等の利用に伴う地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の利用に伴う施設介護サービスが主なものであります。

次に、3 款基金積立金は、3,501 万円を計上いたしました。第 8 期介護保険事業計画の初年度において、介護給付費準備基金に積立てを行うものです。

4 款地域支援事業は、1 億 328 万 7,000 円で、対前年度比 1,738 万円の増額、率にして 20.2%と大幅に増加いたしました。増額の主な要因は、地域包括支援センターの機能強化として、従来から業務委託しておりました総合相談事業及び生活支援体制整備事業を更に充実させることに加え、新たに在宅医療介護推進事業及び認知症総合支援事業を業務委託することとしました。行政と地域包括支援センターとの更なる連携を図ってまいります。加えて、地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会との連携も強化いたします。これら、新たな取組と従来の一般介護予防事業の推進により、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていただくための支援を行うものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 次に、議案第 44 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算、議案第 45 号 令和 3 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第 46 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算、議案第 47 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計予算の 4 件について順次、部長の補足説明を求めます。

経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 令和 3 年度特別会計予算の経済産業部関係の 4 件につきまして、順次御説明いたします。

初めに、議案第 44 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

予算書は別冊となっております。3 ページを御覧ください。

令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,360 万円とするとともに、地方債を設定し、一時借入金の借入れの最高額を 4,300 万円とするものであります。

初めに、地方債について御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

用地取得事業は、事業費の予算に合わせ限度額 4,300 万円を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

9 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、地方債の対象とならない人件費、一時借入金の利子に充当するため一般会計予算から繰り入れるもので、1,040 万円を計上するものであります。

2 款 1 項 1 目繰越金 20 万円は、令和 2 年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

3 款 1 項 1 目用地取得等事業債は、開発事業に必要な各種調査委託料や用地費等の事業費に充てる事業債として、4,300 万円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

11 ページを御覧ください。

2 款 1 項 1 目事業費、説明欄（2）事業費 4,300 万円の主なものは、12 節委託料に計上いたしました事業実施に必要な調査、測量業務及び工事監理等に要する費用 3,850 万円と事業用地を取得するための 16 節事業用地 435 万円であります。

3 款 1 項 1 目利子、説明欄（2）公債費利子 50 万円は、一時的に資金を借り入れる一時借入金の利子として計上するものであります。

次に、12 ページを御覧ください。

4 款 1 項 1 目予備費は、歳入歳出の差額から 13 万 8,000 円を計上するものであります。

説明は以上であります。

次に、議案第 45 号 令和 3 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

予算書は別冊となっております。3 ページを御覧ください。

令和 3 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計は、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 2,675 万 4,000 円とするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

8 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目売電収入 2,674 万 4,000 円は、火災に伴う発電所復旧時期を見据えた木質バイオマス及び太陽光により発電した電気の売電収入として計上するものであります。

2 款 1 項 1 目繰越金 1 万円は、令和 2 年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

9 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目発電事業費の説明欄（2）発電事業費 1,512 万 1,000 円の主なものは、10 節燃料費 882 万 9,000 円と発電所運營業務 573 万 1,000 円で、木質バイオマス発電所を稼働させるための燃料費と維持管理及び運営に係る業務委託料であります。

2 款 1 項 1 目元金、説明欄（2）公債費（元金）888 万 8,000 円は、施設建設時に金融機関から借り入れた資金の元金に対して、償還計画に合わせ返済するものであります。

次に、10 ページを御覧ください。

2 款 1 項 2 目利子、説明欄（2）公債費（利子）274 万 5,000 円は、返済する償還金の利子として計上をするものであります。

説明は以上であります。

次に、議案第 46 号 令和 3 年度小山町小山パーキングエリア周辺開発事業特別会計予算についてであります。

予算書は別冊となっております。3 ページを御覧ください。

令和3年度の小山町小山パーキングエリア周辺開発事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,980万円とするとともに、地方債を設定し、一時借入金の最高額を2億5,800万円とするものであります。

初めに、地方債について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

用地取得等事業は、事業費の予算に合わせ限度額を2億5,800万円を計上するものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

9ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金は、地方債の対象とならない人件費、一時借入金の利子に充当するため一般会計予算から繰り入れるもので、1,160万円を計上するものであります。

2款1項1目繰越金20万円は、令和2年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、3款1項1目用地取得等事業債は、開発事業に必要な各種調査委託料や用地費等の事業費に充てる事業債として、2億5,800万円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

1款1項1目事業費、説明欄(2)事業費2億5,800万円の主なものは、事業実施に必要な調査、測量業務及び工事監理費に要する委託料6,100万円と11ページの説明欄、16節事業用地を取得するための用地費1億5,000万円及び21節物件等の移転補償に要する費用の4,700万円であります。

次に、2款1項1目利子、説明欄(2)公債費(利子)100万円は、一時的に資金を借り入れる一時借入金の利子として計上するものであります。

最後に、3款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から19万5,000円を計上するものであります。

説明は以上であります。

次に、議案第47号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

予算書は別冊となります。3ページをお開きください。

本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施する温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的に、平成30年度から設置したもので、令和3年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ245万1,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目温泉使用料、説明欄 1 温泉使用料 33 万 6,000 円は、年度内に見込まれる温泉使用料に 1 立方メートル当たり 350 円を乗じた額を計上したものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目繰越金、説明欄 1 前年度繰越金 211 万 5,000 円は、令和 2 年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

9 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目業務費、説明欄（2）温泉供給施設維持管理費 96 万 5,000 円は、温泉供給施設の維持管理費と温泉湯湯ポンプの点検業務が主なものであります。

続いて、説明欄（3）温泉受給施設維持管理費 31 万円は、温泉受給施設の維持管理が主なものであります。

最後に、9 ページ、10 ページとなります。

2 款 1 項 1 目予備費は、歳入歳出の差額から 117 万 6,000 円を予備費として計上するものであります。

以上で、経済産業部関係の特別会計予算補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、議案第 40 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第 43 号 令和 3 年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第 48 号 令和 3 年度小山町水道事業会計予算の 3 件について順次、部長の補足説明を求めます。

都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 都市基盤部関係の特別会計予算 2 件及び水道事業会計予算について、順次御説明をいたします。

初めに、議案第 40 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算について補足説明をいたします。

予算書の 3 ページを御覧ください。

このページは議案文があります。令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額を 2 億 3,408 万円とし、地方債を設定し、一時借入金の借入れの最高額、いわゆる限度額ですが、これを 3,000 万円とするとともに、歳出予算の各項の経費の流用について定めたものであります。

初めに、地方債について説明をいたします。

予算書の 6 ページを御覧ください。

浄化センター長寿命化対策事業として 2,840 万円、地方公営企業法適用事業として 660 万円を、それぞれ限度額とし地方債を設定するものであります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明をいたします。

予算書の 9 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目下水道使用料 1 節、説明欄 1 下水道使用料 6,800 万円は、令和 2 年度の使用料の実績に基づき予算計上をするものであります。

続いて、9 ページ下段から 10 ページにかけまして、3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金 1 節、説明欄 1 社会資本整備総合交付金 3,428 万 6,000 円は、須走浄化センターの長寿命化を目的に実施しております電気設備の更新工事及び管路施設のストックマネジメント実施方針策定業務に対する国庫補助金であります。

続いて、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節、説明欄 1 一般会計繰入金 9,393 万 4,000 円は、下水道事業特別会計の起債償還額をおおよその基準として一般会計から繰り入れるもので、前年度に比べ、283 万 1,000 円、3.1%の増額となっております。

次に、11 ページを御覧ください。

7 款 1 項 1 目下水道事業債 1 節、説明欄 1 浄化センター長寿命化対策事業債 2,840 万円は、須走浄化センター長寿命化対策事業費に対する国庫補助金の補助残につきまして、及び説明欄 2 地方公営企業法適用事業債 660 万円は、下水道事業会計の企業会計移行に要する経費について、それぞれ地方債を借り入れるものであります。

続いて、歳出について御説明をいたします。

予算書の 13 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目下水道総務費、一番下、説明欄 (2) 下水道施設維持管理費 6,900 万 1,000 円の主な内容を説明いたします。

14 ページ、説明欄 5 行目、10 節光熱水費 982 万 7,000 円は、須走浄化センターなど各施設の電気料等であります。

その下、修繕料 644 万 5,000 円は、マンホールポンプと浄化センターの自家用発電設備の修繕料であります。

その 5 行下、12 節須走浄化センター維持管理 3,289 万円は、浄化センターの運転及び維持管理に係る委託料であります。

15 ページを御覧ください。

説明欄 3 行目、下水道事業公営企業法適用移行支援業務 667 万 7,000 円は、総務省からの要請に基づきまして、下水道事業会計について公営企業法の規定を全部適用とする企業会計移行のための業務委託料であります。

次に、15 ページ下段から 16 ページにかけまして、1 款 2 項 1 目公共下水道費、説明欄 (2) 公共下水道費 6,396 万 8,000 円の主な内容を説明します。

12 節ストックマネジメント計画実施方針策定業務委託 130 万円は、ストックマネジメント計画に基づき、管路施設の修繕等の具体的な実施方針を策定するものであります。

その下、14 節須走浄化センター長寿命化整備事業 6,143 万円は、須走浄化センターの電気設備の更新工事を昨年度に引き続き実施するものであります。

次に、2款1項1目元金、説明欄（2）公債費（元金）8,219万1,000円は、平成6年度から令和2年度に借り入れた38件分の償還金元金であります。

その下、16ページ最下段から17ページにかけまして、2目利子、説明欄（2）公債費（利子）1,197万1,000円は、平成6年度から令和2年度までに借り入れた41件分の起債に対する償還金利子であります。

以上で、下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第43号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計予算の補足説明をいたします。

令和3年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1億9,288万2,000円といたしました。

初めに、歳入について御説明をいたします。

予算書の8ページを御覧ください。

1款1項1目分譲収入1億7,588万2,000円は、大胡田地区及び宮ノ台地区分譲地の不動産売り払い収入を計上したものであります。

次に、2款1項1目繰越金1,700万円は、令和2年度の決算見込みから計上をいたしました。

歳入については、以上であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

予算書の9ページを御覧ください。

1款1項1目説明欄（2）一般管理費251万円は、宅地造成事業を進める上での事務費で、主なものは11節広告料200万円で、大胡田地区宅地造成事業の分譲販売を促進するための広告料であります。

次に、10ページを御覧ください。

3款1項1目、説明欄（2）公債費（元金）7,500万円は、宮ノ台地区宅地造成事業の工事費に対する地方債の元金を一括償還するものであります。

次に、2目、説明欄（2）公債費（利子）50万円は、借り入れた地方債の償還金利子であります。

最後に、4款1項1目予備費1億1,467万2,000円は、歳入歳出の差額に相当する金額を予備費として計上をするものであります。

以上で、宅地造成事業特別会計の補足説明を終わります。

最後に、議案第48号 令和3年度小山町水道事業会計予算の補足説明を行います。

予算書の7ページを御覧ください。

令和3年度の水道事業会計の業務量であります。第2条の業務の予定量に記載してありますように、給水戸数7,236戸、年間総給水量320万3,623立方メートル、1日平均給水量8,777立方メートルといたしました。また、主な建設改良事業は上水道第7期拡張事業として、配水池築造工事、配水管布設工事などを計画しております。

それでは、予算書飛びますけれども、33 ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から説明をいたします。

1 款 1 項 1 目給水収益 1 節水道料金 2 億 4,116 万 1,000 円は、令和 2 年度の料金収入の実績に基づき計上をしたものであります。

次に、下から 5 行目の 2 項 3 目長期前受金戻入 6,915 万 8,000 円は、補助金等を財源に取得をしました固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するものであります。

次に、最下段、3 項 1 目その他特別利益 1,000 万円は、新東名高速道路建設に支障となります。既設配水管の撤去工事に対する中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

続いて、支出について御説明をいたします。

34 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目原水及び上水費 5,690 万 6,000 円の主な内容を説明します。13 節委託料 2,320 万 1,000 円は、説明欄 3 行目の水道施設巡回点検業務委託 818 万 4,000 円とその下、水質検査業務委託 1,019 万 5,000 円で、その 11 行下、18 節動力費 2,739 万 1,000 円は水源施設の揚水設備等の電気料であります。

次に、最下段、2 目配水及び給水費 2,476 万 4,000 円の主な内容を説明いたします。35 ページの中ほど、16 節修繕費 2,026 万 4,000 円は、配水管及び給水管の漏水などの修繕と計量法に基づく量水器の交換等に要する経費であります。

次に、下段、4 目業務費 2,740 万 7,000 円の主な内容についてであります。36 ページの中段よりやや上、13 節委託料 1,025 万 1,000 円は量水器の検針業務と企業会計処理や料金事務に必要な電算業務の委託費用であります。

次に、36 ページ下段から 38 ページにかけまして、5 目総経費 1,827 万 9,000 円は、職員の人件費が主なものであります。

次に、38 ページ中段になりますけれども、6 目減価償却費 1 億 6,571 万 1,000 円は、令和 2 年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費であります。

次に、下から 7 行目、2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費 433 万 3,000 円は、平成 6 年から令和 2 年度までに借り入れた 24 件分の企業債償還金利子であります。

続いて、39 ページを御覧ください。

3 項 3 目その他特別損失 1,233 万 4,000 円は、新東名高速道路建設に伴い支障となる既設配水管の撤去工事費 1,000 万円及び須走低区配水場建設工事に伴い撤去する既設の須走第 3 配水池に対しまして建設当時に補助を受けました、防衛補助補助金の残存価格相当分 233 万 4,000 円を返還するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入について御説明をいたします。

40 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目企業債 7,950 万円は、須走低区配水場建設工事及び揚水ポンプ交換工事等に伴う企業債であります。

次に、その下の 2 項 1 目国庫補助金 1 億 5,744 万 2,000 円は、防衛 8 条補助金事業として実施をしております須走低区配水場建設工事及び防衛 9 条交付金事業として実施をいたします老朽管更新工事に対する、国からの補助金等であります。

次に、下から 4 行目、4 項 1 目工事負担金 2,000 万円は、新東名高速道路建設に伴う配水管布設工事に対する中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

次に、支出について御説明をいたします。

41 ページを御覧ください。

5 行目、1 款 1 項 2 目配水施設費 3 億 7,465 万 5,000 円の主な内容を説明します。職員人件費のほかに、42 ページの 4 行目、13 節委託料 1,771 万円は、配水管布設替え工事の実施設計業務及び須走低区配水場建設工事監理委託業務費等であります。

その 5 行下の 41 節工事請負費 3 億 3,360 万 1,000 円は、第 7 期拡張計画事業として実施をしております須走低区配水場建設工事、老朽管更新工事及び新東名高速道路建設に伴う配水管布設工事等の費用を計上するものであります。

次に、最下段、2 項 1 目企業債償還金 2,110 万 1,000 円は、平成 6 年から平成 29 年度までに借り入れた企業債 20 件分の元金償還金であります。

ここで、少し戻りますけれども、7 ページをお開きください。

これらの資本的収支から第 4 条に記載をしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をする額 1 億 4,468 万 5,000 円につきましては、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をするものであります。

続きまして、24 ページを御覧ください。

令和 3 年度の水道事業予定貸借対照表であります。この表は、いわゆるバランスシートと呼ばれるもので水道事業会計の財務状況を表すものであります。

初めに、資産の部から説明をいたします。

最下段の資産合計 51 億 9,303 万 8,645 円は、配水池や配水管などの固定資産が主なものであります。

続いて、25 ページを御覧ください。

まず、負債の部であります。

ページ中ほどの負債合計 26 億 2,998 万 8,791 円は、固定資産取得の財源となりました補助金等の未収益化分である繰延収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて、資本の部であります。

下から 2 行目、資本合計は 25 億 6,304 万 9,854 円であります。

この結果、次の行の負債資本合計は、先ほどの資産合計と同額の 51 億 9,303 万 8,645 円となります。

次に、26 ページを御覧ください。

令和 3 年度の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は、1 事業年度の現金の流れを示す表であります。

初めに、下から 2 行目、V の現金の期首残高 1 億 6,300 万 8,923 円に対しまして、I の業務活動によるキャッシュフロー 1 億 202 万 2,998 円を加え、II の投資活動によるキャッシュフロー 1 億 2,319 万 3,265 円を引き、III の財務活動によるキャッシュフロー 5,839 万 9,000 円を加えますと、令和 3 年度の現金の増減額は VI 3,722 万 8,733 円の増加となり、これを V の期首残高に加えると、令和 3 年度の期末残高は VI のとおり 2 億 23 万 7,656 円と見込まれることとなります。

なお、重要な会計方針等を記載しております注記は 27 ページ以降に、詳細な積算資料は 31 ページ以降にございますので、後ほど御覧をください。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

都市基盤部関係の特別会計は、以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長等の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3 月 2 日火曜日 午前 10 時開議、議案第 36 号から議案第 48 号までの令和 3 年度予算 13 件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれで散会します。

午後 2 時 14 分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦

令和3年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和3年3月2日（第3日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	地 域 振 興 課 長	小野 正彦君
総 務 課 長	池田 馨君	税 務 課 長	渡邊 啓貢君
小 山 消 防 署 長	込山 眞治君	住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君
介 護 長 寿 課 長	山本 智春君	健 康 増 進 課 長	杉山 則行君
くらし安全課長	鈴木 辰弥君	商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君
フロンティア推進課長	湯山 浩二君	農 林 課 長	前田 修君
都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君	建 設 課 長	山口 幸治君
上 下 水 道 課 長	遠山 洋行君	会計管理者兼会計収納課長	渡辺 史武君
こども育成課長	大庭 和広君	生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君		2番 室伏 辰彦君

散 会 午後3時00分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 37 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 38 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第 39 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 40 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 41 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第 42 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 43 号 令和 3 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 44 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 45 号 令和 3 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 46 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 47 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 48 号 令和 3 年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局並びに議員の発言の際は、マスクを着用することとします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第 1 議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算

○議長（池谷洋子君） 日程第 1 議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案については、2 月 25 日及び 26 日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑に進めるため、会議運営等規定により、発言の場所については、議員は、最初から議員側の壇に登壇し、質疑を行い、当局側は、自席で答弁を行うこととしています。

また、通告に基づき、一覧により順次一問一答で進めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、4 番 鈴木 豊君。

○4 番（鈴木 豊君） おはようございます。ただいま議題になりました、議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算について、7 点ほど質疑を行います。

それでは、通告した順に一問一答で質疑をさせていただきます。

まず、1 点目で、予算書の総括的質問をします。歳入の財源不足による財政調整基金 2 億 4,000 万円繰り入れたと申しましたが、残高が約 4 億 7,000 万円になると思います。また、ふるさと寄附金からより積み立てた総合計画推進基金において、令和 3 年度予算に 12 億 4,000 万円繰り入れて、残高は約 20 億 2,000 万円になる見込みであります。このような基金の取崩しをしていく中で、今後の各基金の財政基盤が心配されますが、当局の見通しの考えをお聞きます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 鈴木議員にお答えいたします。

令和 3 年度の当初予算における財政調整基金については、2 億 4,000 万円を取り崩し、4 億 7,000 万円となり、残高は令和 2 年度当初とほぼ同額となります。小山町の財政規模から、財政

調整基金の残高は7億円から8億円が望ましいと考えており、大変厳しい状況にあります。今後の景気回復の状況にもよりますが、今後の災害等に備え、改めて積立てを進める予定でございます。

総合計画推進基金につきましては、12億7,000万円を取り崩し、ふるさと寄附金による積立て1億1,000万円を見込み、令和3年度末は20億2,000万円を見込んでおります。今後の湯船原等の企業立地に係る地域産業立地補助金の必要財源を踏まえ、来年度以降、これまでのような充当は難しいと考えております。

経常的経費、施設の維持修繕費が年々増加する中、財源の確保は大変厳しい状況が予想されており、財政運営につきましても見直しの必要があると考えてございます。その他の基金につきましても、適正な管理をしまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 1点だけ再質問をさせていただきます。

やはり財政調整基金は、災害とか今後の突発的な事件等に充てるものでありますし、総合計画推進基金も今後の工場の誘致にも使いますので、やはり厳しい財政状況であります。先ほど申しましたように、ふるさと寄附金による基金積立てや、事業についても国や県の補助金、助成金を活用した事業を考えるなどしてほしいと思いますが、この点について、どのように考えるかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

先ほどから申し上げており、大変厳しい状況にはありますが、今現在、ふるさと納税の方も頑張っておりますので、そちらの方の寄附金によって積立てをしていきたいと思っております。歳出につきましても、一般財源ではなく特定財源を使うような事業執行をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○4番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは、次の2点目も総括的質問で、町税などに対しての滞納繰越し分が少なからず計上されておりますが、毎年徴収にはどのような対策を講じているのかお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡辺史武君） 町税などの滞納繰越し分の徴収対策については、賦課担当課と情報を共有するなど緊密な連携を図り、滞納繰越額の縮減に取り組んでおります。

滞納繰越額の縮減に向けた対応については、効果的なタイミングでの催告書の送付や納付相談を行うとともに、町税や一部料金については、必要に応じ、財産調査や実態調査などを行い、預金差押えなどの滞納処分を実施しております。

今後も、税負担の公平性と行政サービスの提供に必要な安定した税収を確保するため、滞納繰越額の縮減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○４番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは、次の３点目も総括質問で、予算書の８９ページからの２款７項３目に人口政策推進費が新たに計上されています。新たな町長の政策ですが、私はなぜ、人口政策と思われる観光地ワーケーション受入推進事業助成金やテレワーク環境整備備品、そしてサテライトオフィス設置支援補助金が観光費や労働費に計上しているのか不思議に思います。人口政策推進費に一元化して計上すべきだと私は思いますが、どのような考えで分けてあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） まず、ワーケーションとは、ワークプラスバケーションを表す言葉のとおり、この事業につきましては観光的要素を含む部分が多いことから、まずはスタートの令和３年度予算におきましては、商工観光課の観光費（４）事業、交流人口拡大事業費で計上をいたしました。

また、テレワーク・サテライトオフィスにつきましては、まずは対企業との交渉や折衝、さらには協働、こういったことが第一段階となることが予想されるため、同じく令和３年度予算につきましては、フロンティア推進課内の企業誘致・雇用対策室の労働諸費（４）事業、新たな働き方推進事業費で計上いたしました。

しかしながら、鈴木議員御指摘のとおり、これらは人口政策に直接寄与するものでありまして、現在策定中の実施計画におきましても、４－６地域特性を活かした移住・定住の促進という施策の下に、ひとくくりとして示してございます。

また、これらの事業は、総合計画の移住定住施策の下に執行されるものですから、予算科目が違うからといって人口政策推進室や新しい理事が全く関わらないということではなく、特に理事の部局を横断しての調整役という役割を考えますと、予算科目が違って、各課と一体的に取り組んでいくということを考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○４番（鈴木 豊君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま回答がありましたですけど、やはり私は、令和３年度、やはり理事が就任され、理事の手腕により人口政策が遂行されるのに、一元化で様々な事業をやらなければ何の意味もないか

と思います。理事が来て、各部署に投げかけるような施策はしてほしくはないが、その点の考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 鈴木議員にお答えいたします。

理事には、やはりリーダー的な役割を期待するところもございます。施策につきましては、人口政策というのは、かなり広い分野に及ぶものですから、それぞれの所管が携わっていく必要もあると考えております。その中で、最初に申し上げましたとおり、理事がリーダーシップを発揮して、それらの様々な施策を推進していくということになろうかと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは、次の4点目の質疑に入ります。

歳入の予算書43ページ、19款1項5目のふるさと寄附金で令和3年度は4億円計上してありますが、返礼品について、もっと更に工夫して、魅力ある品物の選定をしてほしいが、その点の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 返礼品につきましては、毎年募集を行い、町内企業等の皆様の御協力をいただき、ふるさと納税の返礼品としているところですが、新たな返礼品につきましては、町内施設を利用した体験や、新たな商品開発を行った企業等をお願いをして、今後、魅力ある返礼品を増やしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 1点だけ要望ですが、やはりそのような新しいものの企画があれば、どんどん取り入れて、せっかくですから、やはり小山町でできたものについても、どんどんPRしていただいてやってほしいと思います。回答は結構です。

次に、5点目の質疑に入ります。

歳出の予算書117ページ、3款3項3目12節のすばしりこども園の実施設計1,012万円計上してありますが、設置場所と、どの程度の建設計画で、及びいつまでの完成を予定しているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 町営住宅北原団地の跡地に、ゼロ、1、2歳児及び一時預かりの保育室、調理室等、400平方メートル程度を第2園舎、旧須走幼稚園園舎に増築する計画で、令和4年度末の完成を目指しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） はい、結構です。

次に、6点目の質疑に入ります。

歳出予算書 119 ページ、3 款 3 項 4 目説明欄（3）の放課後児童クラブにおいて、各クラブの支援員、補助員の募集が現在出ておりますが、現在の各クラブの児童数と、指導員を含めた支援員や補助員の人数は何人か。また、予定の支援員、補助員はどうか。不足している支援員や補助員について現在どうしているのかお聞きします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 現在の各放課後児童クラブの児童数と支援員、補助員の数は、成美小学校が、児童 20 人、支援員 2 人、補助員 3 人、明倫小学校が、児童 46 人、支援員 4 人、補助員 1 人、足柄小学校が、児童 24 人、支援員 5 人、補助員 1 人、北郷小学校が、児童 85 人、支援員 5 人、補助員 8 人、須走小学校が、児童 28 人、支援員 4 人、補助員 1 人です。合計で、児童 203 人、支援員 20 人、補助員 14 人、それとは別に、町の指導員が 1 人おります。

また、令和 3 年度に児童が 20 人程度増える見込みから、現在、支援員等の募集をしており、明倫で 2 人、北郷で 2 人、須走で 1 人の採用を予定しております。新年度に向け既に採用できる見込みから、4 月からの支援員等の不足はないものと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

じゃあ最後に、7 点目で、歳出予算書 175 ページ、8 款 1 項 2 目、説明欄（2）の消防団運営費の中で、消防団員の人数の問題が毎年出ますが、各分団の団員の定数は何人で、現在の団員は何名ですか、お伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 各分団の定員数及び現在の団員数についてお答えいたします。

現在の消防団員数は、条例では、定数 188 人に対して 171 名であります。各分団の定数ですが、第 1 分団が 30 人、第 2 分団及び第 3 分団が 20 人、第 4 分団から第 7 分団までがそれぞれ 25 人となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 先ほど質問すればよかったんですけど、また定員割れではありますもので、増やす施策はどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） お答えします。

減少している消防団員を増やす施策についてであります。消防団員の確保につきましては、令和2年4月より消防団員報酬を引き上げ、処遇の改善を図っております。また、消防団員のOBから成る機能別消防団員制度を採用し、消防団員の確保に現在取り組んでおります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） はい、結構です。以上で私の質疑を終了します。

○議長（池谷洋子君） 次に、8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 私は通告に従い、7点の質問をさせていただきます。

それでは、1点目の質問に入ります。

112 ページ、3 款 3 項 1 目放課後等児童通所支援事業費、19 節（2）の児童発達支援事業費の説明欄（19）放課後等児童通所支援事業費に 5,231 万 9,000 円の歳出を見込んでいます。現在、町内で展開する発達障害児対象の放課後支援施設は何か所あるのか。対象児童数は何人か。指導員数は何人か。対象児童 1 人当たりに対する補助金額は幾らになるのか教えていただきたいと思っています。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 町内にある事業所は2か所で、町内事業所を利用している児童数は25人であります。指導員は7人おり、常時2人から3人体制で実施をしております。また、町外の事業所を利用している児童を含めた合計の対象人数は47人であり、1人当たりの補助額は、補助額を人数で割りますと111万円余ということになります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 対象児童1人当たりに対する補助金額111万円、大変高額な金額ではないのかなというふうに私は受け取るわけですが、こういう放課後児童の通所支援事業、各事業所の事業内容とかお金の使い方、そこら辺のチェック機能はどうなっているのか。それに対して、適切であると判断しているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

各事業所につきましては、そこに通所する児童の月ごとの計画等の作成等を行っております。また、どういう内容でサービスを提供するとか、その内容については、事業所ごとにその子に合った内容を提供するような形で、各事業所で作っております。

その意味からも、現在、町内に展開している事業所については全く問題ないということで、チェックについては、ある一定の期間においてプランを見直すというような形で、町の方もそのときに確認できる仕組みになっておりますので、全く問題ないと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問に入ります。2点目の質問です。

予算書の歳出113ページ、3款3項2目、同じく116ページ、3款3項3目こども園管理運営費と民間こども園施設管理費、両方に関連した質問です。

町立、民間、それぞれのこども園の園児数を、町立4園は42人減の459人と説明していましたが、民間2園合計で園児数は何人になるのでしょうか。また、民間こども園は足柄と上野に立地していることから、町立こども園との園児の争奪はないと思いますが、当局としては、今後、町立と民間のこども園の共存については、どのような見解、見通しを持っているのかお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 民間こども園2園で140人になる見込みでございます。

町立と民間こども園の共存についてでございますが、町内にある民間こども園では、病児保育等の実施や年間を通しての保育を提供するなど、利用者にとって大変有益な施設であると考えております。また、月1回は、公立、私立との園長と教育委員会と園長会を開催し、情報交換等を行っております。

今後も子どもの人数などを注視し、利用者の調整を行いながら共存していきたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 3番目の質問に入ります。

予算書歳出119ページ、3款3項4目放課後児童クラブ費です。令和3年度から、学区ごとの育成会組織を町内一つに統一し、事業を行っていくということです。以前から私が言い続けてきたことがようやくここで実現します。

そこで質問します。本町こども育成課にその担当を置くのかどうか伺います。また、事業運営の内容、方法、そうすることのメリットについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 国や県の補助金の申請や委託料の支払いは、事務処理上、こども育成課の職員が担当することとなりますが、令和3年度からの事業運営は小山町放課後児童健全育成会が行うことになり、各放課後児童クラブ運営に関する事務や会計処理等は育成会が行うこととなります。

また、事業運営を変えることにより、今までは保護者による運営で、多くの事務を保護者が行ってきたものがなくなることで、各クラブ運営を統一することにより、支援員等の待遇や利用時間、保育料などの相違がなくなることなどが大きなメリットになると考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 再質問させてください。

私の理解が誤っているかもしれませんが、例えばお隣の御殿場市は、育成会の連合会が人を派遣して、その人が、小山で言うならば、こども育成課のところに籍を置いて、そこでそういう所管の仕事をやると、やっていると私は理解しております。

小山町では、こども育成課の職員がやる仕事と、育成会の代表と言いますか、その方々がやる仕事と、今の説明ではちょっと2種類あるなと理解したわけですが、現在の計画では、育成会から誰か代表を送って、こども育成課のところにテーブルを置いて業務に当たると、そういう考えがあるのかなのか、その点をお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

すみません、説明が不足しておりましたが、育成会の事務局自体はこども育成課の中に席を設けまして、そこで事務を行うということになります。育成会是一个の団体でまとめることから、各放課後児童クラブに派遣する支援員、補助員等についても、その育成会の事務局が全て仕切って、不足するクラブがあればそちらに回すとか、そういうことができるような体制になっていきます。

以上であります。

○8番（高畑博行君） それでは、次の4点目の質問に移らせてもらいます。

同じく歳出178ページ、8款1項3目小山消防署新庁舎用地、16節であります。小山町消防署新庁舎用地取得のために6,200万円の歳出見込みを立てております。小山消防署建設に向けた見通しについて伺いたいと思います。

広域行政組合の消防施設個別長寿命化計画というのが実はあるんですけれども、これの改築・改修計画一覧表を見ますと、2021年、2022年に建て替えをし、2023年に供用開始という予定があり、それに沿って備品類の購入計画も立てるということのようにです。

そこで、いつ頃までに土地取得ができ、いつ頃までに建家建築ができるのか、その見通しをお聞かせください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 高畑議員にお答えいたします。

小山消防署の建設につきましては、用地も含めて今月10日から第1回の建設検討委員会を設置いたしまして検討してまいりますけれども、今のところの予定といたしましては、令和3年度、すなわち来年度用地買収、令和4年度、5年度で造成、建設、令和6年度に供用開始の予定でおります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） そうしますと、広域行政組合が当初予定していた時期より、だいぶ向こうにずれしてしまうということになるかと思えます。

そうしますと、やっぱり懸念されるのが、小山町何やってるんだということになってしまうとまずいなど。なるべく早め早めに設計業務なんかも進めていく必要があるんじゃないだろうか。令和6年供用開始ですと、それこそ、当初、広域行政組合が計画していた時期をだいぶ向こうにずらさなければならないという結果になるわけですので、その点、どんなふうにお考えなのかお聞きしたいなと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

本計画につきましては、広域行政組合の事務局とも下調整を始めておりまして、議員のおっしゃることももっともでございますけれども、まずは用地取得、それから建設計画につきましても財源が必要ということで、こちらの方の手当の検討に時間を要しました。それから、これから地権者にも当たっていくというところで、どうしても、まず用地を取得する必要があるということを考えてございます。

用地が取得できないと建設計画もままならない中で、用地取得に全力を挙げて、今、注力しているというところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 再々質問というよりは、要望になってしまうのかもしれませんが、ここで用地取得に動き出せるということは、私は一步前進、大きな一步前進だと理解はしておりますが、後の実行計画、もう絶対急がないと駄目。ですから、のんびり構えてないで、広域の方ともよく話し合い、小山消防署の方とも連携を取りながら、細かな詰めをなるべく急いで進めていっていただきたいということを要望として申し述べたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。5番目です。

歳出196ページ、9款3項1目、学校用地の16節であります。学校用地購入費は須走中学校の用地取得のようですが、場所はどこなのか。どこから、つまり個人か法人か、どこから購入するのかと、その詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 須走中学校のグラウンド西側部分2,219.84平方メートルの賃借地を個人から取得する予定であります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次のです。6点目の質問です。

予算書歳出197ページ、9款3項2目12節の放課後学習室に関してであります。放課後学習室は町立中学校3年生を対象に補習を行うもので、そこに2,262万3,000円を投入しているわけです。この取組の詳細について説明を願いたいと思います。場所、過去実績の人数、対象教科、講師の詳細などであります。

私は、税金を投入して、公教育の補習を受験対策目的で使うことへ以前から疑問を持ってきました。各学校のアイデアで受験生へのフォローはあってしかるべきだと思いますが、受験対策目的の補習を税金を使って行うことへの単純な疑問です。その点での当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 放課後学習室は、学力向上施策の一環として、補習授業を実施し、生徒の基礎学力の向上と学習内容補完の場と機会を提供すること、また、本町の子育て環境、学習環境を充実させるとともに保護者の負担を軽減し、将来の小山町を担う人財の育成を図ることを目的として実施をしております。

開設場所は、小山中学校では、小山町役場別棟会議室、北郷中学校では、北郷地区コミュニティセンター研修室、須走中学校では、須走災害対策センター会議室で実施をしております。

本年度の参加人数は、小山中学校で20人、北郷中学校で9人、須走中学校で11人の合計40人の生徒が参加をしております。

対象教科は、国語、数学、理科、社会、英語の5教科から1から3教科を選択し、実施をしております。

委託先は、全国的に学習塾、公営塾等を展開している株式会社Birth47であり、県内でも実績がある会社であります。講師は1人で、授業形式ではなく、生徒の学習の進捗状況に合わせ、個別指導を行っております。

各中学校では、授業改善を含め、基礎学力の向上や学習内容の定着のために様々な取組を行っております。受験対策についても、各学校では、現在も生徒個々の進路希望に合わせ指導助言を行い、各教科でも個別指導を行っております。

放課後学習室に参加している生徒は、勉強が分かるようになりたいと考え、自らの意思で参加している生徒がほとんどであり、分からないところを教えてもらえる、苦手部分を伸ばすことができる、自分に合っているといった感想が寄せられています。

生徒の学力向上だけでなく、民間の塾が少ないという地域の実態、保護者の経済的負担といったことも解消できる事業であると考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 再質問です。

この事業の対象が、3年生の一部に限っているというところに私は問題があるんじゃないかと思うわけです。そうであるならば、今の目的からしますと、なぜ1、2年生を対象にしないのか。そこまで幅を広げないのか。3年生に絞るということは、やっぱり受験というものを頭に置きながらやっている。

公教育の公平性をやっぱりもっと重視するならば、この取組はかなり僕は検討を要するんじゃないかと思うわけですが、1、2年まで対象にしないこと、それから、一部に限られていること、その点についてどうお考えなのか、お答えをお願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 高畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、放課後学習室につきましては、実際のところ、コロナ禍でもありましたし、なかなか今年度当初から休校もあつたりとかしてできなかった状況であり、さらに、昨年度は試行で行いましたが、本年度から、こども育成課、教育委員会の方で、1年目ということで本格的に始まったところであります。

そういう面もありまして、3年生をまずは試行的に行うということもありました。今後、保護者のアンケートを取っておりますので、ニーズを確認しながら、1、2年生への拡大等も検討していきたいとは考えておりますが、税金を投入するということもございますので、その辺も含めて検討していかなければいけないのかなと考えております。

現在、3年生の全体には声かけはさせていただいております。さらに、2年生には、体験ということで、この春休みを使って、実際はちょっと2年生に、興味のある方については体験の塾なんかも行っておりますので、その点も含めて、今後、高畑議員の御指摘のとおりのところも検討しつつ行きたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 実はたくさん質問あるんですけども、ここでは取りやめておきます。

別の場所で議論をさせていただきたいと思います。

最後、7番の質疑であります。

205 ページ、9 款 5 項 2 目 12 節 小山町多目的広場改修工事設計業務に関してであります。教育次長の説明では、設計業務は小山町生涯学習センター多目的グラウンドジョギングコース設置という説明がありましたが、多目的グラウンドをどう改修してジョギングコースを造るのか、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 現在、多目的グラウンドで利用しているサッカー、ソフトボール、400 メートルトラックは、現状のまま利用できるようにするため、グラウンド部分の改修は行いません。

その上で、グラウンドの外周に、縁石つきのゴムチップを敷設した 490 メートルのジョギングコースを設置したいと計画しております。

また、このジョギングコースから、グラウンド東側の遊具等を設置している緑地帯から北側のインターロッキング、あずまやとかトイレがある部分になります、ここを通過し、富士山側のホテルの里にある起伏の小山を上りまして、小山球場と多目的グラウンドの間のインターロッキン

グから多目的グラウンドに戻ってくるルートを計画しております。このルートは、延長 730 メートルとなります。富士山側のホタルの里の起伏のある小山を上らなければ、延長 600 メートルのコースとなります。

グラウンドの外周だけでなく、緑地帯及び富士山側のホタルの里の起伏のある小山にも縁石つきのゴムチップを敷設するとともに、インターロッキング上につきましては、ジョギングコースと判別ができる塗装を施す予定でございます。

さらには、ホタルの里付近など暗い場所には外灯を新たに設置し、利用者の安全と利便の向上に努めてまいります。このような内容で実施設計を行うものであります。

以上であります。

○8 番（高畑博行君） 以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、1 番 室伏 勉君。

○1 番（室伏 勉君） 通告に従いまして、12 点ほど質問をさせていただきます。

それでは、まず 1 点目ですけれども、総括的質問になります。

町長提案説明で御説明がありましたけれども、ベビーカーやおむつなどの子育て支援助成、大学生の遠距離通学助成、これら少子化対策事業の予算措置ですけれども、これはどうなっていますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 室伏議員の御質問にお答えいたします。

子育て支援助成や大学生等遠距離通学助成につきましては、2 款 7 項 3 目の（3）事業、少子化対策事業費の 18 節負担金補助及び交付金において、おやまライフサポート事業補助金の中にそれぞれ計上してございます。

また、財源といたしましては、事業費の 2 分の 1 を県の補助金といたしまして、ふじのくに少子化突破展開事業費補助金といたしまして 137 万 9,000 円を 17 款 2 項 10 目に計上してございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） 学生はもう 4 月から通学等々が始まるんですけれども、今この時期で間に合いますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 再質問にお答えいたします。

本事業は、令和 3 年度から令和 4 年度にかけての補助金を受け入れるという計画をいたしている中で、令和 3 年度につきましては、4 月以降、最初は制度化に向けた要綱の制定等、その辺の準備がありますので、4 月からスタートということはちょっと厳しいかなと考えておまして、年度の途中からの事業実施を計画して、その計画に基づいた予算計上となっております。

以上であります。

○1番(室伏 勉君) それでは、二つ目に行きます。

予算書、歳入ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、総額7,388万3,000円であります。令和2年度の一般会計の補正予算(第12号)ですけれども、1,848万4,000円が計上されています。令和3年度一般会計予算としての計上はどのようになっていますでしょうか。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○企画政策課長(清水良久君) 令和2年度第3次補正交付額7,388万3,000円につきましては、令和2年度に執行した分を除き、令和3年度の事業執行分として現在残されております。令和3年度予算におきましては、今後国から示されるスケジュールに従いまして、町の実施計画を策定し、充当する事業内容が確定した段階で、歳入歳出ともに補正を行うなどの予算措置を検討してまいりたいと思います。

なお、引き続き、本交付金の有効活用をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 再質問はありませんか。

○1番(室伏 勉君) 予算に計上されていないんですけれども、私、このコロナ禍におきまして、小山町だけでなく日本中が皆さん困っています。やはりあまりに対応が遅いのではないかと私は思います。

令和2年度の一般会計補正予算(第12号)でも同様の質問をしましたが、令和3年度一般会計予算の提案説明においても、何ら言及されていません。地方創生臨時交付金は、多くの方々の期待を寄せています。私は、今この予算計上されていないこと自体が問題じゃないかなと思います。町民の声は届いているのかなと思います。

ちなみに、この交付金関連の予算ですけれども、令和3年度いつから進めるのか、予定がありましたらお伺いします。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(野木雄次君) 室伏 勉議員にお答えいたします。

コロナ対策に対します施策につきましては、これまでも町民の皆様方の声に耳を傾けながら、特に困っている分野について迅速に施策を講じてきたところであります。補正予算におきましても、経済対策として、事業者に対しましての補助制度を実施していくというところで御承認いただいたところであります。

今後につきましても、必要な施策については迅速に展開していくところであります。今後、予算執行に当たりましては、先ほど企画政策課長の答弁にもありましたが、執行していく事業がまだ確定していないというところから予算化できないという事情がありますので、御理解をいただきたいと存じます。

繰り返しになりますけれども、必要な施策につきましては予算をなるべく早い時期に計上しまして展開していくというところで御理解いただければと存じます。

以上であります。

○1番（室伏 勉君） それでは、3点目に行きます。

歳入ですけれども、23 ページ、8 款 1 項 1 目 1 節になります。ゴルフ場利用税交付金ですけれども、令和 2 年度当初予算と同額が計上されています。令和 2 年度の補正予算（第 12 号）では 1 億 7,300 万円であります。これはやはり、実績に応じた金額なのかなと私は個人的には思うんですけれども、算出根拠をお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） ゴルフ場利用税交付金の算出根拠についてであります。

令和 3 年度当初予算計上額は、令和 2 年度当初と同額の 1 億 9,000 万円としております。令和 2 年度では、第 9 号と第 12 号補正予算におきまして、合計 1,700 万円の減額補正を行っております。

ゴルフ場利用税交付金は、年度を 3 期に分けて交付がされます。令和 2 年度は、コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月から 6 月期は交付額が前年度の約 3 割減となっておりました。このため、令和 2 年度では、これらを見込み、2 回の減額補正を行っております。一方、7 月以降の利用者数は前年度並みに回復しているとの実績が示されており、令和 2 年度の最終期の利用者数交付額は静岡県から提示はございませんが、この利用者数の回復が継続していくことを想定して、前年度当初と同額を計上したものでございます。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 結構です。

それでは、4 番目に行きます。

29 ページ、歳入になりますけれども、15 款 1 項 6 目の中の都市公園使用料 120 万円でございます。これは、令和 2 年度当初予算では 160 万円となっております。この理由と内容について、お伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 都市公園使用料の減額理由と内容についてであります。過去 5 年間の収入実績に基づき、120 万円の予算計上としております。

令和 2 年度については、町主催のイベント開催などにより、その間、使用ができないこともあった。また、映画撮影などの収入がなかったことから減額補正を行っております。

なお、豊門公園をはじめとする都市公園の再整備が完了したことに伴い、本定例会において、条例改正を上程させていただいております。今後は豊門会館と西洋館の使用料も別々に徴収する

ことも可能となっていることも踏まえ、予算計上以上の収入が得られるよう努力してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） 今、豊門会館が出ましたけれども、これには多分誓いの丘とかいろいろ入ってくるのかなと思いますが、大体どの程度の金額を今お考えなのか、分かればお願いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 室伏議員の再質問にお答えさせていただきます。

具体的な金額ということは算出にはございませんけれども、相対的に、こちらの方を算出させていただいたところでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） 分かったら教えてください、また。

次の質問に行きます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 室伏議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、こちらの方、努力目標としましては、とにかく 120 万円を確保していくことが第一優先としてまいりますので、その後、先ほどのとおり、予算計上以上の収入が得られるよう努力してまいります。

以上であります。

○1 番（室伏 勉君） それでは、次の質問に移ります。5 番目になります。

歳入になりますけれども、41 ページ、18 款 1 項 1 目、10 番になりますかな、みらいこども園の町有地貸付料 83 万 6,000 円がございます。これは令和 2 年度当初予算は 121 万 2,000 円、補正 12 号で 37 万 6,000 円を減額しているわけですが、当初予算より減額となった理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 令和 2 年度当初予算では、近隣の公共施設等の賃借料の単価を参考に、計画面積全体の 6,153 平方メートルで予算を 121 万 2,000 円としておりました。その後、賃貸者契約を締結するに当たり、本園は、小山町子ども・子育て支援事業計画に基づいていることや、未来拠点事業推進区域の企業等に勤務される子育て世帯に対応するために建設していることなどを考慮して、のり面等の緑地部分 1,900 平方メートルを控除した面積で算出した単価を根拠とし、昨年度、年額 83 万 6,000 円で契約をしたものであります。

したがって、令和 3 年度予算額は、令和 2 年度の補正後の予算額と同額となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） いえ、結構です。

次の質問、6番目の質問に行きます。

予算書の歳出になります。61ページ、2款1項2目（3）事業ですけれども、行政評価システム電算処理66万円と、RPA・AI-OCRツール導入・活用支援業務90万円の内容を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 行政評価システム電算処理66万円につきましては、毎年度行っております事務事業評価などの行政評価及び実施計画の策定作業といった事務処理の際に、毎年度、使い勝手の向上や書式の微修正など、細かい部分のバージョンアップを委託しているものでございます。

次に、RPA・AI-OCRツール導入・活用支援業務90万円の内容につきましては、RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、パソコンでの定型事務作業の自動化を意味してございます。また、AI-OCRとは、申請書等の手書き文字のデジタル化のことを意味してございます。つまり、人が申請書等にした文字を瞬時にデータ化して取り込んで処理をするといったものでございます。

令和3年度におきましては、このような最先端の技術を効果的に組み合わせるよう、事業者の専門的な知見による職員研修の開催及び対象業務の選定や、RPAシステム設計等に関する支援業務を委託しまして、業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ちょっと予算と離れてしまうかもしれませんが、この手の支援業務ですとか、RPAのツール導入というのは、私の経験から言いますと、事業とか業務に対するマニュアル化、見える化ができていないと決して進むものではないと思います。まず、目に見える形となって初めてこういうシステムが生きてくるとは思いますけれども、その辺のところの、ちょっと予算とはかけ離れてしまいますけれども、運用状況というのは今、分かりますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 令和2年度、本年度におきましては、行政改革のIT化推進に取り組むということの中で、まず事務の定型作業の自動化ということをどうやって実現しているのかという仕組みについて、職員間による利活用の実現可能性や課題、効果等の検証作業に着手しているというところですので、その結果を踏まえて、令和3年度は少し前進した取組ということを考えてございます。

以上であります。

○1 番（室伏 勉君） 次の質問に行きます。

72 ページ、2 款 1 項 7 目 11 節通信運搬費 2,831 万 6,000 円の内容をお伺いします。また、これは、令和 2 年度当初予算 1,800 万円からプラス 1,031 万 6,000 円の増額です。この理由は何でしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 最初に、この事業の内容でございます。ここでは、コンビニでの各種証明発行システムの使用料、固定資産税評価システムの使用料、議会・当局で使用しているタブレット端末の使用料、回線利用料、各出先等の拠点となる施設を結ぶネットワークの使用料とウイルス対策ソフトの 3 年間のライセンス使用料等が主なものでございます。

次に、前年度と比べ増額となっている理由でございます。前年度までは、同じ目の 13 節の使用料及び賃借料に計上しておりましたコンビニ交付システムの使用料等につきまして、11 節役務費で計上するべきであるとの総務省からの技術的助言が出されました。これを受けまして、予算の組替えをしたことにより、役務費、通信費が増となり、使用料及び賃借料が減額となっております。

さらに、先ほど事業説明をいたしましたウイルス対策ソフトのライセンス料 303 万 6,000 円が役務費における新規事業となっており、増額となった理由の一つでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） 役務費、ライセンスの使用料と、すみません、私、この文言にこだわっているわけじゃないんですけれども、運搬費がどういう関連があるのか、この名前といいますか、費目を見ただけでは、何の支出なのかさっぱり分からないと思うんですけれども、その辺の、逆にこの決め方ってどうしているのかお伺いしたくなりますが、いかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 今、ちょっと手持ちで資料等持っておりますので、後ほど答弁させていただきますと思います。申し訳ございません。

○1 番（室伏 勉君） では、次の質問に行きます。

8 番、145 ページ、6 款 1 項 1 目 18 節になります、小山町の商工会助成金 975 万円あります。これはこれで結構なんですけれども、令和 2 年度当初予算 830 万円からの増額理由をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 商工会の助成金につきましては、例年、具体的な金額の要望をいただいておりますが、これまでなかなか要望額にお応えすることができておりませんでした。

しかし、新型コロナウイルスの影響により各事業者の経営が困難となる中、国等の経済支援対策の周知や申請支援等、商工会に求められる役割が拡大しているため、令和3年度は要望額通りの予算とし、町内事業者の経営指導や支援の充実を図るものであります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） いえ、結構です。次の質問に行きます。

9番目ですけれども、150ページ、6款2項1目、これも同様に、観光協会の助成金が1,083万1,000円ございます。これも令和2年度当初予算910万円よりも増額となっておりますけれども、その理由をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 観光協会助成金についてですが、先ほどの商工会助成金同様、要望通りの予算額であります。最も深刻なダメージを受けている観光事業者のため、感染対策のなされた安心・安全な観光をPRするキャンペーン等、コロナ禍における観光振興を目的として助成するものでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。次の質問に行きます。

154ページ、6款2項1目、同様に、駿河小山駅前交流センター試行的運用助成金が370万7,000円ございます。これは令和2年度、金額が250万円となっております、プラス120万円でございます。その理由をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 駿河小山駅前交流センターにつきましては、今年度後半からスタートした当施設の試行的運用に関する令和3年4月から9月までの助成金であります。期間は令和2年度と同様、6か月間でございますが、今期は春から夏にかけてとなるため、ゴルフ客やハイカー、サイクリストの増加を想定して対応するもので、専従スタッフを雇用するための増額であり、行楽シーズンに十分な成果を上げることが目的とするものでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

11番目に行きます。

170ページ、7款4項3目7節になります。礼金で300万円計上されてございます。令和2年度の当初予算は250万円でありました。この増額理由と、内容につきまして若干説明があったような気がしますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 謝礼の内容及び増額理由についてであります。主な内容は、町内に27か所ある都市公園の日常的な維持管理について、国の特別交付税の対象である集落支援員制度を活用した支援員への謝礼であります。

50万円の増額理由ですが、豊門公園や金時公園などの都市公園の再整備が完了したことにより、草刈り、芝生の管理、樹木の剪定等の作業が増えたことにより増額となっており、令和2年度においても50万円の増額補正を行っているところから予算計上をしたものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

それでは、最後の質問に行きます。

172ページ、7款4項3目ですけれども、12節施設維持管理費が1,187万5,000円ございます。令和元年度の当初予算が940万円、令和2年度の当初予算では1,140万円となっています。年々増額しているわけですが、この増額理由と内容につきまして伺いをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 施設維持管理費が令和元年度から毎年増加している理由でございますが、令和2年度に対する令和3年度予算の増額分47万5,000円の主な内容は、誓いの丘公園内に設置したネポン式トイレの保守点検及び豊門会館、西洋館のエレベーター保守点検業務が新たに加わったことが原因となっております。

また、参考までに、令和元年度に対する令和2年度予算の増額分の主な理由は、誓いの丘公園におけるネポン式トイレの清掃及び給水業務が新たに加わったことが原因となっております。

なお、都市公園の再整備に伴い、維持管理費が増加傾向にありますので、今後もより効果的な維持管理と都市公園の有効活用に努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 質問というよりも、要望といいますか、ここで豊門公園、誓いの丘等々の各公園に関する収入と施設の維持管理費が出てくるわけですが、これは、例えば豊門館では今年度幾らだったとか、そういうデータというか、数値は今後お出しいただけるのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 再質問にお答えさせていただきます。

今後の活用に伴うデータの提出ですが、また決算等もございますので、こちらの方を分析等行いまして、データの提出の方をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○1番（室伏 勉君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの、室伏 勉議員の質問に対し、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務課長（池田 馨君） 先ほどの室伏 勉議員からの再質問の回答をさせていただきたいと思います。

この科目につきましては、地方自治法の施行規則によって定められておりまして、この中の項目によって分類をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 次に、10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） 本日は、12件の質問をさせていただきます。

まず1件目、予算書歳入38ページ、17款2項7目地震・津波対策等減災交付金が昨年度よりも200万円減額となっておりますが、その算定基準等が変更になったのかどうか、減額の理由を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 池谷 弘議員の御質問にお答えをいたします。

地震・津波対策減災交付金の総額が令和2年度に対して200万円ほど減額になっているということですが、まず、算定基準等の変更はございません。ただ、令和2年度は、第4分団のポンプ車購入等大きな事業があったのに対しまして、今年度はそれほど大きな事業がなく、積み上げた結果減額になったということでございます。

以上であります。

○10番（池谷 弘君） 了解いたしました。

それでは2番目、予算書71ページ、2款1項6目、防犯カメラ設置を今後は何か所、本年度設置予定なのか。また、設置するための基準あるいは本年度等の順位は、どこから設置するのかということについて伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 池谷 弘議員の御質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置箇所についてですが、令和3年度は7か所に設置する予定となっております。

次に、設置基準や順位についてですが、令和元年度に各区から御要望いただきました142か所から、御殿場警察署の意見を参考に、小山町生活安全のまちづくり推進協議会において御審議を

いただき、30 か所を選定いたしました。この30 か所については、小中学校の周辺通学路、また交通量の多い交差点、町外からの進入ルート、登下校の子どもに対する見守りの行き届かない箇所などを条件に勘察し、優先順位を定めて順次設置しているところでございます。

なお、計画では、再来年度におきましては6 か所の設置を行い、30 か所全ての設置を完了する予定でございます。

以上でございます。

○10 番（池谷 弘君） 了解いたしました。

次に、3 件目の質問をさせていただきます。

79 ページ、2 款 3 項 1 目、マイナンバーカードの普及は、本年度どの程度を目標にしておられるのか。また、マイナンバーカードのメリット、また、そのために町民に対する取得のPR方法について、どのようなことを行っているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） まず、マイナンバーカードの交付状況ですけれども、2 月 21 日現在で 5,695 枚、31.1%となっております。そして、4 月からの月当たり交付枚数は、一月約 250 枚程度を交付しております。今年度同様の月当たり交付枚数を目標とし、来年度末には交付率 50%を目指したいと考えております。

カードを取得したことによるメリットについては、公的な身分証明書として利用できること、住民票などの証明書をコンビニエンスストアで取得できるなどがあります。また、今後は、健康保険証や運転免許証の機能がカード内に搭載されることで、より一層メリットが増えると考えられます。

PRにつきましては、町のホームページ、広報おやまなどを中心に、申請方法やカード利用のメリットをきめ細かく発信するとともに、企業や団体、個人グループへの出張申請を増やし、周知徹底を図るよう努めてまいります。

以上でございます。

○10 番（池谷 弘君） 了解しました。

次に 4 件目、予算書、歳出 100 ページ、3 款 1 項 1 目、地域支援生活支援業務交付で、民生委員や児童委員活動は、このコロナ禍で、非常に活動の支障が現在あるのかないのか。また、あれば、その対案について、町はどのような形で協力しているのかということについて伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、民生委員・児童委員活動を従来と同様に行うことが難しい状況で、事業の中止、一時的に訪問・相談活動等を制限いたしました。

4 月以降も、コロナの状況により活動に支障が出る可能性はありますが、それぞれの委員が新しい生活様式の中で日々工夫を凝らし、地域住民の身近な相談相手として、困り事を抱えている

方の立場に立ち、電話等で連絡を取ったり、気になる対象者宅に絞って訪問し、関係機関等につなげる活動を継続してまいります。

以上でございます。

○10 番（池谷 弘君） 了解しました。

次に、5 件目、ページ 110 ページ、3 款 2 項 3 目、健康診査業務はフレイル健診とのことですが、その内容はどのような内容なのか。また、その結果は、保健事業と介護予防の一体的実施事業に活かされていくのかどうか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 健康診査には、国民健康保険の特定健診、いわゆるメタボ健診と後期高齢者医療の健康診査、こちらのフレイル健診がございます。それぞれの健診とも、血液、尿、心電図検査などの基本項目の内容は同様となりますが、フレイル健診は、本年度から、生活習慣等の質問項目について、フレイルチェックの項目に変更して実施をしております。

また、今年度の一体的実施事業につきましては、健診結果の傾向を分析し、介護予防教室や富士小山病院と共同による歩行指導を実施し、一定の効果が見込まれたものと考えております。

来年度においても、対象者に個別通知を行い、教室参加に誘導したり歩行測定を継続的に実施することにより、保健事業と介護予防の一体的実施事業に活かされると考えております。

以上でございます。

○10 番（池谷 弘君） 了解いたしました。

次に、6 件目の質問をさせていただきます。

ページ 122 ページ、4 款 1 項 1 目公的病院等運営費補助金でございますが、公的病院等とはどのような病院なのか。また、この補助金につきましては、町内の開業医にも適用することができるのかどうか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 公的病院等の定義につきましては、小山町公的病院等運営費補助金交付要綱第 2 条によりまして、「法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院」と規定されています。

この公益法人等とは、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、社会医療法人等であり、それらの法人が開設する病院ということになります。個人の開業医は対象とはしていません。

以上でございます。

○10 番（池谷 弘君） 了解いたしました。

次に、ページ 128 ページ、4 款 1 項 4 目不妊・不育症治療費助成の予定者について、本年何人くらいなのか。また、この助成を受けていただくための PR をどのように行っていく考えがあるのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 不妊・不育症治療には、体外受精や人工授精、男性不妊治療や不育症治療などがあり、合計で 18 件を見込んでおります。

制度の P R につきましては、町のホームページで啓発するほか、近隣の産婦人科病院等へ町のチラシを配布させていただき、病院から対象者へ、小山町の助成事業についてお知らせさせていただいております。

以上です。

○10 番（池谷 弘君） 了解いたしました。

次に、8 件目の質問をさせていただきます。

ページ 131 ページ、4 款 2 項 1 目、来年度、46 基の浄化槽設置で、過去設置を含め、対象の何%ぐらいになったのか。また、浄化槽の維持管理が必要なので、定期的な点検実施の把握はどのように行われているのか。また、現状、河川の水質は良くなったのかどうか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） まず、合併処理浄化槽の設置割合ですが、生活排水処理の状況につきましては、処理形態別の推計人口で把握しておりますので、その数字で回答させていただきます。令和 2 年 4 月 1 日現在で、全人口 1 万 8,123 人に対して合併処理浄化槽人口が 7,724 人で、42.6%となっております。須走地区の下水道処理人口 3,994 人を合わせた汚水衛生処理率は全部で 64.7%となっております。

次に、定期的な点検実施の把握についてです。合併処理、単独処理にかかわらず、浄化槽については民間の保守点検業者による定期的な保守点検と清掃、あと、県の指定検査機関による年 1 度の法定検査が浄化槽法により義務づけられております。民間業者による保守点検と清掃に関しましては正確な数字を把握しておりませんが、契約率を見ますと、ほぼ 100%となっております。法定検査につきましては、令和元年度の合併処理浄化槽で 47.1%の受検率となっております。

次に、河川水質は良くなっているかとの御質問ですが、河川等の公共水域におきます水質については、生活排水のみならず、様々な要因が関係することから一概に申し上げることはできませんが、水の汚れを測る代表的な指標であります B O D、いわゆる生物化学的酸素要求量につきましては、過去には基準値の超過が多く見られましたが、近年では、町内各所の測定地点におきまして、おおむね基準値の 2.0 ミリグラム／リットルを下回る良好な水質を保っておりますことから、合併処理浄化槽設置による一定の効果はあったものと考えております。

以上であります。

○10 番（池谷 弘君） 了解いたしました。

引き続きまして、9 番目の質問をさせていただきます。

ページ 133 ページ、4 款 3 項 2 目、最終処分場についてでございます。最終処分場は、今後何年程度稼働できるのか。そして、その後の対応について、どのような考えがあるのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 現在の最終処分場は、3 回のかさ上げ工事を行うことで、合計 2 万 968 立米を埋め立てることができる構造となっております。

平成 12 年 4 月から供用開始し、1 回目のかさ上げ工事を行っており、現在までの埋立て量は約 6,150 立米で、計画埋立て量の 3 割程度となっております。現在の埋立て量から残りの埋立て可能年数を試算しますと、今後約 49 年間の埋立てが可能となっております。

なお、平成 29 年から稼働しています御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターの分別作業によりまして、年々埋立て量は減少傾向にあります。更に埋立て可能年数は長くなることが想定されております。

現在は、埋立て完了後の対応については検討しておりませんが、今後の埋立て状況を踏まえ、適時検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○10 番（池谷 弘君） 了解いたしました。

次に、10 番目の質問をさせていただきます。

ページ 179 ページ、8 款 1 項 4 目、防災士養成講座業務について伺います。現在の養成人員はどの程度、何人ぐらいなのか。また、次年度の目標はどの程度なのか。そして、その養成講座で養成する人の対象をどのように考えているのか。また、養成した人達の活動をどのような活動で行っていただくのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 養成講座を受講し、防災士となっている皆様は、現在 80 人いらっしゃいます。令和 3 年度の養成講座の目標は 30 人でございます。

また、各区の自主防災会を中心に受講の呼びかけをしております。よろしければ、池谷議員にも受講の御案内を申し上げますので、受講をよろしくお願い申し上げます。（「はい。そうさせていただきます」と呼ぶ者あり）

防災士の皆様方には、中学校区で行っております防災教室を令和 3 年度も開催する予定でございますので、まずはそこから開催をして、啓蒙していくということを考えてございます。

以上であります。

○10 番（池谷 弘君） 了解いたしました。

それでは、引き続き質問させていただきます。

11 番目、ページ 180 ページ、8 款 1 項 4 目要配慮避難者等宿泊等施設利用補助金は、どのような民間宿泊施設を対象としているのか。また、その利用できる宿泊先の指示はどのような人が、そのところを利用しなさいというか、指示を行う人はどのような人なのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 要配慮者の宿泊施設への避難の補助金、これは新しい事業でございます。大雨などにより避難情報が発令された際に、特に配慮が必要な避難者が避難所として町内宿泊施設を利用した場合に補助金を交付するというものでございます。

町内のホテルや旅館、民宿のうち、こちらの今私が申し上げた趣旨に賛同していただける 12 か所の宿泊施設の皆様が対象となります。

宿泊先は避難者に決めていただきますけれども、受入れ可能な宿泊先の情報提供などは危機管理局で行ってまいります。

以上であります。

○10 番（池谷 弘君） 了解いたしました。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

ページ 183 ページ、8 款 1 項 5 目、個別受信機についてでございます。個別受信機の次年度の設置予定個数はどの程度なのか。また、これは令和 2 年度から設置開始しておりますので、令和 2 年度で設置した受信機等で不具合等の有無はあったのかどうか、確認をさせてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 令和 3 年度の個別受信機配置計画は、北郷地区において 1,380 台を予定してございます。なお、令和 2 年度も北郷地区に 660 台配置をいたしましたけれども、大きな不具合というのは今のところ聞いてございません。

以上であります。

○10 番（池谷 弘君） 了解いたしました。以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

次に、5 番 遠藤 豪君。

○5 番（遠藤 豪君） 本日は、5 問ほど質問をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますけれども、43 ページ、19 款 1 項 5 目、ふるさと寄附金を 4 億円ということで見込んでおるようですが、昨年度の実績はどれくらいだったのか。また、逆に、小山町民がよその市町へふるさと納税している方もあろうかと思っておりますので、その金額等が分かりましたらお教えいただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 遠藤議員にお答えいたします。

私からは、ふるさと納税の実績についてお答えいたします。令和 2 年度の実績は、2 月末現在で、寄附申込件数が 1,542 件、寄附金額が 3 億 633 万 2,000 円となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊啓貢君） 令和元年中に、町民が他の市町村に寄附している金額は2,641万6,600円です。

以上であります。

○5番（遠藤 豪君） ありがとうございました。

続いて歳出に移りたいと思います。

90ページ、2款7項3目の18節、移住・就業支援金320万円について、その内容と、また、何軒ぐらいを見込んでおるのかお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 小山町移住・就業支援金は、東京23区などから町内に移住し、静岡県の求人マッチングサイトに掲載された企業に就職したり、もしくは静岡県の地方創生起業支援金の交付決定を受けた方を対象としまして、単身者は60万円、2人以上の世帯は100万円をそれぞれ交付するものでございます。

令和3年度の当初予算320万円の内訳といたしまして、単身者2名、2人以上の世帯を2件として計上してございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○5番（遠藤 豪君） 320万円ということで、例えば、喜ばしいことだとも思うんですけども、それ以上に転入者が来た場合については、補正対応等はされるということでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 再質問にお答えします。

移住された方の人数の推移を見て、予算措置等をまた検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○5番（遠藤 豪君） 次、移ります。

次に、142ページ、5款2項1目12節の関係ですけれども、森林経営管理事業940万円について、この事業内容についてお伺いをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 森林経営管理事業940万円について、事業内容を御説明いたします。

現状として、手入れが不足し、管理が行われておらず、災害防止や地域温暖化防止などの森林の公営的機能の維持にも支障が生じることが懸念されております。このような中、森林の適切な経営管理が行われていない森林を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ね、林業の成長産業化と森林の適切な管理を行うことを目的として森林経営管理法が制定されました。

この一環としまして、個人所有者に対し、今後の維持管理に関する意向調査を実施します。まず、令和3年度につきましては、北郷地区の260ヘクタールを対象とし、500万円の委託費を支出予定でございます。

また、意向調査に基づき、経営管理権を設定した森林におきまして、間伐等の経営管理事業を民間業者に委託予定でございます。こちらにつきましては、令和3年度足柄地区、下谷・大沢地区、須走地区におきまして5ヘクタール、440万円を支出予定でございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） はい。

次に、145ページ、6款1項1目（3）の18でございます。中小企業経済変動対策の貸付金利子補給交付金についてでございますが、これはコロナ関係と思いますが、対象は何件を見込んでおるのか、また、利子補給交付金ですけれども、1件当たりの金額が分かったらお教えいただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） こちらは、新型コロナウイルス感染症に伴う経済変動対策貸付利子補給制度に係るものでございます。

対象の件数は32件で、1件当たりの交付金額につきましては24万7,738円となります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 再質問したいと思います。

その32件の業種ですか、これはお分かりになりますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） こちらにつきましては、多種にわたるような形になってございまして、主に飲食業、宿泊、あと卸業、サービス業となっております。

以上でございます。

○5番（遠藤 豪君） 了解しました。

それでは、最後になります。161ページ、7款1項2目、地籍調査事業についてお伺いをいたします。小山町では、県内でもかなり早くから地籍事業を進めておるということで、進捗率も非常に高いと思うんですけども、現在での町内での進捗率は何%か、また、あと何年ぐらいで全体がほぼ終了するのかお伺いをしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 小山町の地籍調査事業は昭和28年度から始めており、国有林やゴルフ場、スピードウェイなど調査の必要がないと考えられる箇所を除くと、約100ヘクタールが調査対象面積となります。調査結果では、おおよそ9割が実施済みであります。測量精度の

違いから再調査を実施しておりますので、一概にあと何年かかるかは申し上げられる状況にございません。

なお、令和3年度は、再調査の一色その2地区の現地測量を計画しております。

以上であります。

○5番（遠藤 豪君） 質問じゃなくて、お答えいただけたらで結構なんですけれども、私は、この地籍事業というのは非常に重要な事業だと思っております。役所の中に重要じゃないものはないわけですけど。特に、17条地図を作ることについては、いろんな土地利用の関係にも関係してくることですから、地味な事業かとは思いますが、ぜひ頑張って、なるべく早いうちに100%の完了をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 私の方から3点ほどお伺いいたします。

部長の説明がなかったものですから、ちょっともう少し詳細を知りたいということで質問させていただきます。

まず、第1に、予算書のページ106ページ、3款2項1目（2）の18節養護老人ホーム建設事業交付金920万円の詳細についてお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 養護老人ホーム建設事業交付金920万円は、町立養護老人ホームの民設民営化に伴い、町が養護老人ホーム平成の杜を建設した社会福祉法人寿康会に交付する交付金になります。

これは、平成22年6月に、町が養護老人ホームの新設工事に係る寿康会の借入れに対する元金の2分の1及び利子の1%を交付金として、2億円を上限に、平成23年度から分割して20年間で交付する債務負担行為の議決をいただき、寿康会と覚書を締結して交付しているものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○9番（岩田治和君） 結構です。分かりました。

2番目に移ります。

予算書108ページ、3款2項1目（6）の成年後見制度推進費、約167万円の詳細について、お伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 成年後見制度推進費167万9,000円の内容についてであります。

主なものは、12 節の権利擁護支援センター事業の 146 万 7,000 円になります。これは、成年後見制度の総合的な推進を図るため、権利擁護や成年後見制度に関する町民からの相談業務や利用の支援、そして制度の普及啓発や市民後見人の活動支援などの業務を実施するセンター事業を社会福祉協議会へ委託するものであります。

その他、センターの運営や制度の普及啓発状況などに意見をもらう委員の報酬、業務に必要な職員の研修や会議に参加するための旅費等になります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○9 番（岩田治和君） ちょっと、これ、再質問いたします。

現在、昨年、一昨年のあたりから、成年後見人を養成して、御殿場市と一緒にやっているようですが、実際に 30 名ほどが指定講習を受け、それで養成されるのが数名だということなわけなんですけど、せっかく成年後見人としてやりたいんだと、奉仕活動として候補として出されている方なのに、実際に後見人としてやるのは 2、3 名だということを聞いておりますけど、実際の後見人を養成する過程での費用はこれに入っているわけでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 岩田議員の再質問にお答えします。

確かに議員が今おっしゃられたように、昨年度から御殿場市と共同でやっている市民後見人養成講座を卒業された方が、昨年と今年で 30 名少しおられるかと思います。小山町で、昨年度…、すみません、細かい数字はちょっと忘れましたけど、まず養成講座を卒業された方から、希望するかどうかという希望を取りまして、その後、社会福祉協議会の方で 1 年間実施訓練、市民後見人になるための研修を行うわけなんですけど、具体的に困っている方の支援などの活動をして後見の研修をするわけなんですけれども、なかなか人数がいっぱいだと具体的な支援活動の研修ができないということで、昨年度 4 人の方に研修の方をお願いしています。

ただ、せっかく養成講座を卒業されている方もおりますので、そういった方にはフォローアップ研修ということで御案内などしているところであります。

今回、この中には、今、最初に説明したように、市民後見人の活動支援になるための研修費用もこの中に入っているということでもあります。

説明は以上です。

○9 番（岩田治和君） 再々質問します。

26 名受けたうち 4 人が成年後見人ということで決まっているそうなんですけど、せっかく個人の時間も、また、費用も割いて奉仕活動に参加される方が多いわけですから、今後、国の基準があるからなかなか難しいところもあるかもしれませんが、せっかく 30 時間ですか、やっついながらそれしか養成されないんだったら、今後、私は余り養成するようなことは必要ないんじ

ゃないかと思っておりますので、167 万円の費用が見直しの方向ができれば考えていただければと思います。

それでは、次に移ります。

3 問目、予算書の 131 ページ、4 款 2 項 2 目（2）の公害対策費、約 340 万円のうち、説明欄（12）の環境調査分析測定、河川水質測定、特定事業場排水測定、工業排水路水質測定、湧水水質測定、地下水水質測定の内容について、詳細を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 12 節委託料の測定内容ですが、まず、環境調査分析測定は、緊急時において環境調査が必要となった場合の測定分として計上しているものでございます。

次に、河川水質は、主要 3 河川の須川、馬伏川、佐野川で 2 か所の合計 4 か所で年 4 回の測定と、主要 3 河川に流れ混む支流河川 30 か所において年 1 回の測定、その他に鮎沢川の御殿場市境と神奈川県境の 2 か所で、人の健康の保護に関する環境基準に該当する有害物質を含む項目の測定を年 1 回実施するものでございます。

次に、特定事業場排水測定は、特定事業場から排出される排水の水質汚濁の監視のため、町内 18 の特定事業場を対象に実施するものでございます。

次に、工業排水路水質測定は、富士小山工業団地、ハイテクパーク富士小山に加えまして、新たに令和 3 年度から、新産業集積エリアのそれぞれの排水路に入ります排水の水質測定を実施するものでございます。

続きまして、湧水水質測定につきましては、谷戸地区の 3 か所において湧水の水質測定を実施するものでございます。

最後に、地下水水質測定につきましては、菅沼坂下地区にある井戸の水質検査と、新たに令和 3 年度から、湯船原地区と湯船地区の井戸水の水質検査を実施するものでございます。菅沼坂下地区におきましては、工業排水の地下水汚染の監視体制を継続し、また、今後開発される工業団地からの排水についても地下水汚染防止対策として測定を開始し、データの蓄積を図るものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○9 番（岩田治和君） 再質問いたします。

公害対策費として 340 万円ほど水質検査をされているのは結構なことなんですけど、これのチェック機能としてはちゃんとやっておられるのかどうか、その辺、ちょっと私もデータの方を詳しく見てないもんではっきり分かりませんが、先ほどの話ですと、BODが高かったとか、SSが高かったとか、そういう点が見られておりますし、最近、須川の支流あたりでだいぶ濁り水、いわゆるSSが高くなっているんじゃないかという感じがしますが、その辺のフォローがちゃんとできているのかどうか、チェック機能はどうなっているのかお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 再質問にお答えいたします。

例えば、特定事業場排水測定につきましては、町で水質検査を行い、その結果、例えば会社から基準値をオーバーするような数値が出た場合につきましては、こちらの方で、会社の工場の方へ立入りをして指導するというチェックをしております。

また、ＳＳ等につきましても、河川水質のデータを全部エクセル等で入力いたしまして平均を取り、また、特に原因の追及にも努めているという状況でございます。

以上であります。

○９番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後１時１０分まで休憩します。

午後０時０７分 休憩

午後１時１０分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、介護長寿課長から、先ほどの岩田治和議員への答弁内容について、訂正の発言を求められていますので、これを許可します。

○介護長寿課長（山本智春君） 先ほど、岩田治和議員の成年後見制度推進費の再質問に対して、訂正をさせていただきます。

まず、昨年度養成講座を受講した小山町民の人数を２６人と説明しましたが、１３人の誤りでした。また、市民養成講座の費用が予算に含まれているとの説明をしましたが、含まれていないので、訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 次に、３番 小林千江子君。

○３番（小林千江子君） 本日は、１０点ほど質問をさせていただきます。

まず予算書、歳出の６１ページ、２款１項２目、行政アドバイザーの謝礼８０万円を計上されておりますが、現在アドバイザーは何名いて、どのような依頼を、またどのようなタイミングで行われているのか。また、どのような依頼を予定されているのかお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 行政アドバイザーとは、行政経営や環境、まちづくりなど、行政における様々な分野に関する専門的な知識及び経験を有しまして、町の施策について助言、指導、相談を行うことができる方でありまして、登録を受けた者ということになります。

令和３年３月現在、登録期間が有効なアドバイザーの方は、現在２７名でございます。

その行政アドバイザーをどのように活用しているかでございますが、令和３年度につきましても、これまで同様、庁内の各部局において開催する審議会、プロポーザル審査会等におきまし

て、相談、助言並びに審議、審査を行っていく予定でございます。また、必要に応じて、事業の内容によりましては、講演会や勉強会、研修会の講師なども引き続き依頼したいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 庁内部局、プロポーザル審査会などでアドバイザーの方を活用されていくということですが、1回の費用ですとか、勉強会などを開催した場合、どのような謝礼をどれくらい1名に対してお支払いになられているのか、それをお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 費用でございます。費用につきましては、行政アドバイザーの謝金といたしまして、助言等は日額1万円、また勉強会や研修会に出席いただいた場合は日額5万円という規定の中で運用してございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 大丈夫です。

では、次に進ませていただきます。

64ページ、2款1項4目、こちらの修繕料200万円、それから庁舎維持補修事業440万円、（5）10節で修繕料197万円が計上されております。約合計837万円が計上されているわけですが、この庁舎に対してどのような修繕を行う予定であるのかお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 2款1項4目、説明欄（4）、庁舎管理費の修繕料200万円は、不測の事態に備え、庁舎の建物、消防設備等の各種修繕について予算を計上させていただいているものでございます。

次に、14節の庁舎維持補修事業440万円でございますが、こちらは工事請負費で、本庁の3階男子トイレをユニバーサルデザイン化するもので、令和2年度に実施いたしました2階の男子トイレと同様の改修工事を予定しております。

次に、説明欄（5）、公用車管理費の修繕料197万1,000円は、総務課管理の公用車の車検点検に係る費用でございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 私もこちらの方に来させていただいて、意外といろいろなところが老朽化が進んでいるなというのを実感しているところであるわけですが、役場を例年修繕

を加え、維持管理していらっしゃるかと思いますが、今後、大きな改修工事などを必要とされているところがありましたら、計画などがございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 再質問にお答えさせていただきます。

現在、具体的な改修計画は持っていないところでございますが、今後、個別計画等を作っていきます、計画的な改修を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） はい、結構です。

では、次の質問に移らせていただきます。

89 ページ、2 款 7 項 3 目 18 節の定住・移住、定住促進事業費の（18）、個人住宅取得資金利子補給金 840 万円についてお伺いいたします。

以前、町が実施していた利子補給制度は、上限が 1,000 万円、0.7%を 5 年間にわたり交付する事業でございました。今回実施される利子補給は、どのような給付になるのかお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 小山町個人住宅取得資金利子補給金についてでございます。こちらは、令和元年度に制度終了となっております。令和 3 年度に予算計上しておりますのは、その制度終了となる前、令和元年度以前に申請された方への交付分として支給しているものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） いえ、ございません。ありがとうございます。

では、次に、90 ページ、2 款 7 項 3 目 12 節の結婚支援事業 407 万円、並びに結婚新生活支援補助金 120 万円の詳細についてお伺いさせていただきます。こちらはどのような事業内容を展開されようとしているのか、詳細をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 結婚支援事業につきましては、独身男女向けのライフデザイン講座や、独身者の親を対象とした講座、出会いの場を創出する交流イベント等の実施を予定しております。また、結婚新生活支援事業は、夫婦共に 39 歳以下の新婚世帯で、世帯収入が 400 万円未満の方を対象といたしまして、住居費と引っ越し費用に対しまして、1 世帯当たり 30 万円を上限に交付するものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 昨今、年を重ねてからの結婚をされる方が多くなっているかと思うんですけれども、この39歳という年齢に定めた理由を教えてくださいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 再質問にお答えいたします。

今、39歳というお話でしたけれども、これはもともと最初は34歳でスタートしていたということで、御指摘のとおり晩婚化という時代の背景もございまして、今回は39歳ということで、令和3年度からは5歳——34歳から39歳ということで、対象年齢の引上げを図ったものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 元々34歳であったものを引き上げて39歳にさせていただけたということなんですけれども、正直申し上げまして、結婚に年齢は関係ないのかなと思う次第でございます。こちらを年齢等問わず、こういった結婚というすばらしい人生の節目において、小山町で巡り会ってこちらの方で移住していただけるようであれば、年齢構わずぜひ祝福していただけるような対応をしていただけるように、ちょっとお願いをさせていただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

90ページ、2款7項3目18節、空き家対策、空き家等対策協議会委員会の報酬8万8,000円とありますが、現在、委員会メンバーの構成はどのようなになっているのかお伺いいたします。

また、空き家対策の補助金、こちら90万円の使途も併せてお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 小山町空き家等対策協議会は、地域住民の代表や学識経験者、町議会議員、関係行政機関等の方によりまして組織されております。構成員は15名となっております。

また、空き家対策補助金につきましては、小山町危険空き家解体事業補助金のことを指してございまして、危険な空き家の解体及び撤去に要した工事費に対しまして、30万円を上限に交付するものでございます。令和3年度はしたがいまして、30万円の上限に対して3件の交付を予算計上してございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 空き家対策の補助金、この90万円が危険空き家解体の撤去の費用ということでしたので、これは納得できました。

ただ、空き家対策はどの市町でも対策が求められている社会問題になっておりまして、この小山町でも数多くの空き家が存在しております。そういった空き家の何か利活用において、移住、

定住につなげていけるような何か対策を、今後講じていただけるようお願いをさせていただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

95 ページ、2 款 8 項 1 目、昨年的一般会計では、国際交流事業交付金 120 万円が計上されておりましたが、令和 3 年度、こちらの方が見当たりません。削除されているようなんですけども、やめられた理由、何かございましたら教えていただければと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 国際交流事業交付金は、カナダ、ミッション市の公式訪問団が来町する際に係る費用で、令和 2 年度に訪問団が来町予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により延期となりました。また、令和 3 年度につきましても延期と決定しているため、予算計上をしておりません。今後の予定につきましては、令和 4 年度にミッション市公式訪問団が来町、令和 5 年度には小山町訪問団がカナダ、ミッション市を訪問する予定となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3 番（小林千江子君） 結構です。

次の質問に移らせていただきます。

95 ページ、2 款 8 項 1 目 12 節、ラジオ番組制作放送業務、こちらですが、150 万円計上されております。こちらの詳細、用途をお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） ラジオ番組制作放送業務 150 万円につきましては、今後調整を行っていきますが、エフエム御殿場を通じて、ふるさと納税の返礼品の紹介など、ふるさと納税の PR や町内で開催されるイベントの PR、デマンドバスの紹介など、様々な小山町の魅力を情報発信していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3 番（小林千江子君） すみません、私の勉強不足で申し訳ないんですけども、ラジオの番組を、ラジオ番組に出演させていただく場合に、特にお金などは必要なかったと思うんですが、制作ということは、何か番組を作って、それを小山町独自で放送する、つまり放送局か何かをエフエム御殿場さんと一緒に作り上げて事業を展開するというようなイメージにも受け止められるんですけども、つまり、エフエム御殿場さんと一緒に何か事業を展開するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） まだ、今後調整が必要となってきますが、番組等を週1本ぐらい、一応計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 結構です。

では、次の質問に移らせていただきます。

96 ページ、2 款 8 項 1 目 12 節、指定管理料として 900 万円が計上されております。こちらのスタジオタウン小山推進事業費、こちらの 900 万円が、どのような事業が執り行われているのかお伺いさせていただきます。

また、併せて、昨年まで計上されておりました小山ムービーキャンプ、こちらの約 10 万円ほどがなくなっているようなんですけれども、令和 3 年度は実施しないという理解でよろしかったでしょうか。それとも、令和 3 年度だけではなく、令和 3 年度以降もこの小山ムービーキャンプは実施しない御予定でいらっしゃるのかどうかお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） スタジオタウン小山推進事業費指定管理料 900 万円は、小山町フィルムファクトリーの管理・運営に係る費用で、NPO 法人小山町フィルムコミッション職員の人件費、施設の光熱水費、施設の維持管理に係る保守等の費用で、小山町フィルムコミッションは施設利用者の受付や町内のロケ支援等を行っております。

小山ムービーキャンプにつきましては、小山ムービーキャンプ実行委員会が実施しており、令和 2 年度はコロナの影響により開催することはできませんでしたが、令和 3 年度につきましては、コロナの状況を見ながら開催していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はよろしいですか。

○3番（小林千江子君） 令和 3 年、ムービーキャンプの実行委員会の方が中心となってこちらの方を開催してくださるかと思うんですけれども、予算が全くない状況で、開催に至るというのがなかなか現実味を帯びないんですけれども、もし開催というような流れになったとき、予算はどちらの方から取得される御予定でいらっしゃるのかお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 予算につきましては、実行委員会の会計に繰越金がありますので、町からの交付は予算計上しておりません。実行委員会の会計の中で実施していけると考えております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 再々質問。

○3番（小林千江子君） 再々質問をさせていただきます。

すみません、実行委員会がお持ちである御予算はお幾ら残っていらっしゃるのか、こちらの方を伺わせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 実行委員会の繰越金は、約 390 万円ほどございます。

以上でございます。

○3 番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

150 ページ、6 款 2 項 1 目 18 節、こちらに大河ドラマ連絡協議会負担金として 33 万円が計上されております。現在、渋沢栄一を主人公とした大河ドラマ「晴天を衝け」が放送されておりますので、渋沢栄一が書いた書が豊門会館の方にも計画されておりますが、何かこれに関連した事業であるのかなとは思うんですけれども、こちらの詳細をお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） こちらにつきましては、令和 4 年 1 月から放映予定の大河ドラマ、鎌倉殿の 13 人ゆかりの地、伊豆・富士山周遊促進連絡協議会への負担金で、この協議会の目的でございますが、大河ドラマの放送を契機に、その舞台と想定される伊豆半島、富士山周辺の歴史や文化等の地域の魅力を全国に発信し、県内外から人を呼び込み、市町の枠を超えた広域の周遊を促して、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ることを目的としてございます。

また、その事業内容でございますが、大河ドラマを活用した広域周遊促進に関すること、誘客宣伝に関すること、おもてなし機運の醸成に関すること、当推進協議会と県外自治体等との関係による事業の実施に関することとしてございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3 番（小林千江子君） 大変わくわくするような事業が展開されることを希望しておりますが、また、町としては、それをどのような観光につなげていければなあと考えていらっしゃるのか、何かお考えがございましたら、こちらの方を教えていただければと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） こちらの事業、まだ始まってございませんので、どのような形で町が携われるかというところは未定でございますので、できる限り協力をしながら、町に何らかの有益なことをもたらすような動きをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○3 番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

153 ページ、6 款 2 項 1 目 18 節、先ほど鈴木議員からも質疑がありましており、町対企業の折衝とされる観光地ワーケーションの受入れ事業を展開していきたいとおっしゃられておりま

したが、この観光地ワーケーション受入れ推進事業費助成金 100 万円、この詳細をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） こちらは先ほども申し上げましたが、当助成金につきましては、静岡県の助成金を活用すると、こちらはまだ確定はしていないんですけれども、その予定であります。

ワーケーションによる観光地への来訪を促進するため、宿泊事業者等が行う受入れ体制の整備に係る費用を助成するものです。ですので、例えば、ホテルがワーケーションの設備投資をしたと。例えば 100 万円かかりましたという場合、今現在の計画では 2 分の 1 補助するというものになっていますので、50 万円を県から補助いただいたものを、町を通して事業者に助成するというような事業形態になります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3 番（小林千江子君） このワーケーションなんですけれども、もちろん企業様の御理解だったり御協力も必要になるかなとは思んですが、例えば、町主体となって豊門公園でしたり、そういった非日常で仕事ができるということも、ワーケーションの魅力の 1 つだそうです。

そういった何か町からの取組というようなものは、何か計画はございますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） こちらの助成金につきましては、あくまでも事業者が行ったものに助成するものとなってございますので、町が直接やった場合については助成の対象外となります。

以上でございます。

○3 番（小林千江子君） 以上で質問の方を終わりにしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

次に、2 番 室伏武彦君。

○2 番（室伏辰彦君） それでは、令和 3 年度一般会計予算について質問をさせていただきます。6 点ほど質問させていただきます。

まず、予算書 80 ページ、2 款 3 項 1 目 18 節、通知カード・番号カード事務交付金が、昨年は 160 万円、今年度は 442 万円になっております。その増額の理由を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 室伏辰彦議員にお答えをいたします。

通知カード・個人番号カード事務交付金は、原則、個人番号カードの交付枚数に対し、事務交付金として地方公共団体情報システム機構に支出をするもので、全国の交付枚数も影響することから、国の指示額により決定をいたします。

交付枚数は全国で年々増加しており、当町でも同じ月数で比較をすると、平成30年4月から12月末で463枚を交付、令和2年4月から12月末で1,925枚を交付しております。この交付枚数の増加が交付金の増額の要因となっております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） ありません。

それでは、次の質問をさせていただきます。

ページ101ページ、3款1項2目12節、障がい者虐待対応シェルター配置業務3万6,000円とありますが、事業の内容を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 障がい者虐待対応シェルター配置業務は、障害者虐待防止法に基づく虐待を受けた障害者の一時保護に関する業務です。

町では、社会福祉施設に委託をすることにより、障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の防止、早期発見、自立支援及び擁護者への支援などをするものです。

業務に要する経費は、障害者総合支援法の基準に規定をする短期入所サービス費により算定した額を支払いいたします。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） いえ、結構です。

次の質問をさせていただきます。

ページ104ページ、3款1項3目14の健康福祉会館で、電話設置事業が348万2,000円とありますが、その内容を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 電話設置事業の内容ですが、健康福祉会館の電話の交換機本体及び2階事務所内の受話器を交換する工事です。

健康福祉会館開設後21年が経過しまして、電話設備の保守部品をメーカーが保有している期間を既に経過し、修繕が必要となった場合の部品調達ができないため、新しい電話設備へ更新するものです。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） いえ。

それでは、次の質問をさせていただきます。

ページは109ページ、3款2項1目12節、保健事業と介護予防の一体的実施事業117万4,000円とありますが、その事業内容を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 保健事業と介護予防の一体的実施事業117万4,000円の内容についてであります。これは町民の健康寿命の延伸に向けて、本年度から始めた事業になります。

これまでは、各担当部署がそれぞれの業務に活用していた介護情報や健診結果などの各種データを一括把握し分析することにより抽出した健康上の課題を抱える人への個別的支援、あるいは高齢者が集まる通いの場でのフレイル予防などのために、各種専門職の派遣を行う委託費になります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） いいえ。

次の質問をさせていただきます。

ページ129ページ、4款2項1目12節、環境基本計画調査118万8,000円の内容を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 環境基本計画調査の内容ですが、今年度は、感染症拡大防止のため中止となりましたが、この調査は、平成28年度から実施している小学生による町内河川での水生生物調査に係る業務の委託費となっております。

この調査は、小学生が身近な水辺にどのような生物がいるのか自ら調べることで、自然環境に興味を持ってもらうことを主な目的としております。また、環境基本計画における環境学習の取組の1つとしても行っているものです。

なお、過去4年間では、足柄地区、成美地区、北郷地区、明倫地区と順次実施してきており、来年度は須走地区を対象に実施する計画となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

それでは最後に、178ページ、8款1項3目16節、小山消防署新庁舎6,200万円となっておりますが、これまで検討委員会は何回開催されたのか、また、そのときにどのような意見が出たのか、そしてあとは6,200万円の金額の根拠は何でしょうか、教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） すみません。建設検討会につきましては、先ほど高畑議員の御質問のときに御答弁させていただきましたとおり、まだ開催してございませんで、第1回を今月10日に開催予定でございます。

また、金額の根拠ですが、当然のことながら、まだ用地は決定しておりませんで、市街化調整区域の売買実例等を参考に、概算で積算をしたものでございます。御理解をよろしく願います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） それでは、再質問をさせていただきます。

6,200万円と予算書の中でうたっておりますが、検討委員会を開いて、広い意見を聞いた後に、総括して場所とかを選定することになっていると通常は思うのですが、今回は先に予算書の方で金額だけうたわれております。その理由を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 再質問にお答えをいたします。

誠にごもっともな御説でございます。通常ならば、建設検討会の結論が出てから、タイミング的には予算要求ということになるかと思いますけれども、時期的にもう4月、年度の改変がございまして、先ほども申し上げましたけれども、財源の問題等いろいろございまして、予算を最初に計上しておく必要があったと。町として、用地取得に対する意気込みというか、姿勢を表す必要があったと、こういった面でもする必要があったということで、御理解をいただきたいと考えます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） それでは、再々質問をさせていただきます。

ここで予算を先に上げるということは分かりましたけれども、別に補正でつけてもいいんじゃないかなと、しっかり議論をした後に、議会に提出した後にしたらいい、そういうことも考えられるんですが、その理由はあるんでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 再々質問にお答えをいたします。

理由は、先ほど申し上げた同じ答弁になりますけれども、当初予算に計上する必要があったということで、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○2番（室伏辰彦君） 以上で、質問の方を終わりにさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

次に、6 番 佐藤省三君。

○6 番（佐藤省三君） 5 点ばかり質問させていただきます。

まず、附属資料 18 ページ、2 款 8 項 1 目（2）の事業ですね、ここに SNS システム運用と
うたわれておりますけれども、探し方が不十分なのか、予算書のどの項目に当たるのかが分かり
ませんので教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 佐藤議員にお答えいたします。

SNS システム運用費用は、91 ページ、92 ページ、説明欄（2）広報広聴費、11 節通信運搬
費 186 万 2,000 円のうち、3 月 1 日から開始いたしました LINE のシステム費用 145 万 2,000
円が計上してあります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6 番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

この LINE で 145 万円使うわけですが、どんな運用——内容ですね、運用の内容につ
いて教えていただければありがたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 3 月 1 日号の広報おやまの方にも掲載をさせていただいており
ます。LINE の運用方法といたしましては、イベント等の情報を町から発信する。また、コ
ロナ等の情報も発信したいと考えております。

その他、他の市町では実施していないものとして、道路の損傷箇所や道路の水道の漏
水、また公園の遊具等の損傷を町民の方から町の方へ情報提供していただく。あと、ごみの検索
システム等々仕様となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○6 番（佐藤省三君） いや、分かりました。

次の質問に移ります。

予算書歳出の方ですが、90 ページ、2 款 7 項 3 目 18 節、ふるさと回帰支援センター負担金 5
万円とありますが、このセンターの事業内容及び主体ということについて伺いたいと思います。
回帰というわけですから、戻ってくるということなのかなという気がしましたが、小山町
に回帰した人数というのはあるんでしょうか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） ふるさと回帰支援センターでございますが、NPO 法人 100 万
人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターが運営主体となっておりまして、東京、大阪

の拠点に各県が移住相談窓口を設け、移住に関する対面での相談や情報発信を行っているという場所になります。

この負担金5万円ですけれども、同センターの団体正会員の会費となっており、5万円を支払うことによって会員になります。会員になることによりまして、センター内でのチラシ等の配架や、センター内のスペースを使ったセミナーの実施や全国規模で開催されているふるさと回帰フェアの優先的な出展予約、出展料の割引が受けられます。

また、把握しております同センターの利用によります直近の移住者実績でございますが、平成30年度に1世帯3名、令和元年度に1世帯5名、いずれも東京都からの移住となっております。令和2年度につきましては、現在まで実績はございません。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 分かりました。

それでは、3つ目の質問に移ります。

同じく90ページ、2款7項3目、おやまライフサポート事業補助金275万円、この事業内容及び対象件数について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） おやまライフサポート事業は、遠距離通学者に対する交通費であったり、自宅にいながらのWi-Fi通信費の助成、あと小山町育英奨学資金利用者と、卒業後町内に定住する者に対しての支援金の助成、更に第1子出産世帯に対しましては、チャイルドシート、おむつ等の購入費、家事代行サービスの利用料、コミュニティバスの回数券などによる助成を予定してございます。

想定する対象件数でございますけれども、現時点予算計上の中におきましては、遠距離通学者が37件、奨学金利用者が2件、第1子出産世帯が20件として算出の基礎としてございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 分かりました。

次の4つ目に移ります。

146ページ、6款1項2目18節、富士山麓ビジネスマッチング事業負担金50万円とありますが、この事業内容及び来年度はどんなことを進めるのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 富士山麓ビジネスマッチング事業は、県東部地域で進めているファルマバレープロジェクトを推進するため、ファルマバレーセンターを中心に、県及び東部12市町が連携し、各地域及び地域産業の広報や、企業間のビジネスマッチングを図る事業を実施するものでございます。

例年、医療分野への参入促進セミナーの開催や、富士山麓産学官金連携フォーラムなどのイベント出展による広報活動、地域内のビジネスマッチングを進めるための企業紹介冊子の作成などが実施されており、令和3年度におきましても同様に、県東部地域での医療関連産業集積と、域内経済循環を促進するための事業を県及び市町が連携して取り組む計画でございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

ファルマバレーのプロジェクトとの関連ということを今伺ったわけですが、町内にはこのプロジェクトにどの程度の、何社さんぐらいの企業が関連されていますか。教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

町内ですけれども、この医療品の関わる部品ですとか、そういった医療関連産業に参画している企業さんの方が10社登録がございます。

以上でございます。

○6番（佐藤省三君） 分かりました。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） ありません。

最後の質問に移ります。

163ページ、7款2項2目、道路維持費ということで、公共施設対応事業費4,250万円が計上されております。昨年とほぼ同額ということでございますが、実際のところ、各区では以前に要望した項目が結構積み残されておるわけです。区によっては、10年前からずっと頼んでいるよというような項目もたくさんあるわけですが、これらを解消していくためには、もっと増額していただけたらありがたいと思うんですが、その点について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 公共施設地区対応事業費は、主に各地区から寄せられた要望事項への対応と、日常点検や通報等で発見した道路損傷箇所などの補修に対応する事業費であります。限られた予算の中でより有効に予算の執行を行うため、要望対応では、要望箇所の状況を直接目視し、緊急性や安全性から優先度を見極め、要望に対応しております。

令和3年度につきましても、地区要望の内容に注視し、状況に応じ、必要があれば年度途中での予算確保にも努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

今、状況に応じてというお言葉があったんですけども、今後道路の補修等で、各区から6月頃要望を上げると思うんですけども、それ以外の要望も内容によっては受け付けていただけると、そう解釈してよろしいでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 再質問にお答えいたします。

年度途中であっても、要望については常に受付をさせていただいておりますので、要望は受付をさせていただきます。その中で、先ほど申し上げましたように、優先度、必要性等を審査をさせていただいて、実施、決定をさせていただく考えであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 本日は、3点伺いたいと思います。

まず最初に、予算書歳入の方でございます。17ページ、1款1項1目2節、滞納繰越分500万円、この件についてでございます。

500万円は、回収して何%を予想しているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊啓貢君） 渡辺悦郎議員の御質問にお答えします。

町民税個人の滞納繰越額は1,750万円を見込んでおります。また、収納率は約28.6%を見込んでおります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） ありません。

次に行きます。2番目の質問でございます。

予算書歳入の20ページ、1款5項1目1節、入湯税についてでございます。

940万円の減となっていますが、その減額の理由について御説明願います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊啓貢君） 入湯税の令和2年度の実績額は、新型コロナウイルスの影響で、前年度と比較し約970万円、率にして78%の減額となる見込です。

令和3年度はワクチン接種等により回復する可能性もありますが、不確定要素があることから、当初予算においては、令和2年度の実績額に基づき、宿泊を伴うものが3万4,150人、宿泊を伴わないものが1万3,900人として計上させていただきました。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12 番（渡辺悦郎君） ただいま説明がございました宿泊を伴うものというのは、現時点ではジャストワンのみであります。天恵の方は2月から廃業しておりまして、この宿泊を伴わないものも結局消えてしまう可能性というのはあります。どういう状況かというのは私も詳しくは分かりませんが、またそれが起きたとしても、やはり、かなり現時点で止めているということは、なかなかすぐ、こういう社会情勢ですので、すぐ再興はできないと、こう感じております。そういう状況もやっぱり一応把握していただきながら進めていただきたいなと思います。答弁は必要ありません。

次、3点目でございます。

予算書158ページ、6款3項1目10節修繕料300万円、18節、同じくサテライトオフィスの設置支援補助金300万円でございます。

まず、10節の方の修繕料300万円、町の所有する建物という説明がございました。これはどこなのか伺います。また、18節の方のサテライトオフィスの方の設置支援補助金300万円の内容を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） まず1点目のサテライトオフィスとして改修する町所有建物につきましては、町内に進出したいと考える企業を誘致する際に、地理的条件や建物規模などの希望を伺いながら決定しますので、現在のところ決まっている所有建物はございません。

2点目のサテライトオフィス設置支援補助金の内容についてでございますが、民間所有施設をサテライトオフィスとして活用するための改修を、建物所有者や進出企業が行う場合に、改修費用の一部を補助することを考えております。

対象者の要件や補助率、上限額などは、国、県による類似補助金の状況や補助の効果を考慮して、条件設定したいと考えております。

なお、町有、民有のいずれの場合も、現在実施中の町内施設リモートワーク可能性調査による調査結果を参考に、対象施設や有効性を検討してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12 番（渡辺悦郎君） ただいま修繕料300万円、サテライトオフィスの支援補助金300万円という答弁がございました。

しかしながら、これを本当に町の建物にしても、民間の建物にしても、300万円というのは、本当に修繕するにしても、300万円ですと直るところはいいんですけども、なかなかそれが、300万円といたらはっきり言って難しいところがあると思います。その辺のところの、またこれを補正の方で、この事業が、先ほどありましたように、今調査をされているということでもありますけれども、されている件数によって、またこれを、金額を増やしていかなくちゃいけないと考えて

おります。大半が多分、国または県の方の補助金が主だと思いますけれども、町の方の予算についてどうお考えなのかというのだけ伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

今、渡辺議員御指摘のとおり、現在可能性調査というものを、コロナ以前から全国的にリモートワーク、ワーケーション等を実践されているライターの方に委託して、あらゆるところを回っていただきながら調査を実施しているところでございます。

その中で、町内で活用できる物件の数にもよりますし、またその後、需要の方が見えてきましたら、補正予算等をお願いさせていただきまして、対応の方を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 再々質問ではございませんけれども、非常に重要な事業だと考えております。円滑に進むように当局の方も努力していただき、議員の方も協力していきますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号 令和3年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第37号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第38号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第4 議案第39号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第40号 令和3年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第6 議案第41号 令和3年度小山町土地取得特別会計予算

日程第7 議案第42号 令和3年度小山町介護保険特別会計予算

日程第8 議案第43号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第9 議案第44号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第10 議案第45号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第11 議案第46号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第12 議案第47号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第13 議案第48号 令和3年度小山町水道事業会計予算

○議長（池谷洋子君） お諮りします。日程第2 議案第37号から日程第13 議案第48号までの令和3年度特別会計及び水道事業会計の予算12件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号から議案第48号までを一括議題とします。

本議案については、2月25日及び26日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第37号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計予算の質疑について、発言を許します。

4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） ただいま議題になりました議案第37号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計予算について、1点質疑を行います。

まず、予算書の9ページの1款1項の国民健康保険税が3億8,150万3,000円と、2年前と比較して3,200万円ほど減額しての計上ですが、年々減っているその要因は何と考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 鈴木議員にお答えをいたします。

まず、国民健康保険税の算出には、被保険者の人数が影響いたします。予算書の附属資料、まず14ページの中で、国民健康保険特別会計の資料がございまして、令和3年4月の被保険者数を3,595人と試算をしており、2年前の3,821人と比較をいたしますと、226人減少をしております。

このように、被保険者数の減少が国民健康保険税の減額の一番の要因でございます。また、附属資料の同じページの右下でございまして、1人当たり保険税の年額で、基礎課税分、介

護納付金分、後期高齢者支援分の合計額は、表では集計をしてございませんが、12万8,833円で、2年前の金額が12万9,804円でしたので、971円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 1点ほど。今、226人減少しているという回答がありましたですけど、減少している理由というのはどういうものかお伺いしたい。分かる範囲で結構ですから、お願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

226人の減少ですけれども、一番の要因として考えられますのが、まず、社会保険の方で適用の範囲が広がりまして、国保に入らず社会保険の適用を受けている被保険者の方が増えたこと、それから、60歳定年ですけれども、60歳を過ぎてもお仕事をされている方は、社会保険の適用となることによって、国民健康保険に加入してきませんので、その辺が主に減ったことによって減少傾向にあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） はい、結構です。以上で質疑は終わりにします。

○議長（池谷洋子君） これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第42号 令和3年度小山町介護保険特別会計予算の質疑について、発言を許します。

10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） 本日、2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目でございます。

ページ33ページ、4款3項5目、令和3年度、新たな業務である在宅医療・介護連携推進事業、その内容について伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅療養に関する相談や、適切な退院支援などに対応できる体制作りが必要となります。

このため、医療機関からの退院時などに円滑に在宅へ移行できるよう、ケアマネジャーや病院のソーシャルワーカーなどと連携し、自宅での生活環境整備の調整などがシームレスに行えるよう、地域包括支援センターに当該業務を委託するものであります。

説明は以上です。

○10番（池谷 弘君） 結構です。

続きまして、2件目の質問をさせていただきます。

ページ 35 ページ、4 款 3 項 7 目、やはり令和 3 年度の目玉事業と取り上げられております認知症総合支援事業の内容について伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 町ではこれまで、認知症地域支援推進員を介護長寿課に配置し、認知症に関する正しい知識の普及啓発や、認知症の方、またその家族の相談支援、関係機関との連携などに取り組んでまいりました。

令和 3 年度から、より包括的な支援体制の強化を図るため、地域包括支援センターにも認知症地域支援推進員を配置し、総合相談やケアマネジメントの支援、介護予防計画の作成などの強化をしていくというものであります。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10 番（池谷 弘君） いや、結構です。以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） これで議案第 42 号の質疑を終わります。

次に、議案第 43 号、令和 3 年度 小山町宅地造成事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

1 番 室伏 勉君。

○1 番（室伏 勉君） 議案第 43 号 宅地造成事業特別会計予算について御質問いたします。

8 ページ、1 款 1 項 1 目不動産売払収入で 1 億 7,588 万 2,000 円ございます。これは大胡田地区、宮ノ台地区のそれぞれ区画と分譲金額を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 室伏 勉議員の質問にお答えさせていただきます。

不動産売払収入の大胡田地区、宮ノ台地区の区画数、分譲金額についてであります。宮ノ台地区は、残り区画数 7 区画で、9,016 万 4,000 円を見込んでおります。大胡田地区は 9 区画で、分譲金額については、面積が確定していないことから、概算で 7,560 万円を見込んでおります。残りの 1,011 万 8,000 円については、住宅ローンの個人審査に時間を要し、用沢地区わさび平分譲地の 1 区画を見込んでおります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） はい、結構です。

○議長（池谷洋子君） これで議案第 43 号の質疑を終わります。

次に、議案第 44 号、令和 3 年度 小山町上野工業団地造成事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

1 番 室伏 勉君。

○1 番（室伏 勉君） 議案第 44 号 上野工業団地造成事業特別会計についてお聞きします。

12 ページの 2 款 1 項 1 目事業用地で、435 万円ございます。これの内容についてお聞かせ願います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 室伏議員にお答えいたします。

上野工業団地につきましては、地権者数 238 人格に対して 237 人格との土地売買契約が済んでおります。現在、残り 1 件の未相続案件について、法定相続人 86 人から権利者 2 人に登記名義の移転処理を進めているところでございます。

事業用地 435 万円につきましては、こちら残り 1 件の土地売買費用であり、本事業に対する同意はいただいておりますので、名義移転が完了次第、契約を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） ありません。結構です。

○議長（池谷洋子君） これで議案第 44 号の質疑を終わります。

次に、議案第 45 号、令和 3 年度 小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

5 番 遠藤 豪君。

○5 番（遠藤 豪君） 1 件ほどお伺いします。

木質バイオマス発電事業特別会計の 9 ページ、1 款 1 項 1 目発電事業費ですけれども、発言事業費が昨年に比べほぼ半分の予算となっておりますが、令和 3 年度の発電事業は半年間の稼働と考えているのかお伺いをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 遠藤議員にお答えいたします。

令和 3 年度の発電事業につきましては、現在、火災保険対応による施設の原状復旧及び起債を財源とした安全性の向上を図る工事に向けて調整を行っており、本年 8 月から暫定再稼働を予定しております。

事業費につきましては、試験運転調整を含んだ工事完了後、おおむね半年間の予算を計上してございます。

以上でございます。

○5 番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（池谷洋子君） これで議案第 45 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、令和 3 年度 小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

1 番 室伏 勉君。

○1 番（室伏 勉君） 議案第 46 号 小山 P A 周辺開発事業特別会計についてお聞きします。

11 ページ、1 款 1 項 1 目になりますが、物件・移転補償費 4,700 万円ございます。令和 2 年度の当初予算は 5,350 万円であります。この減額の理由と、今後の見込について伺いたいします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 室伏 勉議員にお答えいたします。

物件・移転補償費 4,700 万円につきましては、立竹木補償 4 件で 100 万円と、物件補償 5 件で 4,600 万円を予定しております。

減額の主な理由につきましては、令和元年度から実施しております開発区域内の電線の地中化の事業進捗に伴う減額でございます。

今後でございますけれども、引き続き物件所有者との調整を進めまして、令和 3 年度中の物件移転の完了を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） ありません。

○議長（池谷洋子君） これで議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、令和 3 年度 小山町水道事業会計予算の質疑について、発言を許します。

1 番 室伏 勉君。

○1 番（室伏 勉君） 議案第 48 号 小山町水道事業会計予算につきまして、3 点ほど御質問いたします。

まず 1 点目ですけれども、第 2 条の業務の予定量ですけれども、令和 3 年度予算は（1）給水戸数が 7,236 戸、（2）年間総給水量が 320 万 3,623 立米であります。対令和 2 年度予算と比較しますと、給水戸数は 7 戸、1 %減っております。2 番目の年間総給水量は 23 万 8,213 立米、6.9%減少しております。

令和 2 年度予算に対しまして、戸数、総給水量とも減少しております。この数値を設定した理由をお聞かせください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 室伏 勉議員にお答えします。

予算書 7 ページ、第 2 条にあります業務の予定量であります。が、（1）給水戸数、（2）年間総給水量ともに、予算編成時点までの実績として、前年の 1 から 4 期、4 月から 10 月になりますが、こちらの検針実績に基づき算出しております。

したがって、数値が減ったのは、実績値が前年度よりも減少したということでありまして、給水戸数より年間総給水量の減少率が大きいのは、新型コロナウイルス感染症による企業活動の縮小などにより、水道の使用量が大きく減少したためであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） いえ、ありません。

2 番目に行きます。

同じく第 2 条の（４）主な建設改良事業の上水道第 7 期拡張事業、その中の配水管布設工事等の明細をお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 2 つ目の質問にお答えいたします。

令和 3 年度に予定している主な建設改良事業の明細でございますが、予算書で行きますと 42 ページ、中段に 41 節工事請負費というのがございますが、こちらが合計で 3 億 3,360 万 1,000 円ということになります。こちらの明細でございますが、防衛 8 条事業として実施しております須走低区配水場建設工事が 1 億 9,081 万円、防衛 9 条事業で実施いたします菅沼地区の老朽管布設工事が給水工など附帯事業を含む全体事業費で 8,330 万円、新東名高速道路建設に伴い実施する配水管布設替え及び撤去工事が 2,000 万円、その他の設備の改修工事として、ハイテクパーク送水ポンプの設置及び小山中区配水区減圧弁取替工事 2,879 万円などを実施する予定であります。

これらの事業を実施いたしまして、安全・安心な水道水を安定供給できるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） いえ、ありません。

では、3 つ目行きます。

令和 3 年度予算の当期純利益ですけれども、令和 3 年度予定キャッシュフロー計算書の 1 番、業務活動によるキャッシュフローの当期純利益 102 万円であります。令和 2 年度予算予定損益計算書におきますと、その純利益は水道事業収益 2 億 9,261 万 9,000 円、水道事業費用は 2 億 9,551 万円の差額 289 万 1,000 円の赤となっております。

令和 3 年度予算の収益が、令和 2 年度の予算の収益よりプラス 391 万円好転する要因は何でしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 令和 3 年と令和 2 年度の純利益を比較すると、391 万 1,000 円増額好転している要因でございますが、主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、緊急事態宣言が発令された令和 2 年度前半の給水収益が一時前年比最大 14% 程度減少まで大きく落ち込みましたが、その後、前年比 5 %程度減少まで持ち直しており、令和 3 年度も現状程度の料金収入が見込め、給水収益が増加する見込みであるためであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 1点だけお伺いしたいんですけれども、コロナの関係で、だいぶ給水量が減ったということが大きいんですけれども、本町におきまして、総給水量、民間企業とそれ以外の一般の家庭の割合の比率というのは、大体どの程度になりますか。今、分からなければ結構なんですけれども、教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 再質問にお答えします。

企業など、事業用の給水と、あと一般家庭の給水との割合ということでございますが、細かい数値については今持っておりませんが、今回減少した給水収益、水道料金の減少につきまして、一般家庭については微増というような状況でございまして、主に減少したのは、事業用の大口の企業さんの方の給水ということになっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 結構です。以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 同じく、小山町水道事業会計の予算に関してお伺いいたします。

小山町は全長約170キロメートルの配水管を有しております。こちらの耐震化率と、他市町との比較ができればしたいなと思いますので、耐震化率をお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 小林議員にお答えいたします。

町の水道管路全体の耐震化適合率ですが、こちらは令和元年度末現在で25.2%となっております。

また、他市町の状況でございますが、厚生労働省の公表データとして全ての水道管を対象とした数値は出ていないのですが、導水管や送水管、主要な配水管で構成する基幹管路についての調査データがありますので、こちらで御説明させていただきます。

令和元年度末時点の基幹管路の耐震化適合率は、全国で40.9%、静岡県で42.3%、近隣市町ですと沼津市が38.6%、三島市で58.9%となっております。

なお、これらにつきましては、管路全体で数字を出した場合には、もう少し低い数値であると考えられます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） やはり耐震化適合率、こちら小山町が25.2%と、他市町と比較をさせていただいても管路全体が含まれていないというお話でありましたけれども、やはりちょっと低いのかなという印象を受けざるを得ません。

この耐震化適合率、こちらがこれだけ後れをとっている大きな要因をどのように町は考察されるのか、分析されるのかお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 再質問にお答えします。

小山町の耐震率が低いということでございまして、比較の対象が今数値を申し上げましたが、直接対照ができないような状況で、分かりにくいものになっておるんですが、実際、具体的に対照できるものといいたしますと、御殿場市の方でホームページで公表されている数字がありまして、全体の耐震率で行きますと御殿場市が34.4%ということになっておりまして、小山町よりも10%弱高いという状況でございます。

小山町の方の耐震率が現状この状況になっている要因といたしましては、今まで老朽管の布設替え等につきまして、明確な基準、計画ができていなかったということが大きいかと思っておりますので、現在持っている基準、計画に基づきまして、今後はしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 結構です。

もう1点お伺いさせていただきます。

4月9日に行われた議員懇談会での上下水道料金改定に際しても説明がありましたが、その中の管路更新計画の耐震化率の比較において、料金改定なしの場合には、約0.5から0.9%の更新、改定料金ありの場合でも、進捗が0.7%から1.2%程度のものでありました。

町は老朽化した配水管更新事業を、言うなればこのゆっくりしたペースで進めることに対して、どのような考察をお持ちでいらっしゃるのかお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 2点目の質問にお答えいたします。

町の水道管の更新事業につきましては、料金改定の有無に関わらず、現在は平成29年度に策定しました小山町上水道事業老朽管更新計画に基づき、平成30年度から令和12年度までの12年間に、町内の主要な老朽配水管路、延長で言いますと10.2キロメートルの布設替えを実施、計画をしております。

事業実施には、財源確保と工事を担当する技術的職員の確保が必要であり、現状の職員の配置状況等において、できる限りの事業を実施している状況でございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 先ほど答弁いただきました令和12年までの12年間で主要10.2キロメートル、こちらの方の耐震化率を含めると、そうしますと、小山町の先ほどの25.2%からどれくらい12年間で更新される計画になりますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 再質問にお答えいたします。

この10.2キロメートルの布設替えの実施によりまして、どの程度耐震化率が上がるかということでございますが、町の水道管路の全体数が170キロメートルで、10.2キロメートルでありますので、1%上げるのに、単純計算で1.7キロということになりますので、これを全て実施をしたときには6%程度上がってくるというような状況だと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 12年間で6%の増、12年間たちますと、今まさにまた配管が老朽化していく、こちらのスピードも同じく進んでいくわけですね。

やはり、一番の懸念事項といたしましては、災害時における水の供給であります。町民の安心安全を担うわけですから、水道事業は大変重要な案件であると感じております。

先日も、震度6強となる地震が福島県沖で発生したばかりです。耐震化率のスピード向上がやはり必要不可欠であると感じているわけですが、町の耐震化のスピードを早めることはどう御考察されているのかお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 再質問にお答えいたします。

耐震化率のスピードが遅いというような状況で、どう考えているのかということでございますが、先ほど、今回お話しました老朽化の更新計画に基づく工事の実施によって、6.2%ということでお話ししましたが、実際に耐震化を上げていく事業としましては、老朽管の更新以外に、例えば新東名高速道路に絡む布設替えですとか、そういうほかの事業もございますので、実際には10年間あれば、1年間で大体1%程度の上昇ということになってきます。

一応、これでもまだどうかというところもあるかと思いますが、こちらにつきましてはほかの事業、例えば水道事業に関しましては、管路の更新のみならず、ほかの配水池ですとか、そういうものの老朽化、耐震化等も必要な事業もございますので、その辺の全体事業とのバランスというか、優先順位をつけながら必要なことを限界でやっていくということに取り組んでまいりますので、御理解の方をお願いできればと思います。

以上です。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（池谷洋子君） これで議案第48号の質疑を終わります。

以上で、特別会計及び水道事業会計の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 37 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 38 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 39 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 40 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 41 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 42 号 令和 3 年度小山町介護保健特別会計予算は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第43号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第44号 令和3年度小山上野工業団地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第45号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第46号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第47号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 48 号 令和 3 年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、3 月 4 日木曜日 午前 10 時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後 3 時 00 分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦

令和3年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和3年3月4日（第4日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君	健 康 増 進 課 長	杉山 則行君
商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君	こども育成課長	大庭 和広君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	

散 会 午後2時05分

(議 事 日 程)

日程第 1 一般質問

(代表質問)

12 番 渡辺悦郎君

1. 選挙公約「住民幸福度日本一の町」の実現について
2. 新型コロナウイルスワクチン接種について

11 番 米山千晴君

1. 町長の二年間の町政運営とその効果について
2. 新型コロナウイルス対策について
3. 商店街・商業施設とマッチングした定住政策について

(個人質問)

4 番 鈴木 豊君

1. あしがら温泉の今後の施設運営管理について
2. 足柄 S A 周辺地区観光複合施設開発事業の見通しについて

6 番 佐藤省三君

1. 今年度の小山町の教育の振り返りと来年度以降の在り方について

1 番 室伏 勉君

1. 高齢化社会におけるコロナ禍での安心、安全なまちづくりについて

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局並びに議員の発言の際は、マスクを着用することとします。

また、議員の発言時間は、2月10日開催の議員懇談会で申し合わせたとおり、個人質問については、再質問等を含めて15分以内とします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は登壇にて答弁を行い、再質問については、自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1

一般質問

○議長（池谷洋子君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 会派令明を代表いたして質問をいたします。

令和という元号になり2年を経過して、3年目を迎えました。町も10年後を見据えた第5次総合計画、2020年から2030年まででございますが、これが本会議に上程され、8項目の基本事項を掲げております。

第5次小山町総合計画の基本的な考えとして、1、住み続けたいと思えるまちづくりの推進する計画。2、行政の取組が見える計画。3、様々な人と連携する計画。4、多角的な視点から考える計画。5、情勢の変化に柔軟に対応できる計画。6、オリンピック・パラリンピックのレガシーを見据えた計画。7、町民の目線に立った分かりやすい計画。8、世界遺産富士山とその恩恵を未来に継承する計画の事項を基本的な考え、まちづくりの指針、実効性のある計画とし、更に、令和3年度はこの計画実現に向けた予算編成としていると述べられております。

町長は令和元年の就任以来、幸福度日本一のまちづくりを進めることを公約として掲げ、元年、2年と経過しております。この間、一般質問において、数名の議員が幸福度日本一のまちづくりについて質してまいりましたが、しかしながら、具体的な答弁を耳にしておりません。

ここで改めて、次の事項について、町長の答弁を求めます。

選挙公約である住民幸福度日本一の町の実現のために、住民幸福度日本一の町とはどのような町なのか、具体的にお答えください。

2、この2年間で、どのような目標を持ち、それぞれの事業を進めてきたのか、伺います。

3、それぞれの事業において、どのような成果があったのか、伺います。

4、3年度において、事業を進めるための予算編成において、どこに重点を置き、どのような事業を進めようとしているのか、伺います。

2番目の質問でございます。

次に、一昨年末に発生いたしました新型コロナウイルス感染症は地球全土に拡散し、いまだその勢力は衰えを見せておりません。このような状況の中、待望のワクチンが開発され、治験等の経緯を経て、接種が各国から始まっております。我が国においても、医療関係者に対し、2月17日から開始し、県では2月19日から始まりました。その後、高齢者、基礎疾患保有者などの順位で接種が予定されております。

自治体においても初めてのことであり、関連各種団体と協議や意見交換を行っているところであります。県内では、磐田市のように実員訓練を行い、問題の把握と改善を行い、万全の体制を整えつつあります。そこで、次の項目について、町長の答弁を求めます。

1、現在、町では、どのような状況にあるのか。

2、組織体制は確立しているようだが、今後の活用について伺います。

3、接種におけるロードマップの概要はどうか、伺います。

4、御殿場市医師会等との連携をスムーズに進めるためにはどのように考えているのか、町長のお考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをさせていただきます。

初めに、私が目指す住民幸福度日本一の町についてであります。

これまでの議会におきましても、何人かの議員の皆様の御質問にお答えさせていただきましたが、私の考えといたしましては、まずは、人々が捉える幸福という概念は十人十色でありまして、その多様化、複雑化した町民の思いに応えるための施策を幅広く構築、推進していくということが、町民にとりまして、この町に住んでいることを幸せと感じ、そして、その気持ちの積み重ねが住民幸福度日本一のまちづくりにつながるというふうに述べてまいりました。

本町では、令和3年度からの第5次小山町総合計画について、本定例会に議案を提出させていただいておりますが、目指す将来像を「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち、小山町」としており、この将来像が住民幸福度日本一の町と考えております。

次に、この2年間でどのような目標を持ち、事業を進めてきたか、また、どのような成果があったかについてであります。

令和元年5月に町長に就任後、住民幸福度日本一のまちづくりを目標に掲げて、副町長1人制や都市計画税条例の見直しなどを実行いたしました。また、一方では、未来拠点事業による工業団地の造成や森村橋、西洋館、豊門公園整備、足柄駅交流センターや誓いの丘公園整備など、継続すべき事業については積極的に推進し、事業完了に至っていることは一定の成果があったものと考えております。

しかし、一方、この2年間を振り返りますと、決して平たんな道のりではなく、本町のふるさと納税手法に対する謝罪と同制度を継続させるための総務省への陳情訪問、新産業集積エリアで発生した廃棄物の処理、令和元年10月の台風19号災害、そして、新型コロナウイルスなど、想定外の危機に直面し、迅速な施策の実行が求められる局面の連続であったとも言えると思います。

そして、これら対応の結果、ふるさと納税は再開でき、新産業集積エリアの廃棄物の処理も完了し、また、新型コロナウイルスにつきましても先行きが不透明な部分もありますが、感染拡大防止策及び経済対策を実施するとともに、町民元気の創出のため、昨年11月には西洋館ほか数か所を舞台に、町内外のあらゆる世代の方々が直接、文化・芸術に触れる機会をつくるため、アートビレッジを開催したところであります。

そして、雇用の創出と移住・定住人口の促進を掲げて取り組んでまいりました三来拠点事業・湯船原地区の工業団地では、富士山麓フロンティアパーク小山で10社目の進出企業が決定しまして、全ての区画で分譲契約が締結されたことなど、成果があったと考えております。

次に、令和3年度の予算編成についてであります。

現在策定中の第5次小山町総合計画の新たな将来像として掲げる「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち、小山町」の達成に向けた予算編成としております。

特に、私の選挙公約でもある安全・安心の確保のうち、新型コロナウイルス感染症対策は最重点課題であると考えており、この対応予算として、新型コロナワクチン接種事業などの感染症対策、地域活性化助成金などの経済対策を新たに盛り込んでおります。

また、人口政策を推進するため、これまでの定住促進、結婚支援、空き家対策などに加え、自然増と社会減の抑制のため、子育て支援助成、大学生等の遠距離通学助成や奨学金償還助成などに取り組み、ワーケーション受入れ促進、サテライトオフィス設置支援助成なども行っており、このほか、文化芸術活動の振興、スポーツ活動の振興に当たり、それぞれ基本計画の策定に着手するとともに、小山町多目的広場の改修にも取り組みます。

令和3年度以降につきましても、総合計画、実施計画に沿って、3年間のローリング方式により、各種事業を実施してまいります。

いずれにいたしましても、町民の皆様への説明責任を果たしていくとともに、関係各位の御理解、御協力を賜りながら、町民幸福度日本一の町を実現してまいります。

次に、新型コロナワクチン接種に関する本町の状況についてであります。

まず、予算につきましては、先月 5 日に令和 2 年度一般会計補正予算（第 11 号）を専決し、本会議初日に御承認をいただいたところであります。国及び県からのワクチン供給を受けましたら、直ちにワクチン接種を開始するために必要な体制を事前に整備するため、現在、準備を進めております。

次に、組織体制の活用についてであります。

ワクチン接種は、事務量が膨大であり、長期間に及びます。また、接種会場において多くの人員を要することから、全庁的な体制により対応いたします。

加えて、2 月 19 日に 4 人の職員に健康増進課健康づくり班との兼務辞令を出しました。これは、ワクチン接種事業全体の仕組みづくりを主務とするものであります。

次に、接種における中長期的な目標、ロードマップについてであります。

町は、ワクチン接種を国の指示に沿って実施をいたします。先月、国からワクチンの供給時期等が示されましたが、その後、県からの詳細な供給時期及び数量は示されておらず、よって、現状では、具体的な接種のロードマップをお示しすることは困難であります。しかし、ワクチンの供給時期及び数量が確定いたしましたら、速やかにワクチン接種を開始できるよう、準備を整えてまいります。

接種順につきましては、当初の予定どおり、医療従事者、高齢者、高齢者施設の従事者、ハイリスク者、そして、それ以外の方々の順序であり、変更はないものと考えております。

最後に、御殿場市医師会等とスムーズに連携するための考えであります。

ワクチン接種では、医師が予診を行い、医師または看護師が接種を行うこととされております。医療従事者の確保について、医師につきましては、御殿場市医師会へ依頼し、看護師につきましては、町内医療機関に派遣を依頼し、了承を得ているところでございます。また、医師会の先生方には、ワクチン接種の検討の初期段階から協議に参加いただいております。情報を共有し、計画を詰めてまいりました。円滑なワクチン接種を実現するために、今後も御殿場市医師会と継続的に協議を行い、連携体制を維持してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12 番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。

まず、最初に住民幸福度日本一の町についてでございます。

人々が捉える幸福という概念は十人十色であると同い、町民はそれぞれの幸福感を持っていることは認識されていると理解いたしました。

では町長は、町として、町のリーダーとして、町をどのようにして幸福度日本一の町にしようと努力されているのでしょうか。過去 2 年にわたり、そこが伝わってきておりません。初年度の目標、2 年目の目標は明示され、町民に伝えられたのでしょうか。

令和3年度からの第5次総合計画に目指す将来像として、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち、小山町」の将来像が住民幸福度日本一の町との答弁をいただきました。これも漠然とした目標であります。総合計画ですからという答えが聞こえてくるようにも思います。町は、目標を掲げるだけでなく、目標に対して町の施策を示し、町民の協力を得なければなりません。そのためには、町民との対話、意見聴取が必要です。それはなされていたのでしょうか。

就任後の成果として、副町長2人制を1人制にしたことを挙げられました。しかしながら、3年度から一般職であります。部局長を統括し、人口政策並びに町長特命事項を行う理事というポストが新設されました。2人制から1人制へ移行する際に条例はそのまま活かし、人事権がある町長が1人体制でいくべきと申しましたが、結果的には条例改正になりました。しかし、2年もたずに2人制と同じ体制になりました。名前が特別職か一般職の差異であります。

次に、昨年11月に開催した、ストリートピアノ、アンサンブルコンサート、ファイナルコンサート開催について、町内外のあらゆる世代の方々が直接文化・技術に触れる機会をつくったと答弁をいただきました。

私自身、文化・芸術を否定するものではありません。約40年にわたる茶道や20年余りにわたる声楽鑑賞を趣味としております。特に静岡国際オペラコンクールでは、平成8年に、初回でしたけれども、これから令和元年までの第8回まで、全てを鑑賞しております。この国際オペラコンクールは、昨年は新型コロナ感染症拡大に伴い、残念ながら中止されました。芸術は心を癒やしてくれます。そのためには、周囲の状況を見極めることも大切です。

県や町のガイドラインでは、県をまたぐ移動自粛等が示される中で、本町は開催でありました。町が開催した際のガイドラインは疑問を感じるものでした。問題は時期です。そして、ガイドラインと対応です。西洋館でのソーシャルディスタンスは保てたのでしょうか。文化会館ホワイエでのマイクロ飛沫対応は、僅かな軟質ビニールでの開催でありました。事故がなく済めばよいものでありません。町民を守るのも町長の重要な責務です。

予算について述べられました。地域活性化助成金について述べられました。昨年10月末での地方創生臨時交付金の概要によりますと、小山町は、感染拡大防止に65%、雇用維持・事業継続に14%、経済回復・強靱な経済構築に21%を充てております。隣の御殿場市や裾野市では、感染拡大防止には10%から15%、雇用維持・事業継続には22%から33%、経済回復・強靱な経済構築に52%から68%を充てております。

一概に言えませんが、感染拡大防止に6割以上を費やした本町、雇用維持・事業継続や経済回復・強靱な経済構築に85%から90%を費やした御殿場市、裾野市の差は驚きを禁じ得ませんでした。

町内には個人事業主の方が多数いらっしゃいます。現在、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時給付金の受付が行われておりますが、該当しない個人事業主もいるということも把握されているのでしょうか。早急な対応が必要かと思えます。

次に、新たなリモートワーク、ワーケーション、サテライトオフィス事業を掲げられました。予算の大半は国、県の補助であり、町として確固たる予算を組むべきだと考えます。

改めて伺います。町長はどのようにして、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち、小山町」を将来像として、幸福度日本一の町へ進めていくのか。総合計画初年度の目標を具体的にお答え願います。

次に、新型コロナワクチン接種についてであります。

全庁的な体制で対応すると答弁されました。健康づくり班との兼務辞令を出されたようですが、それぞれの恒常的業務に影響がないのか、気になるところであります。答弁がありましたように、長期にわたる膨大な作業量の事業であります。町民に安心して安全に接種を受けていただくため、職員だけで間に合うのか、疑問を感じております。まして、職員はそれぞれの恒常業務を持っており、この事業で住民サービスがおろそかになってもなりません。それをカバーするためには、例えばリタイアされた看護師や町民の皆さん等にボランティアをお願いすることも考えられます。

ロードマップについて、国から県、そして市町へ降りてくるのでありますから、いまだ流動的であり、具体的な広報はできないとのことですが、分かり次第、速やかに町民に広報することをお願いいたします。

次に、医師会との連携であります。繰り返しになりますが、本接種事業は前例のない国家的事業であり、町は、地域医療の手薄な状況の下での事業でもあり、御殿場市医師会とそれに属する小山町内各医院の協力がなに行うことはできません。

かつて町は、F1レース開催に際しても医師会や地域の方々と協働して、マンパワーにより問題の解決を経験し、克服してきた経緯があります。この貴重な経験を活かすことが必要ではないでしょうか。

町長に伺います。町民が一丸となって取り組む事業だと考えますが、先ほど述べましたリタイアされた看護師の方やボランティアの方々を募り、協力を依頼することは考えられないでしょうか。

また、協力いただく医師、看護師の皆様はそれぞれの医院の方と思いますが、恒常的な診療行為と並行的に接種業務を行っていただくわけですから、町長自ら、各医院や御殿場市医師会長に御挨拶いただき、より強い連携を構築していただきたいと思います。この2点について町長のお考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再質問にお答えさせていただきます。大変多岐にわたっておりまして、それぞれ答弁漏れがあったら御指摘をいただきたいと思います。

まず、1点目の私の住民幸福度日本一のまちづくりに関して、大きくは5項目あったかというふうに思います。

まず、1年目、2年目の目標ということでございますけれども、これは当然ながら、予算に挙げて事業化をしていくということでございます。これが目標で、1年目は、もう既に前町長さんが予算をつくられて、私は継続するということでありましたけれども、そういうことの中で町民に示させていただいたというふうに思っております。

町民との対話、意見聴取でございますけれども、区長会とは逐次話をさせていただいておりましたし、今回の新産業集積エリアにおける廃棄物の処理ということで、町民の皆様と直接対応する予定でありましたけれども、残念ながらコロナの影響でそれがかなわなかったということでございます。これにつきましては、広報紙に概要を載せて、それについて町民の方からの意見を伺ったということでもあります。

次に、人事の関係ですけれども、副町長1人制を実行いたしました。また、専門家3名の方もお辞めになったということでございまして、4人減。この皆様は、町が定める定数管理外の方でございます。今回の理事は、定数管理内の理事ということでございますので、これは定数を管理する中で小山町の組織の中に入ってくださいということでございます。プラスマイナス、ちょっと失礼かもしれませんが、人数で数えますと定数管理を除外しても4人お辞めになって、理事1人が入ってくるということで、マイナス3人。これは、予算上も軽減をされるということでございます。

4点目でございますけれども、アートビレッジですけれども、芸術は心を癒やすというふうに渡辺議員おっしゃいましたが、全くそのとおりでございます。これは、やはり芸術、私は職員にも言いますが、コロナ禍であっても、やはり町民の元気を創出するものは簡単にやめるということではいけないと。完全な感染拡大防止対策をして、あるいはソーシャルディスタンスとか、そういうことをやって、できることはやってくださいということを職員には言っています。

時期、ガイドラインにつきましても、これはそういうことができるということを判断してやったということでございまして、結果としては非常に好評だったということで、私は町民の元気が創出できたというふうに考えております。

5点目でございますけれども、交付金ですけれども、御殿場市とお比べになったということでございますが、やっぱり初期の段階で何を重点にしなければいけないかということを考えますと、経済対策よりも感染拡大を防止することがまず第1だろうと。これは安心・安全なまちづくりにつながるわけです。その後で、フェーズが変わってきたときに経済ヘシフトしていく、これが私が考えるコロナ感染拡大に対する対応でございます。

結果といたしましては、町民の皆様の御理解をいただいて、クラスターは現在、発生をしていない。これにつながったのは、交付金を活用した事業実施ということではないかというふうに考えているところでございます。

次に、コロナウイルスのワクチン接種でございますけれども、ワクチン接種の体制につきましては、皆様にも御説明させていただきましたけれども、全庁的体制で臨むことを原則としており

ます。長期間にわたる事業でありますので、その間の職員の負担、医療関係者はもちろんでございますけれども、甚大なものになります。そこで、現在でございますけれども、町内の医療機関の医師につきましては、看護師を帯同していただくということで了承をいただいております。また、医師を派遣できない医療機関につきましては、看護師だけを派遣していただくと。加えて担当課では、在宅看護師ですね、看護師の資格がありながら勤務していないという看護師がかなり大勢おられます。こういう皆さんも担当課で把握していますので、御協力をいただくということで御理解をいただいているところであるということでございます。

そして、役場の各課の職員も会場スタッフとして従事をいたしますわけでございますけれども、もちろん本来の業務を止めるということはできません。そこで、職員の負担軽減を図りつつも、安全・安心な接種体制を確たるものとするために、保健委員協議会にも御協力をお願いしているところでございます。在宅看護師も保健委員の皆様も、それぞれのお仕事の役割、また、家庭を持ちながらの仕事というふうになります。ただ、ワクチン接種は長期間にわたる大事業でありますので、多くの人が関わらないと、これは実行できないということでございます。したがって、必然的に小山町を挙げての取組としなければならないというふうに考えております。

医師会との関係でございますが、円滑なワクチン接種を実現するために、医師会との話、協議、これは大変重要だというふうに考えております。私も医師会の方に出かけて、あるいは担当する先生方、看護師の皆さんに直接お会いをしながら、お願いをしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 先ほど町長の方から、渡辺議員の再質問の中でちょっと多岐にわたるのということがありました。一応、議長の方から一つお答え願えていないのかなというところがありますので、これをちょっと今、お話をさせていただきたいと思います。

渡辺議員の再質問の中に、町長はどのようにして、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち、小山町」を将来像として幸福度日本一の町へ進めていくのか、総合計画初年度の目標を具体的にお答え願いますというところでしょうか。そこはまだ答えてられないということです。

町長。

○町長（池谷晴一君） 大変失礼いたしました。ただいま議長の御指摘をいただいた件でございます。

総合計画の初年度でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、初年度の予算に計上いたしましたもの、これは事業と当然ながら連携をしているわけですけど、それをこの3年度予算で計上いたしました事業をしっかりとやっていくということで、総合計画の初年度の目標というふうに考えております。

先ほどリモートワーク事業等ありましたけれども、やはり我々、職員側といたしますと、なるべく長短ということではなくて、国、県がかなりの補助メニューを持っておりますので、アンテナ

を高くして、少しでも国、県の補助を取れるような事業を実施していかなければならないというふうな基本的な考え方がございます。先ほど申し上げましたとおり、こういう事業を行いながら、3年度をしっかりと事業を進めてまいるということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 再々質問をさせていただきます。

ただいま町長の方から答弁がありましたように、予算が目標を示していると、こういうふうにおっしゃいました。しかし、町民にはそれが理解できないことが多いんですよ。その辺を踏まえまして、私は幸福度日本一のまちづくりに欠かせないもの、それは住民との対話だ、このように考えます。

町長も就任後、そのことを述べられておりましたが、災害や新型コロナウイルス感染症を理由に、会合の中止または延期をしてみいました。しかしながら、ガイドラインを変更してまで開催した行事もあります。何が優先なのか、そういう声も聞こえてまいります。漠然とした指標ではなく、明確な中期目標、短期目標を示して、住民との対話を行い、年度ごとの目標を明確にして幸福度日本一のまちづくりを進める経緯を伺います。

次に、新型コロナワクチン接種の件についてでございます。

大変、力強いお言葉を賜りました。不確定要素が多い中、接種をスムーズに運ぶため、町、町民の協働が必要であります。トップの力量が試されていると感じております。町が一丸となって事業を進めるために頑張っていただきたいと思います。町長の決意を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

町民との対話ということでございますけれども、これは時期が来たら行うというつもりでおります。現在、区長会も会合を開かないという状況でございますので、私の考えといたしますと、区長会が再開できるような時期を捉えて、町民の皆様との対話を始めていきたいというふうに考えてございます。

2点目のコロナの関係でございますけれども、これはもう最重点課題だというふうに思っております。ただ、問題は、国の方もテレビ、報道で常にやっておりますけれども、国の方でもワクチンがいつ入るか不明確というような状況でございますので、各自治体も大変苦労しているというふうに聞いております。小山町も同じでございますので、もうアンテナを高くして、国、県等の動向を探っているわけでございますので、それが、ワクチンが入ってこないと全く先に進まないものですから、ワクチンがいつ入るのか、どのぐらい入るのか、こういうことによって、しっかりと体制をつくっていくと。

繰り返しになりますけれども、町民の安全・安心確保という意味でも、最重点課題をしっかりと取り組みます。

以上でございます。

○12 番（渡辺悦郎君） 質問ではございません。今、大変心強いお言葉をいただきました。やはり、町長だけが唱えるのではなくて、住民幸福度において、やはり町民が理解した上で、町民の協力がないとこれはできない事業なんです。ですから、その辺のところを踏まえて、会合ができないだけじゃなくて、できるような体制をやっぱりつくっていくべきだと、このように感じます。

また、新型コロナワクチンの件についてもそうです。町長述べられましたように、国の方でもまだワクチンの状況がはっきりしておりません。中には冷凍庫が壊れたりして、いろんな突発的事案も発生しております。

しかしながら、入ってきたときに本当に町と行政と町民と医師会、これが連携して、スムーズに行ける、それが私はこの幸福度日本一のまちづくりにも関連すると思います。これは、最後にちょっと長くなりましたけど、これ以上私の質問はできませんので、要望としてお願いいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 次に、11 番 米山千晴君。

○11 番（米山千晴君） 会派新生会を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

まずもちまして、現在、猛威を振るっておりますコロナウイルス感染症に日々携わっておられる医療関係従事者の皆様方、また、夜遅くまでコロナ対策に従事されております町職員の皆様方に心から敬意を表するものでございます。

さて、コロナウイルスが隣国より拡散してから1年になります。我が国の経済状況にも多大な影響を与え、我が町においても全ての行事が中止となり、行き先が見えない状況に陥っている状況でございます。諸施策の遂行や行財政への影響は極めて大きい1年でございます。

この目まぐるしい状況変化を池谷町長のかじ取りは幾度か修正を余儀なくされ、思い描いたかじ取りはできているのか。また、町民の期待する思いにどれだけ寄り添い、町政を運営されているのかをお聞きしたいと考えました。

そこで、三つの大きな質問をさせていただきます。

まず、大項目1の質問でございます。

池谷町政となり、2年が過ぎようとしております。町長が目指す住民幸福度日本一の町への実現に向け、この2年間の取組は町民にどのように伝え、また、町民がどのように判断され、その結果が町政へどのように反映されているのか、いま一つはっきりしないように私には見えるわけでございます。今年度は池谷町長として予算組みを執行しているのでありますから、町長、その

結果を、このコロナ禍で外へ十分発信できない状況にある中、この議会の場において、まさしく町民へ広く説明していく責任はあると考えております。

そこで、次の4点につきまして、お伺いいたします。

一つ目、池谷町長が2年前、8項目掲げていた公約の大項目について、その進捗状況とその成果を伺いたいと思います。

二つ目、公約、政策でございますが、実現する上で、令和3年度の政策の柱は何か、伺います。

三つ目でございます。来年度、機構改革を行い、施策にどのような戦略を持つ組織としていきたいのか、お伺いいたします。

四つ目でございます。池谷町長が考える政策実現のため、令和3年度予算はどのように反映しているのか。また、臨時議会で承認されました新理事が実施しようとしている施策の予算、これはどのぐらいの規模を想定しているのか、お伺いいたします。

次に、大項目2の質問でございます。

令和2年度は、新型コロナウイルス発症、蔓延によりまして、この小山町にも大きな影響が生じております。何と言いましても、東京2020オリンピック・パラリンピックの延期まで影響した事態になったことは、小山町にとっても、これから世界に発信できる元年でもあり、その出だしをなくしたことも大きな痛手であったことは間違いないでしょう。

また、町内での感染拡大防止策や経済対策、税対策による町民、事業者に対する支援策は、各方面の町運営に影響が生じ、議会でも幾度かこの影響、対応、施策等の質問を行ったところでございます。

当局は、国内の情勢が一刻一刻と変わる中、その都度、何ができるのか、対応に苦慮しながら、それでも近隣市町に劣らぬ施策を出したことは、町民にも伝わっているのではないかと私は拝察いたします。

しかし、この冬に第3波が襲来し、再度、町中が疲弊している中、これらの様々な施策も時間をかけずに取らねばならないのではないかと考えるところでもございます。

そこで、六つのコロナ対応について質問させていただきます。

一つ目は、令和2年度に行った新型コロナウイルス感染症拡大防止策の施策と、その成果や効果について伺います。

二つ目でございます。令和2年度に行った経済対策と、その結果や効果について伺います。

三つ目でございます。令和2年度に余儀なく執行を止めた各事業につきまして、令和3年度の実施について、町の考え方、方針を伺います。

四つ目は、今後、町が行う行事等の方針についての考え方を伺います。

五つ目でございます。現在、この冬の第3波等に対応するため、感染拡大防止策についてを伺います。

最後に、第3波に対する小山町の経済や町民生活に対する支援措置策について伺います。

それでは、大項目の3の質問に入ります。

昨年3月定例会におきまして代表質問いたしました、三来拠点事業に連携した定住施策についての池谷町長の答弁に、住宅環境整備に努めるとの答弁がございました。しかしながら、実際は、三来拠点事業の工業団地等の誘致時間とは時間軸がずれているのではないかと私は思うのでございます。この後、工場の誘致が進むことを考えますと、職住近接を進める考えから、さらなる住宅供給事業が必要と予測するものでございます。

池谷町長は、小山町の各地区での定住政策について、具体化した取組を早急に着手すべきであると考えております。フロンティア推進地区に指定されておりますリバーガーデン事業の推進も必要ではないのでしょうか。

しかし、定住には周辺環境の充実が図られなければ、魅力あるまちづくりにはつながっていきません。令和2年8月から成美地区で小山町初の取組でございます地域優良賃貸住宅が入居を開始し、市街化区域の再生の取組が始まったわけでございます。

町の取組といたしまして、道路整備、スーパーマーケットの誘致が同時に行われ、もともと学校、医療機関があることから、市街化区域の再生の一翼になったのではないかと私は思うのであります。

また、短時間によりまして推進できたのは、地域住民の方々、そして、土地の地権者の皆様方の御理解、そして、町職員の並々ならぬ努力があったからと私は思っております。都市計画に精通されております池谷町長の発想から、商店街、商業施設とマッチングしました定住政策ができないのかなと伺うものでございます。

一つ目に、昨年から入居が始まりましたグランファミリア落合の現在の入居状況、また、入居者の感想等を町が把握しているかどうかをお伺いさせていただきます。

二つ目に、市街化区域の居住整備事業として、落合地区の例を他地区に応用し、事業化できないかを伺います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時8分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

米山議員の質問に対し、答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 米山議員の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、私の2年間にわたる町政運営とその効果についてのうち、住民幸福度日本一の町を掲げた政策提言の項目ごとの進捗状況と成果についてであります。

私の選挙公約でもあります町長政策提言は、52本の提言を八つの大項目に分類したものであり、各項目に掲げる提言を余すことなく推進していくことにより、住民幸福度日本一が実現するものと考えております。

昨年9月定例会におきまして、鈴木豊議員からの代表質問の中で、部局長による各課等課題ヒアリングと併せて、町長政策提言に関する町長ヒアリングについて実施したこと、そして、その取組の状況について答弁させていただきましたが、その後の進捗状況について、改めてお答えをさせていただきます。

大項目1、町民が主役の町政から大項目8、未来の小山町のために、に掲げました52本の提言のうち、大別して何らかの形で着手しているものは、33本から39本に増加をしました。いまだ研究・検討段階で、区分としては未実施となるものにつきましては、19本分から13本に減少、6本の提言について検討を開始し、または実施することとなり、進捗の成果が上がったものと考えております。

その主なものといたしましては、免許証自主返納高齢者支援、音楽と芸術のまちづくり（芸術家ビレッジ構想）、遠距離通学支援等を含む人口減少・少子化対策の施策構築などでありまして、令和3年度当初予算に計上しているところであります。

次に、令和3年度の政策の柱であります。令和3年度は、「暮らしたい、育てたい、帰りたいまち、小山町」を目指す将来像とする第5次小山町総合計画のスタートとなる重要な年度となります。人口減少、少子高齢化は本町にとっても喫緊の課題であり、また、激甚化する自然災害への万全な備えとともに、ポストコロナ社会におきましては、テレワーク、ワーケーションなど新たな働き方、暮らし方を提唱するなど、環境の変化に柔軟な対応が求められております。

あわせて、本町は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技（ロード）の開催会場でもあり、シビックプライドの醸成とともに、レガシーの構築及び継承に向け、万全の体制で臨まなければなりません。

これを踏まえ、町民が安心して心豊かに暮らしたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指して、第5次小山町総合計画・前期基本計画に掲げました七つの基本目標及び34の施策を柱として、全庁一体となり、切れ目なく実行してまいります。

次に、機構改革を行い、施策にどのような戦略を持つ組織とするのかについてであります。

令和3年度、機構改革により、理事と人口政策推進室を新たに設置し、人口政策の企画立案、調査等を所掌いたします。

理事につきましては、各部局がそれぞれ取り組んでいる人口関連施策について全体を俯瞰し、各施策の再構築等も含め、部局横断した総合的な調整役、司令塔的な役割を期待をしております。

人口政策は、結婚、出産、子育てと教育、そして、大学進学に際しての遠距離通学支援及びテレワークやサテライトオフィス、ワーケーションなど、新たな生活様式に対応した働き方等、町

政全般にわたり長期的な視点から政策を推進することが必要と考えており、今回の機構改革により、全庁一丸となった体制づくりができるものと考えております。

次に、政策実現のための予算についてであります。

令和3年度予算におきましては、住民幸福度日本一の町の実現を目指した政策提言と第5次小山町総合計画の整合を図っており、予算も同様であります。したがって、各部局がそれぞれ予算に基づき、事務事業にしっかり取り組んでいくことが私の政策提言を実現するものと考えております。

また、人口政策に直接関わります予算といたしましては、企画渉外費に新たな目として、人口政策推進費を設けまして2,961万3,000円を計上し、定住促進、少子化対策、結婚支援、空き家対策事業等の推進を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス対策についてのうち、新型コロナウイルス感染拡大防止策についてであります。

本町では、昨年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部設置以来、継続して感染拡大防止策を実施してまいりました。主な施策といたしましては、施設の利用制限、衛生資機材の配布や機材の配置、機材の設置、情報発信の三つに分けることができます。

一つ目の施設の利用制限では、学校やこども園の休校、休園、分散登校、時間短縮などを実施しました。また、公共施設の利用中止や利用人数の制限、利用時間の短縮を実施いたしました。更に、町が開催する会議では、書面開催にしたり、会議を開催する場合、健康チェックを行い、ソーシャルディスタンスの確保に努めました。

二つ目の衛生資機材の配布や機材の配置では、マスク、消毒液、フェイスシールド等を公共施設や医療、介護、福祉施設、飲食関連事業者などへ配布をいたしました。また、町内外の多くの事業者様からの衛生資機材の寄贈を受け、学校や介護福祉施設等へ配布をいたしました。公共施設では、非接触型温度計や消毒液の配布、サーマルカメラの設置のほか、会議室の窓に網戸を設置して換気をよくしたり、人との接触機会を減らす取組として、町への手数料の支払いにスマホ決済を導入しました。加えて、国の交付金を活用し、町内の医療機関や診療所、介護事業所や福祉施設などでは、感染拡大防止策を実施したところであります。

三つ目の情報発信でございますが、「広報おやま」あるいは町のホームページを活用し、感染拡大防止を啓発したほか、公共施設へチラシを配架することや全戸配布を行い、更に無線放送による感染予防の呼びかけを行っております。

これらの施策を実施したことに加え、町民の皆様がマスクの着用や手洗い、手指消毒、不要不急の外出を自粛するなど、個々に感染拡大防止策を実施していただいていることにより、町内では、現時点でクラスターの発生がなく、大きな成果であると考えております。

次に、令和2年度に行った経済対策とその効果、成果についてであります。

新型コロナウイルスの影響は、町内の飲食や観光産業のみならず、幅広い業種に及んでおり、今年度、中小企業者、個人事業主に対し、下支えの必要性から、感染拡大防止と経済活動の再生を図るべく、適時、的確な支援策を講じてまいりました。

具体的な実績ではありますが、事業運転資金の借入れに対し利子補給を行い、借入者の負担軽減を2年間ゼロといたしました。

次に、休業要請に関連し、第1回目の経営支援給付金として、減少率35%以上の事業所に10万円の給付を実施をいたしました。

感染症防止対策に関する協力事業では、休業を余儀なくされた事業者、富士山須走口山小屋の皆さんに最大30万円の協力を交付をいたしました。

また、三密対策を行うために必要な施設整備に対しましても、最大10万円を助成し、多くの事業所の皆様にコロナ感染防止に御協力をいただきました。

更には、地域経済活性化対策としてプレミアム商品券事業を実施し、町内外の皆様に御協力をいただき、7,200部を完売、換金率99%を超える成果であり、金額では1億700万円余の経済効果が現れ、一定の成果が上がったと考えております。

次に、令和2年度に執行を止めた事業の令和3年度実施についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の第3波が終息し、更に、ワクチン接種効果による感染拡大が減少することに期待をしつつ、今までどおり、マスクの着用、手指消毒、三密の回避などを徹底し、現段階では、今年度中執行できなかった事業や中止になった行事、イベントに関しては規模を縮小する場合がありますが、実施する方針であります。

次に、今後、町が行う行事等の方針についてであります。

今後、町が行う行事等の方針につきましては、国の緊急事態宣言発出中は、不特定多数が集まるイベントは中止または延期する。また、各種説明会や会議等につきましては、参加者が特定でき、会議の延期ができない場合は、徹底した感染防止策を講じ、予定どおり開催することを基本としております。町主催でない他団体が町の施設を利用して開催するイベント等につきましては、感染防止策や業種別ガイドラインの周知をしてまいります。

次に、第3波に対する感染拡大防止策についてであります。

施策といたしましては、従来、実施してきたことを継続することが最も重要と考えており、手洗い、手指消毒、マスクの着用、三密を避けるなどの新しい生活様式の実践については、これからも継続をお願いするものであります。事業者の皆様におかれましては、業種ごとの事業継続に関するガイドラインを再度御確認いただき、引き続き、感染拡大防止策を行っていただくことが成果につながるものと考えております。

次に、町内の経済や町民生活に対する支援措置策についてであります。

まず、経済対策ではありますが、今定例会補正予算に、経営支援給付金の第2弾として、6,000万円の事業執行について御議決をいただいたところであります。これは、国、県の交付金を活用

し、町内に主たる事業所を有する中小企業者、小規模事業者及び個人事業主を対象に最大 30 万円を交付する事業であり、長引くコロナ禍に逼迫する事業者への支援を行うものであります。

そして、消費喚起のフェーズに変化する兆しが出たときには迅速に対応し、プレミアム商品券の再発行など、対策を実施したいと考えております。

加えて、ポストコロナをにらんだ社会情勢に対応していくため、新年度予算におきましては、静岡県の助成金を活用し、ワーケーションによる観光地への来訪を促進するため、宿泊事業者等が行う受入れ体制の整備に係る助成を行うことを計画しております。

次に、町民生活に対する支援策についてであります。

これまで国による特別定額給付金、住居確保給付金、子育て世帯、ひとり親世帯への臨時特別給付金など、各種支援策が打ち出されました。そのような中、町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少した方に対し、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの減免措置や地方税法の改正を受けた徴収猶予の特例制度を実施をしております。

また、社会福祉協議会におきましては、生活困窮者の受付窓口として、緊急小口資金特例貸付及び総合支援金特例貸付の相談受付を行っております。今後も感染状況を注視するとともに、関係機関などと連携を図りながら、その都度、適切な対応をまいります。

次に、グランファミリア落合の現在の入居状況であります。本年 3 月 1 日現在、全体戸数 40 戸に対し、35 戸となっております。残りの 5 戸も契約中であり、4 月中旬頃までには 40 戸全てが満室になる予定であります。

入居者の感想等につきましては、直接入居者には確認をしておりますが、駐車場が不足ぎみではあるものの、特に入居者から不満等の声は伺っておりません。

次に、市街化区域の居住整備事業についてであります。

議員の御質問にもありますように、落合地区におけるスーパーマーケットの誘致、地域優良賃貸住宅の建設、及び、これに伴う道路整備を実施したことは、地域の活性化に寄与するものと考えているところであります。

町といたしましては、町内五つの小学校区の中で、人口減少、少子高齢化が最も顕著な地区であった成美地区においては、地区民からのアンケート結果なども参考にして、特に市街化区域内での施策の実施が急務であると考えました。その後、様々な会議や説明会を経て、住民の御理解が得られたと判断できた背景があり、実現できたものと理解をしております。

事業の実現に当たりましては、再整備を実施した区域における周辺住民の方々や民間社宅及び既存のスーパーマーケット、それぞれの所有者の多大なる御理解、御協力があり、達成できたものと考えております。

成美地区は元来、駿河小山駅にもほど近く、町内で最も利便性の高い地区であることから、整備後における入居や消費の需要も十分に見込める地区であると言えます。現在、町内にこれら条件のそろった地区は限られることや既存施設の条件などから、成美地区同様の整備は難しいもの

と考えます。しかしながら、各地区には、それぞれの特色、特徴がありますので、それらを活かしつつ、また、各地区地元住民の方々の御意見、御要望を聞きながら、生活の利便性向上により、人口維持に資することができるような整備事業を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○11 番（米山千晴君） 再質問をさせていただきます。

大項目 1 の再質問でございます。主なものとして回答いただきました。

町では、第 5 次総合計画を今年度作成いたしました。人口目標値を 2030 年で 1 万 6,500 人、2040 年で 1 万 4,500 人と定めております。非常に高い目標値ではないのかなと、このように推察するわけでございますが、また、コロナウイルスの蔓延におきまして、昨年の出生数が激減していると聞き及んでおります。令和 3 年度も同じようになると考えられます。

遠距離通学支援等を含む人口減少、少子化対策の構築との御回答でございますが、テレワークやサテライトオフィスなどへの政策は一時的なものではないでしょうか。長期的な移住・定住政策を行わないと、人口増加は見込めないと思います。

先ほど出ました遠距離通学支援など、具体的な考えをお示してください。

また、私ども会派が常々要望書を出しております出産祝い金でございますが、以前支給された方々は、本当によかったと大変喜んでいるお話を聞いております。やはり、小山町で安心して出産、子育てをし、住み続ける、そんな切れ目のない支援こそ定住推進につながると同時に、人口減少に歯止めをかけると思いますが、町長御自身からの熱い御見解を伺いたいと思います。

次に、大項目の 2 につきまして、コロナの関係でございますが、議員からの通告もございますので、割愛させていただきます。

それでは、大項目 3 の再質問をさせていただきます。

大正から昭和の時代には、富士紡績の最盛期であり、小山町の礎を築く時代でございました。商工業も盛んで、昭和 40 年代の小山地区の人口は、世帯数 2,970 世帯、1 万 4,600 人余の人口がありました。主に繊維関係が 7,200 人余、物品販売、いわゆる商店の方々、日用雑貨、魚屋、八百屋さん、そのような関係が 720 人などでにぎわいを呈している、このように載っております。その他にも、足柄地区につきましては、農業を中心に 300 世帯、1,500 人余の人口。北郷地区につきましては、主に農業と主要幹線道路でございます国道 246 号線沿いでの飲食、食堂等の営業が盛んでありました。須走地区においては観光産業が主で、富士スピードウェイやゴルフ場利用者、そして富士登山等の方々の宿泊、物販が主産業で 2,690 世帯、5,232 人余の人口があり、その盛況ぶりはすごかったと、このように伺っております。

そこで、5 か所の地区についての質問をいたします。

一つ目でございます。駿河小山駅前活性化事業及び商店街の再整備事業と住宅環境整備事業をまとめた事業の推進について、町長の構想をお聞かせください。

二つ目でございます。明倫地区における住宅環境整備事業と商業施設等の相互連携のまちづくりの推進について、町長の構想を聞かせください。

三つ目でございますが、整備後の足柄駅と区画整理済みの地域とを補完する商店街再生事業の推進について、町長の構想をお聞かせください。

四つ目でございます。北郷地区、都市計画道路整備後の周辺住宅整備事業と商業施設等の誘致について、町長のお考えをお聞かせください。

五つ目は、須走地区、市街化区域での住宅環境整備と商店街再生事業の推進について、町長の熱い構想をお聞かせいただければと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 米山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、遠距離通学等でございますけれども、遠距離通学等に対する具体的な支援策の一つといたしましては、遠距離通学する町内在住者を対象にいたしまして、交通費あるいはリモート授業用のWi-Fiの通信費に対する助成を考えております。

令和3年度につきましては、財源として、県のふじのくに少子化突破展開事業費補助金というメニューがございますので、その財源を活用して実施をしてみたいというふうに考えます。この少子化突破展開事業につきましては、遠距離通学支援ばかりではなくて、奨学金資金の利用者に対する定住助成などがございます。ただ、これもなかなか採択基準が、それぞれの市町で利用したいということでございますので、いろいろなアイデアが必要でございまして、何と組み合わせるかというのは非常なポイントということでございますので、そこら辺もしっかりと考えながら、この適用になるように努力をして、少子化対策を進めてみたいというふうに考えております。

まずは、若年層の町外流出を抑制し、そのまま町内に住み続けていただくための施策、これについて手厚く対応をしてみたいというふうに考えております。

それから、就職や結婚に際しましても、町内に住み続けていただけたらということになげるためには、この3年度の新規事業でございますけれども、結婚新生活支援事業の活用では、先ほど申し上げました少子化突破展開事業という中で、第一子出産世帯に対しまして、オムツやミルクなどの購入について支援をしてみたいというふうに考えております。

これら様々な施策を実行することによりまして、産んでよし、育ててよしの小山町づくりにつなげてみたいというふうに考えます。

次の項目でございますけれども、地区ごとの計画ということでございますけれども、基本的には都市計画マスタープランの地域別構想というものがございまして、これに基づきまして各地域のまちづくりを進めると、これが大前提というふうになります。

そんな中でございますけれども、まず、駿河小山駅周辺でございますが、これまで、駿河小山駅周辺の活性化ビジョンを検討してまいりました。ビジョンでは、民間の力を活かしながら、町

の玄関口として来訪者をもてなす機能、そして地域の輪がつながり育つ機能を持たせるということの基本コンセプトとしております。これが、現在まとめの段階に来ておりますことから、改めて機会を設けまして、議会の皆様にお示しさせていただきたく存じます。

次に、明倫地区でございますけれども、今後、町道足柄三保線から県道沼津小山線に接続する道路の整備が進むことによりまして、沿線区域において宅地化が次第に促進されるものというふうに考えております。これによりまして、地元の意見を聞きながら、商業施設の誘導施策等を検討してまいりたいと考えております。なお、この町道足柄三保線の整備につきましては、現在進めております主要道路事業の進捗状況、そして、国補助金の充当計画により進めてまいる予定でございます。

次に、足柄駅の周辺でございます。足柄駅は、既に駅及び周辺整備が済んだところであります。近年、ハイキングを目的として足柄駅を利用する方が増えている状況にあると聞いております。そしてまた、令和7年には、足柄SA周辺地区にアクア・イグニスのオープンも予定をされており、開発が具現化していくのに伴いまして、駅周辺、いろいろな需要は徐々に高まるというふうに考えております。その動向を注視しつつ、駅周辺において何が求められているのかを把握し、環境整備の手法等を検討し、地元の御理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、北郷地区都市計画道路の周辺でございますが、これまでも民間の開発によりまして宅地化が進んでいるところでございます。都市計画道路の開通後、更に新東名高速道路の開通も見据えた中で、より沿道区域への期待が高まるものと考えております。このような背景があることを踏まえながら、沿道区域のポテンシャルを引き出せるよう、用途地域の見直しも検討してまいります。

次に、須走地区についてであります。須走地区におきましては、現在、静岡県とともに富士山周辺地区を対象とした、準高地トレーニング誘致の取組を進めているところでございます。今後、この取組を活用し、さらなるスポーツツーリズムの気運醸成を図るとともに、拠点となるスポーツ施設の整備をすることによりまして、学生、企業をはじめとしたスポーツ合宿等のニーズに対応する環境づくり、体制づくりを検討してまいります。

このような施策を講じることによりまして、町外からの来訪者の増加が見込め、地元商店街の活性化に寄与するものと考えております。その手法、進め方につきましても、地元の皆様の意見を聞きながら、しっかりと進めてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○11 番（米山千晴君） いずれにいたしましても、コロナウイルスによりまして疲弊した今現在の小山町、町民が何を求めているのか、それは、今後の生活ができるかどうかということだと思います。町長におかれましては、夢を語っていただきたいと思います。そして、それが町民

の幸福度につながっていくのではないかなと私は思っております。今後の小山町の牽引役として、町長の職責は非常に重いものがあると思っております。第5次総合計画に沿った政策及び事業推進を期待して、質問を終わらせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） まず、今回通告しました2件のうちの1件目の質問に入ります。

まず最初に、あしがら温泉の今後の施設運営管理について質問いたします。

あしがら温泉は、小山町いこいの家として2004年に開設され、17年間経過しようとしています。その間、露天風呂の設置や休憩場の増設、その他、玄関までのアプローチの設置など、改修されてきました。町内の方はもちろん、近隣の市町村の方や観光旅行者や町内のイベント時の参加の方々も日帰り温泉施設として多数の入浴者が来て好評であります。私も時々利用して、泉質がよいことや温泉の雰囲気がいよいことなどで、リピーターが多いのには驚かされております。

地元の足柄サービス合同会社が指定管理者となり、10年余運営されてきて、非常に温泉利用者よりよい評価を受けていると聞いていましたが、突然、足柄サービス合同会社が休業することになり、驚きました。

そして、4月1日から町の直営ですということと準備が進められていると聞いております。議会の議員懇談会ではある程度の経過等をお伺いしましたが、町民や利用者からは、今後、町の直営になり、どのような施設運営管理をしていくのか、危惧されております。

そこで、次のとおり、町民や利用者からの意見を踏まえて、5点ほど質問をいたします。

まず1点目としまして、町民等はまだ知らない人も多いので、指定管理者の足柄合同サービスから町の直営に至った経緯をお伺いします。

2点目としまして、町の直営となり、従業員の確保はどの程度進んでいるのか、また、現在の従業員も雇用する考えがあるのか、お伺いします。

三つ目としまして、建物も17年有余過ぎ、修繕等については新年度に改修する予定と伺っていますが、どの程度の改修を行い、どの程度の休業を考えているのか、利用者も心配しておりますので、詳細な考えをお伺いします。

4点目としまして、利用者にも好評な回数券やポイントカード券は、私としましては絶対継続して発行してほしいのですが、どのように考えているのか、お伺いします。

最後、5点目に、今後、指定管理者への意向はどのように考えているのか、お伺いします。

1件目は、以上5点質問いたします。

続きまして、2件目の質問に入ります。

足柄サービスエリア周辺地区観光複合施設開発事業の見通しについてであります。

足柄サービスエリア周辺地区近くの約30ヘクタールの桑木地区でのRDF跡地等の観光複合施設開発事業、通称「ふじのくにアクアイグニス小山」において、県内の海の幸、山の幸が集ま

る産直市場や有名シェフのレストラン、富士を眺める温泉、また、上質な滞在を約束するハイエンドブランドのホテル等が集まる観光複合施設の建設予定として位置付けられている計画で、私どもも非常に楽しみにしているところであります。足柄地区住民はもとより、小山町民も開業を待ち望んでおります。

当初、平成 32 年度には一部開業を目指していましたが、昨年 12 月には、議会に新型コロナ禍の中、事業計画の再構築を行う必要が生じ、令和 7 年度の開業を目指す旨の報告がありました。

そこで、区民や町民も現況や見通しについて、もう心配されている意見がありますので、次の質問をいたします。

一つ目としまして、現在の開発道路など開発事業の整備状況はどのように進んでいるのか、お伺いします。

二つ目としまして、観光複合施設開発事業の今後の見通しはどのような計画であるのか、お伺いします。

三つ目としまして、設置者の会社とはどの程度話が進められているのか、また、コロナ禍などによる影響で、どのような施設整備などの変更があるのか、お伺いします。

以上 2 件について、よろしくお願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員にお答えをさせていただきます。

初めに、あしがら温泉の今後の施設運営管理についてのうち、現在の指定管理者から町直営に至った経緯についてであります。

令和 2 年度に指定管理期間の満了を迎えるに当たりまして、指定管理者選定委員会がこれまでの施設管理、運営の実績から現管理者である足柄サービス合同会社を候補者とする随意選定方式での更新を標榜しておりましたが、同社から、指定管理計画の提出を辞退する旨の申出がありました。町といたしましては、同施設の管理運営と地域振興を目的として設立された地元密着の企業でありますことから、経営の継続に向けて、再度検討してほしい旨をお伝えし、同社の中でも様々な議論を交わしていただいたようではありますが、残念ながら、同社がこれまでどおりに経営を続け、あしがら温泉の指定管理業務を継続するとの確約が得られないことが昨年 12 月に明確となりました。新年度当初から利用者に従前どおりのサービスを提供するためには、新たな指定管理者を公募選定するいとまがないことから、町の直営による管理運営体制とすることを決定し、現在に至ったものであります。

次に、町の直営から指定管理者への移行についてであります。

令和 3 年度中に、令和 4 年度からの新たな指定管理者の導入に向けて準備を進めてまいります。コロナ禍における影響を考慮しつつ、公募による選定作業を進める予定であります。

その他の御質問につきましては、経済産業部長から答弁をさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 鈴木議員にお答えいたします。

初めに、あしがら温泉の今後の施設運営管理についてのうち、従業員の確保と現在の従業員を雇用する考えはあるかについてでございます。

直営に伴う各種業務委託や人材の確保について、作業を進め、これに対応する費用を今定例会の補正予算において議決をいただいたところではありますが、運営スタッフにつきましては、直営に移行するに当たり、スムーズな運営が図れるよう、会計年度任用職員として、現在、当施設で働いている2名の雇用に加え、今後、委託業者と調整し、地元雇用を優先するよう準備を進めてまいります。

次に、改修計画についてであります。

緊急事態宣言に伴う休館中に様々な調査を行った結果、議員御指摘のとおり、施設は相当程度修繕が必要な状況であることが明確となりました。町の直営期間中、迅速に修繕を実施したいと考えており、改修に伴う休館を可能な限り短縮できるよう、中心となるボイラーの交換工事に実施時期を合わせ、集中的に改修を行うようスケジュールを組んでおります。具体的には、男女サウナ風呂の壁及び床の改修、サウナヒーターの交換、浴室建具の改修、開閉式天窓の改修、空調設備の交換、照明のLED化を予定しております。

当定例会の初日に議決をいただきました補正予算に基づき、3月の入札において業者を決定し、2か月余り必要となるボイラー製作期間を経て、この6月に改修工事が実施できる見通しでありますので、この1か月期間を休館とし、集中的に工事を実施する計画としております。

次に、回数券やポイントカード券の継続についてでございます。

回数券及びポイントカード券につきましては、利用者サービスの維持の観点からも、今後も継続すべきと考えておりますので、直営期間中も従前どおりの利便性が担保されるよう、対応を図ってまいります。

次に、足柄サービスエリア周辺地区観光複合施設開発事業の見通しについてのうち、初めに、開発道路などの整備状況についてお答えいたします。

町は開発事業者である株式会社ふじのくにアクアイグニス小山と平成27年10月に開発協定を締結し、地元の皆様の協力をいただきながら、事業区域約26ヘクタールにおいて事業の進捗を図っており、用地買収につきましては、開発事業用地、道路用地共に100%でございます。また、開発事業者による流末排水工事は、昨年7月に完了しております。

町では、観光複合施設の事業進捗に合わせ、開発事業者から受託事業として、足柄スマートインターチェンジから県道御殿場大井線までの延長1.1キロメートルの開発道路について町道整備を進めております。現在着手している町道2416号線ほか1路線の道路改良工事及び道路改良舗装工事につきましては、今年度末の完成を目指しております。

また、町道足柄三保線をまたぎます橋梁整備工事につきましては、本定例会において工事請負契約の承認をいただき、令和4年8月末を完成予定としており、令和5年度の全線供用開始を目指して整備を進めています。現在、開発道路全体における事業ベースでの進捗率は36%となっております。

次に、観光複合施設開発事業の今後の見通しについてであります。コロナ禍の影響による施設整備などの変更についても含めまして、お答えいたします。

開発事業者では、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、利用者ニーズの見極めやリスクの再検証により、食と癒やしの事業コンセプト及び事業内容は維持した上で、各施設の規模や配置などの施設計画の見直しを現在行っているところでございます。

開発事業者とは定期的に連絡調整会議を実施いたし、地元区等へ情報提供を行っておりますが、現時点では検討段階であることですので、具体的な計画がまとまり次第、お示ししたいと考えております。

今後の見通しにつきまして、開発事業者からは、令和7年度の開業を予定しているとの報告を受けております。本年秋頃から開発区域の伐採、防災工事の着手、令和6年春頃から建築工事に着手する計画であります。

本地区は、静岡県が推進しますふじのくにフロンティアを拓く取組の推進区域に指定されており、静岡県の東の玄関口であることから、豊富な地域資源を活用した観光拠点施設を核に、周辺観光地への新たな誘客による地域活性化が期待されますので、町といたしましても、開発事業の早期完成、早期開業に向けて努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） それでは、1件目のあしがら温泉の今後の施設運営管理についてですが、5点ほど再質問をさせていただきます。

まず、回数券やポイントカードの発行を継続していただける回答がありましたことは、私どもとしては評価いたします。

それでは、再質問の1点目としまして、ここまでするまでに使用料の値上げやコロナ対策など、もっと町が早く手を打つ必要があったのではと私は思います。そして、町と会社との親密なコミュニケーションもあつたらよかったと私は思っております。

確かに昨年からの新型コロナ禍の影響で、休業など指定管理者の会社も経営が困難であったと思います。町も会社に対して幾らかの助成もしてきていると思いますが、もっと町の助成も必要ではなかったかと思われそうですが、町は会社とどのような話をして、どの程度の助成をしてきたのか、伺います。

次に、二つ目としまして、雇用について、先ほどの回答では委託業者と調整し、地元雇用を優先雇用すると申しますが、委託業者とはどここの業者で、どのように雇用を調整して決めるのか、お伺いします。

次に、3点目としまして、現在、あしがら温泉で行っている温泉内の食堂や自販機、野菜などの販売なども今後も行っていくのか。行っていくのであれば、どのように行い、地元の業者の納入も考えていく考えがあるのか、お伺いします。

次に、四つ目としまして、町の直営で行うに対して、1年ですが、経理の収入・支出に関しては、当然、赤字も考えられますが、今後どのような収支を考えて運営していくのか、お伺いします。

最後に5点目としまして、温泉の運営に関連しまして、町民や利用者が心配していますので伺いますが、現在、足柄サービス合同会社が行っているふれあい公園やバーベキュー、その他などの施設管理は、今後どのような方法で運営していくのか、お伺いします。

1件目の質問については、以上です。

2件目の足柄サービスエリア周辺地区観光複合施設開発事業の見通しについての再質問ですが、1点ほどお伺いします。

設置者のアクアイグニスとの打合せで経費が増大していく中で、経営的に大丈夫か危惧されますが、その点、どのような打合せをしているのか、お伺いします。

以上、再質問をお願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

初めに、足柄サービス合同会社との協議内容、また、町の助成等についてでございます。

まず、足柄サービス合同会社は、平成23年に地元小山町商工会足柄支部の指導で設立され、以来、あしがら温泉の指定管理者として良好な運営を行い、地元雇用や地域振興にも貢献してきた経緯があることから、今後も引き続き指定管理者として施設運営に当たっていくべきと判断し、随意選定による更新を決定し、協議を重ねてまいりました。

この協議の中で、新型コロナウイルス感染症の影響による不測の事態が発生し、指定管理者側とは、町内の一般企業とのバランスや町民に寄与する施設との施設自体の目的との整合性を考慮し、協議してまいりました。

その中で、施設使用料につきましても、運営実態に合わせた使用料改定も視野に協議を行ってきたわけですが、結果として、同社が事実上閉業されるとの御報告を受けることになりました。この間の助成につきましては、昨年の3月から5月までの62日間の休業に対するものとして315万9,000円。6月から令和3年3月までは、国の地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策費として1,984万2,000円の指定管理料の支出を予定しており、コロナ関連対策として、総額2,300万1,000円の助成となる見込みでございます。

次に、委託業者及び雇用調整の方法等についてであります。

先ほどお答えしましたとおり、町の直営とするに当たり、会計年度任用職員として、現在、当施設で働いている方2名の雇用を予定しておりますが、それ以外のスタッフについては、人材派遣会社への委託により確保していく方針でございます。

今議会で御承認いただいた補正予算に基づき、現在、事業者の選定作業を進めているところでございますが、この中で、現在のスタッフの再雇用や足柄地区住民を最優先する旨を条件とし、事業者を決定してまいります。

次に、食堂や各種物販等についてでございます。

現在、実施している飲食提供や物販に関しましては、指定管理者の自主事業であり、利用者サービスとして行っているものでございますが、町の直営においても、利便性低下を招かないよう、現在参入されている事業者と調整を行い、スペースを貸与し、サービスを継続したいと考えております。

次に、どのような収支を考えて運営するのかでございます。

こちら先ほどお答えした回答となりますが、大規模な修繕及び工事費用がかかることに加え、約1か月間休館せざるを得ないことから、単年度の収支は赤字となるものと考えております。次年度以降につきましては、今般上程しております利用料金の改定に伴い、収支の改善と必要となる施設改修により、感染防止対策が徹底され、安心して御利用いただける環境となりますので、採算性を回復できるものと考えております。

次に、足柄ふれあい公園等の今後の運営方法についてであります。

今般、事業者の継続ができないことに伴い、新たな委託事業者を選定しているところでございます。その中で、現在のスタッフの再雇用や足柄地区住民の雇用を最優先する旨を条件とし、利用者の皆様に支障のないよう準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

次に、2件目の足柄SA周辺地区での事業の見通しについての再質問にお答えいたします。

開発事業者とは、本開発事業に関しまして、主にウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業計画の見直しや開発道路の整備など、事業費も含め、定期的に進捗状況の確認、課題の整理を行っております。その中で、開発事業につきましては、令和3年度中に新たな計画の策定を予定し、令和4年度から2年間で造成工事、令和6年度からの2年間で建築工事を実施し、令和7年度中に開業するという事業スケジュールが示されております。

町といたしましても、受託事業で実施しております開発道路の整備促進に努めるとともに、引き続き、開発事業者との連携を図りながら事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） では、1件目のあしがら温泉に関して、3点ほど再々質問をさせていただきます。

一つ目として、町の直営で令和3年度は行っていくわけでありますが、一部でも運営をほかの業者に委託する考えはあるのでしょうか、お伺いします。

2点目としまして、先ほど町長の答弁で会計年度任用職員2名の雇用をすると言いましたが、任用職員だけではなく、責任は重いと思いますので、例えば、今までの社長としての町の専属の担当職員を置く考えはないのか、お伺いします。

三つ目としまして、今まで、あしがら温泉の草刈りや駐車場の枯れ葉の清掃や混雑したときの交通整理などを会社が行っていましたが、それらの運営はどのようにしていくのか、お伺いします。

以上、3点お願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、運営の一部委託についてでございますが、施設の安全確保等に伴う各種点検、衛生検査、機器保守等の専門的な業務やごみ処理、定期的清掃に関しましては、かつて直営であった当時と同様、業務委託することとなります。

次に、専属の担当職員を置く考えはあるかについてでございます。

町全体の人事管理計画等に鑑み、専属の担当職員の配置は困難であります。課内の事務分掌における業務の配分において、兼務等何らかの直接管理を検討し、滞りなく業務が行われるよう体制を整えてまいります。

次に、草刈り、清掃、交通整理などの運営については、常駐派遣スタッフによる日常の管理に加え、必要に応じ、商工観光課職員や総務課会計年度任用職員等による対応を考えてまいります。

以上でございます。

○4番（鈴木 豊君） 議長、一言だけお願いします。

最後ですが、やはり直営になりますと、いろいろ事務が混雑になってきますので、そこら辺を注視して、やはり来客する皆様のために一生懸命やっただけであればありがたいと思いますので、要望としまして、以上で私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） それではここで、午後1時10分まで休憩します。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 令和2年度の小山町の教育の振り返り及び来年度以降の教育の在り方について、伺います。

昨年2月末に当時の安倍総理大臣から突然出された休校要請により、各学校では、昨年度末の卒業式等の行事や学習のまとめが大幅に狂いました。更には今年度に入っても休校が続き、幼稚園、保育園、こども園、放課後こども教室を含めた学校教育に、小山町に限らず、全国的に大きな影響がありました。子ども達や学校教員などはもちろん、保護者や給食など、多くの関係者にも多大な影響がありました。

もとより各学校では、それぞれ休校の間、学力の保証はどうか、課題をプリントにするなど努力が進められました。オンラインによる授業もいやが応でもやらざるを得なくなり、全国の各学校で多くの取組がなされました。小山町でも、小学校4年生から中学校3年生まで、一人に1台ずつタブレットが前年度に貸与されており、これらの活用が目指され、北郷中学校のオンライン朝の会などの見学会が行われました。文部科学省のGIGAスクール構想も前倒しされることとなり、町では、まだ対象ではなかった小学校1年生から3年生までにもタブレットが1台ずつ貸与されることになりました。休校中の子ども達の生活や学習を教育委員会ではどのように受け止めておりますか。全国では、時間を持て余した挙げ句、ゲーム三昧の生活から抜け出せなかったり、交友関係が乱れてしまったりとの報告も聞かれるところです。小山町ではいかがでしたでしょうか。

北郷中学校では、防災教育での大学の先生やアスリートとのやり取りをオンラインで行っているとの報道を目にしました。町内の各小中学校のオンライン授業の現状はどのようでしょうか。

学校再開後、子ども達の学習や生活の様子はいかがでしたか。中にはプリントの自習を進めた単位における定着率が大変に低かったとの報告もあります。また、コロナ対策に追われ、全員前向き無口給食や放課後の教室内等の徹底した消毒、密を避けるため行事の縮小、中止など、子どもも教員も精神的にも肉体的にも疲れ切っているとの報道もあります。

一方、今年度は、新学習指導要領の全面実施の年に当たっております。主体的・対話的で深い学びが標榜されているわけですが、どの程度実現できているのでしょうか。

また、来年度以降のことではありますが、小中学校の35人学級が、新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑み、教室内の密を避けるための意味もあって、来年度より学年を追って年度ごとに実現されることになりました。静岡県では既に、いわゆる静岡方式が取り入れられており、町内では、大幅な影響は少ないと見られますが、教職員数の増大が見込まれます。教員採用試験の受験者が減少している昨今、能力のある新人をどのように発掘するか、大きな課題となっているのではないのでしょうか。

また、令和4年度より小学校5、6年生の理科、算数、英語と例示された教科担任制が2月2日に閣議決定され、いよいよ現実のものとなってまいりました。教科に対する子ども達の興味、関心を高め、中学へのスムーズな連絡を図り、中1ギャップの解消が期待できるといいます。ま

た、教員にとっては、専門性が活かされ、働き方改革への一助ともなり得るとのことです。これまでも一部では、教員配置や学校規模等により、理科、音楽科、家庭科等で教科担任制が進められておりました。ただ、この件でもどのように教員の確保、配置を行うのか、小中の教員の乗り入れは可能なのかなど多くの課題も残っております。小学校での学級担任制の大きな意義もあり、軽々に進めることは難しい点もあります。

また、今年1月末には小山町総合教育会議が開催されました。今後の小山町の教育を進めるための指針を決める大切な会議と存じます。議題は、第2次小山町教育大綱とコミュニティスクールとのことですが、教育大綱によって進めるべき小山町の教育の方針及び前回との変更点など、また、コミュニティスクールの目標や内容、小山町ならではの運営方法はどのように実現されるでしょうか。

以上を踏まえ、以下の点に関して、町長及び教育長のお考えを具体的に伺います。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。

その1、休校中及び学校再開後における子ども達の生活や学習の様子及び各学校や教員の対応、オンライン授業の取組等はいかがでしたか、伺います。

その2、今年度は主体的・対話的で深い学びを標榜する新学習指導要領の全面実施の年に当たります。各学校、各教科の実施状況について伺います。

大きな二つ目、タブレットの活用状況及び方針について伺います。

その1、小学校4年生から中学校3年生まで貸与されたタブレットは、どのように活用されていますか。タブレットを使った授業は、どんな教科に多かったか伺います。

その2、今後、デジタル教科書等が導入され、タブレットの家庭への持ち帰りや校外学習への持ち出しなどが必要となってくるとと思いますが、これらへの対応はいかがされますか。

その3、タブレットやデジタル教科書を使う場合の注意事項はありますか。

その4、教員のICT研修はどのように進められますか。

その5、小学校1年生から3年生までにもタブレットが貸与されますが、小学校4年生以上と機種が違いうようです。3年生から4年生へ変わるときに気を付けるべきことは何でしょうか。

大きな三つ目、今後の小山町における教育の在り方について伺います。

その1、35人学級が来年度より学年を追って進められていくことと思いますが、本町では、いわゆる静岡方式で既に実現しているといいます。小山町における課題はありますか。

その2、令和4年度を目途に、小学校5、6年生の理科、算数、英語で例示された教科担任制が始まるということですが、この制度の実現に向けて、小山町ではどのように対応されますか。

大きな四つ目、1月末に開かれた小山町総合教育会議について伺います。

その1、来年度より新しい教育大綱で小山町の教育が進められるとのことですが、どのような点を中心に教育が進められますか。また、前回と大きな変更点はありますか。あればその内容と変更の理由をお知らせ願います。

その2、コミュニティスクールについて総合教育会議で議論されたとのことですが、コミュニティスクールの意義と内容、小山町ならではの対応について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えさせていただきます。

初めに、今年度の小山町の教育の振り返りと来年度以降の在り方についてのうち、1月末に開催された小山町総合教育会議についてであります。

まず、1点目の新しい教育大綱についてであります。小山町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、小山町総合教育会議での協議を経て、基本理念、基本方針を定めております。

このたび、第1次教育大綱の計画期間満了に伴い、第2次教育大綱を策定するものであります。

本大綱の策定に当たりましては、令和3年度からスタートします第5次小山町総合計画・前期基本計画と計画期間を合わせて5年間とし、本大綱中の基本方針等の見直しに際しては、総合計画との整合を図っております。

初めに、本大綱の基本理念は、「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい、元気で、明るく、心豊かな人づくり」といたしました。この理念は、人づくりこそが町が長期的視野、展望に立ち、取り組むべき重要な施策の一つであるとの考えに基づき、第1次教育大綱から引き続いて継承いたしました。

次に、基本方針についてであります。

生きる力の養成、郷土に誇りと愛着を持つ教育の推進など、第1次教育大綱に掲げました六つの方針を検証するとともに、新たに第2次教育大綱では、総合計画との整合を図るため、文化芸術活動の振興とスポーツ・レクリエーション活動の振興の二つの基本方針を加えて、全部で八つの方針で構成をしております。

第1次教育大綱におきましては、子ども達が急速に変化していく現代社会を生き抜いていくために、知・徳・体のバランスのとれた力で、いわゆる生きる力を育む学校教育の推進や教育環境の整備及び人材育成などを取組の視点としてまいりました。これらは、第2次教育大綱におきましても引き続き継承すべき基本的な方針であると考えます。

更に今回は、新たに文化芸術、スポーツ・レクリエーションの二つの基本方針を加えることにより、子ども達ばかりではなく、幅広い年代の町民の皆様が日常生活において、気軽に文化芸術、スポーツ・レクリエーションに接する機会を創出することにより、町民の豊かで健全な心と体づくりに大きく寄与できるものと考えております。

町民の皆様の教育に対する期待は非常に高く、町といたしましても、生きる力を備えた健全な人材の育成が重要であると私も認識をしているところであります。

2点目、コミュニティスクールについてであります。

学校のこと、学校教育目標や教育課程など、しっかりと地域にも理解していただいた上で、学校と地域が連携して、未来を担う子ども達を地域総がかりで育てていくことができる仕組みをつくることが重要であると考えております。

今回の総合教育会議においては、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置に対する必要性、また、来年度からは、小山町中学校区4校を研究校として、既存の組織と連携して研究を進めることについて、教育委員の方々と意見交換をさせていただきました。

その他、コミュニティスクールの研究について、そして、他の質問については、教育長から答弁をいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） コミュニティスクールについてであります。

コミュニティスクールでは、学校を地域の学校という認識を持っていただき、地域の子ども達が将来、地域の担い手になることができることを目的とし、子ども達を地域が総がかりで育てていくことができる仕組みをつくっていくことが重要であると考えております。

現在も小山町の各小中学校はしっかり地域に支えられております。ですから、更に地域と連携しながら、子ども達の健全育成に取り組むことについて、小山町でできること、できないことを明確化することにより、小山町版のコミュニティスクールの運営方法を検討することがまずは必要だと考えております。

本町では、ふるさと金太郎博士事業や中学生ボランティアなど盛んに行われており、地域で活躍する子ども達が増えています。更に、地域が子ども達を育てていくためにどのようなことができるか、コミュニティスクールとして、学校と地域が連携し、子ども達の健全育成を進めたいと考えております。

来年度は、小山中学校、成美小学校、明倫小学校、足柄小学校の小山中学校校区4校を研究校とし、どんなことができるか、また、どのように連携していくか、そのための組織をどのようにするかなど、研究していきたいと考えております。

それでは、次の質問に入ります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。

コロナ禍の中で、子ども達は計画どおりにいかないこと、前年度できていたことができないことなどもありました。そのような状況の中で、心のサポートも必要と考え、4月、5月の臨時休校の影響を小さくするため、本町では、今年度の小中学校の授業日数を最大限確保し、少しでも余裕のある教育課程を編成したところであります。

中学校では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、なるべく部活動の時間を削らず、生徒が生き生きと学校生活を送れるようにしました。そのためか、新型コロナウイルス感染症を理由とした不登校の報告はありませんでした。

オンライン授業に関しましては、各中学校で休校中の５月にオンラインの朝の会を施行するなど、準備、研究しておりました。幸い６月から通常授業が再開できたため、タブレットを家に持ち帰ってのオンライン授業は、まだ行ってはおりません。ただし、学校によりましては、学びを保証するため、けがをして長期欠席をした児童生徒や新型コロナウイルス感染症予防のため欠席となった児童生徒、また、別室登校をしている児童生徒へ授業の様子を配信したことはあります。

学校再開当初の事業では、距離を保つため、講義形式の個別学習が多く、顔を寄せ合っただけの対話的な学びをできずにおりました。しかし、文部科学省から各教科等の感染症予防対策の例示が出されたことで、学校ごとに主体的・対話的で深い学びを意識した授業ができるようになりました。更に現在は、タブレットを活用したり、上手にソーシャルディスタンスを保ちながら、グループ学習も取り入れております。

次に、タブレットの活用状況及び方針についてであります。

タブレットを使った授業は、小学校では、どの教科においても活用が見られました。特に社会科や理科では、図表などの確認や学習内容の調査などで、個別学習に活かされております。小学校では、学習支援ソフトを用いた学習内容のまとめなども教科や学習内容に応じて取り組み、学びを広げている事例もあります。

中学校では、学習支援ソフトを利用した共同的な学習を含め、全ての教科で活用が進んでおります。特に、数学、理科、英語、体育での活用が進んでおり、学習支援ソフトはもちろん、学習内容に合わせたアプリケーションソフトを利用したり、タブレット端末のカメラ機能などを利用したりすることなどで、学習内容の理解や学習課題の追求につなげております。

また、タブレットの持ち帰りや校外学習への対応についてであります。現在、タブレットは家庭に持ち帰って利用することができるように設定されておりますが、校内での活用となっております。

今後は、校外での行事や学習活動にも利用できるようにしていきたいと考えております。そうした活用の幅が広がることで、機器の破損や故障といったトラブルが発生することもあることから、来年度から保険への加入を予定し、児童生徒が安心して利用できるようにしたいと考えております。

また、タブレット使用時の注意事項につきましては、教育委員会から各小中学校に「小山町タブレット使用のルール」を送付し、使用時の約束事などを指導しております。基本的には、先生の指示に従い使用するという点を重点的に、個人情報の取扱いや撮影した画像・動画データの保存や管理などについて、様々な場面で指導しております。

教員のＩＣＴ研修につきましては、校内研修や日常の授業を公開し、教師が互いに学び合う場を多く設け、実践を通して研修を深めております。また、よい授業実践例は、研修主任研修会などで他校の教員にも広めていきたいと考えております。

タブレットはあくまでも学習のツールの一つですので、タブレットを活用することが目的にならないようにしていきます。

小学校3年生から4年生のタブレットの機種変更についてですが、どちらの機種でも、授業で使用する主なアプリケーションソフトについては同様の操作で使用可能であります。そのため、電源のオン・オフ、データの保存場所などの操作を指導すれば問題なく使用できますので、小学3年生の3学期に指導することを考えております。

次に、今後の小山町の教育の在り方についてであります。

静岡県では、静岡式35人学級編制を平成21年度から順次進め、平成25年度に小中学校の全学年で静岡式35人学級編制となっております。

本町におきましては、制度導入による課題はないと考えており、引き続き、小規模校のよさを活かした教育を進めていきます。

次に、小学校高学年での教科担任制につきましては、令和4年度実施を目途に国で検討されているところであります。

本町では、既に算数は小人数指導やチーム・ティーチングで行っているところであり、英語におきましても、英語専科教員を2人配置しまして、指導の充実を図っているところであります。

今後は、制度の詳細について注視しながら、対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 再質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響についての再質問であります。報道によりますと、いろいろな小学校の6年生が下級生の世話ができず、学校行事の縮小や中止などにより活躍の場が失われ、精神的に落ち込むなど、学校生活に変調をきたし、荒れてしまったというような例も報告されています。小山町ではいかがだったでしょうか。

それから二つ目、タブレットの関係ですが、利活用の進められていることで大変ありがたいなというふうに伺いました。その中で、今後の教員のICTの研修なんですが、文部科学省では、教員のICTの遠隔研修に注力をするとのことであり。ある報告では、教員研修が大分県では92.2%、静岡県ではまだまだ38.3%というような数字が出されております。この数字をどのように評価され、今後どのように取り組まれますか、校内研修以外のところで伺いたいと思います。

三つ目、今後の小山町の教育の在り方のうち、教科担任制について伺います。

教科担任制となれば、学級担任との兼ね合いもあり、担当する教職員をどのように配置するか、難しい点もあると思われます。また、中学校のように教員の取得免許による配置が行われる

のでしょうか、それとも小学校範囲の内容ならば、小学校免許で対応できるのでしょうか、伺います。

四つ目、小山町総合教育会議の関係ですが、コミュニティスクール、これ、以前制定されたときには非常に厳しい権限が強い制度だったようですが、制度が改正されて、地域との協働による学校教育の推進を図るとの考え方に变化したと伺いました。けれども、今までも、特にこども園、小学校では、様々な事業を組んで、地域の教育力を各学校・園に取り入れようとしてきたと思います。今後、考えられる小山町ならではの地域との協働はどんな姿が考えられますか、伺います。

以上。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

まず、一つ目の6年生と1年生の学校の中の関わりの中だと思いますけれども、小山町内では、そういう子ども達が荒れたということは聞いておりません。それよりも、今現在、6年生を送る会とかいろいろな学校の行事をしています、かえって本当にいろんな形で、学校が知恵を出し合って関わることをしたり、またはそれぞれの学年が一生懸命何かに取り組むことをしておりまして、非常に安定しております。

次、二つ目ですが、教職員のICT遠隔研修についてですが、これは今現在もだいぶ進んでおります。大分県とは比べるべくもないですけれども、かなりやっけていまして、私自身ももうそれで研修をやっていますが、かなり先生方は、本当にどんどん進んでいるかなと思います。校長会につきましても、教頭会につきましても、この遠隔でやったりしていますが、その中で特に先生方の研修も実はやっぱり大変で、互いに行き来をしながら研修をした方がいいとは言いますが、この遠隔の研修は、非常に時間が、行き来の無駄がないというか、そういう意味では、非常に先生達が時短で研修ができるよさもあると言っていますが、上手に組合せながらやる必要があるのではないかなと思っています。

これは子ども達もやっけていまして、小山町内では中学生が生徒会、三つの中学校が生徒会をオンラインでやり取りをするなどして、何とかこれからのメディア社会にいろんなルールをつくってこうなんて今現在やっているところです。

それから、次に三つ目、教科担任制の件についてですが、これにつきましては、全く明確な方針が出ていません。これはこうしましょう、ああしましょうありませんが、私達としては、専科になれば、それなりに専門で子ども達が、専科の先生が授業をやってくだされれば非常に準備とか、いろんなアイデアが回って、子ども達が楽しく授業ができる、それはいいことだなと思っています。子ども達が取りあえず生き生きと学べる、それを目的として配置をしていくのかなと思っています。

教員の配置ですけど、これはもう定数法に関わってきますので、どのような形で、教員が配置されるかは分かりません。私がただ懸念しているのは、学級数が少ないと、兼務でやりなさいというのが出てくるのかなんてちょっと心配もしていますが、これは全く今、分からない状況です。

それから、四つ目ですか、コミュニティスクールでよろしいですか。このコミュニティスクールは、私は地域とともにある学校と捉えています。学校運営協議会とか学校に物申すとか、そういう組織ではなくて、地域の子も達はその地域でしっかり育ち、ふるさと感じ、大人になったときに地域へ回帰できる、地域に奉仕できる、そういうこと。子どものときに地域の大人の人達とか、または先輩とか後輩、そういう人達と豊かな関わりがあることが人間力を強くしていきますので、ふるさとはいいなと思って、やっぱり地域へ帰ってきたいなという気持ちが育つのではないかと、そんなことを目的にしながら、学校の教育目標とか、それから学校のやっていること、行事や何かを地域の方々が知って、俺達も応援できることはやるよなんていうのが出てきたらいいなと思っています。

今、各学校、子どもの数が少ないものですから、グラウンドに草が生えたりします。もうとても普通は考えられないですけど、でも草が生えてるから、いや、これはみんなで草取り手伝うよとか、そんなふうにして地域の人達と学校が互いに行き来ができる、そんなことができるのかなんて思っております。今ある組織を大事にしながら、後援会とかいろいろありますので、それから学校評議員さんもありますので、それらを大事にしながら、そのままつくっていくといいのかなと思っています。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 二つ、再々質問をお願いしたいと思います。

ただいま教育長の答弁の中で、教科担任制についてはまだまだ決まったことがあまりないというようなお話だったんですが、もし分かりましたら、今後、小学校5、6年生、高学年の教科担任制はこのままどんどんほかの教科にも波及して進めていくのかどうか、もしお分かりになったら教えてください。

それからもう一つ。コミュニティスクールの関係ですが、コーディネーターというお話が先ほどありました。この役割、コーディネーターの役割と、それから、これに適した方というのはどんな方なのか、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 教科担任制のことにつきましては、5、6年生というふうに入ってくるのか、私達も考えを入れながら、いろいろ、これからは県教委の方にも申し述べていくことが必要かなと思っています。これをやることによって、先生方の負担感、そういうものがあ

ってはいけないと思いますので、先生方が、子ども達が教科担任制になって、すごい学ぶ力がついたなというふうに結果としてなっていくといいなと思うように申し入れていくことが必要かと思っております。

それから、二つ目のコミュニティスクールのことに、コーディネーターとはということですが、実はこのコーディネーターが物すごく大事です。私は、このコーディネーターには学校のことも、それから地域のことも深い関心を持ち、いろいろなことに精通した方がコーディネーターであるといいなと思っています。そして、学校や地域をつなぎながら、地域の人達に学校の草取りはどうかねとか、こんな行事があるけど、子どもと地域の人達と一緒にやってみようとか、それからこんなことができる人が地域にはいるから、学校の中で使ってくれやとか、そういうことができていくといいのではないかななんて思っております。ぜひ学校、地域に精通して、学校を温かく見る人をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○6番（佐藤省三君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 一般質問をさせていただきます。

高齢化社会におけるコロナ禍での安心・安全なまちづくりについてです。

令和元年度の台風19号は、本町に大雨をもたらし、多くの町民が避難を余儀なくされました。その傷痕は、町内各地に今も散見されており、その被害の大きさを改めて認識するとともに、いまだ復旧半ばという状況です。

このような中、昨年発生した新型コロナウイルスは、以前の生活様式を一変させ、人の集まりを大幅に制約することとなり、災害時における避難所の運営方法など、その防災対策を大きく変貌させています。

このため、本町においても令和2年度は3密を避ける避難所運営など、各種の訓練を実施してまいりましたが、2月13日、夜遅く発生した東日本大震災の余震は、福島、宮城で震度6強を記録し、多くの方々に10年前の惨事を思い起こさせ、普段の対策と備えがいかに大切かを改めて痛感させられたところです。

特に、災害弱者でもある、新型コロナウイルスに感染すると重症化する率が高いと言われる高齢者の多い地域においては、住民を巻き込んだ日頃の準備対策が安心・安全なまちづくりの第一歩であり、急務であると認識をしています。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、高齢者、弱者等の避難に用いる避難行動要支援者名簿は、地域の自主防災会とどのような情報共有をしているのでしょうか。また、外国人、住民登録のなされていない人の把握、民生委員との共有はなされているのでしょうか。名簿を作成することが目的になっていないのでしょうか。

次に、台風などの接近時における河川や道路の状況の町民への情報提供についての考えを伺います。

3点目として、指定避難所における感染症対策テントなど、コロナ禍の避難に向けた備蓄品の状況を伺います。また、各地区自主防災会の活躍の場となる公民館、集会場、コミュニティセンターの避難スペースとしての活用と、そのための施設の増改築、機能強化、その実現に向けた地元との費用の協議、財源の確保に対する考えを伺います。

最後に、避難所として、県営住宅、町営住宅の利用と活用に対する考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをさせていただきます。

初めに、コロナ禍での安心・安全なまちづくりについてのうち、避難行動要支援者名簿は、地域の自主防災会、民生委員との情報共有、外国人、住民登録のない住人の把握等がなされているのかについてでございます。

避難行動要支援者名簿は、各区の協力の下、年度末に定期的に更新しております。更新した名簿は各区長さんにお渡ししており、区長さんが自主防災会会長を兼任をされていない区では、両方で名簿情報を共有をさせていただいております。

外国人や住民登録のない方につきましては、区等から情報提供を受けた時点で補完をしております。

また、先日初めて自主防災会役員と民生委員協議会役員との協議の場を設け、要支援者に関する情報共有を図っているところであります。

今後も、避難行動要支援者名簿の一元化を目指して、協議を進めてまいります。

その他の質問につきましては、危機管理局長から御答弁申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 私からは、台風接近時における町民への情報提供以降の御質問について、お答えをいたします。

台風等の接近時、事前配備体制以降の情報につきましては、消防署や町担当課のパトロールにおきまして、被災状況を掌握し、危険箇所につきましては、同報無線等で情報提供をしております。

また、現在、県の水位計が町内4か所に設置をされており、静岡県土木総合防災情報サイポスレーダーにより、水位情報を御確認いただけます。

来年度は、小山町テレビ共聴組合が鮎沢川の水位を撮影するライブカメラを設置する予定であり、今後は、その情報を視聴することが可能となります。

次に、指定避難所での感染症対策テント等の備品の備蓄状況等についてであります。

本年度は、コロナ禍での避難所運営対応等として、間仕切りテント36張り、間仕切り段ボール2,110枚、これは約1,000人分となります。段ボールベッド11個を購入いたしました。ま

た、11 か所ございます各避難所へ情報提供用として、B S アンテナ、デジタル液晶テレビ等を購入いたしました。

公民館、集会場、コミュニティセンターは、分散避難の避難先として今後利用させていただくという計画としております。

施設の増改築、機能強化、その費用及び財源につきましては、令和3年度の県の補助金で、公民館等の避難所としての機能強化に対し、新たな避難先の創出の新規メニューが出る予定ですので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所としての県営、町営住宅の利用についてであります。

令和元年10月の台風19号襲来時には、鮎沢川の左岸の護岸が一部損壊し、生土の県営住宅の一部において、そのままの居住に影響があるとされた11世帯の皆様に、緊急避難先として、一時的に県営住宅の安全な部屋に移っていただきました。

今後も災害による家屋損壊等で生活が困難であったり、避難所開設が長期にわたる場合で、県営、町営住宅に空室がある場合は、緊急避難先として利用できるように配慮をしてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再質問をさせていただきます。

コロナ禍における避難の在り方であります。

最近の新聞報道に、大規模災害が起きたときの避難先に関する全国調査の結果が出ておりました。避難所に避難が55%、自宅にとどまるが32%、友人知人、ホテルに避難が12%であり、自宅にとどまる人の22%がコロナの感染リスクを、また12%の人が自身の体調管理、病気療養を理由に挙げておりました。

また、昨年秋、生土区、音湊区、落合区の3区にて、風水害時の避難先アンケートが実施されましたが、この中で生土区は、令和3年2月の人口476人を基準としますと、約270人、57%の方が自宅にて避難の回答をしております。また、生土区の65歳以上の方、75歳以上を含みますけれども、は206人、43.3%、75歳以上の方は119人、25%です。

仮に、このアンケートの結果の自宅にて避難の57%で案分しますと、65歳以上で117人、75歳以上で68人の方が、災害時に自宅にとどまり、加えて、避難行動要支援者は30名を超えると聞いています。これに対して、生土区の自主防災会は10名弱であります。発足以来、研さんを重ね、区のため粉骨砕身努力をされてきた方々です。しかし、いかんせん多勢に無勢、どんなに頑張っても、これでは無理です。町は、自主防災会に災害時における避難所の運営、避難行動要支援者の対応など、大きな期待を寄せておりますが、現実には、人的にも設備的にも予算的にも、非常に厳しいものがあります。また、生土区を例としましたが、これは高齢化の進む本町共通の課題であります。

災害は、自らの身を守る自助と地域の方々がお互いに助け合う共助が基本です。公の公助はあくまで補完的な役割であります。しかし、このコロナ禍において、また、高齢化の進む現状を見るにつけ、今後、自宅から遠く離れた指定避難所ではなく、自宅待機や近くのコミュニティ、公民館へ避難する方の割合はますます増加し、現状の自助、共助、公助の在り方、町の防災の仕組みでの対応は不可能となりつつあります。私は、この対策には、町の人、物、金の公助による共助の強化が必要不可欠と考えております。

人の公助ですけれども、地域には元気なお年寄りが大勢おられます。また、危機に関して知識と経験を有する消防署、消防団OBの方々もおられます。このOBの方々に力を借りることについては、既に前橋市において、消防署のOBとなりますが、災害発生時に消防署に駆けつけ、市民対応の後方支援業務に当たるなど、既に実行に移している自治体もあり、本町においても、ぜひとも検討すべき課題です。しかしながら、組織運用を進めるためには、報酬などの考え方も含め、町当局の強力なバックアップが必要です。

次に、物の公助ですが、災害時には多くの方々が自宅にて待機することが予想されます。このような中において、自主防災会など、地域住民を支える方々の拠点となるコミュニティ、公民館の機能強化、備蓄品確保など、設備、物品に対する支援であります。答弁にもありましたが、公民館などの避難所としての機能強化に対する、県の新たな避難先創出メニューは、いち早く御検討いただきたいと思います。

最後に金銭の公助です。これらの事を成し遂げる予算の措置です。お金がなければ何も始まりません。そして、これら施策を具現化させる町の危機管理スタッフの増員もマストであります。新聞報道によりますと、現在、総務省では避難行動要支援者ごとに避難を手伝う人、避難場所、経路などを事前にまとめた個別避難計画の作成を自治体に求めており、そのための財政支援をする方向で調整しているようです。報酬を設けることで、多くの方々の協力を得やすくする狙いがありそうです。

私は、高齢化社会における安心・安全のまちづくりの第一歩として、この個別避難計画の作成は必須であり、その実行は、地域住民の方々の協力と結束、それを支援する人、物、金の公助による共助の強化が必要不可欠であると思っております。当局の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 再質問にお答えをいたします。

町民の高齢化が進む中、避難行動要支援者の個別避難計画の作成はとても重要な事項であると考えております。先ほどの答弁で申し上げましたように、先日、自主防災連合会と民生・児童委員協議会との合同役員会を開催し、おのおのが掌握しております避難行動要支援者を突合したところ、避難行動要支援者の数は880人余となりました。この880人、全部の方の個別計画の作成は、議員御指摘のように多大なマンパワー、人力と物、そして費用がかかります。

まず、人の公助につきましては、本町には80人を超える防災士がいらっしゃいます。令和3年度には防災士養成講座を開催し、更に増員を図っているところでございますが、防災士のお力もお借りし、更には消防OBの方々も含めて、自主防災組織のバックアップをしていきたいと考えてございます。

物の公助につきましては、防災資機材の整備の充実を図り、新たな避難先の創出に関する県の補助金の情報を注視しながら、身近な公民館等の避難所としての機能強化を検討してまいりたいと考えております。

最後に、金銭の公助であります、議員御指摘の総務省財政支援活用について情報収集に努め、報酬制度による個別避難計画の作成についても検討してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再々質問いたします。

昨年7月の九州豪雨で亡くなられた方80人のうち、高齢者は80%を占めているそうです。また、小山町のみならず、日本の高齢化は避けて通ることはできません。

それならばこそ、本町は、高齢者が主体的、積極的に行動する機会と場を提供、後押しして、地域での生きがいとやりがいと居場所を創出して、結果、高齢者、弱者が安心して暮らせる町、誰一人取り残さない防災を目指すべきであり、進めるべきであります。

本町にはやる気と気概にあふれた高齢者は数多くいらっしゃいます。移住・定住、幸福度日本一のまちづくりも多大な人力と物、そして費用をかけてでも、町民の安心・安全があればこそです。町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

今、室伏議員がおっしゃいましたとおり、本町に限らず、全国的にも高齢者の皆様には、防災あるいは災害時に御活躍をいただくということは、現在の高齢化社会にとって大変重要なことだというふうに、まず、考えております。そのためにも、お達者度を向上する、あるいは健康長寿のまちづくりを行うということが大変重要であるというふうに思っております。

現在、御審議をいただいております第5次小山町総合計画におきましては、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指すという旨が施策の大綱あるいは基本施策にも盛り込んであるというところでございます。

具体的には、自主運動教室など高齢者の交流の場づくり、ボランティアや認知症サポーターなど、担い手の確保などを推進するというようにしているところでございます。

加えまして、やはり健康長寿の三つの要素というのがあります。これはまず、食、バランスのいい食を受容をするということ。そしてまた2点目は、社会参加をするということ。3点目は、スポーツや生涯学習、趣味を活かす、この三つが関連したものが三つの要素ということでござい

ますので、御高齢の方に限らず、この三つの健康長寿の要素をアップしていくためには、いろいろなことに参加をしていくことだろうなというふうに思っております。

先ほど申し上げました、いろいろな場づくりとサポーターなど担い手の確保等々もこの中に入るわけでございますけれども、ぜひ高齢者の皆様が積極的に参加する環境、場づくりに取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○1 番（室伏 勉君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月8日月曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時05分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦

令和3年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和3年3月8日（第5日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君	健 康 増 進 課 長	杉山 則行君
商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君	建 設 課 長	山口 幸治君
こども育成課長	大庭 和広君	総務課課長補佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	

散 会 午後1時43分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

2番 室伏辰彦君

1. アフターコロナにおける地域発行通貨導入について

10番 池谷 弘君

1. 都市計画事業の承認について
2. 新型コロナウイルスで困窮している住民支援について
3. テレワーク移住について

5番 遠藤 豪君

1. 新型コロナウイルス蔓延における、今後の経済対策について
2. 小山町の町道及び都市計画道路整備について

9番 岩田治和君

1. 遠距離通勤、通学者のために交通費の助成について

3番 小林千江子君

1. 中学校の部活動に関して

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局並びに議員の発言の際はマスクを着用することとします。

また、議員の発言時間は、2月10日開催の議員懇談会で申し合わせたとおり、個人質問については再質問等を含めて15分以内とします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は登壇にて答弁を行い、再質問については自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1

一般質問

○議長（池谷洋子君） 日程第1 これより一般質問を行います。本日は、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

最初に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

件名、アフターコロナにおける地域発行通貨導入についてです。

現在、新型コロナの影響で、町内の飲食店・小売店・中小企業など、売上が激減しております。自粛の推奨もされており、県内・県外からの人の流れが止まっております。

昨年、小山町では、1万円で1万5,000円買物ができる還元率50%のプレミアム商品券を発行して、町内の経済活性化を図りました。一時的にはよかったと思われますが、それでも、飲食店・小売店は、新型コロナの第3波により、現在も大変厳しい状態が続いております。

地域の経済活性化の取組として、県内の西伊豆町では、町内で利用するプレミアム商品券ではなく、町民一人一人に1万円をチャージした地域通貨「サンセットコイン」を配布いたしました。「サンセットコイン」は、1,000円単位で繰り返しチャージが可能です。導入の効果として、町内での経済循環、消費の増加、町民のキャッシュレス決済、利用、普及の推進、店舗での現金の授受が減少し、コロナウイルスの感染防止にもつながっております。行政施策の連携、マイナンバーカードの普及が掲げられます。

また、観光客が遊漁船で釣った魚を「サンセットコイン」と交換し、消費に使ってもらう取組やマイナポイント決済事業者との参画する取組をしております。繰り返しチャージができる地域通貨を導入することにより、プレミアム商品券を毎回作成する手間もなくなり、コスト面、事務処理面でメリットがあると考えられます。売上の動向も分かります。

健康マイレージのポイントがたまると地域通貨に還元できるようにすれば、健康増進にもつながります。また、あしがら温泉利用も、町民に関しては、地域通貨で利用すれば利便性も上がると思います。デマンドバスの利用や免許を返納した方への補助もできれば、こんなに便利なものはないかと考えられます。汎用性も高いです。

そこで、次の点を伺います。

1、ウィズコロナ、アフターコロナにおける地域経済対策として、現在、町長が考えている具体的な対応策を伺います。

2、小山町では、令和3年1月4日より、P a y P a y等を始め、住民票や住民税等支払いができるようになりました。今後、キャッシュレス決済事業を進める計画があるのか伺います。

3、地域発行通貨は繰り返しチャージができ、町内での消費が促進されます。小山町でも発行を検討できないか伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員にお答えをさせていただきます。

初めに、アフターコロナにおける地域発行通貨導入についてのうち、ウィズコロナ、アフターコロナにおける地域経済対策についてであります。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響による経済的損失は、飲食や観光産業のみならず、幅広い業種に及んでおり、町といたしましても、事業者への利子補給事業や給付金事業、感染症防止対策に関する助成事業、プレミアム商品券事業等を実施してまいりましたが、残念ながら、いまだ出口が見えません。

米山議員への代表質問でもお答えをしておりますが、さらなる経済の悪化に対応すべく、今定例会において、地域振興臨時給付金交付事業 6,000 万円を計上し、御議決をいただいたところであります。これは、国の地方創生臨時交付金及び県の地域振興臨時交付金を活用し、町内に主たる事業所を有する中小企業者、小規模企業者及び個人事業主を対象に経営支援緊急給付金最大 30 万円を交付する事業であり、昨年5月に実施いたしました同様の事業で最大 10 万円であった給付金額を増額し、長引くコロナ過に逼迫する事業者への支援策とするものであります。

今後、経済支援策といたしまして、財政面も考慮しながら、プレミアム商品券の再発行など、何らかの消費喚起策を検討したいと考えております。

また、新年度予算におきましては、静岡県の観光地ワーケーション受入促進事業費助成金を活用し、ワーケーションによる観光地への来訪を促進するため、宿泊事業者等が行う受入体制の整備に係る助成を行うことを計画しております。

いずれにいたしましても、国や県の動向を注視し、いち早い情報の入手に努めつつ、町内の事業者支援や経済活動の継続について、必要な手段を講じてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、企画総務部長から答弁いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 室伏辰彦議員にお答えいたします。

まず、キャッシュレス決済事業の計画についてであります。

本町では、コロナ過を踏まえ、現金授受の非接触対応及び行政サービスの利便性向上を図るため、令和2年9月から、水道料金、県町民税、固定資産税、軽自動車税等の請求書支払いにおいて、スマートフォンアプリによる公金キャッシュレス決済を導入し、また、本年1月からは、役場本庁窓口において、住民票や各種税証明手数料などについて、QRコード決済の試行導入をしております。

今後の計画といたしましては、利用者ニーズや事務手続上の課題等について検証を行うとともに、対象窓口の拡大並びに各種税・料金等支払い対象及びキャッシュレス決済手段の拡充を検討してまいります。

次に、地域発行通貨の発行についてであります。

現時点では、地域発行通貨について、町として具体的な検討は行っておりません。一方、国では新年度からマイナンバーカードを活用し、キャッシュレス決済で使えるポイントを住民に付与できる仕組み、自治体版マイナポイント制度を創設します。ポイントを付与する事業や対象者の範囲など、具体的な実施方法は各自治体に委ねられることとなりますが、想定される事業として、子育て及び移住者支援や健康・福祉事業から経済振興など、多岐にわたる施策が挙げられております。

町といたしましては、町域内の経済循環により、商工振興を図る地域発行通貨に限定せずに、議員の御指摘にもありましたように、健康マイレージとのポイント連携等も含めて、まずは国の動向を見据えながら、自治体版マイナポイント制度の仕組みを活用した施策について、幅広く研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。町では、令和3年度予算として、商工会助成金975万円、地域活性化対策助成金として420万円が計上されております。これは昨年、商工会が町に要望した金額の満額の回答をいただいております。この中には、プレミアム地域振興発行事業費200万、住宅店舗リフォーム助成事業50万、また、商工会が行うキャッシュレ

ス推進事業費 150 万円が含まれており、少なからず疲弊している個人事業者や中小事業者にとっては喜ばしいことと受け止めております。

小山町商工会では、来年度、町からの助成金を活用して、キャッシュレス決済による地域活性化事業として、P a y P a y での決済により、最大 10%のポイントを付与するキャンペーンを計画していると聞いております。また、町でも公式ラインやコミュニティバスの利用など、スマートフォンを活用したサービスの案内が広報されております。町で P a y P a y 等キャッシュレス決済の拡充や行政サービスのデジタル化を拡充していくのであれば、町民に向けてスマートフォンへのアプリの導入の仕方や利用方法について、詳しく説明をする場を設けなければならないのではないのでしょうか。

今年 9 月から、国ではデジタル省が設置され、行政サービスの I T 化がさらに加速されるなど、インターネットを活用して世の中はいろいろと便利になっていきます。一方で、使えない、活用できない、いわゆるデジタル難民と呼ばれる人が取り残され、キャッシュレスの普及やデジタル化の普及は難しいと思います。

また、商工会が行ったアンケートで、普段のお買物はどこでの問いに、食料品の購入が町内と答えた方は 40.2%、町外と答えた方は 58.8%に及んでおります。町外でと答えた方は、町内には買うものがない、買いたいものがないとの意見だと推測しますが、店側では客が来なければ商品が置かない、店を閉じるといった負の連鎖になっております。

P a y P a y を利用した際に付与されるポイントは、近隣の市町村でも使えます。町内での消費を喚起するには、町内でのみ利用できるポイントの付与が最も望ましいと考えます。その点について、町内で利用できる地域発行通貨が適しております。

そこで、4 点ほど再質問をいたします。

1、町長の回答の中で、財政面を考慮しながら、プレミアム商品券の再発行などの何らかの消費喚起を検討したいと考えているとのことでした。自分個人の考えでは、夏ぐらい前には商品券の再発行が必要ではないかと考えております。具体的な時期はいつ頃になるのでしょうか。

2、昨年 9 月及び今年 1 月からの各種公金キャッシュレス決済の利用実績及び利用者の年齢層は、どのような方が多かったでしょうか、内訳を教えてください。

3、不正なアプリから高額な架空請求や個人情報盗まれるといったような心配から、スマートフォンを持っていながら、いろいろなサービスを活用していない方が多いと思います。町内に向けて、スマートフォンへのアプリの導入の仕方や正しい利用方法について、詳しく説明する場を設ける予定がありますか。

4、現在、プレミアム商品券を発行するにあたり、商工会では 1,500 枚作成するのに対し、印刷代が約 25 万円程度かかっており、加えて、換金手続や集計作業が必要になっております。地域発行通貨にすれば、そのような費用や事務手続を省くことができます。ぜひ、導入の検討をお願いいたします。

キャッシュレス決済について幅広く研究されるとのことでしたが、地域発行通貨を導入する場合にかかる初期費用、運用する際のランニングコストについて調査し、進めるべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 室伏辰彦議員のプレミアム商品券再発行の時期についての再質問にお答えいたします。

先週金曜日に、静岡県知事の会見の中で、本日3月8日からGoToEat再開という動きも出てまいりました。今後、コロナのフェーズの変化に迅速に対応し、再度の消費喚起策を行うタイミングの逃さぬよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 二つ目から四つ目までの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、公金キャッシュレス決済の利用実績及び利用者の年齢層についてであります。

水道料金、県町民税、固定資産税等のバーコード請求書支払いにおいて、昨年9月から2月までの実績は147件となっております。また、役場本庁窓口における住民票、各種税証明手数料などのQRコード決済において、1月、2月までの実績は26件となっております。なお、利用者の年齢層は正確に把握されるものではありませんが、窓口での印象としましては、若年層からシニア層まで、幅広い年代の方に御利用いただいております。

次に、スマートフォンアプリの利用方法を説明する場を設ける予定についてであります。

議員御指摘のように、インターネットなどの情報通信技術を使える人と使えない人との間に生じる情報格差対策は、加速するデジタル化社会において重要な問題となっております。町においても、対策としまして、LINEやスマホ決済アプリの使い方など、スマートフォンの基本的な利用等についての講座開催を検討しております。

それから次に、自治体版マイナポイント制度についてでありますけれども、幅広く今後、研究してまいりたいと考えております。その中で、地域発行通貨の検討を行う必要が生じた際には、導入費用や制度の仕組みなどを調査するとともに、報告等につきましても検討をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） それでは、再々質問をさせていただきます。まず、現在、小売業者や中小企業者は非常に苦しい状態となっております。前向きに検討していただきたいと思います。

最後に質問しますが、一つ目が先ほど、公金キャッシュレス決済の利用実績との回答がありましたが、昨年9月から2月までの実績、水道料金とか147件、それから、今年1月から2月までの役場本庁窓口における住民票や各種証明書の手続が26件とお聞きしましたが、全体的な割合はどうかをお聞きします。

そしてもう一つが、自治体版マイナポイント制度というのはどのような制度なのか、分かりやすく説明をしてください。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 初めに、件数の内訳でございます。昨年の9月から開始しておりますスマホアプリ決済、バーコード請求書支払いにつきましては、全体で9,281件ございました。そのうち、アプリ決済を使用したものが147件ということになります。したがって、割合といたしましては1.6%でございます。

次に、1月から試行導入してございますQRコード決済についてでございます。1月から2月の2か月間で窓口の支払い全件数が1,673件でございます。したがって、QRコード決済26件に対して1,673件ということで、割合は約1.6%という実績、進捗でございます。

次に、自治体版マイナポイント事業制度の仕組みでございますけれども、この事業につきましては、マイナンバーカードの普及と地方のデジタル化推進につなげていこうということで、国が新年度、来年度から創設する事業でございます。

事業の内容でございますけれども、このマイナポイント事業を通じて、決済サービス事業者との連携によりまして、自治体が多様なポイント給付施策を実施するものでございます。主な事業の施策例として国が示しているものとしたしましては、住民に対して用途に特段の限定がない一定額のポイントを給付する事業、あるいは住民に対して、特定分野での利用を対象として一定額のポイントを給付する事業、さらには、特定地域内の店舗での利用を対象として、一定額のポイントを給付する事業などが施策例として掲げられておりまして、子育て支援や交通費の助成、地域振興ということで幅広い分野に資する制度でございます。

説明は以上でございます。

○2番（室伏辰彦君） それでは、質問の方は終わりにいたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） 本日は3件の質問をいたします。

まず1件目は、都市計画事業の承認についてであります。都市の将来あるべき姿、人口や土地の利用方法、使用施設等を想定し、都市を適正に発展させるための手法で、町をつくるためには都市計画が必要であるのは共通認識でございます。小山町は、町の基本となる第5次小山町総合計画が4月施行予定となっております。

現在、静岡県から承認されている都市計画事業は、町道大胡田用沢線道路のみで、既に令和2年に完了しております。

都市計画マスタープランでは、町全体や地域ごとのまちづくりの将来像を示し、個別の都市計画の方向を示しております。

例えば、成美地区では、J R駿河小山駅前の工業地を再開発事業により整備し、中心市街地の再生を図る。明倫地区では、県道沼津小山線沿道に商業施設を誘導していき、また、北郷地域では、土地区画整理事業により未利用地の宅地化、幹線道路や主要区画道路の整備、公園整備を図り、魅力的な住宅地としていく等となっております。

町内各地での計画を進めていく上でも、新たに小山町発展のために、都市施設の整備と市街地開発事業をまとめた都市計画事業を決めて、県の承認を取っていくことが必要であると考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1 点目、新たな都市計画事業を決めていく考えはあるのか。

2 点目、想定される都市計画事業の内容について。

3 点目といたしまして、県の承認を受けていく計画はあるのか。また、その日程について伺います。

2 件目は、新型コロナウイルスで困窮している住民支援についてであります。

新型コロナウイルスが蔓延しており、2月13日現在、国内で累計41万人余の陽性者がおり、この北駿の地でも陽性者が出てきております。

日本の失業率も1月末、2.9%となっていて、新型コロナ発生前よりも悪化しております。また、緊急事態宣言発令の中、失業率に表われていない飲食業、観光業等に、経済的に苦境に立たされている人達も多くいます。

小山町でも3密を避けて、不要不急の外出自粛が要請されており、富士登山の中止や外食自粛など、町民の経済活動に大きな影響も出てきております。経済的に大変な状況に追い込まれている人も多く、また、ひとり親世帯等は心理的に不安を抱えている町民もおります。

このような中で、新型コロナの影響について、例えば、小山町商工会では、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急アンケートも実施している状況でございます。近隣では、弱者である、ひとり親家庭の皆様を経済的支援や困り事相談などが一目で分かる資料を作成し、住民に対応しております。

町長は、以前から町民幸福度日本一の町、安心して住める町を目指していると公言されております。このすばらしい小山町を守っていくためにも、一人の町民も見捨てないというような強い覚悟で対応していくことが必要と考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1 点目、国などの緊急支援策を町民に広報するとともに、申請支援等をしていくお考えはあるのか。

2 点目、経済的に大変なひとり親等の町独自の支援は、また、心理的に不安を抱えている人の支援・助言の対応はどのようにされているのか。

3 点目といたしまして、経済的に大変な町民、事業者の現状把握はどのようにしているのか。

4 点目といたしまして、売上減で困っている事業者への対応は。

5 点目、商工会のアンケート結果の町の対応について伺います。

3 件目は、テレワーク移住についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大によるテレワーク普及と見られる東京都からの転出者が令和 2 年 5 月から 11 月まで 20 万 3,889 人であり、転出先は神奈川県が 4 万 3,889 人と報告されております。

現在、テレワーク移住に向けた自治体の動きが活発であり、例えば、長野県佐久市ではテレワーク移住世帯に 15 万円の支給をし、中学生以下の子ども 1 人当たり 10 万円の加算、また、通勤等の新幹線代、シェアオフィス利用料の助成、また、山梨県上野原市は空き家をオフィスに改修費用最大 300 万円を補助する等、手厚い支援で移住促進を図っております。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部でも、地方移住について各種施策を行っております。

テレワークが普及し、インターネットなどを通じ、ワークとバケーションを組み合わせたワーケーションも注目を浴びている働き方でございます。業務型ワーケーションは、農業との親和性も高いと指摘している人もおり、また、企業の中にはサテライトオフィスを地方に設置し、空き家の 1 棟貸しの事例も出てきております。

このような中で、町長も定住人口増加や地域活性のため、テレワーク移住を前向きに進めると表明しております。各地方で今、活発な誘致が行われていますので、小山町でも早急に町一体となった誘致が必要であります。

そこで、以下の質問をいたします。

1 点目、テレワーク移住を進める部門と人員について。

2 点目、各自治体で移住促進競争の中で、支援策はどのようなものか。

3 点目、小山町への移住希望者のテレワーク作業場所、作業条件の調査は。

4 点目といたしまして、テレワーク移住での小山町の P R ポイントはないのか。また、情報発信はどのように行うのか。

以上 3 件、回答をよろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えをさせていただきます。

初めに、テレワーク移住を進める部門と人員についてであります。テレワークをはじめとして、サテライトオフィス、ワーケーション等に関する事業は、それぞれ予算を所管する部署にお

いて直接執行することとなりますが、令和３年度に新設する理事及び人口政策推進室２人の３人体制に関わりながら、取組体制を強化してまいります。

理事は、テレワーク移住も含めて各部局で実施している人口関連施策について、部局を横断して、総合的な調整・推進役を担います。理事の直下には人口政策推進室を配置し、移住定住推進室の事務を引き継いで所掌するほか、理事の指揮の下、人口政策全般の企画・立案・調査等を担います。

次に、各自治体との移住促進競争の中で、町が行う支援策についてであります。テレワーク等の施策として、令和３年度当初予算において関連予算を提案させていただいているところであります。地域資源である公共施設や民間所有施設をリモートワーク可能な施設に転換活用することで、テレワーク需要に応え、多様な働き方を通じた地元雇用の拡大とともに、主に首都圏からの交流人口拡大を目指してまいりたいと考えております。

次に、小山町への移住希望者のテレワーク作業場所、作業条件の調査についてであります。コロナ禍において、企業のリモートワーク化が進む中、町民の町内施設の活用について検討いたしました。町内でテレワーク利用できる施設は限られ、施設ごとの通信環境や立地特性などの把握が不足している状況であります。そのような中、首都圏から地方でのテレワークの動きが大きくなってきたことを踏まえ、公共施設や民間施設を対象に、町民だけでなく首都圏等からの利用を視野に入れたリモートワーク活用可能性調査を現在行っております。調査の内容といたしましては、町内各所の施設特性や課題の整理をテレワーク、ワーケーション、サテライトオフィスの三つの分類で検証しており、今後の施策の効果を高める基礎資料として活用したいと考えております。

最後に、テレワーク移住での小山町のＰＲポイントと情報発信の方法についてであります。今後、地域の活性化を実現していく上で、現在の人口減少、少子高齢化の縮退時代において、地域間競争に打ち勝つためには、個人のライフスタイルや働き方など、多様な価値観の提供により、地方都市とは違った小山町ならではの打ち出し方が必要であると認識しております。そのためには、単にテレワーク施設を造るだけではなく、地域経済の活性化や移住・定住の促進にしっかりと結びつくよう、令和３年度に新設する人口政策推進室において、関連施策を連携させ、その効果を発揮させるとともに、内外に見やすい形で情報発信していく必要があると考えております。

これまでも首都圏に近く、自然環境に恵まれた本町の特徴を活かして企業誘致等を進めてまいりましたが、リモートワーク活用可能性調査で得られた施設特性や優位性を武器として、首都圏等の町外へのＰＲについては、サテライトオフィス誘致を進めている静岡県東京事務所などとの連携により、情報発信の強化を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

まず、新たな都市計画事業を決めていく考えはあるかについてであります。

初めに、都市計画につきまして若干御説明いたしますと、都市計画はいわゆる線引きや用途地域などの土地利用に関する計画、都市計画道路や下水道などの都市施設に関する計画、及び土地区画整理事業などの市街地開発事業に関する計画の三つに分けることができます。

本町が今後計画している都市計画についてであります、土地利用に関する計画といたしまして、12月定例会の一般質問において答弁をいたしましたとおり、令和3年度に新産業集積エリアの地区計画決定を、令和4年度に上野工業団地の地区計画決定をそれぞれ計画をしております。

また、現在、進捗が止まっておりますが、区域区分の変更、いわゆる線引きの見直しにつきましても、令和4年度から調査業務を再開しようと考えているところであります。さらに、用途地域の変更についても検討が必要であると考えております。

次に、都市施設に関する計画についてであります。

平成27年に県から事業認可を受け、事業を進めてまいりました都市計画道路大胡田用沢線整備事業が本年度完了したところでありますが、これに続く事業計画は今のところはありません。事業計画が立たない大きな要因といたしまして、現在、計画決定されている都市計画道路の見直しが進まないことがあると考えておりますが、一昨年に開通をいたしました足柄スマートインターチェンジ及び新東名高速道路の小山パーキングエリアスマートインターチェンジという、これまで小山町内にはなかった重要な交通結節点が生ずることになりますので、見直しをすべきと考えております。

次に、想定される都市計画事業の内容はについてであります。

都市計画事業につきましては、先ほど述べたとおりでありますけれども、具体的な業務として、都市計画道路大胡田用沢線が令和2年8月に開通したことにより、市街化区域内の道路周辺の開発が想定されることから、来年度には北郷地区の活性化を図るため、用途地域の変更の基礎調査を行います。

また、ふじのくにのフロンティアを拓く取組の駿河小山駅周辺地区につきましても、同様に併せて調査を実施してまいります。

次に、県の承認を受けていく計画はあるか、また、その日程はについてであります。

県の承認を受けていく計画はありませんが、地区計画の都市計画決定及び用途地域の都市計画決定の変更につきましては、町決定ではありますけれども、県との協議が定められておりますので、県と連携を取りながら進めてまいります。

答弁は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 2番目の住民支援についての御質問のうち、緊急支援策の町民への広報と申請支援等についてであります。

まず、町民への広報につきましては、町のホームページのトップに新型コロナウイルス関連情報を設け、その次の画面で町民の方や事業者等がそれぞれ必要としている情報が得られるよう分野別の枠を設置しております。その中で、主には個人向け情報、事業者向け情報の枠を選択することにより、次の画面で国、県、町の支援策が表示され、さらに各支援策を選択することで、各施策の詳細ページへと遷移をしていく仕組みとなっております。

広報紙におきましては、これまでに各支援策を適時掲載し、周知に努めてまいりました。今後も、新たな施策は早期の掲載を心がけてまいりますとともに、既に展開されております国、県、町の施策を一覧としてまとめたものを特集として掲載することを検討しております。

また、SNSを利用した周知方法も有効かと考えているところであり、その具体的手法についても検討してまいります。

次に、申請支援等についてであります。

町では、これまでもコロナウイルスに関連したことに限らず、電話、窓口等において相談、問合せを受けた際には、できるだけ丁寧な対応を心がけてきたところであります。コロナウイルスに関連する支援策につきましても、電話での相談や役場に直接訪れた方などに納得していただけるよう案内をしておりますので、今後も可能な限り親切な対応をしていくことで支援をしていく考えであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 池谷議員にお答えします。新型コロナウイルス感染拡大状況下での住民支援のうち、2番目と3番目の御質問にお答えします。

最初に、経済的に大変なひとり親等の町独自の支援についてであります。

本町では、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少など、心身ともに困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援する、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給いたしました。1世帯の支給額は3万円で、児童が2人以上である場合は、2人目以降につき1万円を加算した額とし、108人の児童、75世帯に対して、総額258万円の給付を昨年8月に行いました。

次に、心理的な不安を抱えている人への対応であります。

本町では、町民の心理的不安を解消するため、各種相談窓口を設けています。対面式の相談では、臨床心理士による「ココロの健康相談」や新たにコロナ過の外出自粛により、相談を控えてしまう方への対応として、パソコンを使った「オンライン健康相談」を先月1日から開始しました。

また、通話料、相談料無料の電話相談で、健康、医療、介護、育児のほか、メンタルヘルス等について、医師や保健師、看護師等に相談できる「24時間いつでも健康相談」を実施しており

ます。今年度の相談実績では、対面式の「ココロの健康相談」が26件、電話による「24時間いつでも健康相談」のうち、メンタルヘルス相談が51件ありました。

新型コロナウイルス感染拡大に関係する相談では、収入減による不安や家庭内不和による精神的不安の増大等が寄せられており、それぞれ適切に対応したと考えております。

最後に、経済的に大変な町民の現状把握についてであります。

長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町民の皆様におかれましては日々の生活において様々な悩みを抱え、ストレスを感じられていることと考えます。このような状況の中、経済的に困窮されている方々をはじめ、様々な困り事を抱えている町民の皆様に向けて、町ではなんでも相談をはじめとする窓口や電話での相談受け付けを行っております。また、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどでも相談を受け付けており、それぞれ連携を図りながら、現状の把握に努めております。しかしながら、困り事を抱えながらも現実には相談に至らない町民の皆様も多くいらっしゃると思いますので、各種相談コーナー等について、町民の皆様によくお知らせできるよう広報を行ってまいります。

また、相談者からの相談内容が経済的困窮をはじめ、多岐にわたる事案に対しましては、今年度から包括的支援体制を構築するために、行政、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの連携を強化し、属性を問わない相談支援体制を整備しておりますので、その中で解決策を模索し、横断的に対応をしてまいります。

コロナ収束はいまだ先が見えず、支援を必要とする皆様が多くいらっしゃると思います。今後も、常に住民に寄り添った対応を行うために、現在の相談体制及び支援体制を一層強化することにより、住民の支援につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 池谷議員にお答えいたします。私からは、新型コロナウイルス感染症拡大状況下での住民支援のうち、経済的に大変な事業者の現状把握、売上減で困っている事業者への対応、商工会アンケート結果の町の対応についてお答えさせていただきます。

最初に、事業者の現状把握につきましては、商工会において実施していますアンケート結果等を町も共有しており、直近では、2月に実施された会員向けアンケート調査の結果報告を把握してございます。また、商工会をはじめ、静岡県飲食業生活衛生同業組合小山町支部及び須走地区の各組合から経済支援に対する要望により、町内事業者の皆様が深刻な打撃を受けていることは町も承知しているところであり、今後もできる限り詳細を把握していきたいと考えております。

次に、売上で困っている事業者への対応であります。

米山議員の代表質問でもお答えしておりますが、国及び県の地域振興臨時交付金の活用による地域振興臨時給付金、最大30万円の給付事業を予定しており、積極的に広報し、事業者への皆様の支援が行き渡るよう努めてまいります。

次に、商工会のアンケート結果の町の対応についてであります。

直近で実施されたアンケートの結果においては、現在まで継続的に影響を受けているとの回答が67%に上がり、また、主たる原因は、売上や客数の減少であるとの傾向が表われております。事業者が活用した支援策としましては、国の持続化給付金制度が最も多く、町や商工会への要望としては、支援策に係る情報提供を求める回答が最も多いことから、町が実施する地域振興臨時給付金の交付事業の広報と併せ、国や県の支援策をまとめたリーフレットを商工会を通じて配布するなど、アンケートで得られた要望に応じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○10番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。

テレワーク関係については4件、都市計画事業関係では2件、緊急支援策の町民への広報や支援等については2件、計8件伺わせていただきます。

まず、テレワーク関係についてであります。

1件目、テレワーク、サテライトオフィス、ワーケーション事業は、それぞれ予算を所管する部署で執行するが、理事及び人口政策推進室が関わっていくとの答弁がございました。各自治体もテレワーク等を早急に取り組んでいく中で、町長も言われているように、早急に小山町も他市町に先駆けて進めていくことが必要であります。そのために、庁内の意思疎通を図って進めていくことも最重要となっております。

まず、1点目といたしまして、テレワーク、サテライトオフィス、ワーケーションを含め、人口関連施策関係の令和3年度予算の内容と部署について伺います。

2点目といたしまして、それぞれの部署で予算執行する前に理事と協議をしたり、指示を受けないと執行できないのか伺います。

理事は、各部局で実施している人口関連施策について、部局横断して総合的調整・推進を行っていくとありますが、テレワーク等を早急に実施していくために、具体的にどのようにして調整・推進をしていくのか伺います。

3点目といたしまして、定住移住のために以前6名程度の職員が担当していたこともありますが、移住定住推進室の事務以外に人口政策全般の企画・立案・調査等の業務を行う人員が2名と回答されましたが、より組織の充実の必要性があるのではないかということについて伺います。

4点目といたしまして、リモートワーク活用可能性調査についてであります。現在、何か所調査を行って、その調査完了はいつ頃になるのか。また、その調査結果は、具体的にどのように活用していくのか伺います。

次に、都市計画事業関係についてであります。

1点目は、線引き見直しについて、令和4年度から調査業務の再開を考えていると答弁がありましたが、線引きの見直しは広域的に御殿場市とも関係がありますので、計画的に進めていく必要があると思います。調査業務内容を含め、今後の進め方について伺います。

○議長（池谷洋子君） 池谷議員、よろしいですか。残り3分を切っておりますので、内容をまとめて質問してください。

○10番（池谷 弘君） 多分、終わります。

次に、2点目、都市計画道路大胡田用沢線開通により、北郷地区用途変更をいつ頃までに完了する予定があるのか。また、基礎調査内容を伺います。

最後に、緊急支援策の町民への広報と申請等についてでございます。

1点目は、町のホームページについて、過去からの項目が羅列されているのでありますが、経済的支援や困り事相談など、もう少し分かりやすく表示ができないのかどうか伺います。

2点目といたしまして、町長は、町民幸福度日本一の町を目指すと言っております。現在の支援策は国が決めた支援策が主であり、町民が安定して住んでよかったという町にするためにも、今、町民が大変不安に感じている中ですので、町独自の支援策を行っていく考えがあるのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 池谷 弘議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、テレワーク関係についての1番、2番、3番、それから、緊急支援策の広報と申請支援についての1番、2番について、お答えをさせていただきます。

まず、テレワーク関係、1番ですけれども、3年度予算の内容と部署ですが、まず、テレワーク、それからワーケーション、サテライトオフィス、これに関する予算につきましては、6款商工労働費の中に盛り込んでおります。

内容としましては、テレワーク環境整備備品費、それから、サテライトオフィス設置支援補助金を新たな働き方推進事業費として事業費予算の中にまとめて、事業費の中で計上をしております。これらにつきましては、フロンティア推進課の所管となっております。

それから、ワーケーションにつきましては、これも6款商工労働費の中ではありますが、交流人口拡大事業費、これは事業費予算になっておりますけれども、これの中にワーケーション関係の予算を計上をさせていただいております。

それから、その他の予算につきましては、2款の中に定住促進事業費という新たな目を設けまして、その中の事業費予算として、まとめて計上をしているところであります。

それから、テレワークの2番目になりますけれども、現在テレワーク等の調査を実施しているところでありまして、その調査結果を活かして、実効性ある施策を早い段階で実施することを目

指して進めておりますので、理事が着任次第、それらの調査を活かしながら、施策としてまとめ上げていきたいと考えているところであります。

それから、三つ目になりますけれども、組織の充実の必要性につきましては、人口政策というような分野が幅広くなっているというふうに考えております。それぞれの所管もかなり広範囲にわたるというふうに想定しておりまして、今後の施策の展開、それから方向性が具体化していく段階において、必要に応じて検討しなければならないと考えております。

それから、緊急支援策の町民への広報と申請支援につきまして、まず、広報につきましては、現在ホームページについては見やすくするように整理の作業をしているところです。できるだけ早い時期にホームページを更新して、公表して、使いやすくしていきたいと考えております。

それから、町独自の支援策につきましては、町民の意見等を聞きながら、町独自の施策については、必要に応じて講じていく必要があると考えております。その中で、やはり必要性、それから緊急性等を加味しながら進めていくべきというふうに考えているところであります。

私からは以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 池谷議員のリモートワーク活用可能性調査につきましての再質問にお答えさせていただきます。

リモートワーク活用可能性調査についてでございますが、最初に調査の実施箇所でございますが、現在、公共施設が7か所、民間施設が6か所、計13か所におきまして、現地確認及びヒアリングを実施いたしました。調査完了時期についてですが、現地調査の結果を分析し、本年度末に完了する予定でございます。

次に、調査結果の活用についてでございますが、この調査はテレワーク、サテライトオフィス、ワーケーションといった多様な働き方の観点から、町外者及び町内の目線で現地ヒアリングを行うことで、特性や優位性を整理し、施設ごとの活用形態やターゲットを明確化する検証を目的としておりますので、今後、テレワークの環境を整える施設の優先順位や利用者誘致に対する効果的な広告媒体の選択などに活用できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 池谷 弘議員の再質問にお答えいたします。

まず、都市計画事業関係についてでございますけれども、線引き見直しについての質問をいただきましたが、ちょっとここで若干整理をしたいと思うんですけれども、これまでやっぱり何回か本会議等の場で線引きについて答弁等をしてまいりました。これにつきましては、まずは平成28年度末あたりから都市計画税条例の導入というところの中で、説明会等でまず線引きの見直しが必要ですよという説明を当町としてはしてまいりましたが、議員御承知のとおり、都市計画税

条例が廃止されたという中で、一旦この線引きの見直しにつきましては、ストップをしていますという答弁をした記憶もあります。

ただ、そういう中で今後、富士山麓フロンティアパーク小山の地区計画の決定が今年度なされたとともに、先ほどの答弁のとおり、令和3年度、令和4年度と二つの工業団地の地区計画決定をしますので、また、ここで線引きの見直しの必要が出てきましたというような背景を踏まえて、ちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

まず、御殿場市との関係等の調整でありますけれども、区域区分の見直しにつきましては県決定でありまして、当然、御殿場市、小山町の広域都市計画の中で一つの都市をつくるものですから、当然、御殿場市の関係部署とは緊密な連絡を取っていくつもりでおります。

それから、調査業務内容につきましてですけれども、ある程度、市街区域への編入すべき候補区域、それから、逆に市街区域から外す候補区域についての調査を終了しておりますので、令和4年度以降は今後、河川協議等、関係機関との協議が必要になってまいりますので、それについて必要な資料作成が主なものになると考えております。

2点目の用途変更につきましてですが、まず、北郷地区につきましては、大胡田用沢線沿い、それから先ほどの答弁にもございましたように、駿河小山駅周辺につきましては、ビジョンの方もほぼできていると聞いておりますので、それに併せまして、どういう用途にするかという調査をしておりますけれども、来年度100万円という予算を取らせていただきましたが、これにつきましては、まず、考えられるのが用途変更する範囲の確定、検討、それから、もちろんどういう用途にするかというとともに、来年度の定期見直しで300万円をいただきまして、建物の用途調査、これは定期調査なんですけれども行いますので、また、この調査もあわせて、例えば用途変更した際にそこに不適格建築物が何件とか、そういうような資料作成が主になるものと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 1分を切っておりますが、再々質問はありますか。

○10番（池谷 弘君） 再々質問はございません。以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） 今回は、新型コロナウイルス下における今後の経済対策と小山町の道路整備について、質問をいたします。

まず、大きな1点目であります新型コロナウイルス蔓延における今後の経済対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症が蔓延してから、既に1年以上経過しております。全国では10の都府県に3月7日まで緊急事態宣言が継続されておりましたが、幸いにも首都圏を除いた6府県については、2月いっぱい以前倒しの解除がされております。逆に首都圏の1都3県では、新規感染者はかなり減ってきてはいるものの、病床の逼迫度がいまだに高い指標にあり、リバウンドが予想されることから、2週間の延長が決まりました。県内においてもようやく減少傾向が見られ、静岡県においては感染拡大緊急警報は2月中旬に解除されております。

いずれにいたしましても、4月からの高齢者をはじめとして、接種されるワクチンが待たれるところであります。コロナ禍により日本経済も一部の業種を除き企業収益の悪化が見られ、特に外出の抑制や自粛等で直接影響を受けた小売業や飲食、観光、交通関係など、大きな痛手を被り、廃業せざるを得ないとの声も聞かれます。それに伴い、各公共団体でも法人住民税や事業税などの減少により、例年に比べ、予算の組替えに苦慮していることと推察いたします。

コロナ対策に向けては、昨年から様々な施策が国、県、市町で対応されていますが、今まさに新年度予算や年度末の補正予算が発表されております。小山町では、2月に一般会計補正予算第11号で1億1,600万円を専決処分しましたが、ほとんどがワクチン接種に伴う予算で、残念ながら経済対策費は計上されていません。これまでの経済対策としては、福祉的な側面もありますが、国による1人当たり10万円の臨時給付金の支給や店舗の休止や営業時間の短縮に係る補償、中小企業などへの低利による貸付けや融資などの対策が取られてきました。また、町独自で行ったプレミアム商品券の発行なども、町民や事業者からも大変喜ばれたところでございます。これらについて、私は一定の評価をしておりますが、まだまだ十分とは言えず、さらなる支援が必要と思っております。

先日、静岡県が来年度当初予算を発表しましたが、一般会計が1兆3,094億円、前年度比2.4%の増で、このうちコロナ対策費は2月補正を含め737億円超で、感染者受入病院の確保やPCR検査費の負担など、様々な支援が組まれております。経済対策については、中小企業支援コロナ対策応急費として500億円が、また、県水産物需要の対応として、学校給食への提供に2億円などが見られます。そこで、今回は、今後の町の経済対策について質問をさせていただきます。

まず、1点目として町民全体への給付金的な支援を考えているのか。

2点目として、令和2年度に実施されたプレミアム商品券について、県内でも幾つかの市町が実施しているようですが、再発行する考えはあるのか。

3点目として、町内の中小企業者や飲食、宿泊、交通関係者など、コロナに伴う自粛により、直接的に影響を受けている業種に対して、町独自の支援策は考えているのか。

4点目として事業者に対する国、県、町の低利の融資や補助制度は現在どのようなものがあり、現在利用している件数をお伺いいたします。この質問については、何人かの議員が御質問されていることと思いますが、重要なことですので再度お願いしたいと思います。

次に、2点目の小山町の町道及び都市計画道路整備についてお伺いをいたします。

町内には、いわゆる生活道路から都市計画決定された第二東名自動車道や国・県道、幹線と言われる町道など、各種の道路があります。いずれも私どもが生活していく上で必要なライフラインの一つでございます。そこでまず、一般町道についてお伺いをいたします。

1点目として、町では道路整備について、当然ながら年度予算を組み、順次整備を進めていると思いますが、町道整備について、どのような考えを基本としているのか。また、舗装等の整備率はいかほどか。

2点目として、市街化区域の住宅開発等で、既に既存の住宅が張りつき、奥に取り残された区域が狭小道路や行き止まり道路などにより、開発が進まないとのケースもあると聞いておりますが、それらの道路認定の基準はどうか。

3点目として、以前、町では小山町方式として、地元から要請があれば、狭い道路などを主に安価で施工できる簡易舗装をしていたと思いますが、今でも残っているのか。また、その後の対応はどうか。

次に、都市計画道路についてお伺いをいたします。

小山町には現在、都市計画決定された道路が10本ございます。このうち、第二東名自動車道と御殿場・須走線、これは国道138号バイパスですが、施工は国が行っております。この2本を除いた8本は、全て小山町が整備すべき路線であります。このうち、一部整備済みや施工中の路線は4路線で、原向中日向線、足柄駅前通り線、足柄三保線と現在施工中の大胡田用沢線です。これら8本の道路のうち4本は、当初の都市計画決定が昭和44年で、3路線が平成24年、残り1路線が平成2年の決定となっており、いずれも平成24年から26年にかけて最終決定されていきますが、44年に決定されたものの変更はいまだなされておられません。

これらを踏まえ、4点目の質問をいたします。町では、現在、都市計画区域の見直しを行っていると思いますが、それに伴う都市計画道路への路線変更等の影響はないのか、あるとすれば、計画路線上にある土地建物等の関係をうたっております法第53条との兼ね合いはどうか。また、53条適用件数について、お伺いをいたします。

5点目として、都市計画道路の整備についてお伺いをいたします。

通常、都市計画決定された道路は、道路構造や歩道を含めた幅員、起終点などが決定されており、それに伴い工事が施工されるものと考えておりますが、残念ながら工事施工を見ますと、市街化区域と調整区域によって歩道等が一部施工されてない箇所もありますが、その理由は何なのでしょうか。

以上、御質問をいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員にお答えをさせていただきます。

私からは、新型コロナウイルス蔓延における今後の経済対策についてのうち、町民全体への支援的なものを考えているのかについてであります。

町では、新型コロナウイルス感染症拡大が町民生活に影響を及ぼすようになって以降、町民が町に対してどのようなことを望んでいるのか、町民の声に耳を傾けるよう努めてまいりました。

その結果、これまでに新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、感染症対策経営支援給付金、おやま応援プレミアム商品券等、小山町独自の様々な経済対策を講じてきたところであります。

また、3月定例会におきましても、売上が落ち込んだ事業者に対する地域振興臨時交付金の補正予算を御承認いただいたところでございます。

現時点におきましては、定額給付金のような町民全体への支援についての具体的な検討はしておりませんが、困っている町民の声に耳を傾けながら、適時、支援策を検討する必要があるものと考えております。

その他の御質問につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 遠藤議員にお答えいたします。

新型コロナウイルス蔓延における今後の経済対策のうち、プレミアム商品券の再発行についてでございます。

今年度実施いたしましたプレミアム商品券事業につきましては、発行部数7,200部が完売いたしました。現時点で換金率99.39%、金額で1億734万3,500円の経済効果が既に表われているところでございます。この事業に関しましては、国の地方創生臨時交付金を財源としており、再発行に関しては財政的な確保が課題となりますが、国や県の動向やフェーズの変化に迅速に対応し、今後も何らかの消費喚起策を検討していきたいと考えております。

次に、直接的に影響を受けている業種に対する町独自の支援策を考えているかについてでございます。

現時点においては、国及び県の地域振興臨時交付金、こちらの活用による地域振興臨時給付金、最大30万円の給付事業を予定しており、今後も積極的に財源の確保に努めながら、支援策を検討していきたいと考えております。

次に、事業者に対する低利の融資、補助制度はどのようなものがあるかについてであります。

まず、低利の融資につきましては、小山町はセーフティネット4号、5号及び危機関連保証について、県の利子補給制度に連携して、不足分を補填することにより、利用者の利子負担を2年間ゼロとしております。また、国連携型新型コロナウイルス感染症対策貸付として、県制度融資で国

と連携した融資で、セーフティネット4号、5号及び危機関連保証について、融資利率を3年間ゼロとしております。

なお、融資の件数につきましては、現在134件となっております。

また、影響の大きい観光事業者への町の助成制度としましては、令和3年度当初予算において、コロナ禍におけるワーケーションによる観光地への来訪を促進する県補助金を活用いたしまして、宿泊事業者が行う受入体制の整備費用を助成するものがありますので、事業の詳細が明確になり次第、積極的に広報を実施し、多くの事業者の皆様の活用を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 遠藤議員にお答えをいたします。

初めに、町道整備についての町の考え方と整備率についてであります。

本町の道路整備につきましては、第4次小山町総合計画の基本構想にあります、道路整備プログラム将来道路網構想図に基づいて進めていくべきとしているところであります。しかし、この構想図には整備主体等は明記されておりますけれども、時間軸という概念がないため、道路整備の優先順位を決める根拠とはなっておりません。したがって、道路整備の計画は、総合計画の実施計画によって定められているということになります。

一方、全国的に公共インフラの老朽化が大きな課題となっており、特に橋梁においては、直接住民の方の生命財産に危険を及ぼす可能性がありますので、平成24年に橋梁長寿命化計画を策定し、当計画に基づいて点検業務や補修工事を実施しているところであります。今後は、舗装やのり面擁壁などについても何らかの計画を立てなければいけないと考えております。

続いて、整備率についてであります。

昨年4月1日現在の町道の状況でありますけれども、総延長454キロメートルのうち、自動車が通行可能な延長は約228キロメートルであり、およそ50%程度であります。そのうち、舗装済みの延長は約185キロメートルであり、割合は81%とありますので、全体の8割程度が整備をされていると実感されるのではと思います。

次に、住宅開発などにおける狭小道路に対する町としての認定基準についてであります。

町道路線の認定につきましては、道路法において、議会の承認を得ることが定められておりますので、最終的に議会の判断をお願いするわけではありますが、実務上は技術的な基準を設けて判断しております。

また、宅地分譲等における道路の扱いにつきましては、都市計画法第29条の開発行為に該当する事業であれば、同法及び町の規則に定める技術基準によることとなります。また、開発行為に該当しなくとも、土地利用指導要綱が適用される事業は、同要綱の基準によることとなります。

また、建築基準法では、住宅開発を行う際に整備する道路は、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号による位置指定道路となり、建築基準法施行令に定められた基準で整備がされてあれば、県の土木事務所長が道路であることの指定を行うこととなります。

次に、以前施工されていた簡易舗装後の対応についてであります。

本町では、過去に比較的交通量の少ない町道において、簡易舗装による整備を行った経緯があり、簡易舗装道路延長は、先ほど整備率で説明いたしました舗装済み延長 185 キロメートルのうち、約 20 キロメートルであります。

これらの道路につきましても、他の道路同様に日常の道路パトロールを行い、維持補修や舗装補修を実施し、道路の保安全管理に努めているところであります。また、今後は、防災・安全社会資本整備交付金を活用し、町道の舗装補修事業を積極的に進めていく考えであります。

次に、都市計画道路への影響、都市計画法第 53 条との兼ね合い、件数などについてであります。

区域区分の見直し変更による都市計画道路への影響につきましては、昨年の 12 月定例会におきます一般質問答弁のとおり、現在、区域区分の見直し作業は止まっている状況にあります。したがって、都市計画道路に影響があるかまでの検討には至っておりません。

また、都市計画法第 53 条との兼ね合いについてであります。

都市施設の区域において、建築物の建築をしようとする際は、同法に基づき、町に許可申請を提出いただいております。

これまで町全体で 45 件の許可申請があり、同法第 54 条及び第 55 条に規定する基準に基づく審査の上、全て許可をしております。

次に、都市計画道路の整備について、歩道を含め、道路幅員や起終点が決定されていると思うが、市街化区域と調整区域によって整備の差がある理由はについてであります。

一般的に、道路の横断構成につきましては、道路構造令で定められておりますが、都市計画道路につきましては、都市計画道路だけに適用される基準があります。

町道大胡田用沢線を例に申し上げますと、市街化区域内は街路事業として採択をされ、その道路幅員は、都市計画道路の補助幹線道路の標準である 16 メートルとなります。一方、市街化調整区域内は、社会資本整備総合交付金の道路事業として採択をされ、その道路幅員は、道路構造令による 3 種 3 級、片側歩道の標準構成である 9.75 メートルとなります。

都市計画道路であっても、街路事業の採択ではなく、一般的な道路事業で実施をするときは、都市計画決定の幅員ではなく、道路構造令の幅員を適用することが一般的であります。

町内のほかの例を挙げますと、総合文化会館前の原向中日向線も同様であり、都市計画決定幅員は 16 メートルですが、実際の幅員は両側歩道の標準構成である 12 メートルで整備をされております。

都市計画道路の標準幅員と一般的な道路の幅員の考え方が異なる理由についてであります、都市計画道路は整備によって沿線区域の面的な整備が進むことを前提にしております。したがって、両側に自歩道を設置したり、停車帯、いわゆる路側帯を広くするために必然的に幅員が大きくなることとなります。

いずれにいたしましても、都市計画道路に限らず、道路整備計画を立てる際には、地域の個々の事情や費用対効果を考えながら、事業実施にあたることが重要であると考えております。

答弁は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 再質問をさせていただきます。

まず、経済対策について、3点目の自粛により直接影響を受けている業種に対する町独自の支援策について、再質問をいたします。

地域振興臨時交付金、最大30万円の給付事業を予定しているとの答弁ですが、これについて先日の米山議員の代表質問での回答で、総額6,000万円であること、対象事業者には触れられていましたが、それ以外の申請期間、売上の減少率などによる給付金の違いなどの詳細について、お教えいただきたいと思います。

次に、道路関係の方で再質問を1点させていただきます。

町道及び都市計画道路についての1点目ですけれども、ただいまの答弁では、道路整備の計画は総合計画の実施計画によって定められているとのことでございました。他方、小山町では、例年6月頃に各行政区からの地区要望を区長さんを通して受け付けております。要望の内容は様々でございますが、道路整備関係、農業施設、あるいは生活安全施設など多岐にわたっておると思いますが、やはり道路修繕等が数多く占めていると承知をしております。

そこで、地区要望の道路修繕関係と緊急の修繕等を合わせると例年何点ぐらいの要望があり、そのうち何件ぐらいを実施しておるのか。また、地区要望の中で、当該年度で実施するものと見送りするものとの分別はどのように判断をされているのか。また、今年度予算の公共施設地区対応事業費4,250万円について、年度事業費の限度額と解釈してよいのかお伺いをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 遠藤議員の地域振興臨時給付金の詳細につきまして、お答えいたします。

この給付金につきましては、令和2年7月から令和3年3月までの任意の月の売上が前年度比30%以上減少している事業者に対しまして、前年同月の属する年間の売上高を事業規模といたしまして、その事業規模と減少率に応じ、最大給付金額を30万円とするものでございます。

具体的には、事業規模1,000万未満の場合、これは年間売上高でございますが、減少率30%以上50%未満は10万円、50%以上70%未満は15万円、70%以上は20万円としております。

次に、事業規模 1,000 万円以上 3,000 万円未満の場合は、減少率 30%以上 50%未満は 15 万円、50%以上 70%未満は 20 万円、70%以上につきましては 25 万円としております。また、事業規模 3,000 万円以上の場合は、減少率 30%以上 50%未満の場合は 20 万円、50%以上 70%以上の場合は 25 万円、70%未満の場合は 25 万円、70%以上の場合は 30 万円とするものでございます。

なお、申請の受付期間でございますが、令和 3 年 3 月 1 日、もう現在始まっておりますが、から 6 月 30 日までとしてございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 遠藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、地区要望の道路修繕関係の件数と実施率についてであります。過去 3 年間の実績を見ますと、平成 30 年度が 288 件の修繕要望件数に対して 126 件を実施し、その割合は 43.8%になります。同様に、令和元年度は 209 件の要望に対して 116 件を実施し、実施率は 55.5%になります。令和 2 年度は、2 月末の集計で 252 件の要望に対して 103 件を実施し、実施率は 40.8%となっており、3 年間の平均実施率は約 46%であります。

次に、実施の判断についてであります。区長さんと要望箇所の立会いを行い、安全性に重点を置いた危険度の判定や利便性向上の判定などにより、実施箇所を決定しております。

最後に、公共施設地区対応事業費の予算についてでございますが、令和 3 年度につきましても、地区要望の内容に注視し、状況に応じ、必要があれば年度途中での予算確保にも努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○5 番（遠藤 豪君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（池谷洋子君） 次に、9 番 岩田治和君。

○9 番（岩田治和君） 通告に基づきまして、遠距離通勤、通学者のために交通費の助成について質問いたします。

少子高齢化が進む本町においては、人口も年々減少が顕著となっております。平成 24 年度から定住促進事業を推進し、豊かな自然環境の下で職住近接の魅力ある住環境整備のための町が主体となって分譲地の創出、販売を行っていますが、購入者の多くは町内移転の方であり、人口増には寄与しないと聞いています。

現実には、若者が就学、就職で町外に出ると U ターンして再び本町に戻る者は少なく、さらに、町外からの移住者も少ない状況です。

本町は、東京都心部から 90 キロ以内の距離であり、神奈川県のカナガワや横浜、さらに海老名、厚木などの都市までは 50 キロ程度の距離であることから、十分通勤、通学が可能です。

現在、ＪＲ御殿場線が不便なことから、小田急線新松田駅まで自家用車で通うため、駅の近くで町で駐車場の借り上げをし、町民に利便性を図っています。しかし、広報等の不足から利用者が少ない状況です。さらに、個人で直接、民間駐車場を借りても料金的に大差がないため、利用率が上がらない状況です。

また、首都圏への交通手段としては、東名高速バスが大変便利であります。本町にはバス停も多く、首都圏への通勤、通学には時間も短縮でき、駐車場もあり、１時間に数本の便があり座って乗車できる利点もあります。近隣の市町では、新幹線を利用して都内等に通勤、通学を行う方には助成金を支出し、大変好評を得ている例も聞いています。

定住促進には、現在居住されている方には、引き続き住み続けるような整備が必要であり、町外に居住の方には、本町に移住したくなるような住環境の魅力がさらに必要と考えます。

そのためには、学校や職場が遠距離であっても、本町に今後も定住できる環境の整備が必要と考えます。

以上のことから、町長に遠距離通勤、通学者のために交通費の助成ができないか、所見をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田治和議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、高校卒業後に大学等への進学を選ぶ生徒につきましては、東京、神奈川、もしくは静岡方面などへ転出することが多く、また、県外の都市部では就職先の選択肢も幅広いことから、卒業後も引き続き、進学先の近隣を候補地として職を求める傾向があると認識しております。それが結果といたしまして、若年層の町外流出に結びついているのではないかと推測をしておるところでございます。

本町では、このような現状を憂慮して、学生が進学する時点において、町内に引きとどめるとともに、就職活動の際には地元周辺企業に目を向ける機会をつくり、それがひいては、町内に居住しながらの通勤につながることを狙いとして、町内在住の遠距離通学をしている学生を対象に、交通費等に対する助成制度について、令和３年度中の施行を目指し、検討しているところでございます。

現時点での具体的な取組といたしましては、補助率２分の１の静岡県補助制度、ふじのくに少子化突破展開事業費補助金を財源として活用するべく、事業実施計画書の提出等による手続を進めているところでございます。

町といたしましては、遠距離通学者への支援は定住促進の重要な要素と認識しており、この助成制度に限らず、引き続き幅広く人口関連施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、遠距離通勤者の利便性向上の観点から、令和３年度も町営松田駐車場に関する施策につきましては、継続していく考えでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 再質問いたします。

町長の令和3年度の施策として、この遠距離通学者の助成ということをうたっておられますし、私は大変評価すべき内容だとは思ってます。

ただ、通勤者に対して助成がない。先ほど、松田町の町営駐車場の利用ということも言ってるわけなんですけど、鉄道利用に対しては、ほとんど利用の助成がないということは大変残念だと思います。

そこで、遠距離通勤ということの内容について、遠距離とはどの程度の距離を言っているのか、まずお答えいただきたいと思います。

それと、一番気になるのがやはり現在、通学のみされている方の助成の内容、1人当たり1か月どの程度助成される予定があるのか、考え方でもいいんですけど、お答えいただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） いいですか。

○9番（岩田治和君） まだあります。それから、3番目にして、先ほど松田町の町営駐車場の利用についてということで、私も質問の中にも入れていましたけど、私も町が借上げをして、それを希望者に、町内の方に分けているんだということで、実際には5,000円程度で借りていく、利用する方にも5,000円程度で貸し出しているという、助成とは言えない、いわゆる借上げを町でやっているだけだということなんですけど、これもちょっと松田町の商工会の方に伺ったんですが、今、松田町の町営駐車場は富士山ナンバーばかりだということを言っています。恐らく小山町からの利用者は少ないんですけど、御殿場の方から利用している方が相当多いということが言えます。当然、JR御殿場線が大変便が悪いものですから、松田まで駐車場を使っている。

それとまた、もう一つ、駅からの松田町の町営駐車場は、駅からちょっと離れ過ぎているということがあります。それで、聞くところによると松田で借りないで秦野まで持っていつているという方も聞きました。駐車料金も松田町の町営駐車場よりももっと安い金額で借りているんだということも聞いております。

町の地域振興課の方で、どの程度を利用しているんだという利用率についても私、調べたんですけど、50%もいかないような状況ですので、ぜひこの点についても、もっとアピールすべき、こういう町民のためにも考えているんだということと、もう一つ、私が伺っている湯船原のハイテクパークに通っている方の話なんですけど、こういう制度があるんだという話をしたら、全くそういうことは知らない、逆に、だから小山からの通勤者じゃなくて、小田急線あたりからの通勤者が松田町の駐車場を利用して、小山に車で通ってもらうという、そういうことも企業へのアピールをもっと進めるべきじゃないかと私は思っております。

それともう一つ、一昨年のことになりますけど、公共交通のアクセスの整備ということで私、一般質問しました。そのときも東名高速バスを利用したらもっと便利にできるんだというような話をしたんですけど、東名高速バスだと時間が、渋滞等で遅くなって通勤、通学には使えないというようなことがありますけど。ただ、私は終点まで東名高速バスを使わなくても、例えば、小田急線だったら、厚木のバス停で降りて、小田急線の愛甲石田まで歩いて10分ぐらい行けますので、そういうような使い方。もう一つ、東名江田のバス停まで東名バスで行って、それで、江田かあざみ野どちらかの駅まで歩いて15分程度で行けますので、そうすれば、渋谷まで20分程度で行けますので、そういうルートを使ってもっと利便性を、町民の方、学生の方にもアピールすべきじゃないかなという答弁をしました。

ぜひそういうことで、東名バスでしたら1時間に小山のバス停でしたら3本、足柄のバス停でしたら5本程度ある場合がありますので、ぜひ事業を町を挙げて促進していただきたいと思います。

ただし、このとき、東名バスの上り線では、私は小山のバス停は草がぼうぼうで、夜行ったらもう街灯が樹木に隠れてもう周りが見えない状態。さらに、どっちへ降りていいかも分からないような状態でしたから、町長にぜひ見に行ってくださいということで、それもちよっと整理がされていますけど、いまだにまだ利用できるような状態とは考えられません。

例えば、長泉町ですと、同じような東名バスのときには、無料駐車場を県道沿いに用意してあります。こういうこともやはりもっと見習うべきというか、利便性を高めるような行政としての対策が必要じゃないかと思われます。

以上の点についてコメントを求めます。

○議長（池谷洋子君） 岩田議員、すいません、確認をさせてください。4点ですか、5点ですか。

○9番（岩田治和君） 4点です。

○議長（池谷洋子君） それでは、答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 岩田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、2点目、通学支援についての御質問のうち、遠距離の定義は何キロ以上かということだと、助成の具体的な金額ということかなと思いますが、これは今現在、検討している段階ですので、はっきりしたことが分かり次第お伝えするということで御理解いただきたいと存じます。

それから、3点目の松田駐車場についてのことなんですけれども、松田駐車場の利用者については、確かに減っております。これは議員の御質問の中にもあったかと思いますが、隣接した場所に民間の賃貸駐車場が多くできているということで、町の駐車場に対して若干高いか同額であるということから、そういった駅に近い民間の駐車場にシフトしているということかなと推測しているところであります。

町から首都圏に通学、通勤していただくための支援措置という点におきましては、町営であっても民間でもあっても構わないと考えておりますことから、この松田駐車場に代わる支援策を講じていくというのも一つの選択肢としてあるのかなと考えております。

それから4点目、企業への松田駐車場のPRということでありますけれども、ただいま申し上げましたとおりのことでございますので、御理解いただきたいと存じます。

それから、高速バスの小山バス停に関する現地の状況ですけれども、これは一度現地を確認させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 岩田議員、今、企画総務部長の答弁、この4点入っているということでよろしいですか。

○9番（岩田治和君） 結構です。

○議長（池谷洋子君） 再々質問ですね。

○9番（岩田治和君） 今の答弁で具体的な数字が全然聞けなかったのがちょっと残念なんですけど。一つには、この質問で当然、近隣市町の助成内容というのが調べられたとは思いますが、私の知っている限りですと、例えば三島市だとか、長泉町、沼津市もホームページの方に出ていましたけど、新幹線通勤を推奨しているんです。三島、東京駅間は56分で行けますので、ぜひ通勤は都内であっても、住まいは三島だとか沼津だとか長泉にしようというような施策が出ておりますし、先ほどの池谷議員の方の質問にもありましたように、定住促進の意味合いで、ぜひ静岡に住んでくれというような、そういうような今、動きも出ているということで、ぜひ私も、今後コロナ禍もありますし、この小山町の方にどんどん住んでもらえるような施策が当然出てくると思います。

その意味で、私は定住促進の流れの中で、この小山町から都内遠距離に通勤、通学されている方には助成をしてほしいということで質問をしているわけなんですけど。

○議長（池谷洋子君） 岩田議員。論点を整理し、質問をしてください。残り時間が。

○9番（岩田治和君） 一応、私はこのように考えますけど、町長はどうですかという論点で私は質問してますので。

その観点で、近隣市町の人口増加率の比較というようなことでも、小山町ではまだ人口増加率はかなり低いのが現状です。

4月から理事を設け、定住促進の部署を新設ということで進めていますけど、やはり少子高齢化対策の問題、また、県の資料によりますと昼夜間人口の差は、本町は昼間が人口が多くて夜間は少ない、大変住みにくい町だというような印象も出ております。

以上のことから、再度、町長に私はこのように考えますので、町長の意見をお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、こういう通学の支援、遠距離通学に対する支援とかについて考えたということは、全く定住を促進するための施策ということですので、岩田議員と同じ考えということでございます。

通勤の支援でございますけれども、庁内でも松田の駐車場をどうしようかと。利用者が少なくなっているから、やめちゃおうかというような検討もいたしましたけれども、やはり定住促進という意味では継続していく方がいいだろうというような結論に達して、次年度も継続するというような経緯がございましたので、補足をさせていただきます。

それと併せまして、基本的に通勤につきましては、各企業、各事業主が通勤費を基本的には支給するものであるというふうに考えております。沼津、三島、長泉、この各市町でどのような経緯で通勤費の助成をしているのかということをちょっと研究すべきかなとは思いますが、基本的には先ほど申し上げましたとおり、通勤費については、事業主が責任を持って支弁すべきものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（岩田治和君） 発言してもよろしいですか。もっと聞きたいことはあるんですけど、以上で終わらせていただきます。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後1時10分まで休憩します。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に従い、小山町の部活動に関して、一括質問一括答弁方式にて質問いたします。

小山町には、三つの中学校がございます。小山町立小山中学校、在学生徒数は小山町内で最も多い195人です。次に、小山町立北郷中学校、生徒数は145人。そして、小山町立須走中学校、生徒数は74人、合計総数414人となっております。小山中学校並びに北郷中学校は昭和22年に創立、須走中学校は昭和25年に創立し、生徒数総勢1,433人をピークに、昭和25年からその生徒数は減少の一途をたどっております。

少子化における社会問題は様々ございますが、部員数の減少などにより、部活動の維持が困難となる事態は、今やどの市町も抱える大きな問題となっております。

小山町も昨年、須走中学校において、部員数の維持が困難となり、残念ながら男子サッカー部が廃部となりました。

少子化という社会問題を前に、中学校部活動の維持継続が年々困難となる中、小山町内の中学校の部活動の現状を申し上げますと、町内3校あるうち、最多で部活数を保有しているのは小山

中学校が 12 種類、次いで北郷中学校が 8 種類、そして最も少ないのが、先ほども男子サッカー部廃部で御紹介させていただきました須走中学校が 6 種類となっております。

また、部活動における運動部と文化部のバランスですが、12 種類ある小山中学校では、体育系の部活動が 10 種類、内訳といたしましては、男子は 7 種類、女子は 3 種類となっております。そして、文化系は吹奏楽と総合文化部の 2 種類から選択することができます。次ぐ北郷中学校では、体育系部活動が 7 種類、内訳といたしましては、男子は 3 種類、女子は 4 種類、そして文化系に関しましては、総合文化部の 1 種類のみとなっております。そして、最も少ない須走中学校では、体育系が 5 種類、内訳といたしまして、男子が 2 種類、女子は 3 種類、そして文化系は、先ほど北郷中学校の同様、総合文化部の 1 種類のみとなっております。

小山中学校の男子生徒が辛うじて体育系 5 種類以上の選択肢を得ることができますが、それ以外の中学校では、男子、女子共に 4 種類以下の体育系から選ばなければならない、文化系部活動においては、小山中学校は二つ選択肢がありますが、残り 2 校に関しては総合文化部一択という状況です。

中学校の教育関係各位、皆様の鋭意努力で、3 校を合わせましても中学生徒数が総勢 414 人という中で、これだけの部活動を現在まで維持し、子ども達の教育の充実を図っていただいていることに、心から感謝申し上げますとともに、やはりこれからの小山町の人口減少を考察した上で、今後の部活動における何かしらの対策を講じるべき時期が来ているのではないかと感じております。

また、運動部の維持継続もちろん大切ではございますが、文化系の部活動にも選択肢が生徒に与えられるよう取組が必要であると感じております。

このような状況を踏まえ、教育長にお伺いいたします。

まず一つ目に、人口減少という、あらがうことのできない社会現象もございますが、町内中学校の部活動は全体的に運動系の部活動の割合が高く、文化系の部活動の充実が図られていないように見受けられます。また、文化が薫るまちづくりを目指している小山町は、今後、文化系の部活動の充実をどのように図るべきと考察されているのか、お伺いいたします。

二つ目に、今後の人口減少に伴う生徒数の減少及び地域の生徒数の格差を鑑み、部活動の存続を留意する上で、平成 28 年の一般質問でも鈴木議員が質問されておりますが、町内中学校 3 校合同での部活動実施は既に検討済みであると思われます。町ではどのような検討が行われ、また、どのような結論に至ったのかお伺いいたします。

最後に、部活動の今後に関し、保護者や生徒からの意見も反映させることで、学校側から見ることのできない課題やニーズを把握することは、今後の部活動へのより一層の充実、そして改善につながると考えますが、部活動に特化したアンケート等は過去実施されたことがあるのかどうか。また、実施されていないのであれば、今後、そのようなアンケート調査を行うことを町はどのように考察されているのか、お伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小林議員にお答えします。

初めに、町内中学校の部活動は運動系の割合が高く、文化系の充実が図られていないように見受けられるが、町はどのように考えているのか。また、今後、文化系の充実をどのように図るべきと考えているのかについてであります。

実は、この中学校の部活には長い歴史がございます。戦後、子ども達が家庭の担い手であった時代、子ども達は何より早く家庭に帰り、家事を手伝うなど多様な仕事を任されていました。この時代は、部活動は学校の教育課程内だけで実施されるクラブ活動的なものでありました。クラブ活動のない日は子どもの自主的な練習日となっておりました。ですから、子ども達は一生懸命打ち込むこと、早く家に帰ることはありました。

その後、世の中が高度成長期になり、進学率が高まっていくと同時に、学校では机上の学びが強く要求され、偏差値教育となっていきました。

また、学校5日制や世の中の移り変わりにより、学校も大きく変わっていくことが余儀なくされました。しかし、不易と流行、変えてよいこと、変えてはいけないことを明確にしながら、子ども達が確かな学力を身につけ、知、徳、体の調和のとれた教育が進められてきました。

その結果、思春期の子ども達、中学生の心身の成長に必要なことは、子ども達のみなぎるエネルギーを一つのことに一生懸命目的を持って集中できる運動系の部活動を進め、また、子ども達も運動系の部活動を望んできました。その中で、子ども達は自分のよさを思い切り発揮できるようにしてきました。

部活動により子ども達が夢を持ち、仲間と一緒にチームをつくり、互いを思いやったり励ましたり、団結したりして社会性を培いながら、心身の成長をよい方向に育ててきています。

さて、本町の部活動についてであります。議員の御指摘のとおり、本町では非常に子ども達が少なくなり、毎年、先生方は頭を悩ませながら相談をしてきています。中体連指導校長、教頭、各小学校、中学校の体育主任で構成される小山町部活動検討委員会を設けています。現在、町内中学校は小規模となり、子どもの数、教員の数からできる部活動、できない活動があり、小学校の教員も交えて十分な話し合いを行い、次年度の部活動を決めております。

文化系の部活動希望の場合は、3校の中学校と連携を取りながら、どのような形で実施することができるか、また、後ほども申し上げますが、希望調査や今後の在り方を検討していくようにしていきたいと考えております。

次に、生徒数の減少に伴い、町内の中学3校合同での部活動実施について、どのような検討が行われ、どのような結論になったのかについてであります。

先ほど申し上げた部活動検討委員会では、生徒数の減少を踏まえ、将来を見据えた各校の部活動の活性化を図るため、合同部活動の実施について検討を行っております。試行として、昨年1

月から2月にかけて、町内複数校に存在する野球、サッカーなどの8種目について合同練習を実施いたしました。

部活動検討委員会では、複数校でチーム編成ができるようにしていきたいと考えております。また、今後の合同チームでの試合出場も見据え、静岡県合同チームの参加規程にのっとったチーム編成とすることといたしました。

本年度、コロナの中でしたが、中体連の代替大会として実施されたフレンドリーマッチでは、小山中学校と須走中学校がサッカーで合同チームとして参加いたしました。

次に、同活動の今後に関するアンケート等は過去実施されたことがあるのか。また、実施していないのであれば、今後そのようなアンケート調査を行うことを考えているのかについてであります。

新1年生の部活動加入人数を把握するため、入学前の小学校6年生へ、中学校で何部に入るかの意向調査を実施しております。

部活動検討委員会には、小学校の教員も委員として参画しております。もちろん教育委員会からもオブザーバーとして出ております。児童や保護者の意見などの情報を交換しながら、次年度以降に向けての話し合いをしております。また、部活動に特化したものではありませんが、学校では年2回の学校評価を実施しており、保護者からの意見を聞く機会を設けております。

部活動につきましては、文部科学省は令和5年度から段階的な地域主体への移行を考えております。このことも踏まえ、今後、生徒、保護者を対象としたアンケートを実施し、参考にすることも検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 教育委員長より、文部科学省の考える部活動における令和5年度からの段階的な地域主体への意向を踏まえ、今後、生徒、保護者を対象としたアンケートの実施を検討していただけるとの御回答をいただきましたので、大変うれしく思っております。もちろん、保護者や生徒の希望、要望全てをかなえることなど、到底難しいことは重々承知しておりますが、保護者における送迎の面であったり、課題であったり、家庭内における状況などは、時代とともに刻々と変化をしております。学校側のできるできないももちろんございますが、まずは意見のすくい上げを前向きに実施していただきますようお願いいたします。

それでは、3点ほど質問をさせていただきます。

思春期の多感な中学生のみなげるエネルギーを運動を通して一生懸命目的を持って集中させるためにも、運動系の部活を中心にされてこられた経緯も確かにあるかもしれません。しかしながら、部活動において、運動に精通し、自ら体を動かすことを好む生徒もいれば、芸術的な側面で自らを高め、一生懸命目標を持ち、チャレンジできる生徒もおります。一律、全ての生徒が運動を好み、そして目標を掲げられるわけではないと感じております。

確かに、総合文化部が各学校にはございますが、小山中学校の吹奏楽部に 21 名、総合文化部に全校合わせると 31 名が入部しております。これら文化部への入部を希望する生徒がいることが実証されております。つまり、これにより選ぶものがないため、仕方なく運動部に参加している生徒もいることが考察できます。少しずつしか変わらない制度、仕組み、慣行や意識などの中で、無意識的に窮屈な生き方を選択させることが多くなっているのではないかという視点も重要であると感じます。運動部、文化部ともに、この学びの機会の多様化はどのように今後働きかけをされるべきであるとお考えなのでしょうか、お伺いさせていただきます。

二つ目に、3 校合同の部活動実施において、大きな問題点の一つに、生徒の移動が挙げられるかと思われます。

確かに、以前の小山町でしたら不可能であったかもしれませんが、小山町が新しく導入したオンデマンドバスの有効活用やタブレット導入による遠隔指導など、先進的な取組を双方向で活かすことによって、生徒の移動や指導者の遠隔指導など、新しく試みることが可能となってきたのではないかと考えます。これらを導入することで、様々な取組を図ることもできると考えますが、今後、これら先進的なツールを部活動において使用していくことを検証、検討する意向は町にございますでしょうか、お答えください。

最後に、合同練習を行われたり、フレンドリーマッチにおいて、小山中学校と須走中学校がサッカーで合同チームとして参加する取組などを行われたりと様々な取組を実施していただけているようですが、残念ながら、結果としては須走中学校の男子サッカー部は昨年なくなっていました。やはり一時的な集合体をつくるような取組ではなく、何かしらの継続が可能となる中長期的な取組が必要であると感じております。

それには、やはり 3 校合同の部活動を推進していただく、これが解決の糸口となるのではないかと私は考えております。3 校合同の部活動の実施をいきなり検証するのは難しいというのであれば、試行的に、まずは数の少ない文化系の部活動から着手することはできないのでしょうか。

例えば、小山中学校には既に吹奏楽部がございます。なので、残りの 2 校の生徒が小山中学校の吹奏楽へ参加できるよう調整し、まずは吹奏楽部で試行的に実施してみるという手もあるかと思いますが、そのような試行的な働きかけを今後検証してみるお考えが町にあるのか。

以上 3 点をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 再質問にお答えします。

今、議員の方から非常に生徒数が少ない、全部で 414 人だということを調べてくださったようですけども、まさしく本当にどこも小規模です。この中で、幾つもの部活動ができるということは、なかなか難しいです。そういう中で、本当にいろんな形で今までも現在も考えてきました。やはり一つのチームを組むには人数が必要です。その限られた人数の中で、それから指導できる

教員数からも割り出して、これができるのではないかなということで、できること、できないことを明確にしております。

それから文化部は、個別のものも多くあるなどしますと、どうしても総合文化部として、まとめていく必要があるかなと思います。今までにも文化部に入って、放課後は保護者が連れて、ほかのチームへ行ったりとか、また、個人的に練習をするなど、いろいろしてきております。現在もそれが続いております。

それから、この部活の問題ですが、学校の運営と大きく関わってきます。学校が年度末から年度始めにかけて十分に話し合いができることが必要です。限られた枠の中で、本当にできること、できないことを理解していただくことが必要です。入りたい活動がちょうどなくても、ほかの部活動で基礎体力を養い、高校に入ってから本格的に自分のやりたい部活に入って、高校時代は県の代表にもなったり、そして現在も社会人になっても、世界的に活躍している選手もいます。

次に、3校合同の部活動実施についての試行的な取組についてであります。これは今までも何回も実は話し合いをしております。あっちへ行ったりこっちへ行ったり、子ども達がそうなったらいいいんじゃないかなということで工夫して、じゃあ土曜日、普段の日はとても、やはり往復はできなかったものですから、普段は学校で練習をして、そして土曜日に、じゃあ、一緒に部活の練習をしましょうなどといういろいろありました。その中で、大きくクローズアップされた問題が、リスクがやはり大きかったのは、例えばこちらのチームでレギュラーになれていたのに、こちらの学校の子が足りないからと入ったら、レギュラーから外されてしまうということもあるわけです。

そうすると、今度は子ども同士の問題ばかりではなく、保護者の問題にまで大きくなっていくこともありました。今、吹奏楽の話をなさいましたけれども、吹奏楽でも自分のポジションがせっかくあったのに、よその中学校から大勢来たら、楽器もないし、順番になったり、今まで自分のポジションがあったのに、他校から来たために自分のポジションがなくなってしまったという悲しい思いをする子もいます。

そういうリスクを考えると、学校ではなかなか踏み切れない部分もありました。これから、小山町は本当に3校少ないものですから、どんな形でできるか、またさらに検証していきたいなと思っています。

それから、もう一つ、合同でできるようになりましたら、やっぱり子ども達の安心な活動ができるためには、先生方を何人か、結局一緒に派遣しなければなりません。先生方の通常業務に支障のないようにやっていくために、今でも多忙な先生方に負担をかけないようにやっていく方法を考えていきたいなと思っています。そうすると、今度は逆にそっちを優先がするために、今ある部活動がやはり減らされていくということも理屈としてあるということは、考えていただければと思います。

それから、送迎の関係で、今オンデマンドの話が出ましたけれども、そのあたりにつきましては、こちらでじゃあそうしましょうというわけにはいきません。安心・安全な子ども達の移動が本当にできるのか、かなり検証していく必要があると思います。見た目はぱっとできるように思いますよね。でも子どものことですから、何回も検証していく必要があると。私達は子ども達の心の負担も考えながらやっていきたいと思っています。

今後も私達、教育委員会としましては、学校の相談に乗りながら、支援できることを常に明確にし、子ども達のために、学校が本当に子ども達の健全育成ができるような形をまた考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君）　ここで、小林君に申し上げます。発言時間残り3分を切りましたので、再々質問は、論点を整理し、質問するように求めます。

再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君）　教育長のおっしゃるとおり、少子化で小規模校となり、部活動の選択肢がなくならざるを得ない従来の部活動の在り方を見直し、運動系の部活動と文化系の部活動、それぞれの選択の幅を広げ、中学という生涯に影響する時期に学びを変えられるよう、先生方が皆様が取組を行ってくださっていることは重々承知しております。

ただ、しかし、文化芸術の薫るまちづくりを目指すのであれば、様々な施策はもちろんですが、やはり子ども達の学びにおいて、それに近づけるよう働きかけるものも適切であると言えるのではないのでしょうか。

教育長のおっしゃるとおり、守らなければならない事柄も教育面では多々あるかと思われます。ですが、ぜひ、こうでなければならないという従来の考え方から脱却していただき、小山町ならこんなことができる、こんな選択肢を子ども達に増やすことができるという夢のある模索をしていただければと思います。

数値で表われているとおり、現状維持は衰退を意味し、そのしわ寄せは、誰でもなく子どもに振りかかるのです。また、この中学生の総数が414人という小さな町で、一方では多数の選択肢があり、その一方では人数が少ないという理由だけで選択肢が少なくなるという現状を、そこに住んでいるのだから仕方がないとしてしまう、そんな現状維持をし、取組を行わない町に対して、果たして人は魅力を感じ、移り住みたいと思うのでしょうか。そして、そんな町で子育てをしたいと思うのでしょうか。町はこれらを鑑み、今後この部活動をどのようにするべきであるかをどう御考察されているのか、再度お伺いいたします。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○教育長（天野文子君）　小林議員の再々質問にお答えします。

少し少子化とか何かはちょっと外して、教育について答えさせていただきます。

部活動は、教育の一環として実施しているものです。これは重々承知されていると思います。どうしても好きなことをやりたいというのであれば、総合部で個人的に精進していくことも選択肢としてあります。

学校での部活動は、子ども達の心身の成長のためにチームとして活動しております。中学、高校時代でもそうですが、部活動を通して培われた力は、社会人になっても自分のためだけではなく、人のために、みんなのためにと考えをはせられる人間に育っていきます。

多くの人との関わり、様々な体験を学校、または地域で経験して育つことが人間力を高めていくことです。そのためにも、今の部活動は大いに子ども達の育ちにより影響を与えているものと思っています。何回も申し上げますが、部活動は教育委員会がやるべきものではないのですので、学校と教育委員会と連携して相談してやっていきたいと思っています。

文化部の話を何回もされますが、やはりアンケートを取ってみますと、子ども達はほとんどが運動部に入ります。文化部は非常に、選択肢が少ないということもあると思いますが、文化部を希望することが非常にいつも少ないというふうに話を聞いております。

それで、私は思いどおりに行かないことは世の中幾らでもあると思います。小さい町に住めば小さい町なりのよさとデメリットとあります。そういう中で、思いどおりに行かないことも選択肢の一つ、その中で培われる力も多々あると思います。逆にかえって、そういう中で、非常に思いやりが育ったり、我慢するとか乗り越える力とかというのはついていくのじゃないでしょうか。そして、そういうことを教えていくのも保護者の務めじゃないかなと思うんですね。ないから駄目だね、あれは駄目だねというふうに駄目押しをするのではなく、こういうことも現実としてはあるんだということを伝えていく保護者であってほしいなと思っています。

今までは多分、そうやってずっと各学校、ない部活に入りたくても保護者が上手に育ててくださっていると思います。小山町はそういうところだなと思っています。

それから、やはり人間というのは、本当に思いどおりに行かないものです。置かれた環境の中で、精一杯自分らしく自分の花を咲かせていく、それも一つの生きる力ではないかなと、そんなふうに考えることもあります。でも、私達はできる限り、今後、子ども達のためにどういうことができるか、3校の先生方、また、小学校の先生方とも相談をしながら、小山町なりの部活動がどんなふうにできるか考えていきたいと思っています。

ただ、他校に行ったときに、あんたが来たがためにとか、そういうリスクを背負うこともあり得るかもしれないことを教師は、それをまた育てていくというか指導しながらやっていくんだということも、ぜひ承知おいてほしいと思います。

以上です。

○3番（小林千江子君） 以上で質問の方を終わりにしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月17日水曜日 午前10開議

議案第15号から議案第48号までの34議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、評決を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時43分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦

令和3年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和3年3月17日（第6日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
こども育成課長	大庭 和広君	総務課課長補佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	

閉 会 午後1時58分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第 15 号 町有財産の譲与について
- 日程第 2 議案第 16 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 議案第 17 号 町道路線の変更について
- 日程第 4 議案第 18 号 第 5 次小山町総合計画について
- 日程第 5 議案第 19 号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第 20 号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第 21 号 小山町文化芸術振興条例の制定について
- 日程第 8 議案第 22 号 小山町スポーツ振興条例の制定について
- 日程第 9 議案第 23 号 小山町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 24 号 御殿場小山広域都市計画地区計画富士山麓フロンティアパーク小山地区
計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 25 号 小山町須走多目的広場の管理に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 26 号 小山町誓いの丘公園の管理に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 27 号 小山町豊門公園の管理に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 28 号 小山町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について
- 日程第 15 議案第 29 号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 30 号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 17 議案第 31 号 小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 32 号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 33 号 小山町町民いきいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 20 議案第 34 号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 35 号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 37 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 38 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 25 議案第 39 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 26 議案第 40 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 41 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 28 議案第 42 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計予算

日程第 29 議案第 43 号 令和 3 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第 30 議案第 44 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第 31 議案第 45 号 令和 3 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第 32 議案第 46 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
日程第 33 議案第 47 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第 34 議案第 48 号 令和 3 年度小山町水道事業会計予算
日程第 35 議員の派遣について

(追 加 日 程)

追加日程第 1 町長提案説明

追加日程第 2 同意第 1 号 小山町教育委員会教育長の任命について

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局並びに議員の発言の際は、マスクを着用することとします。

また、小山町議会傍聴規則第 8 条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を、議長において許可しておりますので報告します。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 15 号 | 町有財産の譲与について |
| 日程第 2 | 議案第 16 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 17 号 | 町道路線の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 18 号 | 第 5 次小山町総合計画について |
| 日程第 5 | 議案第 19 号 | 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を廃止する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 20 号 | 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例を廃止する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 21 号 | 小山町文化芸術振興条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 22 号 | 小山町スポーツ振興条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 23 号 | 小山町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 24 号 | 御殿場小山広域都市計画地区計画富士山麓フロンティアパーク小山地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 25 号 | 小山町須走多目的広場の管理に関する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 26 号 | 小山町誓いの丘公園の管理に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 27 号 | 小山町豊門公園の管理に関する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 28 号 | 小山町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 29 号 | 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 30 号 | 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 31 号 | 小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 32 号 | 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について |

日程第 19 議案第 33 号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第 20 議案第 34 号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について

日程第 21 議案第 35 号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第 1 議案第 15 号から日程第 21 議案第 35 号までの議案 21 件を一
括議題とします。

それでは、2 月 25 日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第 41 条第 1 項の規定に
より、総務建設委員長及び文教厚生委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について
報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） ただいまから、2 月 25 日、総務建設委員会に付託された 15
議案について、審査の経過と結果を御報告します。

3 月 9 日、午前 10 時から、会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長等、議会か
ら委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第 15 号 町有財産の譲渡について、議案第 16 号 町道路線の認定について、議
案第 17 号 町道路線の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり
可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号 第 5 次小山町総合計画についてを報告します。

委員から、小山町総合計画審議会からどのような意見が寄せられたのか。との質疑に。

具体的には、小山町史は素晴らしいものであるもので、その活用を基本施策に取り組むことや、
商工業の基本施策の目標設定では、その指標の項目にキャッシュレス化を加えるべきなどの御意
見がありました。との答弁がありました。

委員から、人口減少の歯止めの観点から、民間デベロッパーなどと共同して、市街化区域内の
開発についてもっと積極的な姿勢を示す必要があると思うが。との質疑に。

民間との連携などについては、総合計画に記載しており、また、前期基本計画に記載する各方
針により、御指摘の内容は網羅できていると考えています。との答弁がありました。

委員から、総合計画と SDG s との関わりについて、検証をどのように捉えているのか。との
質疑に。

SDG s は、今回の第 5 次小山町総合計画からの新しい考え方で、今後、計画の進捗管理を行
っていく中で、対応について検討・検証を含めてしっかりと取り組んでいきたいと考えていま
す。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 18 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきも
のと決しました。

次に、議案第 19 号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を廃止する条例について、議案第 20 号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例を廃止する条例について、議案第 24 号 御殿場小山広域都市計画地区計画富士山麓フロンティアパーク小山地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 25 号 小山町須走多目的広場の管理に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、使用料に関して、業としての写真撮影、その他これに類する行為は有料とある。これは次の二つの議案の条例でも同様の表現がある。これについては、あくまでも個人的な趣味での目的でカメラ等で撮影をする場合は、使用料はかからない。あくまでも生業としてする行為にだけかかるとの解釈でいいのか。との質疑に。

有料の場合は、映画撮影などによるカメラ等を使用する場合を想定しており、個人での撮影は適用外です。との答弁がありました。

委員から、バーベキュー等の火気の使用は可能か。との質疑に。

火気の使用は認められません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 25 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号 小山町誓いの丘公園の管理に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、使用料の徴収方法は。との質疑に。

現在施工中の外構工事の中で、100 円硬貨を入れる箱を設置し、職員が定期的に回収します。なお、この場所は、人目につかない場所なので、今後、安全性を保つ必要があれば必要な手だてを行っていきます。との答弁がありました。

委員から、トイレ等の維持管理費は幾らか。との質疑に。

ネポン式トイレの保守点検、トイレ及び便槽の清掃、給水業務、溶液代などおおむね 200 万円かかります。これからの公園の管理には、当然それぞれが生む便益と費用については、きちんと意識をしながら管理をしていこうと思っています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 26 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 27 号 小山町豊門公園の管理に関する条例の制定についてを報告します。

初めに、都市基盤部長から、本来は本会議の補足説明で説明すべきことだったということで、次のとおり説明がありました。

豊門公園に関しては、フロンティア推進課の公民連携担当において、民間で運営を行うとのことで、サウンディング、その他の手続きを進めていました。ところが、昨年来の新型コロナウイルスの影響で、その業務が止まっている状況です。

町としては、豊門会館、西洋館を含めた豊門公園の管理については、民間に任せる方針は変わっていませんが、新型コロナでその動きが全く止まっているので、今回条例案を出させてもらった経緯があります。との説明がありました。

委員から、今後の豊門公園の利活用の考えは。との質疑に。

非常にロケでの需要が高いことから、融通が利くように豊門会館と西洋館を個別の施設として位置づけをし、使用料も見直しをしました。今後は、コロナの状況を見て民間へお任せができればと思っています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 27 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 28 号 小山町地域優良賃貸住宅基金条例の制定についてを報告します。

委員から、基金として積み立てる額は予算で定めるとの項目があるが、どの程度の金額を見込んでいるのか。との質疑に。

その年度の決算額により生じた差額を翌年度に予算計上し、基金に積立てを行うものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 28 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 30 号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、区で法人格を取得するにはどうすればいいのか。との質疑に。

区から町に対して認可地縁団体の申請手続きをしていただき、町で告示行為をすることにより、法人格を得ることになります。なお、認可地縁団体による法人格は、地方自治法に定められている法人格です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 30 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 33 号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、町民、町民以外をどのように分けて徴収するのか。との質疑に。

その区分により券売機で買っていただき、フロントで身分証明書を確認し、町民か町民以外かを確認する予定です。との答弁がありました。

委員から、町外の方が大勢来ているのは、あしがら温泉は料金が安いからだと思う。金額が上がると使用者が減ると思うが。また、町内外で差をつけた理由は。との質疑に。

コロナ禍において 3～4 割程度減少している状態で、それを加味した上で、収支がプラスマイナスゼロとなるよう試算し、それに基づいて今回設定をしました。町内外で差をつけた理由は、町民いこいの家の名称のとおり、町民の福利厚生のための施設ということに重きを置くべきであ

ること、また、今回のコロナ禍においてかなり大きな影響が出たことから、その辺も見直しをしていくこととし、この金額の設定をしました。との答弁がありました。

委員から、今後、指定管理者とした場合、このままの料金体系とするのか。との質疑に。

指定管理に移行した場合は、この使用料を上限として、指定管理者が利用料金を設定できるので、今後、指定管理者の運用の仕方に関わってくると考えます。との答弁がありました。

委員から、過去 10 年間で指定管理者へ補填した金額は。との質疑に。

昨年度までは黒字でしたが、今年度はコロナの影響が大きく実質的に赤字です。そこで国の臨時交付金を使い、約 2,000 万円補填しました。との答弁がありました。

委員から、指定管理者が決まるまでは、今までの 500 円で続けてもいいと思う。その間にどのくらいの人が来るのか、そして、町民と町民以外の方をしっかりと把握してから料金設定を見直し、指定管理に渡せばいいのではないか。との質疑に。

指定管理者を公募する際に、きちんとした料金設定が担保されていないと、手を挙げる業者も非常に難しいと考えられます。したがって、今回まず料金改定し、指定管理者を募集したいと考えています。また、現在の指定管理者からも値上げが必要であるとのことを、何年にもわたって言われていますので、そういう現場の声を酌み上げての今回の判断です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 33 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 34 号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、町内に都市公園は幾つありますか。との質疑に。

27 か所です。との答弁がありました。

委員から、都市公園の扱いについて、目的を達していないのに普通財産にするのはおかしくないか。との質疑に。

町として都市公園の一部を普通財産とする判断をしました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 34 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 35 号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、湯船町住の現状を見たとき、他の棟の方に 1 棟か 2 棟にまとめて移動していただき、順次解体していく手法は取れないのか。との質疑に。

今回の取壊しにより、残りは 11 棟、44 戸となりますが、住んでいる世帯は 13 世帯であり、集約化が大きな課題でもあります。令和 5 年度には、長寿命化計画の見直しを行いますので、その中で集約化が可能かどうか検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 35 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された 15 議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（池谷洋子君） 次に、文教厚生委員長 佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） ただいまから、2 月 25 日、文教厚生委員会に付託された 6 議案について、審査の経過と結果を御報告します。

3 月 11 日、午前 10 時から、会議室において、当局から町長、副町長、教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第 21 号 小山町文化芸術振興条例の制定についてを報告します。

委員から、心豊かな町民生活を活力ある地域社会の実現に寄与するためにこの条例を定めるということは、大変有意義であると感じているが、なぜこのタイミングで条例を定めるのか。との質疑に。

今回の条例で、町の責務や文化連盟・体育協会等関係する団体などの役割を明らかにして、令和 3 年度に関係者と十分に協議し、計画を立て、令和 4 年度に今行っている事業を更に充実して実行したいと考えています。今回の条例制定はその第一段階です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 21 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 22 号 小山町スポーツ振興条例の制定についてを報告します。

委員から、第 4 条に、町の特性に応じた施策を総合的に計画的に実施するとあるが、具体的にどのようなことか。との質疑に。

第 3 条で掲げている四つの基本理念を柱として、町民の健康保持・増進や、スポーツ活動を支える環境づくりなどに係る方針について、基本計画に反映させて施策を進めていくイメージです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 22 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号 小山町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、第 2 条において、町長は必要があると認めるときは、法人に対し、予算の範囲内で助成することができるとあるが、予算の範囲内とは。との質疑に。

この条例は、社会福祉協議会を想定しており、従来では、助成金の額は前年踏襲のような状況でした。そこでこの条例を定め、社会福祉協議会内・住民福祉課内・予算要求時など、各ステップにおいて検討を重ね、予算額を決めていくものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 23 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 29 号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第 31 号 小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例について、議案第 32 号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された 6 議案の審査の経過と結果について委員長報告とします。

○議長（池谷洋子君） 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1 議案第 15 号 町有財産の譲与についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 16 号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 17 号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号 第5次小山町総合計画についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 21 号 小山町文化芸術振興条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 22 号 小山町スポーツ振興条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 23 号 小山町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第24号 御殿場小山広域都市計画地区計画富士山麓フロンティアパーク小山地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第25号 小山町須走多目的広場の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第26号 小山町誓いの丘公園の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第27号 小山町豊門公園の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第28号 小山町地域優良賃貸住宅基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 29 号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 30 号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 31 号 小山町国民健康保険条例及び小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 32 号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 33 号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

2 番 室伏辰彦君。

○2 番（室伏辰彦君） 本議案に対して修正動議を提出します。

○議長（池谷洋子君） ただいま 2 番 室伏辰彦君から、小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する修正動議が提出されました。

ここで暫時休憩します。

午前 10 時 48 分 休憩

午前 10 時 57 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

この動議は、二人以上の発議者がありますので、地方自治法第 115 条の 3 及び小山町議会会議規則第 17 条第 1 項の規定により成立しました。

ここで修正動議について資料を配付します。

（資 料 等 配 付）

○議長（池谷洋子君） 本案に対しては、室伏辰彦君他 2 名から、お手元に配りました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。2 番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 議案第33号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第115条の3及び小山町議会会議規則第7条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

令和3年3月17日。発議者、小山町議会議員、室伏辰彦、同渡辺悦郎、同佐藤省三。

修正は、別表中の使用料に関する部分の表の町民、町民以外、全日、平日、土曜日、日曜日及び休日を削除し、使用料を大人一人600円、子ども一人300円、大人一人（障害者）300円、子ども（障害者）100円とします。

次に、条例修正案の提案理由を説明をいたします。

これまでの当局の説明において、算定の根拠として町内外者の区分により、平日において町内者8割、町外者2割で、休日は町内者2割、町外者8割とあり、その条件の下での料金設定でしたが、その根拠は果たしてしっかりとしたものなのでしょうか。

また、その確認の仕方に関しての説明では、券売機でそれぞれ区分で購入した後に、フロントにおいて身分証で確認するとのことでした。このコロナ禍において、なるべく対面によるものを減らさないといけない中での確認作業や、町内外者を分けることによって従業員の業務が煩雑になり、ましてや身分証による確認では、お客様に関しても不快な思いをさせるおそれがあります。

ましてや、近隣の市町では、山中湖村以外は、市内外者あるいは町内外者は同一の料金であります。まずは、直営期間中に本当にそのような区分が必要なのか、見極めることが必要ではないのでしょうか。

これらのことにより、今回の修正案の提案理由といたします。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず修正案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。4番 鈴木君。

○4番（鈴木 豊君） 今回の修正案に対しまして賛成する立場から、その討論をいたします。

私は、議員懇談会や委員会においても質疑をしてきたわけでありまして、値上げについては、私は賛成であります。

ただ、町民以外の、いわゆる町外の入湯者に対して、平日700円、休祭日800円は、あまりにも一気に上げすぎです。まして、現在いこいの家といっても町内者より町外者が多く見られます。

先日、私事ですが足柄温泉に入っただけでまいりました。そこにおいて町外で温泉に行った方が、やはり700円に値上げしたら他にも温泉行こうぜなんて言っている意見もありました。

そのようなことに関しまして、使用料に差をつけることにより入浴者も減ることも考えられますし、事務的にも、先ほども説明にありましたように、煩雑になることが予想されます。

そのようなことから、私は修正動議の賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第 33 号の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、議案第 33 号の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第 33 号について、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、修正議決した部分を除く議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで 10 分間休憩します。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 16 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 20 議案第 34 号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第35号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第36号 令和3年度小山町一般会計予算

日程第23 議案第37号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第24 議案第38号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第25 議案第39号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第26 議案第40号 令和3年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第27 議案第41号 令和3年度小山町土地取得特別会計予算

日程第28 議案第42号 令和3年度小山町介護保険特別会計予算

日程第29 議案第43号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第30 議案第44号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第31 議案第45号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第32 議案第46号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第33 議案第47号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第34 議案第48号 令和3年度小山町水道事業会計予算

○議長(池谷洋子君) 次に、日程第22 議案第36号から日程第34 議案第48号までの令和3年度予算に係る議案13件を一括議題とします。

それでは、3月2日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） 3月2日、総務建設委員会に付託されました令和3年度予算について、委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、予算9件の審査を行いました。

初めに、議案第36号 令和3年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、小山町鳥獣被害対策協議会補助金が、昨年の185万5,000円から460万1,000円に増えている。その理由と被害が増えているのか。との質疑に。

増額の主なものは、緊急捕獲活動支援事業で、捕獲した者に対する報酬や猟犬用のGPS発信機、用沢地区に防護柵としてワイヤーメッシュ約1,000メートル設置する費用への補助金です。なお、鳥獣害の被害は、例年と大きく変わっていません。との答弁がありました。

委員から、駿河小山駅前交流センター試行的運営助成金370万7,000円の中身は。との質疑に。

観光協会への助成金で、4月から9月までの半年分305万8,200円の人件費が主なものです。との答弁がありました。

委員から、人口政策推進費については、新設される人口政策推進室で執行していくのか。との質疑に。

基本的には、人口政策推進室で執行します。との答弁がありました。

委員から、昨年までは、町民いこいの家の利用料が計上されていたが、直営後の温泉内での物販等の利用料金は、来年度はどこに計上したのか。との質疑に。

来年度は直営になることから、当初予算には載せていません。今後運用が始まり収入が入ってくる予定でありますので、どこかの時点で補正したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、足柄地区コミセン改修工事实施設計が計上されているが、改修工事の内容と完成期日は。との質疑に。

令和3年度で実施設計し、令和4年度中に工事の完成を目指しています。工事の内容は、地元と調整した結果、支所部分は調理室に、トイレは和式を洋式に、和室はフローリングにして会議室にそれぞれ改修する他、壁紙や床の張替え等をする予定です。との答弁がありました。

委員から、財政調整基金について2億4,000万円の繰入れをするようだが、その時点での残高は。との質疑に。

繰り入れた後の残額は4億7,156万円余になります。との答弁がありました。

委員から、自主運行バス負担金の内容とデマンドバスのアピールが利用客増加に必要だと考えるが。との質疑に。

イニシャルコストとして新たに須走地区がデマンド化されることで、バス停を新たに設置する費用やランニングコストとして運送の経費、デマンドのシステムやオペレーターの利用料となっています。また、アピールの方法としては、シニアクラブに出向いて説明等をさせてもらったこ

とや、インターンシップの小山高校生が作成したポスターを校舎内に掲示し、高校生の利用の掘り起こしを行いました。との答弁がありました。

委員から、ナラ枯れ対策事業補助金 500 万円は何件を見込んだのか。また、これまでの伐採の実績は。との質疑に。

事業費の 2 分の 1 を補助するもので、最大 20 万円の補助で、25 団体分を計上しています。今年度の実績は、現時点で 19 件、240 万円です。との答弁がありました。

委員から、新たな働き方推進事業費の修繕費 300 万円は、町が所有する建物にサテライトオフィスとして使用する企業を誘致し、町が施設改修を行う事業で、サテライトオフィス設置支援補助金 300 万円は、民間所有施設のサテライトオフィス化に必要な建物改修などの費用の一部を補助するものとのことだが、この金額は頭出し的な性質のものか。との質疑に。

現在、民間施設や公共施設でテレワークやワーケーション、サテライトオフィスも含めて、可能性の調査、ヒアリング等を行っているところです。今の段階でどれだけ需要があるのか、どういう物件を求めているのか、どういうところを整備したらよいのか等、明確になっていないので、この可能性調査の結果を踏まえて、要綱の整備等を行っていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、湯船原の工業団地も 10 区画全部売れたが、固定資産税は昨年度に比べ 3.5% の減となっているが、その理由は。との質疑に。

湯船原の増収は約 3,200 万円を見込んでいます。一方、国の施策として、新型コロナウイルス関連の特例があり、令和 2 年中の収益が下がった事業用の家屋、償却資産については、課税標準額をゼロ、または半額とすることにしており、その影響として約 1 億円の減額を見込んでいます。その他 3 年に 1 度の評価替えに伴う減額もあります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 36 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 40 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算を報告します。

委員から、一般会計からの繰入れをずっとし続けないとこの会計は成り立たないのか。との質疑に。

繰入れについては、基本的には公債費に充てることを原則として、起債の償還額相当分の繰入れをしています。今後の見通しとしては、下水道使用料の大幅な増収は見込めない一方で、施設の更新事業や維持管理費が増加していく懸念があります。このような中で、一般会計からの繰入れがないと運営上なかなか厳しいですが、施設の効率的な稼働と維持管理費の削減等を行いながら、受益者負担の原則もあることから、使用料の見直しなどを行い、一般会計からの繰入金金の削減に努めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、この会計の事業においては、防衛省の補助金を受けることはできないのか。との質疑に。

須走地区の下水道整備の際には、防衛8条の民生安定施設のメニューの中に、汚水除去施設の項目があり、防衛省の補助金と国土交通省の補助金の両方をもらって整備しました。その後、国の要綱が変わり、汚水除去施設の項目はなくなったことから、現在は下水道事業での採択要件はありません。との答弁がありました。

委員から、高い利息の起債について借換えはできないのか。との質疑に。

借換えを行うことは可能ですが、借換えし、繰上償還を行う際、制度上保証金が必要になります。繰上償還した際にその損失の補填をしなければならないため、結果的に町の支払いは有利にならないことから借換えはしていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第40号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 令和3年度小山町土地取得特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計予算を報告します。

委員から、宮ノ台の分譲地について、売れ残っている区画は今後どうするのか。との質疑に。
現在でも申込みはあり、残りは4区画になっています。今後も推進していきたいと思っています。との答弁がありました。

委員から、土地の価格をつける際の基準はあるのか。との質疑に。

近傍地の土地の価格や造成工事費を見ながら収益が上がらないように価格を設定しています。との答弁がありました。

委員から、令和3年度からこの会計の担当はどこになるのか。との質疑に。

事務の所管は、人口政策推進室になりますが、技術的な助言等に関しては都市整備課に仰いでいくようになるかと考えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第43号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算について報告します。

委員から、木質バイオマス発電所は、検討委員会において、今年6月に試運転、8月に暫定的に再稼働と決定し、令和4年度末までに正式再稼働するのか。廃止も含めた抜本的検討をする旨の説明をされている。また、この木質バイオマス発電所は、売熱収入がなければ極めて厳しいが、その売熱開始を令和5年度に設定しているが、売熱できる相手を探すことの可能性や見通しはどうか。との質疑に。

売熱の検討は、今後このエリア全体について関係各課と協議を行い、町が主体となって売熱できる事業者に対して、町の考え方を示していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 45 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 46 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算について報告します。

委員から、この事業の今後の見通しは。との質疑に。

用地交渉については、今後も粘り強く事業を理解していただき、何とかこの事業を達成したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、この事業は、地区説明会とか、地主説明会において理解を得て進めたのか。との質疑に。

町としては、事業に入る際に地権者協議会を設立し説明してきました。その中で、ある程度見込みがあるという判断でスタートを切って進めてきました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 46 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 47 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計予算について報告します。

委員から、この会計は、繰越金を除けば明らかに赤字事業である。コロナ禍でホテル側も大変だろうが、収入の改善策はないのか。との質疑に。

抜本的な見直しが必要であるかもしれません。具体的には、ホテルとの料金の見直しや最低保証金額の設定などの交渉も必要だと考えます。しかし、一方では、入湯税としてホテルからは 3 年間で約 878 万円余の金額を一般会計で受けているのも事実であります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 47 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 48 号 令和 3 年度小山町水道事業会計予算について報告します。

委員から、その他特別損失として、配水管撤去工事 1,000 万円を計上しているが、この内容は。との質疑に。

新東名高速道路本線建設に伴い、支障となる既設の配水管の撤去工事の費用です。これは N E X C O 中日本と協定を結び、新東名の工程に合わせて実施しています。この費用については、特別利益として N E X C O 中日本からの負担金で、同額の 1,000 万円を計上しています。との答弁がありました。

委員から、国庫補助金返還金 233 万 4,000 円に関して、防衛補助の残存価格を返済との説明があったが、その詳細は。との質疑に。

須走低区配水場にある既設の配水池 3 基を取り壊して、新設の配水池を 1 か所にまとめて造る整備工事を今年度の秋から始めています。この配水池 3 基のうち、1 基は防衛 8 条の補助金で建設しましたが、その耐用年数が現時点で 12 年残っているのです、この 12 年分の割合に相当する補助金の額を返還するものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 48 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された令和 3 年度予算 9 件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、町道 1689 号線、町民いこいの家の現地視察を実施したことについて合わせて御報告します。

○議長（池谷洋子君） 次に、文教厚生委員長、佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） ただいまから、3 月 2 日、文教厚生委員会に付託されました令和 3 年度予算について、審査の経過と結果を御報告します。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算 5 件の審査を行いました。

初めに、議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、児童発達支援事業費、放課後等児童通所支援事業費が昨年より増加しているが、その原因は。との質疑に。

対象児童数が、児童発達支援事業費は 6 人、放課後等児童通所支援事業費では 13 人、それぞれ増えることを見込んだことによるものです。との答弁がありました。

委員から、アートビレッジ実行委員会交付金 300 万円の内容は。との質疑に。

詳細は決まっていますが、実行委員会を組織し検討していきます。財源は県の助成金を 200 万円計上しています。との答弁がありました。

委員から、ひとり親家庭等医療費扶助とこども医療費扶助との関連について、どちらが優先されるのか。との質疑に。

18 歳未満の場合、ひとり親家庭の医療費扶助が優先です。また、障害者の場合もありますが、あくまでそれぞれの制度の方が優先されます。また、助成の方法は、ひとり親家庭等の場合は償還払い、こども医療費の場合は窓口で資格証を出すことで無料になります。との答弁がありました。

委員から、新型コロナウイルスワクチンの関係で、以前接種は総合体育館で行うと説明があったが、空調施設がないので夏場は大丈夫か。また、ワクチン接種券の発送はいつ頃に予定しているのか。との質疑に。

空調の関係で懸念があったことから、議会への説明の後、再度内部で検討した結果、文化会館の金太郎ホールを使うことにしました。ワクチン接種券等の発送は、国からのワクチン配布時期

が不透明な中で、高齢者の一部の方か全員の方か検討中ですが、4月19日くらいの予定です。との答弁がありました。

委員から、クアオルト健康ウォーキング推進事業について、参加者の現状と来年度の見込み、事業の周知方法は。との質疑に。

現在の参加者は、1回当たり5人程度で、来年度は5人から10人を見込んでいます。周知方法には、3か月に1回クアオルト通信を発行し、各世帯へ回覧板でお知らせしています。この他公共施設にはチラシを配架しています。との答弁がありました。

委員から、太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業補助金150万円の内容は。との質疑に。

新エネルギーの利用を促進し、地球環境の保全と省エネの推進を図ることを目的とし、システムを設置する方に対して費用の一部を補助するもので、太陽光発電システムは5万円、太陽熱利用システムは2万5,000円を補助するものです。との答弁がありました。

委員から、コミュニティFM中継局設置調査の内容は。との質疑に。

災害発生時等の緊急時における情報の発信について、効果的な手段であるFM放送を提供するために、中継局をどこに設置するか調査を行うものです。との答弁がありました。

委員から、小山消防署新庁舎用地について、昨年9月の池谷 弘議員の一般質問において、検討委員会を開催して検討するという答弁がありました。結果として、昨日検討会が開催されたようですが、なぜ今まで開催されなかったのか。との質疑に。

今年度をもって廃止されると言われていた緊急防災対策債が、昨年末5年延長するとの発表がありました。それまではこの事業を自主財源のみで実施することは困難な状況だったことから、これをきっかけに本格的な協議がスタートしました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出及び延長により、会議の開催を延期していたためです。との答弁がありました。

引き続き委員から、検討会の結果を議会に説明してもらえるか。との質疑に。

昨日の検討会は、会長が副町長で町長も出席しました。この会の下に用地に関する作業部会と建設建築に関する作業部会を組織づけしました。今後何度か会議を開催していきますので、適当な機会を捉え議会に説明します。との答弁がありました。

引き続き委員から、場所の選定における町の基本的な考え方を伺う。今の場所から離れた場所になる場合は、遠くなる地域に高齢者が多いと不安が大変大きいと思う。その不安を払拭できるような説明をしてもらえるか。また、8分消防、5分救急への対策として、道路の拡張や修繕など町民が安心できるような対策を実施すべきだと思うが。との質疑に。

用地に関しては、面積や接道、騒音、災害の不安がない場所等様々な問題があり、委員の皆様からも既に御意見や御指摘を受けていますので、今後作業部会の中で検討していきます。また、

消防、救急のレスポンスについては、消防本部と諮りながら検証していきます。との答弁がありました。

委員から、コロナ禍非常事態宣言のため検討委員会を開催できなかったと回答がありました。が、実施している事業や開催している会議はあります。消防署は町民の命や財産を守る重要な施設なので、コロナ禍を理由に検討委員会を開催しないのは納得できません。また、場所が未確定な状態でなぜ予算だけが先に計上されたのか。との質疑に。

起債の関係で町の姿勢として計上したものです。との答弁がありました。

また、町長からは、予算については、地方債も計上しており、対外的にこういう姿勢を見せることも必要です。また、小山消防署は、広域行政組合の消防署になるので、組合との調整についてもかなり時間を要しました。この消防署の建設は、町民にとって非常に重要なことですので、透明性を高めながら進めていくことが大変重要です。その点でこれから議会にも、必要に応じて説明をしてまいりますので、何とぞこの消防署建設がスムーズに進みますよう、御理解と御協力をいただきたいと思います。との答弁がありました。

委員から、すばしりのこども園の増設計画は。との質疑に。

北原団地の跡地に園舎を約 400 平方メートル増築したいと考えています。これは園児の減少を見込んだ計画です。との答弁がありました。

引き続き委員から、この場所は、平成 22 年に災害に遭ったが、その対策は。との質疑に。

立山の上部には防砂堤等が施工され、かなり土砂の流入を抑えていると認識しています。園舎の設計の中では、雨量などを計算し、調整機能も持たせた上で浸水しないように考えています。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブの実績と見込みは。との質疑に。

3 月 1 日時点で成美 20 人、明倫 46 人、足柄 24 人、北郷 85 人、須走 28 人、合計 203 人で、予算上の見込みは、成美 22 人、明倫 47 人、足柄 28 人、北郷 98 人、須走 40 人、合計 235 人です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 36 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計予算を報告します。

委員から、過誤納金還付金 400 万円の内容は。との質疑に。

例えば、社会保険に加入したにも関わらず、国民健康保険を脱退する届出が遅れ、遡って資格喪失になった場合に還付をするものです。実績としては、平成 29 年度は 150 万円ほどでしたが、今年度は今現在で約 329 万円となっており、近年多くなっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 37 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 38 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計予算を報告します。

委員から、コロナ禍において返済に困っている人や相談はあるか。また、返済が困難な場合、救済措置はあるのか。との質疑に。

返済に困っているとの申出や相談はありません。なお、疾病、その他の特別な理由により奨学金の返済が困難な場合は、申出によって猶予することができます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 38 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 39 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 42 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計予算を報告します。

委員から、介護給付費準備基金繰入金が前年度は 3,000 万円でしたが、令和 3 年度予算はゼロです。その理由と基金残高は。との質疑に。

介護保険事業は、3 年間の計画で事業実施しています。令和 3 年度は、計画期間の初年度であるため繰入れせず、逆に 3,500 万円を基金に積み立てる予定です。なお、今年度末の基金残高は 3,000 万円繰り入れることにより約 3,070 万円です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 42 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された令和 3 年度予算 5 件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会の最後に、東日本大震災 10 周年における弔意表明のため、全員で 30 秒間の黙禱を行い、委員会終了後、足柄放課後児童クラブ、多目的広場改修工事設計箇所（ジョギングコース）の現地視察を実施したことについて、併せて御報告します。

○議長（池谷洋子君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、ここで午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 22 議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○12 番（渡辺悦郎君） 動議。

○議長（池谷洋子君） 12 番 渡辺君。

○12 番（渡辺悦郎君） 本議案に対して修正動議を提出いたします。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで暫時休憩します。

午後 1 時 01 分 休憩

午後 1 時 07 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続いて、会議を開きます。

ただいま 12 番 渡辺悦郎君から、令和 3 年度小山町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。

この動議は、二人以上の発議者がありますので、地方自治法第 115 条の 3 及び小山町議会会議規則第 17 条第 1 項の規定により成立しました。

ここで修正動議について資料を配付します。

（資 料 等 配 付）

○議長（池谷洋子君） この修正動議については、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。12 番 渡辺悦郎君。

○12 番（渡辺悦郎君） 議案第 36 号 令和 3 年度小山町一般会計予算について、地方自治法第 115 条の 3 及び小山町議会会議規則第 17 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和 3 年 3 月 17 日。発議者、小山町議会議員、渡辺悦郎、同じく室伏辰彦、同じく佐藤省三。

修正は、予算書の 3 ページの第 1 条歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 114 億円とします。

予算書 4 ページから第 1 表歳入歳出予算は、6 ページの歳入、21 款繰越金 1 項繰越金 1 億円を 1 億 200 万円に増額し、23 款町債 1 項町債 6 億 5,600 万円を 5 億 9,400 万円に減額いたします。

8 ページの歳出、8 款消防費 1 項消防費 6 億 1,306 万 7,000 円を 5 億 5,106 万 7,000 円に減額し、12 款予備費 1 項予備費 2,000 万円を 2,200 万円に増額いたします。

予算書の第 3 表地方債は、消防庁舎用地購入事業 6,200 万円を削除します。

予算額の修正に伴う計の欄の修正額は、修正案の記載のとおりです。

予算書 11 ページからの予算に関する説明書については、2 歳入、45 ページの 21 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金、説明欄 1 前年度の繰越金の 1 億円を 1 億 200 万円に増額いたします。

50 ページの 23 款 1 項 3 目消防債 1 節消防債、説明欄 2 消防債 6,200 万円を削除します。

3 歳出、178 ページの 8 款 1 項 3 目消防施設費 16 節公有財産購入費、説明欄 16 小山消防署新庁舎用地の 6,200 万円を削除します。

209 ページの 12 款 1 項 1 目予備費 28 節予備費 2,000 万円を 2,200 万円に増額します。

次に、減額修正案の提案理由を説明いたします。

まず、小山消防署については、住民の生命と財産を守る基幹施設であり、地域防災の拠点で必要不可欠なものであり、建設自体に反対するものではないことを述べておきます。

昨年9月議会の池谷 弘議員の一般質問において、検討委員会において検討する。と答弁がございました。

その後、検討委員会は開催されることなく、本定例会の文教厚生委員会開催の前日に第1回が開催されました。

本来であれば、昨年年末に検討会を終え、具体的な案の提示が行われ、議会に対しての説明があつてしかるべきと考えます。当初予算が上程されたのが議会へ対しての最初の説明でありました。

提案理由の冒頭に述べましたが、住民の生命と財産を守る地域防災の要であります。だからこそ検討委員会において慎重に審議して進めるべきだと考えますが、残念なことに予算先行で今回計上されました。

より多くの町民に納得していただき、効率的、効果的、そして魅力ある消防署を建設するためにはプロセスが大事であります。

以上のことにより、今回の提案理由といたします。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立少数です。したがって、議案第36号の修正案は、否決されました。

それでは、議案第36号について、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、議案第36号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 37 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 38 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 39 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 40 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第41号 令和3年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第42号 令和3年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第43号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 43 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 44 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 45 号 令和 3 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 32 議案第 46 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 33 議案第 47 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 48 号 令和 3 年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 35

議員の派遣について

○議長（池谷洋子君） 日程第 35 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、5 月 31 日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長を派遣することについて、会議規則第 130 条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

ここで町長から、去る 12 月定例会において、発議第 4 号 議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に対する附帯決議に関し発言を求められていますので、議長においてこれを許可します。町長。

○町長（池谷晴一君） 令和 2 年 12 月定例会議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に対しまして、小山町議会から令和 2 年 12 月 16 日付で附帯決議がされました。私からその対応につきまして説明をさせていただきます。

一つ目、道の駅運営に関する町内の生産者、事業者を優先した納入、食堂における地産地消、物産販売での町内農産物等の販売促進と、二つ目の従業員の優先的な町民採用についてであります。まず、指定管理者を選定する際、この事項を条件として募集し、選定をしております。したがって、当然ながら新しい指定管理者は、履行すべき事項と承知しており、現在地元事業者の出店意思確認、現従業員の勤務継続意思確認、町民を優先した従業員の確保を進めております。また、この案件は、基本協定にもうたい、対応してまいります。

三つ目の業務引継ぎのスムーズな移行につきましては、町、現指定管理者、新指定管理者の協議をこれまで 6 回行っており、4 月から新しい「道の駅すばしり」へ移行ができるよう引継ぎを進めております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） ここで本日の日程について協議するため、暫時休憩とします。

午後 1 時 36 分 休憩

午後 1 時 42 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から、同意第 1 号 小山町教育委員会教育長の任命についての追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（議 案 等 配 付）

追加日程第 1 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 追加日程第 1 町長提案説明を議題とします。町長から同意第 1 号の 1 議案について、提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 今回追加提案いたしましたのは、人事案件 1 件でございます。

同意第 1 号 小山町教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、教育長であります天野文子さんの任期満了に伴い、教育長の任命をしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上であります。

追加日程第 2 同意第 1 号 小山町教育委員会教育長の任命について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第 2 同意第 1 号 小山町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第 1 号 小山町教育委員会教育長の任命についてを御説明申し上げます。

小山町教育委員会は、教育長と 4 人の委員で組織しており、その中で教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表しております。

このたび天野文子教育長の任期が、本年 3 月 31 日をもって満了となります。

天野文子さんは、平成 24 年 12 月 1 日から教育長に就任され、平成 27 年 4 月の新教育長制度への移行を経て、通算で 8 年 4 か月にわたり本町の教育行政の推進に多大な御尽力をいただいていたところでございます。

特にこの間、北郷こども園の開園から、町内全園のこども園化、子育て支援センターきんたろうひろばの設置など、幼児教育及び子育て支援の充実を図りました。

学校教育では、各学校に町単独講師の配置やトイレの洋式化とエアコンの設置を行い、地域との関わりにおいては、全小学校に放課後子ども教室を開設し、さらにふるさと金太郎博士事業も始めるなど、数多くの功績を残されております。

ここに改めて心より感謝を申し上げるところでございます。

天野文子さんから、この任期をもって退任したい旨の申出がありましたので、後任といたしまして、小山町柳島にお住まいの高橋正彦さんを教育長に任命いたしたく、お願いするものであります。

高橋正彦さんは、昭和 55 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 37 年間、本町はもとより、長泉町及び御殿場市の学校に勤務をされました。この間、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間、御殿場市教育委員会教育部次長兼学校教育課長として教育行政に携わられ、御殿場市立御殿場小学校校長を最後に定年退職され、その後、御殿場市教育委員会教育指導センター指導員として勤務をされておりました。

高橋さんは、人格高潔で、地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について高い識見を有しており、教育長に適任の方であります。

よって教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は本年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第 1 号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、同意第 1 号は、これに同意することに決定しました。

それでは、3 月末日をもちまして退任されます天野教育長がおられますので、退任に当たり御挨拶をいただきたいと思います。教育長 天野文子君。

○教育長（天野文子君） 本日は、このような場で退任の挨拶ができます機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、平成24年12月から8年4か月の長きにわたり、この職を務めさせていただきました。本当に深く感謝申し上げます。

皆様の応援をいただいたおかげをもちまして、私はとても楽しく、そして、やりがいを持ってこの職を全うしてきました。

まず、私が最初に心がけましたことは、教育行政として子ども達によりよい環境を整えていくこと、それを第一に考えてやってまいりました。この環境をつくっていくこと、それこそが教育行政の責任だと思っていたいました。

まず、学校を回りました。それで一番最初に気づいたのは、というか今までもそう感じてはいたんですけども、まず学校のトイレをきれいにしたい。昇降口をきれいにしたい。それが一番でした。

本当に役場の有能なスタッフのおかげをもちまして、全校3年間で洋式化、そして乾式といって水を流さない方式ですね。タイルじゃなくて乾式できれいにお掃除ができるということをやってきました。そして、また学校には、子ども達が靴を脱いだときに、靴箱にきちっとかかとをそろえて入れるということ、ずっと話をしてきました。

今現在、どこへ行ってもトイレは大変明るくきれいで、そして、昇降口はいつもきれいになっています。すがすがしい気持ちになります。やはり、子ども達は非常に落ち着いて、しっかり学んでいるなということを大変うれしく思っております。

もう一つ私が子ども達に、やはりこの昨今でするので人間関係の希薄さとか、子ども達の体験不足をとっても気にしていました。そういう中で、ふるさと金太郎博士事業を始めました。これは本当に地域の皆様、それから町の関係で、それから中学生ボランティアもそうですけれども、大いに多くの人達が関わってくださりまして、子ども達が様々なことに挑戦し、体験をしました。たくさんの体験を重ねてきています。

今年1年間は、本当にコロナでなかなかできなかったわけですが、町の行事に参加したり、地域の行事に参加して多くの人達と関わり、人として豊かに育ってきたのではないのかなと思っています。

今後ますます子ども達が地域の子として、それから町の子としてたくさんの体験を重ね、そして多くの人に関わって、人と一緒にいるっていいなって思って、豊かな心を育てていけばいいなと思っています。これからもぜひ応援をしていただきたいと思います。

それから、少子化というのは本当に大きな問題で、これからの時代の子ども達を育てていくためには、もう幼児期からの教育が重要であると感じていました。子ども達をしっかり預かり、昼間の間は幼児教育をきちっと計画を立てて実施していく。そして深い愛情を持って子ども達を育てていく。

そんな形でほとんど子ども園化をすることができたわけですが、幼児期のこの集団生活の中で子どもを育てていくということは、生きる力の基本を身につけていくなと思います。そしてそれが学校教育へとつながりまして、学校で身に着けた基礎、基本は、やがて生きて働く力になっていくものと思っています。学校教育の重要性を常に先生方にも説いてきたところです。

子ども達は、その学校教育の中で培った様々な体験で、自分のよりよい人生をまたつくっていくのではないかなと思っています。

このように様々なことがしっかり実現できてきましたことは、本当に議会や町民の皆様の御理解と御支援の賜物と本当に深く感謝しております。ありがとうございます。

私は、この小山町の豊かな自然、豊かな人々が本当に宝だと思っています。これから更なる発展を町民の一人としていつも陰ながら応援していきたいと思っています。本当にどうもありがとうございました。

○議長（池谷洋子君） 天野文子教育長、長年教育のスペシャリストとして、子ども達が未来に希望を持てる小山町への道筋をつくっていただきました。大変に御苦労さまでした。感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和3年第2回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後1時58分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	池	谷	洋	子
署	名	議	員	室	伏	勉	
署	名	議	員	室	伏	辰	彦